

外国人の雇用・労働に係る
統計整備に関する研究会
報告書

令和4年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

目次

第1	外国人の雇用・労働に係る統計整備に関する研究会設置の背景等	1
1	本研究会設置の背景	1
2	検討事項	1
3	委員名簿	1
4	開催経緯	2
第2	ハローワークが保有する行政記録情報の活用	4
1	ハローワークが保有する行政記録情報の意義	4
2	これまで活用された情報	4
第3	既存統計と比較可能な外国人統計の整備	5
1	統計整備の必要性	5
2	新たな統計の目的等	6
3	新たな統計の実施方法	7
4	新たな統計の調査対象	7
5	標本設計・復元における留意事項	8
6	属性情報の検討	9
7	調査・集計項目の検討	9
8	調査票・調査経路の検討	10
9	調査頻度の検討	10
10	回収率を高める工夫	11
11	既存統計を所管する関係省庁への働きかけ	11
第4	人手不足を判断するための既存統計の活用等	12
1	人手不足を判断するための指標の必要性	12
2	評価指標の検討	12
3	指標の算出方法の検討	14
4	事例研究（介護を例として）	15
資料1	「外国人雇用対策の在り方に関する検討会」に提出したハローワークが保有する行政記録情報の分析例	20
資料2	雇用労働関係統計の調査項目の比較と新統計の調査項目の検討	25
資料3	英国の労働力不足職種判断指標による介護職ケーススタディ	28
参考資料1	外国人雇用対策の在り方に関する検討会 中間取りまとめの概要	31
参考資料2	我が国における外国人に関する統計・データ	32
1	我が国の労働市場、生活状況に関する統計（外国人関係）	32
2	公的統計の抽出方法	38
参考資料3	海外における外国人に関する統計・データ	44

1	OECD (2018) 「Settling In 2018 Indicators of Immigrant Integration」に基づく概要整理.....	44
2	諸外国の移民・外国人の労働市場に関する統計.....	46
3	諸外国の移民・外国人の生活状況等に関する統計.....	52
4	諸外国の関連主要統計（詳細）.....	55
5	諸外国における各種統計・調査の具体的な調査方法.....	69
参考資料4 新たな統計の設計・実施における検討内容.....		77
1	母集団データベースの構築に関する状況.....	77
2	住民基本台帳／在留外国人登録を用いた調査における精度について（国立社会保障・人口問題研究所 是川 夕氏 提供資料）.....	80
3	地方自治体実施の外国人住民向け調査レビュー.....	83
4	SDGs 指標への対応状況について.....	88
5	アンケート調査 回収率向上に向けた工夫・事例.....	90
参考資料5 労働力需給に関する統計、人材不足の把握方法、受入れ調整制度.....		92
1	我が国の労働力需給に関する統計.....	92
2	諸外国の労働力需給に関する統計、人材不足の把握方法.....	96
3	受入れ規模等の調整に係る制度.....	105
4	その他.....	107

第1 外国人の雇用・労働に係る統計整備に関する研究会設置の背景等

1 本研究会設置の背景

- (1) 厚生労働省では、外国人雇用対策について幅広く議論するため、「外国人雇用対策の在り方に関する検討会」を設置し、令和3年6月に「中間取りまとめ」を公表した。このとりまとめでは、「外国人労働者をめぐる問題については、エピソードベースの情報にとどまらず、国内外の労働市場の動向の全体像をエビデンスに基づき客観的に把握し、取り組むべき課題や優先順位を明確にすることが求められる。」と指摘した上で、「関係諸機関が連携し、日本人と外国人が比較可能な統計等を新たに整備することも含めて検討し、エビデンスに基づく外国人雇用対策の立案の基盤整備を目指すべきである。」(p. 6)と提言している。
- (2) これらを踏まえ、本研究会では、外国人労働者の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、我が国労働市場における国内・国外からの労働移動の実態を適切に把握するための統計基盤の整備等に向け、検討を行った。

2 検討事項

本研究会における検討事項は以下のとおりである。

- (1) 外国人の雇用労働状況に関して、既存統計と比較可能な統計の整備
 - ① 国内外における統計の整備状況を把握した上で、外国人労働者の雇用管理の実態の把握に加え、労働移動の実態を適切に把握するため、新たに整備が必要と思われる統計の調査方法、調査内容等について、優先順位の整理を行う。
 - ② 新たな統計を整備する際の技術的課題の整理を行う。
- (2) その他、外国人労働者に係る施策に資する既存統計等のデータの活用等の検討を行う。

3 委員名簿

<委員> (五十音順)

井口 泰	関西学院大学経済学部 教授
神林 龍	一橋大学経済研究所 教授
小島 祥美	東京外国語大学 多言語多文化共生センター長 (世界言語社会教育センター准教授)
是川 夕	国立社会保障・人口問題研究所 国際関係部 部長
佐藤 香	東京大学社会科学研究所 社会調査・データアーカイブ 研究センター 教授
竹ノ下 弘久	慶應義塾大学法学部 教授
富田 敬子	常磐大学・常盤短期大学 学長
永吉 希久子	東京大学社会科学研究所 准教授
林 玲子	国立社会保障・人口問題研究所 副所長

- 樋口 美雄 労働政策研究・研修機構 理事長
町北 朋洋 京都大学東南アジア地域研究研究所 准教授
○ 座長

<オブザーバー>

- 大村 修一 総務省政策統括官（統計制度担当）付経済統計担当統計審査官室企画官
近江 愛子 出入国在留管理庁政策課長
渡邊 学 厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付
審査解析室長
今井 秀紀 厚生労働省職業安定局雇用政策課調査官

<事務局>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

<委託元>

厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課

4 開催経緯

第1回：令和3年10月29日

- (1) 事業概要・検討内容について
- (2) 文献調査について
- (3) 委員からの情報提供
- (4) 今後の方向性・論点について、意見交換

第2回：令和3年12月22日

- (1) 日本人と外国人が比較可能な統計の整備について
- (2) 人手不足を判断するための統計の活用等について
- (3) 意見交換（主に議題（1）について）

第3回：令和4年2月21日

- (1) 日本人と外国人が比較可能な統計の整備について
- (2) 人手不足を判断するための統計の活用等について
- (3) 外国人の雇用・労働等に関連する業務統計の活用について
- (4) 意見交換（主に議題（2）、報告書骨子案について）

第4回：令和4年3月14日

- (1) 日本人と外国人が比較可能な統計の整備について
- (2) 人手不足を判断するための統計の活用等について

- (3) 外国人の雇用・労働等に関連する業務統計の活用について
- (4) 意見交換

第2 ハローワークが保有する行政記録情報の活用

1 ハローワークが保有する行政記録情報の意義

- (1) 公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）における業務管理システム（以下「ハローワークシステム」という。）で把握されている求職情報・求人情報の中には、外国人と日本人を比較できる指標がある。これら指標は、景気後退時等における外国人労働力需給状況を日本人と比較するための指標として活用することができる。また、これら指標は、対象月の翌月末にはとりまとまるため、即時性があるものとなっている。
- (2) このため、外国人雇用対策の在り方に関する検討会においては、これらの情報が外国人雇用の状況を分析する際の資料として活用され、公表されてきたところである。今後も、こうした取組を継続することが適当である。
- (3) なお、ハローワークシステムで把握する行政記録情報の活用に当たっては、ハローワークへの求職者と求人事業所以外の求職者や事業所の情報が含まれていないことや、ハローワークへの求職者や求人には、産業、職種等で一定の偏りがあることに留意することが必要である。

2 これまで活用された情報

過去の外国人雇用対策の在り方に関する検討会で提示された主なハローワークシステムで把握する行政記録情報の分析は以下のとおり。（資料1参照）

① 外国人求職者の分析

- 求職者数推移（新規・有効、外国人・一般（外国人を除く）の別）
- 新規求職者中の非自発的離職の割合の推移（外国人・一般（外国人を除く）の別、在留資格別）
- 新規求職者中の無業者・前職非雇用の割合の推移（外国人・一般（外国人を除く）の別、主要在留資格別）
- 就職率の推移（外国人・一般（外国人を除く）の別、主要在留資格別）
- 留学生新規求職者の推移（既卒・在学中別）

② 外国人向け求人の分析

- 外国人向け求人数の推移（新規・有効、主要な在留資格別）
- 職業別の外国人向け有効求人数の推移（主要な在留資格別）
- 外国語使用有効求人の推移（言語別、職業別、主要な在留資格別）

第3 既存統計と比較可能な外国人統計の整備

1 統計整備の必要性

- (1) 既存の統計等において、国籍や在留資格を把握しているものは、表1に掲げるものに限られる。第2に掲げるハローワークシステムで把握する行政記録情報等の分析も、ハローワークへ求職を行わない外国人やハローワーク以外への求人の情報は含まれないという限界がある。
- (2) このため、外国人雇用対策の在り方に関する検討会の中間取りまとめでは、ハローワークシステムで把握する行政記録情報等による分析は引き続き行うべきとしつつも、それだけでは、我が国の外国人労働者全体の労働条件、キャリア形成等の雇用管理の実態の把握に加え、我が国労働市場における国内・国外からの労働移動の実態を適切に把握しきれないという認識のもと、新たな統計の整備の必要性を強調している。
- (3) また、OECDにおいては、加盟国の外国人に関する各種指標（表2参照）^(注)を国際比較しているが、我が国では把握していない指標や、国勢調査においてしか把握していない指標が多くみられる。また、持続可能な開発目標（SDGs）においても、外国人労働者に関する指標に係るデータが求められており、我が国における外国人労働者の現状についての国際比較性の担保からも、外国人労働者に関する新たな国内統計の整備が望まれる。

(注) 移民の技能と労働市場における統合・排除に関する指標(OECD(2018))

表1 国内既存統計等での国籍等の把握

■国籍、在留資格等が把握されている既存統計等					
統計名	公的統計		業務記録情報（業務統計）		
	国勢調査	賃金構造基本統計調査（賃金センサス）	労働者死傷病報告	外国人雇用状況の届出	在留外国人統計
調査対象	・世帯とその世帯員	・事業所（5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所）	労働災害等により死亡・休業した労働者	新たに雇い入れられた又は離職した外国人労働者（在留資格「外交」・「公用」保持者、特別永住者は届出対象外）	・本邦に在留する外国人
国籍・在留資格の把握	・国籍（11区分：2010）	・在留資格（集計は6区分。特別永住者及び外交又は公用の在留資格をもって在留する者は記入不要）	・国籍・地域、在留資格（在留資格「外交」・「公用」保持者、特別永住者は記載不要）	・国籍・地域、在留資格	・国籍・地域、在留資格

※ 労働力調査、就業構造基本調査、毎月勤労統計、国民生活基礎調査、就労条件総合調査、雇用均等基本調査、雇用保険事業月報・年報では、国籍、在留資格に関する項目なし

※ 帰化者を把握している統計はない

表 2 国際比較項目と既存の国内統計

国際比較項目と既存の統計（OECD（2018）「Settling In 2018 Indicators of Immigrant Integration」に基づく）			
移民の技能と労働市場における統合・排除に関する指標			
OECD(2018)の指標	同様の調査項目を有する既存統計 (雇用労働関係)	OECD(2018) 利用統計	留意点
3.1.学歴	雇用動向調査、賃金構造基本統計調査、就業構造基本調査	国勢調査	2019年（令和元年）以降、賃金構造基本統計調査には、在留資格別集計が新設された
3.2.言語能力	—	—	既存統計には存在しない
3.3.成人教育・訓練	国際成人力調査	国際成人力調査	すでに比較可能
3.4.就業率・労働力率	労働力調査、就業構造基本調査	国勢調査	
3.5.失業率	労働力調査、就業構造基本調査	国勢調査	
3.6.長期失業率 ※失業期間	労働力調査、就業構造基本調査、雇用動向調査	—	
3.7.雇用契約類型	雇用動向調査、賃金構造基本統計調査	国勢調査	
3.8.労働環境 ※労働時間、職業	雇用動向調査、労働力調査、就業構造基本調査	—	
3.9.職能スキル ※職業	雇用動向調査、労働力調査、就業構造基本調査	国勢調査	
3.10.学歴過剰 ※教育歴、職業	雇用動向調査、賃金構造基本統計調査、就業構造基本調査	—	出身国を含めた教育歴・職業歴の調査で把握可能
3.11.自営業	労働力調査、就業構造基本調査	国勢調査	労働力率・雇用率、失業率を把握する際にも必要であるが、世帯調査（とその他のDB）が必要

2 新たな統計の目的等

1で述べた統計整備の必要性を踏まえ、この統計は、以下の事項を目的とすべきである。

- (1) 事業所調査及び労働者調査により、外国人労働者を雇用する事業所及び外国人労働者の雇用労働の状況や入職離職の実態等を産業別、事業所規模別、在留資格等の別に明らかにすること^(注1)。
- (2) 集計結果により、外国人労働者の労働条件等を産業別、事業所規模別、在留資格別、職種別等に把握・分析すること。さらに、層別の集計結果を用いて既存統計^(注2)で把握されている日本全体の雇用労働の状況等と外国人の雇用労働の状況等を産業、事業所規模、職種等^(注3)の別に比較^(注4)すること。
- (3) 上記を通じ、外国人雇用対策の取り組むべき課題や優先順位を明らかにするなど、政策の企画立案に資すること。

(注1) この統計の事業所調査及び労働者調査により、表2で掲げるOECDの国際比較項目のうち、3.1、3.7、3.8、3.10等には一定の対応が可能となる。一方で、非労働力人口を含む項目や生活状況の項目の本格的な調査のためには、世帯調査が必要である。

(注2) 既存統計での集計値は、外国人を一部含む労働者全体の値である。

(注3) 産業別、事業所規模別等に層化無作為抽出の目標精度（標準誤差率）を担保することを前提にしている。集計には、都道府県別の集計も含まれるが、集計項目によっては、サンプルサイズの大きさから、安定した値が算出できない可能性がある。

(注4) 労働者全体の母集団を対象とした既存統計において、日本人労働者に特化した値を得る方法として、既存統計において在留資格等を把握し、日本人労働者のみの集計表を作成することが考えられる。また、外国人労働者との比較参照のため、外国人労働者を雇用する事業所

における日本人労働者を調査する方法も考えられるが、調査の設計等についてはさらなる検討が必要である。なお、これを日本人労働者全体の値に復元する場合や、同一事業所内の外国人と比較する場合には、サンプルサイズや精度等の課題がある。

いずれにせよ、日本人労働者と外国人労働者を産業や事業所規模等の影響を排除し、より精度良く比較できるための方策については、解決すべき課題として引き続き検討されるべきである。

3 新たな統計の実施方法

- (1) 新たな統計の整備の方法としては、日本全体を対象とした既存統計において在留資格等を属性情報に追加する方法がある。この方法は、賃金構造基本統計調査で実施済みであるが、外国人労働者が全労働者数に占める割合は2～3%程度であるため、調査客体数が相当大きくなければ、標準誤差率が大きく、値を表示できる集計項目は限定される。
- (2) 全ての雇用労働関係の統計で同様の対応をするためには、相当の調査客体数^(注1)の確保等が課題^(注2)となることから、まずは、外国人労働者に特化した調査^(注3)を新設することが現実的な手段となる。
- (3) これらを踏まえ、外国人の雇用労働に関する統計の整備の方向性としては、既存の雇用労働統計の調査項目を統合した外国人を対象とした新たな公的統計^(注4)（一般統計）を新設すべきである。
- (4) 調査項目については、既存統計との比較可能性^(注5)を担保するため、新設統計に入れる調査項目と既存統計の調査項目の整合が必要である。

(注1) 賃金構造基本統計調査の調査客体数は、7万8千事業所、労働者166万人である。

(注2) 既存統計において、外国人労働者の抽出率を日本人より高くすることで、サンプル数を確保する方法も考えられるが、復元の方法や精度等に課題がある。

(注3) 日本と同様に、外国人労働者の割合が低い（約3%）韓国では、既存統計の調査項目に合わせた外国人に特化した調査を実施している。ただし、世帯調査であって、産業、事業所規模別の層化無作為抽出は行っていない。

(注4) 統計法上、国が行う統計調査は、原則として公的統計によることとされている。公的統計とすることで、長期安定的な調査の実施、統計の品質の確保、調査票（個票）の開示とそれに関連する詳細な集計条件や関連情報の開示による統計データの活用が可能となるなどの利点がある。

(注5) 既存統計は、雇用動向調査、就業構造基本調査、労働力調査等を念頭においている。この方法では、外国人を数%含む労働者全体の母集団と、外国人労働者の母集団を比較することになる。

4 新たな統計の調査対象

- (1) 従来、厚生労働省が実施する雇用労働統計では、事業所及びその労働者を調査対象とすることを基本としている。一方、労働力調査、生活状況関係統計は、非労働力人口についても調査する必要があることから、世帯を調査対象とすることを基本として

いる。

- (2) 外国人の労働条件その他の雇用労働の状況の調査のためには、事業所調査が不可欠であること、厚生労働省の外国人雇用状況届出のデータベースにおいて外国人を雇用する事業所を全数把握することが可能であることを踏まえ、新たな統計は、まずは、事業所及びその労働者を調査対象とした調査とすべきである（表3参照）。
- (3) 非労働力人口・自営業者を含む世帯調査を実施するためには、外国人を網羅的に把握する母集団データベース^(注1)の構築が必要となる^(注2)。そのためは、必要なデータを有する関係省庁の協力が不可欠であり、その実現向け、政府部内において引き続き検討すべきである。

(注1) 国勢調査の情報を用いて外国人の調査を行おうとする場合、調査頻度が5年に1度である一方、外国人は、在留期間が短い者や、国内外を行き来する者が多いなど、住所の異動の頻度が高いため、住所情報の精度の担保に課題がある。

(注2) このデータベースは、地方自治体を実施する統計での活用も期待される。

表3 国内外統計の調査母集団

調査方法（世帯・個人調査／事業所調査）とそれぞれの調査対象（上：関係図、下：既存統計調査・検討課題等含む整理）			
	自国民	外国人	
被雇用者	1	5	A：1～8を把握 (EU等：LFS)
自営業	2	6	B：5～8を把握 (韓国：SILCLF+EAPS)
失業者	3	7	C：1と5を把握
非労働力人口	4	8	D：5を把握

調査対象	自国民・外国人の把握	調査対象の労働力状況				既存統計調査	検討課題		
		被雇用者	自営業	失業者	非労働力				
世帯・個人調査	全体	質問項目で事後把握	○	○	○	○	■ EU、豪州：LFS等 ■ 国勢調査	● 外国人個人のサンプル確保 ● 追加調査項目の検討	A
	外国人のみ	外国人名簿情報で事前把握	○	○	○	○	■ 韓国：SILCLF+EAPS	● 自国民との比較 ● 外国人名簿の確保	B
事業所調査	全体	事業所・企業の雇用者情報を活用	○	×	×	×	■ 賃金構造基本統計調査等	● 被雇用者以外の状況把握 ● 調査項目検討	C
	外国人雇用事業所のみ	外国人雇用事業所を事前に把握	○	×	×	×	■ 外国人雇用状況の届出	● 外国人雇用なし事業所との比較 ● 被雇用者以外の状況把握 ● 調査項目検討	D

5 標本設計・復元における留意事項

- (1) 新たな統計の調査母集団は、外国人雇用状況届出データベースに登録（令和3年10月末現在）されている約29万事業所、約173万人の外国人労働者とすべきである。
- (2) 新たな統計の目標精度（標準誤差率）^(注1)等は、既存の雇用労働関係統計の目標精度、回収率等を踏まえ、産業分類別、事業所規模別、在留資格別の層別に決定^(注2)する。決定された目標精度を担保できるよう、層別に抽出率（復元倍率）を設定する。
- (3) 標本抽出は、産業分類^(注3)、事業所規模、在留資格による層化無作為抽出とし、層の区分けについては、可能な限り既存の統計との整合を図るべきである。これにより、

産業分類別、事業所規模別、在留資格別の集計表において、既存統計との比較可能性
(注4) を担保すべきである (注5)。

(注1) 主要な雇用労働関係の統計では、目標精度(標準誤差率)は、4～7%程度で設定されていることが多い。

(注2) 既存統計の標本設計においては、産業大分類(例:15大分類)、事業所規模(例5種類)などを掛け合わせたクロス表において、目標精度(標準誤差率)を担保している。新たな統計も同様の標本設計を行えば、既存統計との比較可能性が担保される。在留資格については、詳細な在留資格は細かすぎることから、ある程度大きくくりにしたカテゴリー(例:専門的技術的分野等)について、目標精度を担保することが現実的である。

(注3) 産業大分類により層化する。既存の主要な雇用労働統計においては、農業・林業、漁業は含まれていないが、新たな統計ではこれら産業も調査対象に含める。

(注4) 目標精度を設定した層の区分けよりも区分けを細かくする場合、目標精度は担保されず、標準誤差率が上がる。このため、それよりも細かな区分けで既存統計と新たな統計を比較しようとした場合、標準誤差率が大きく、比較が困難となる可能性がある。

(注5) 外国人は、在留資格の変遷を経ることが多いことから、同じ集団を継続的に調査する縦断調査を実施することが望ましいが、予算確保等を含めて将来的な課題である。なお、統計法の規定に基づき、研究機関が、厚生労働省から新たな統計の調査票情報(労働者票)の提供を受け、その情報を活用してコホート集団を形成し、縦断調査を実施することは可能である。

6 属性情報の検討

新たな統計においては、外国人の雇用労働の状況の分析に資するよう、雇用労働の状況に影響を与える可能性のある属性情報を調査すべきである。

(1) 外国人特有の属性情報

- 在留資格、国籍^(注1)
- 在留期間、出生地(国)、最終学歴取得国、両親の出生地、母語、日本語能力^(注2)等

(2) 既存統計と同様の属性情報

- 性別、年齢、最終学歴、卒業年等

(注1) 国籍については、最終学歴取得地や語学力等、国籍(母語)によって影響のある項目の集計を想定している。

(注2) 日本語能力については、日本語能力検定試験など、客観的な試験結果による評価とするが、試験を受験したことがない場合は、試験のレベルに相当するものを尋ねる調査を行う。事業所調査とするが、労働者に同じ質問をすることも検討する。

7 調査・集計項目の検討

- (1) 新たな統計の調査・集計項目については、既存統計で集計された雇用労働の状況と新たな統計により集計される外国人の状況の比較可能性を担保するため、既存統計^(注1)の調査項目と整合する必要がある^(注2)(資料2参照)。

(注1) 雇用動向調査、就業構造基本調査、労働力調査等を念頭においている。

(注2) 調査票の設計に当たっては、外国人に関する調査を実施した経験のある地方自治体の意見を聞くべきである。また、労働者票の設計に当たっては、外国人労働者の意見を聞くべきである。

(2) 雇用労働の調査項目としては、以下の項目を含むべきである。

- 就業上の地位、雇用形態、就業日数、職種、収入関係、勤続年数、訓練・自己啓発、育児・介護状況等
- 入職経路等（国内外）、前職情報（国内外）等^(注)

(注) 雇用動向調査、就業構造基本調査、労働力調査の調査項目を念頭においている。入職に要する費用も調査する（事業所票、労働者票双方）。労働者調査では、副業の有無の調査も検討する。

(3) 生活状況の調査項目としては、以下の事項を含むべきである。

- 世帯構成員の情報（性別、年齢等^(注1)）、世帯収入、仕送り額^(注2)、社会・労働保険加入状況^(注3) 等

(注1) 国内居住者については、調査項目が過大とまらない範囲で就学状況等も含める。生活状況に関する本格的な調査は、4(3)で述べたとおり、非労働力人口等を含む世帯調査における課題として検討されるべきである。

(注2) 送金に要する費用も含む。なお、入職に要する費用や、送金に要する費用については、持続可能な開発目標(SDGs)において、移民に係る指標として求められている指標の一部であることに留意する。

(注3) 制度的には加入は担保されているが、実態について把握する必要がある。なお、労働者のみを対象とした調査となるため、外国人全体の状況を把握できるわけではない。本格的な調査は、世帯調査によって行われる必要がある。

8 調査票・調査経路の検討

(1) 調査票は、事業所票と労働者票とし、労働者票は労働者^(注1)に回答を求める。なお、回収率を維持するため、労働者票の調査項目は極力限定する必要がある。このため、事業所が把握している労働者に関する事項^(注2)については事業所票に盛り込むべきである。

(2) 調査経路は雇用動向調査等を参考に検討するが、労働者票は事業者が労働者に配付し、労働者が直接返送する方式を念頭におき、インターネットによる回答も可能とするべきである。

(注1) 調査対象が派遣事業者の場合は、派遣労働者も調査対象に含まれる。なお、派遣元事業者は、派遣労働者の国籍、在留資格を把握し、賃金等を賃金台帳で管理していることに加え、派遣先名称・所在地、従事する業務の種類、教育訓練の内容等を把握し、派遣元管理台帳に記載することが義務づけられているため、これら派遣先の情報を事業所票に回答することが可能である。

(注2) 事業所票の回答の正確性の担保のため、台帳等の整備が求められている事項を中心とするよう留意する。

9 調査頻度の検討

(1) 雇用労働の既存統計（事業所調査）の調査頻度との整合性を保つため、年1回を基本とすべきである。

(2) 調査の基準となる期日^(注)を定め、その日における状況を調査する。

(注) 回収率の向上のため、主要な事業所調査の基準期日と重ならないように調整する必要がある。

10 回収率を高める工夫

(1) 過去の外国人向けのアンケート調査結果を踏まえると、個人調査は質問数が多くなると、回答率が下がる傾向が認められることに留意し、労働者調査は質問項目の絞り込みが必要である。

(2) 地方自治体等の調査で行われている工夫は以下のとおり。

- ① 多言語対応（ネット回答含め）^(注1)
- ② 督促の実施
- ③ レイアウト、イラスト等による見やすさの工夫
- ④ ウェブでの回答^(注2)を併用
- ⑤ 所属先からの周知・配付^(注3)
- ⑥ ノベルティ等の付与

(注1) 外国語の質問については、訳し戻し（日本語→外国語→日本語）によるチェックが必要である。

(注2) 紙媒体と比較して回収数は少ないことが多いが、回収数の積み上げには寄与する。

(注3) 雇用動向調査等での労働者票の配付の方法を参考にする。

11 既存統計を所管する関係省庁への働きかけ

(1) サンプル数が多い雇用労働に関わる基本的な統計については、在留資格を調査項目に追加するように、関係省庁に働きかけるべきである。

(2) 4(3)に述べたように、非労働力人口を含む外国人全体の調査を行うためには、外国人を網羅的に把握する母集団データベースが必要である^(注1)。このデータベースの構築のため、各省庁の持つ行政記録情報を活用できる仕組みの構築^(注2)について、総務省統計当局に働きかけるべきである。

(注1) データベースの構築に当たっては、構築過程における外国人の人権への配慮が必要である。

(注2) 令和5年度からの新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」において、外国人の状況の把握についても言及するように働きかけるべきである。

第4 人手不足を判断するための既存統計の活用等

1 人手不足を判断するための指標の必要性

- (1) 「特定技能運用基本方針」(H30.12.25閣議決定)においては、本制度による外国人の受入れは、「生産性向上や国内人材確保のための取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にある」産業上の分野に限って行うとされている。
- (2) 足下の人手不足感を判断するためには、各産業分野の主たる業務に従事する労働者を念頭に、産業別(職種別)に人手不足の状況を把握する指標が必要である。これら指標は、特定の産業・職種が人手不足にあることを明らかにし、かつ、他の職種の人手不足の状況と比較可能であるべきである。
- (3) このため、人手不足を評価する指標について、既存統計を活用した手法を検討した。これらの指標の検討は、データに基づく多面的な外国人の受入れの議論に資するものである。

2 評価指標の検討

- (1) 欧州諸国の多くは、外国人の受入れにあたり、労働力需給に関する様々な分析を行っている。この内容としては、労働力不足職種の分析、産業分野別の分析、雇用主調査、予測分析などがある(表4参照)。これらは、相互補完的に外国人労働者の受入れ政策の決定に活用されている。日本の特定技能労働者の受入れは、1(1)の要件を満たす人手不足の産業の分野で行われる。欧州諸国で行われている分析のうち、この受入れ分野の設定に最も関係が深いものとして、労働力不足職種の分析があげられる。
- (2) 労働力不足職種の分析を行っている欧州諸国のうち、英国移民顧問委員会(MAC)は、多くの客観的な指標を採用し、それに基づき、労働力不足職種の設定^(注1)を行っている。
- (3) 本研究会では、特定技能労働者の受入は、産業分野別に行われること、客観的な指標による判断が求められていることから、英国の指標セットを例として検討した。ただし、英国においても、このような指標には、あいまいさが残るとしており^(注2)、その活用には複数の指標を総合的に評価することが必要である(表5参照)。
- (4) 英国移民顧問委員会では、構造的な人手不足を見るための指標として、以下の3種類^(注3)の指標セットを採用している(表5参照)。
 - ① 価格基準指標(実質賃金中央値の変化率、時間あたり賃金中央値変化率)
 - ② 雇用主基準指標(未充足者数/雇用者数、求人数/雇用者数)
 - ③ 規模基準指標(雇用者数変化率、労働時間変化率、入職者数/雇用者数の前年差)
- (5) これら幅広い指標セットが、人手不足を判断する材料として我が国においても活用可能か^(注4)を検討した。

(注1) 英国では、2010年から人手不足の客観指標セットの開発とそれを活用した、労働力不足職種(SOL)の設定を行っている。人手不足職種の判断は、客観指標だけでなく、雇用主に対するヒアリング等の結果も加味して判断している。指標は、2017年に見直しが行われた。(MAC(2017))。

※ Migration Advisory Committee (MAC) (2017) “Assessing labour market shortages— A methodology update”

(注2) 英国移民顧問委員会によれば、人手不足についてのユニバーサルな経験的尺度は存在せず、容易に開発できるようなも見えないこと、人手不足の規模感にはかなりのあいまいさが残ること、職種別人手不足を計測することは、非常に困難なタスクであり、一つの単一の尺度はないこと、といった文献を引用しつつ、人手不足を評価するための方法論の確立には、判断と実用主義の要素が不可避免的に含まれる、としている (MAC(2017))。このため、雇用主指標に加え、価格基準指標や規模基準指標を示し、総合的な判断が必要としている。

(注3) 労働市場の不均衡を示す指標(欠員率等、労働力の不均衡を示す指標)も提言されているが、現時点では使用されていない。

(注4) 英国は職種別の労働市場が発達しているなど、日本の労働市場とは異なる側面もある。指標の利用に当たっては、こういった点に留意する必要がある。また、特定技能制度が全国一律の制度であるため、ここでは全国の指標の分析を行っているが、労働力需給の状況は地域によって異なることにも留意する必要がある。

表4 欧州各国における労働力需給評価方法

	労働力不足職種の設定		分野分析の実施		雇用主調査の実施		予測分析の実施		質的調査・分析の実施	
	有無	労働移民需要決定での活用	有無	労働移民需要決定での活用	有無	労働移民需要決定での活用	有無	労働移民需要決定での活用	有無	労働移民需要決定での活用
オーストリア	○	○	○	×	○	×	○	○	×	N/a
ベルギー	○	△	○	×	○	×	○	×	○	×
キプロス	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a
チェコ	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a
ドイツ	○	△	○	○	○	×	○	×	○	△
エストニア	○	○	○	×	○	×	○	×	○	×
ギリシア	○	×	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a
スペイン	○	×	○	○	×	N/a	○	○	×	N/a
フィンランド	○	×	○	△	○	△	○	×	○	△
フランス	○	○	○	×	○	×	○	○	—	—
クロアチア	○	×	×	N/a	○	×	×	N/a	×	N/a
ハンガリー	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
アイルランド	○	—	○	○	×	N/a	○	○	○	○
イタリア	×	N/a	×	N/a	○	×	○	△	×	N/a
ラトビア	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
ルクセンブルク	○	○	○	×	○	×	○	×	×	N/a
リトアニア	○	×	×	N/a	○	×	○	×	×	N/a
マルタ	○	○	×	N/a	○	○	○	○	○	○
オランダ	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
ポーランド	○	△	○	△	○	×	○	×	○	×
ポルトガル	×	N/a	×	N/a	×	N/a	○	○	○	○
スウェーデン	○	△	○	×	○	×	○	×	△	×
スロベニア	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a
スロバキア	○	×	△	×	○	×	○	×	○	×
イギリス	○	○	○	○	○	○	○	○	×	N/a

(出所) European Commission, Determining Labour Shortages and the Need for Labour Migration from Third Countries in the EU, Synthesis Report for the EMN Focused Study 2015
 ((備考)△は、Yes, but, not indirectly等の表現がある場合。)

表5 労働力不足職種の判断指標について（英国：MAC）

■ 英国移民顧問委員会（MAC：Migration Advisory Committee）：英国内務省財源により2007年に設立された法定外（non-statutory）・無期限（non-time limited）の政府外公共機関（Non Departmental Public Bodies：NDPB）。内務省規定に沿って選出された経済学者・移民専門家から構成される。

<p>■ MACによる人手不足指標の開発の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ● スキルや労働力不足の普遍的な定義や尺度はないとした Veneri(1999) 「職業不足の単一の経験的尺度は存在せず、容易に開発できるようにも見えない」 Green (1998) 「職種別の人手不足の量については、かなりのあいまいさが残る」 Bosworth (1993) 「スキル不足測定を「悪名高い」困難な作業」、「それを行うための「最善の方法」はない」 ● 労働力不足を示すには様々な指標を用いる必要がある オーストラリア国立労働研究所（2007）「スキル不足の存在を簡単に信頼できる尺度はない」、「さまざまな指標を利用する必要がある」 ● 労働力不足を評価するための方法論の確立には、判断と実用主義の要素が不可避的に含まれる ● 各指標にはベンチマークを設定（各年の指標の数字とベンチマークの数字を比較し、毎年、人手不足の状況を評価。） 設定方法：①（景気拡大期の）中央値+50%の値、②上位第1四分位の値、③コンセンサス・アプローチがあり、指標の種類に応じていずれかを採用（数値を設定していない指標あり）
--

■ **MACによる人手不足指標の開発の歴史**

- 2008年以来、労働力不足を評価し、英国の不足職業リスト（SOL）に含める職業と役職を推奨。最初に労働力不足評価に着手した際、方法論の開発も実施
- その後、労働力不足指標において不況の影響を考慮に入れるために2010年に改訂。2016年には、データの利用可能性と品質に関する課題への対応としてレビューを実施（職業や判断基準の基本は変更されていない）。

■ **MACによる人手不足指標の特定**
上記の制約を考慮して、以下の4つの面から労働市場の不足が顕在化する可能性を多面的に指標化

- **価格基準指標**：労働力不足の場合の労働市場のメカニズム、兆候を把握
- **雇用主基準指標**：雇用主に労働者の需要と採用能力について直接質問する調査から導出。
- **規模基準指標**：労働需要の変化等を示す指標で、人手不足を伴う可能性がある。
- **労働市場の不均衡示す指標**^{*}：欠員率など、労働力の不均衡を示す指標

（出所） Migration Advisory Committee, "Assessing labour market shortages: A methodology update" 2017.1. p5,6,23,27,28より作成

※労働市場の不均衡を示す指標は2020年には利用されていない。

（出所中参照資料）

Veneri, Carolyn M.(1999), "Can occupational labor shortages be identified using available data?" Monthly Labor Review, March 1999

Green, F., Machin, S. and Wilkinson, D. (1998), "The meaning and determination of skill shortages", Oxford Bulletin of Economics and Statistics, Vol. 60, pp. 165-87.

Bosworth, D.(1993) "Skill Shortages in Britain", Scottish Journal of Political Economy", Vol.40, pp.241-271

Australian Government(2007), "What is a skill shortage?", National Centre for Vocational Education Research (NCVER)

3 指標の算出方法の検討

- (1) 英国で使用されている指標（表6参照）を我が国において算出するために、活用可能な既存の雇用労働統計（雇用動向調査、賃金構造基本統計調査、労働力調査等）を検討した（表7参照）。
- (2) 指標の算出は、特定技能制度における受入数が全国で決定されていることから、全国の実績分析を行う。地域における指標を算出する必要がある場合は、調査票（個票）情報を用いた解析も考えられる。

表6 労働力不足職種(SOL)の判断 (英国)

英国 SOL 指標	労働力不足判断との関係
価格基準指標 (Price based Indicators)	
P1: 実質賃金中央値の1年前からの変化率% P2: 実質賃金中央値の3年前からの変化率% (P1の各年の変動要因を緩和した指標)	<ul style="list-style-type: none"> 労働力不足の際の労働市場の均衡にかかる指標 労働力不足の職種では、労働市場からの賃金上昇圧力が生じ、当該職種の労働供給、労働需要減をもたらす、労働市場は均衡に向かう【労働量不足状態での需要増: +、供給減: +、構造的不足: 0】
P3: 対象とする職業の時間賃金推計値 / 全職種の時間賃金推計値の加重平均 (年齢や地域の要因を制御)	<ul style="list-style-type: none"> 労働者が当該職種で就労する際の相対的プレミアムを示す指標 数値が高い職種ほど、労働力不足傾向が強いことが期待される (企業側は当該職種に必要なスキル人材確保に高い賃金を払う)【労働量不足状態での需要増: +、供給減: +、構造的不足: -】
雇用主基準指標 (Employer based Indicators)	
E1: 未充足者数 / 雇用者数	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主の当該職種の充足困難性を示す指標 (未充足の水準、未充足率が上昇)【労働量不足状態での需要増: +、供給減: +、構造的不足: +】
E2: 求人数 / 雇用者数	<ul style="list-style-type: none"> 雇用主の当該職種の採用困難性を示す指標【労働量不足状態での需要増: +、供給減: +、構造的不足: +】
規模基準指標 (Volume based Indicator)	
V2: 雇用者数の1年前からの変化率%	<ul style="list-style-type: none"> 労働需要の大きさを示す指標、労働力不足を伴う可能性あり【労働量不足状態での需要増: +、供給減: -, 構造的不足: 0】
V3: 賃金支払い対象労働時間の中央値の3年前からの変化率	<ul style="list-style-type: none"> 労働需要の大きさを示す指標、労働力不足を伴う可能性あり【労働量不足状態での、+、供給減: +、構造的不足: 0】
V4: (当該年新規雇用者 / 当該年雇用者全体) の前年差	<ul style="list-style-type: none"> 労働需要の大きさを示す指標、労働力不足を伴う可能性あり【労働量不足状態での需要増: +、供給減: -, 構造的不足: 0】

(出所) Migration Advisory Committee, "Assessing labour market shortages: A methodology update" 2017.1
Migration Advisory Committee, "Review of the Shortage Occupation List: 2020" 2020.9
(備考) 表中の【】については、労働力不足の場合に、需要増や供給減生じたときの指標の期待される動きを上昇(+)、低下(-)、変化なし(0)で示したもので、構造的不足については、経年的に不足状態が続いている場合を示す。

表7 労働力不足職種(SOL)判断 (英国) と既存の国内統計

労働力不足職種の判断に利用する統計等 (英国 SOL の指標の場合)		
英国 SOL 指標	我が国での利用統計 (案)	介護職に係る我が国での指標作成の概要
P1: 実質賃金中央値の1年前からの変化率% P2: 実質賃金中央値の3年前からの変化率%	[賃金] 賃金構造基本統計調査 (厚労省) 介護労働実態調査 (デジタル) 消費者物価指数 (総務省)	[賃金構造基本統計調査] ・介護職員 (医療・福祉施設) が対象、参考として訪問介護従事者 (ホームヘルパー)、産業計についても算出 ・一般労働者、短時間労働者について算出 ・中央値の他、参考として平均値も算出 [介護労働実態調査] ・介護職員が対象、参考として訪問介護職員も算出 ・集計表からは所定内賃金の中央値が利用可能
P3: 対象とする職業の時間賃金推計値 / 全職種の時間賃金推計値の加重平均	[賃金、労働時間] 賃金構造基本統計調査 (厚労省)	・介護職員 (医療・福祉施設) が対象、参考として訪問介護従事者 (ホームヘルパー)、産業計についても算出 ・一般労働者、短時間労働者について算出 ※英国では、分母は人手不足職種の全職種の加重平均を利用している模様。我が国では産業計を利用
E1: 未充足者数 (ESS) / 雇用者数 (APS)	[未充足者数 (未充足求人数)、雇用者数] 雇用動向調査 (厚労省)	・集計表では、「社会保険・社会福祉・介護事業」での「サービス職業従事者」について算出、参考として産業計についても算出 ・分母は、同統計の常用労働者とした
E2: 求人数 (Burning Glass) / 雇用者数 (APS)	[有効求人倍率] (独自指標) 職業安定業務統計 (厚労省) ※参考値として、E2の定義に沿って、求人数 (職業安定業務統計) / 就業者数 (労働力調査) より指標を作成	・集計表では介護関係職種について算出
V2: 雇用者数の1年前からの変化率%	[雇用者数] 労働力調査 (総務省)	・産業 (社会保険・社会福祉・介護事業) ×職業 (サービス職業従事者) の就業者数を利用
V3: 賃金支払い対象労働時間の中央値の3年前からの変化率	[労働時間] 賃金構造基本統計調査 (厚労省)	・P1, P2と同じ
V4: (当該年新規雇用者 / 当該年雇用者全体) の前年差	[新規雇用者数、常用労働者数] 雇用動向調査 (厚労省) 介護労働実態調査	[雇用動向調査] ・社会保険・社会福祉・介護事業 (全職業) を利用、参考として全産業を算出 [介護労働実態調査] ・介護職員が対象、参考として訪問介護職員も算出

※指標AV1: 失業者、非労働力人口の加重ストック / (被雇用者、失業者、非労働力人口) については、我が国では算出不可

4 事例研究 (介護を例として)

(1) 表6で検討した指標について、介護業を例として、既存統計や調査結果から、英国移民顧問委員会の指標を実際に算出した。

- (2) なお、英国移民顧問委員会では、ベンチマーク^(注1)を設定し、それとの比較を行っているが、事例研究においては、介護職と全産業のトレンドの比較^(注2)により評価を行った。

(注1) 英国移民顧問委員会の指標の多くは、好景気時の中央値に50%を加えた値をベンチマークとして設定している。人手不足であるかの判断は、各年の職種別の指標の数字とベンチマークを比較することで、毎年、人手不足の評価を行っている。

(注2) 我が国においては、特定のベンチマークを設定することは困難であるため、各指標における全産業の値と、介護職の値のトレンドの比較を行い、人手不足の状況の評価した。

- (3) 既存統計から算出可能であった指標は以下のとおりである。

- 指標 P1：実質年間給与額1年間変化率(%)^(注1)
- 指標 P2：実質年間給与額3年間変化率(%)^(注1)
- 指標 P3：対象職種時間賃金／全職種時間賃金の加重平均
- 指標 E1：未充足求人数／雇用者数(%)
- 指標 E2の代替指標：有効求人倍率(倍)^(注2)
- 指標 V2：雇用者数1年間変化率(%)
- 指標 V3：労働時間3年間変化率(%)
- 指標 V4：(当該年新規雇用者／当該年雇用者全体)の前年差(%ポイント)

- (4) 既存統計からは集計困難であった指標は以下のとおりである。

- 指標 V1：失業者、非労働者人口の加重ストック／(被雇用者、失業者、非労働力人口)^(注3)
- 指標 E2：有効求人数／雇用者数^(注2)

(注1) P1とP2は、公表されている集計表を用いた場合、本来は中央値のところ、平均値となる。ただし、個票データを用いれば、中央値を算出可能。

(注2) E2については、我が国では、有効求人数と雇用者数を同一統計で調査している統計がなく、異なる統計の数値により算出(例：職業安定業務統計の有効求人数を労働力調査の労働者数で除すなど)する場合、信頼性が担保できない。このため、職業安定業務統計の有効求人倍率を代替指標とした。

(注3) V1は、我が国では該当する統計がないため、算出不能。

- (5) 事例研究結果

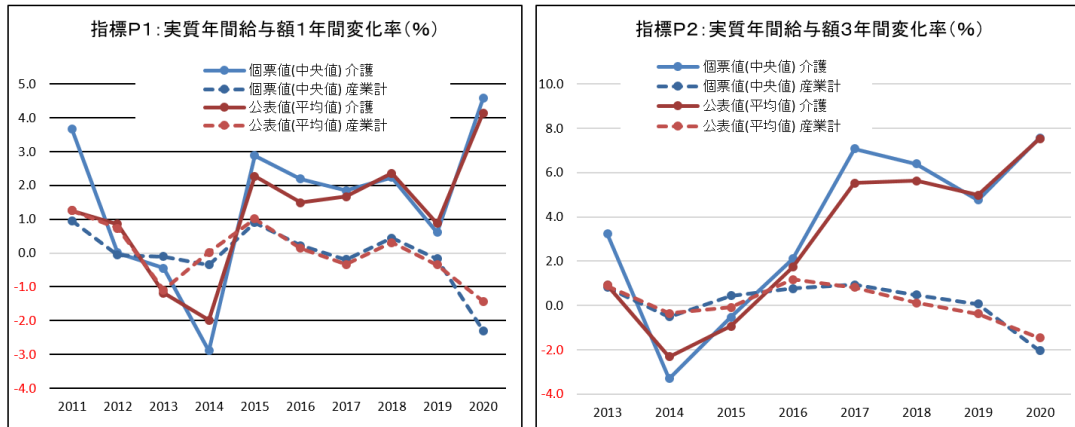
事例研究の結果を図1～図5に示す。(数値表は資料3参照。)^(注)。

(注) P1、P2(図1)とV3(図4)については、公表されている集計データによる平均値に加え、調査票(個票)データを用いて、中央値を算出して示した。個票データの抽出は、産業中分類かつ職業で行った。P3(図2)、E1(図3)とV4(図5)については、公表値から算出された値に加え、産業中分類かつ職業で抽出した個票データからの算出した値も示した。

■ **実質年間給与額変化率（指標P1,P2）：介護職員^{※1}では、産業計に比べて上昇率が総じて高い[※]**

※1：介護職員（医療・福祉施設等）について算出

※：比較対象となるベンチマークに当たるものがないため、経年のトレンドを産業計と比較して長期的な人手不足の状況を評価。



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省統計局「消費者物価指数」から算出。

(注) 指標P2の3年前からの変化率は、3年前実質賃金と当該年の実質賃金を比較した変化率である。

(算出方法等)

【公表値(平均値)】

- ・介護職員（医療・福祉施設等）について、一般労働者は「職種第1表」を利用。産業計は一般労働者は「第2表」を利用。
- ・一般労働者の（名目）賃金は、『決まって支給する現金給与額×1.2+年間賞与+その他特別給与額』。実質賃金は名目賃金を消費者物価指数（総合、2020年基準）で実質化。

【個票値(中央値)】

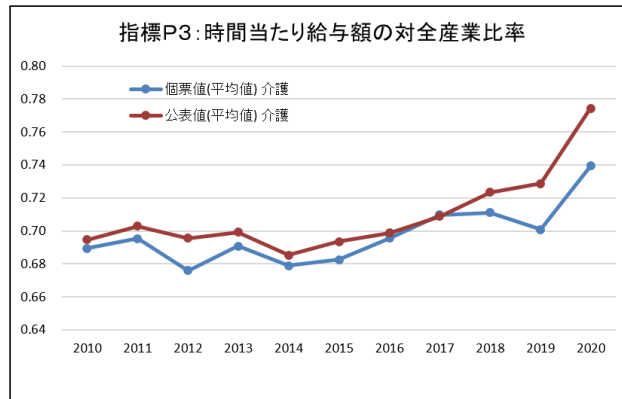
- ・介護は、産業「老人福祉・介護事業」かつ職業「介護支援専門員（ケアマネージャー）、その他の社会福祉専門職業従事者、介護職員（医療・福祉施設等）」について公表値と同じ方法で名目賃金を算出し、その中央値を消費者物価指数で実質化。産業計は、全民営データを対象に名目賃金を算出し、その中央値を実質化。

図1 介護職種：年間給与額関連指標

■ **時間当たり年間給与額（指標P3）：介護職員^{※1}の対産業計比率は、上昇傾向[※]**

※1：介護職員（医療・福祉施設等）について算出

※：比較対象となるベンチマークに当たるものがないため、経年のトレンドを産業計と比較して長期的な人手不足の状況を評価。



(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省統計局「消費者物価指数」から算出。

(算出方法等)

【公表値(平均値)】

- ・介護職員（医療・福祉施設等）については、一般労働者は「職種第1表」を利用。産業計は一般労働者は「第2表」を利用。
- ・一般労働者の（名目）賃金は、『決まって支給する現金給与額×1.2+年間賞与+その他特別給与額』。実質賃金は名目賃金を消費者物価指数（総合、2020年基準）で実質化。

・一般労働者の労働時間は『（所定内実労働時間+超過実労働時間数）×1.2』。

・時間当たり賃金は名目賃金を労働時間で除して算出。時間当たり賃金の対産業計比率は、介護職員の時間当たり賃金を全産業の時間当たり賃金で除して算出。

【個票値(平均値)】

- ・介護は、産業「老人福祉・介護事業」かつ職業「介護支援専門員（ケアマネージャー）、その他の社会福祉専門職業従事者、介護職員（医療・福祉施設等）」について公表値と同じ方法で名目賃金を算出し、その平均値を消費者物価指数で実質化。労働時間も公表値と同じ方法で算出し、その平均値を利用。産業計は、全民営データを対象に名目賃金を算出しその平均値を実質化。労働時間も全民営データの平均値を利用。

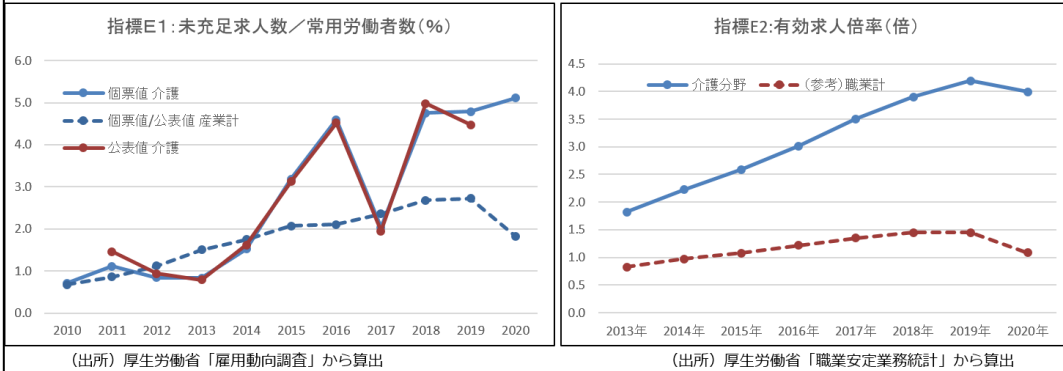
図2 介護職種：時間あたり年間給与額関連指標

- 未充足人数／雇用者数（指標E1）：介護職員^{※2}では、産業計に比べて総じて高い水準[※]
- 有効求人倍率（指標E2（独自））：介護職員^{※3}では、職業計に比べてかなり高い水準[※]

※2：業種「社会保険・社会福祉・介護事業」の職種「サービス職業従事者」について算出

※3：介護関連職種について算出

※：比較対象となるベンチマークに当たるものがないため、経年のトレンドを産業計と比較して長期的な人手不足の状況を評価。



(出所) 厚生労働省「雇用動向調査」から算出

(出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」から算出

(E1の算出方法等)

【公表値】

・雇用動向調査：未充足人数は「第38-1表」、雇用者数は「第37表（常用労働者数）」を利用。いずれも、介護職は、産業「社会保険・社会福祉・介護事業」かつ職業「専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者」を利用。産業計は、産業計かつ職業計。

・未充足人数を雇用者数で除して算出。

【個票値】

・介護職は、産業「老人福祉・介護事業」かつ職業職業「専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者」を利用。産業計は、産業計かつ職業計を利用。

・未充足人数を雇用者数（常用労働者数）で除して算出。

(E2の算出方法等)

・E2について、我が国では、分子（職業安定業務統計）と分母（労働力調査）という異なる統計をまたがる集計となる。両者は抽出方法、母集団等が異なることから、信頼の置ける指標とすることは困難である。このため、代替指標として有効求人倍率（職業安定業務統計）を利用。なお、英国（MAC）においては、分子はBurning Glass、分母はAPS（Annual Population Survey）を用いている。

・職業安定業務統計：有効求人倍率は「第21表-7」の介護関連職種（「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉の専門的職業」、「家政婦（夫）、家事手伝い」、「介護サービスの職業」の合計）職業計を利用。

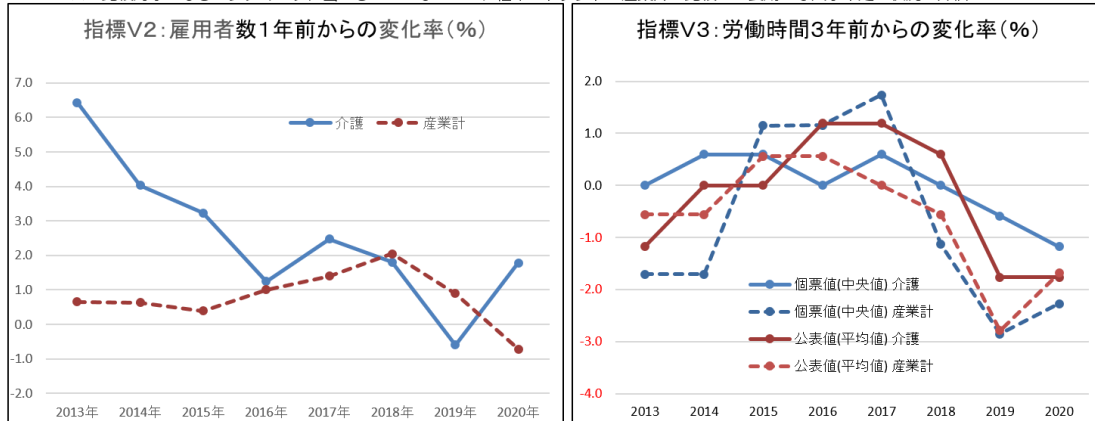
※：英国でのE2の定義に沿った指標を参考値として算出。分子は職業安定業務統計の「第21表-2」の有効求人倍率を利用。分母の労働者数は、総務省「労働力調査」の産業：社会保険・社会福祉・介護事業×職業：介護サービス職業従事者の就業者数を利用。

図3 介護職種：未充足求人数、雇用者数、求人倍率関連指標

- 雇用者数変化率（指標V2）：介護職員^{※4}では、産業計に比べて総じて高い[※]
- 労働時間変化率（指標V3）：介護職員では、産業計に比べて2018年以降は高めで推移[※]

※4：業種「社会保険・社会福祉・介護事業」の職種「介護サービス職業従事者」について算出、

※：比較対象となるベンチマークに当たるものがないため、経年のトレンドを産業計と比較して長期的な人手不足の状況を評価。



(出所) 総務省「労働力調査」から算出

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から算出

(V2の算出方法等)

【公表値（平均値）】

・総務省「労働力調査」（表2-5-1）の産業：社会保険・社会福祉・介護事業

×職業：介護サービス職業従事者の就業者数を利用。

(V3の算出方法等)

【公表値（平均値）】

・介護職員（医療・福祉施設等）については、一般労働者は「職種第1表」を利用。産業計は一般労働者は「第2表」を利用。

・一般労働者の労働時間は『（所定内実労働時間+超過実労働時間数）×1.2』。

・指標V3の3年間変化率は、3年前と当該年の比較である。

【個票値（中央値）】

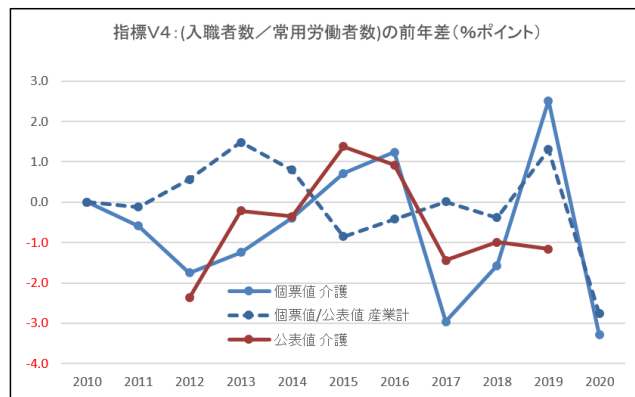
・介護は、産業「老人福祉・介護事業」かつ職業「介護支援専門員（ケアマネージャー）、その他の社会福祉専門職業従事者、介護職員（医療・福祉施設等）」について公表値と同じ方法で労働時間を算出し、その中央値を利用。産業計は、全民間データを対象に労働時間の中央値を利用。

図4 介護職種：雇用者数、労働時間関連指標

■ **新規雇用者／雇用者数の前年差（指標V4）：介護職員^{※5}では、2018年までは産業計のトレンドの逆方向の動き、その後は産業計と一致[※]**

※5：公表値の業種「社会保険・社会福祉・介護事業」の全職種について算出。社会福祉事業（保育園等）を含むため、必ずしも介護単独のトレンドを示していない。個票値は、社会福祉事業を除いた数字となっている。個票値は、サンプル数が少ないため、数値の動きが大きい。

※：比較対象となるベンチマークに当たるものがないため、経年のトレンドを産業計と比較して長期的な人手不足の状況を評価。



(出所) 厚生労働省「雇用動向調査」から算出

(V4の算出方法等)

【公表値】

・雇用動向調査：新規雇用者数は表番号7の産業「社会保険・社会福祉・介護事業」と産業合計を利用。
 ・当該年雇用者全体は第37表の同左産業の常用労働者数を利用。その上で、新規雇用者を当該年雇用者全体で除して、前年との差分を算出。

【個票値】

・介護職は、産業「老人福祉・介護事業」かつ職業職業「専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者」を利用。産業計は、産業計かつ職業計を利用。
 ・入職者数を雇用者数（常用労働者数）で除して、その前年差を算出。

図5 介護職種：新規雇用者、雇用者数関連指標

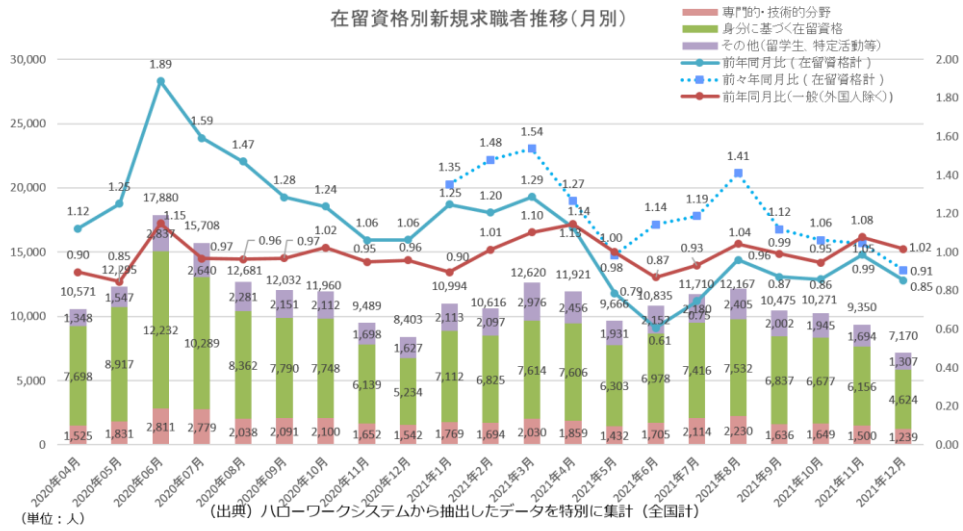
(6) 考察

- ① 算出可能な指標及び代替指標のトレンドについては、全産業のトレンドと比較して、介護職員は、賃金等が上昇しており、労働時間の減少が少なく、雇用者数が増加している一方で、未充足求人割合等が高いことを示す結果となった。
- ② これら指標は、各産業における特定の職種の人手不足の状況を評価するために、一定の有用性を持つものと認められるが、以下の点に留意する必要がある。
 - 公表されている統計の集計結果だけでは職種や産業を絞り込めない場合、個票（調査票）による分析を行い、絞り込みを行う必要がある。
 - 絞り込みを行う段階で、サンプル数の減少により、精度が低下することもあるため、複数の指標により相互に補完しながら評価を行う必要がある。
- ③ これら指標については、今後の人手不足産業（職種）の判断において活用されるべきである。その際、各指標による産業（職種）間の比較可能性が担保できるよう、今般のケーススタディのように可能な範囲で公的統計のデータを使用すべきである。

資料1 「外国人雇用対策の在り方に関する検討会」に提出したハローワークが保有する行政記録情報の分析例

ハローワークにおける外国人新規求職者数の推移

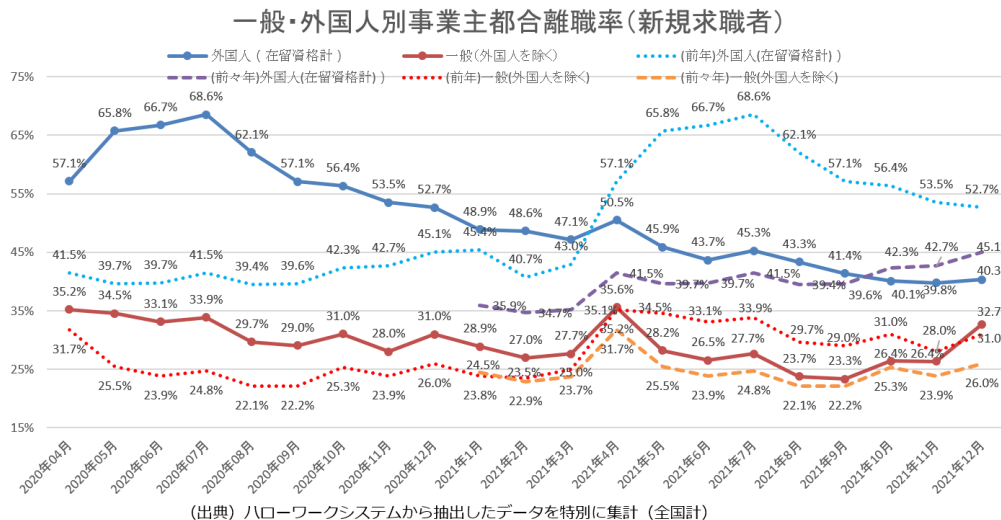
○ ハローワークにおける外国人新規求職者数（在留資格計）の2019年同月比は、2020年6月に急激に上昇して1.89倍となった後、1.06倍まで低下した。2021年は、2019年同月比*で8月に1.41倍まで上昇したが、直近では0.91倍まで低下した。
 ○ 求職者の大部分は、身分に基づく在留資格（永住者、日本人配偶者等、定住者等）が占めている。
 ※ 2020年1月以降はコロナ禍の影響があると考えられるため、2021年1月以降のデータは2019年同月との比較も追記した。



2

外国人の非自発的離職の割合の推移(在留資格計)

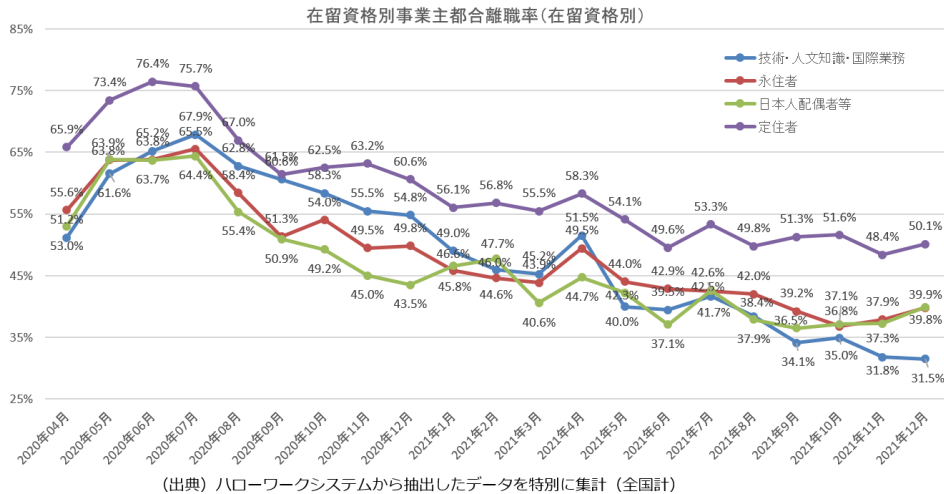
○ ハローワークの**新規求職者**（在職中を除く。）における**非自発的な離職（事業主都合）**の割合を**外国人と一般（外国人を除く）**に分けて示す。
 ○ 外国人の非自発的離職の割合は、2020年4月以降増加し、**7月には約7割**に達した後、漸減し、直近では40%となっている。2021年は、**10月以降、2019年同月比*で5ポイント程度下振れ**している。
 ○ 一般（外国人を除く）と比較すると、**最大で35ポイント、直近でも7ポイント程度、外国人の方が高い**。外国人雇用はコロナ禍による景気の変動に影響を受けやすいと考えられる。
 ※ 2020年1月以降はコロナ禍の影響があると考えられるため、2021年1月以降のデータは2019年同月との比較も追記した。



3

外国人の非自発的離職の割合の推移（在留資格別）

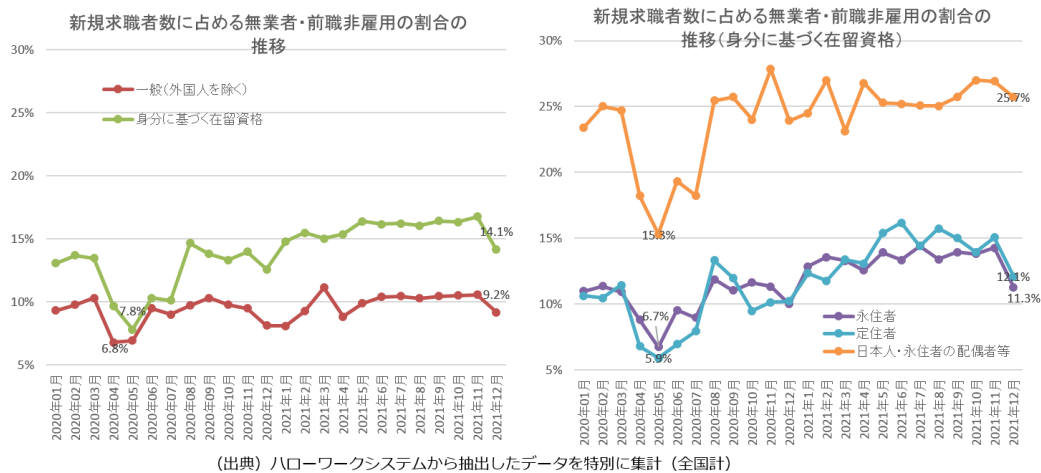
- ハローワークの**新規求職者**（在職中を除く。）における**非自発的な離職（事業主都合）**の割合を在留資格別に分析した。在留資格による差が大きい。
- **身分に基づく在留資格（永住者、日本人配偶者、定住者）**については、トレンドはほぼ一致しているが、在留資格により非自発的な離職の割合には差があり、**定住者において割合が最も高く、日本人配偶者等より10ポイント程度高い水準で推移している。**
- **技術・人文知識・国際業務**については、**2020年6～2021年1月**は日本人配偶者等より高い水準で推移していたが、**順次低下し、直近では8ポイント程度、日本人配偶者等より低い水準**となっている。



4

新規求職者中の無業者・前職非雇用の割合の推移（在留資格別）

- ハローワークの**新規求職者**（在職中を除く。）に占める**無業者と前職非雇用者**の割合を在留資格別に分析した。在留資格別の差が大きい。
- **身分に基づく在留資格（永住者、日本人配偶者等、定住者）**については、2020年5月に8%に落ち込み、その後大幅に上昇し、16%程度で推移していたが、直近は14%となった。
- **一般（外国人除く）と比較すると、2020年5月から7月**は、ほぼ同じ水準であったが、その後は**5ポイント程度高い水準**で推移している。
- 在留資格の詳細をみると、**日本人・永住者の配偶者等の無業者率は、2020年5月に15%まで落ち込んだが、その後、大幅に持ち直して25%程度で推移し、永住者や定住者と比較して10ポイント程度高い水準**となっている。

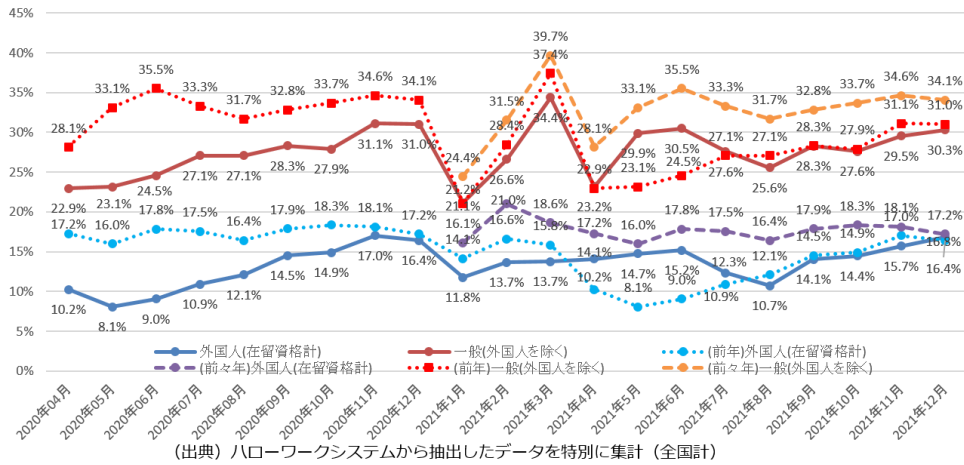


5

ハローワークにおける一般・外国人の就職率の推移

- 外国人（在留資格計）の就職率は、2020年5月には8%に低下し、2019年同月比で8ポイントの下振れとなった後、徐々に持ち直し、2021年8月から上昇傾向を維持して、直近では16%と2019年同月比*と同水準となった。
 - 一般（外国人を除く）の就職率*は、2020年6月に2019年同月比で11ポイント下振れした後、2021年8月以降上昇傾向にあり30%となったが、2019年同月比*で、4ポイント程度下振れしている。
 - 外国人の就職率は、日本人と比較して15~20ポイント程度低い水準で推移し、直近では14ポイント低い。ハローワークからの意見では、この差は、職場におけるコミュニケーション能力や在留資格による制約等によるところが大きいとしている。
- ※ 2020年1月以降はコロナ禍の影響があると考えられるため、2021年1月以降のデータは2019年同月との比較も追記した。
※ 月間のハローワークにおける就職者数を同一月間の新規求職者で除した値。

一般・外国人別就職率（月別）

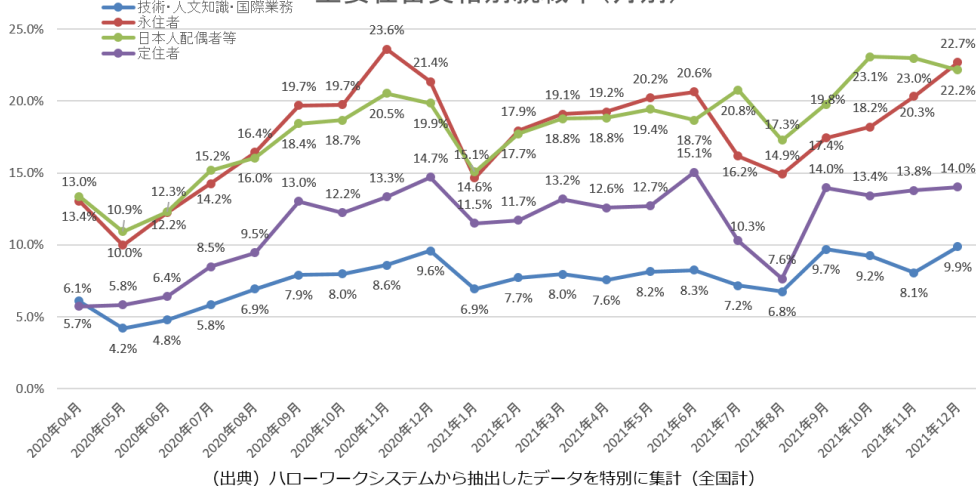


6

ハローワークにおける在留資格別の外国人就職率の推移

- 就職率は、在留資格によって差が大きい。永住者、日本人配偶者等及び定住者の就職率のトレンドはよく一致しているが、定住者の就職率は日本人配偶者等と比較して5~10ポイント低い。
- 技術・人文知識・国際業務の就職率のトレンドは身分に基づく在留資格とは異なり、就職率も永住者と比較して直近で13ポイント低い水準で推移している。
- ハローワークからの意見として、技術・人文知識・国際業務については、在留資格による職種の制約とそれに伴う求人不足、定住者については、職場におけるコミュニケーション能力の不足等があげられている。

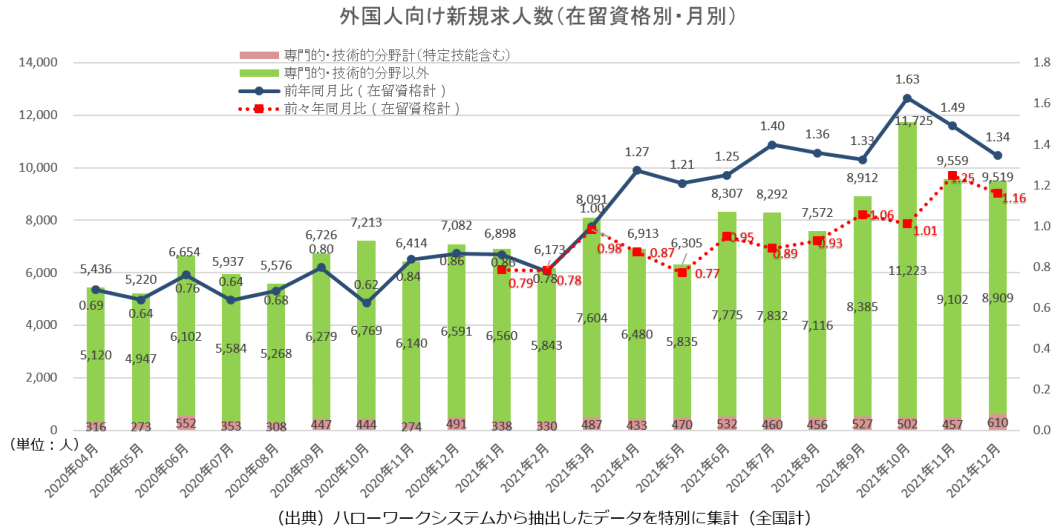
主要在留資格別就職率（月別）



7

ハローワークにおける外国人向け新規求人数の推移

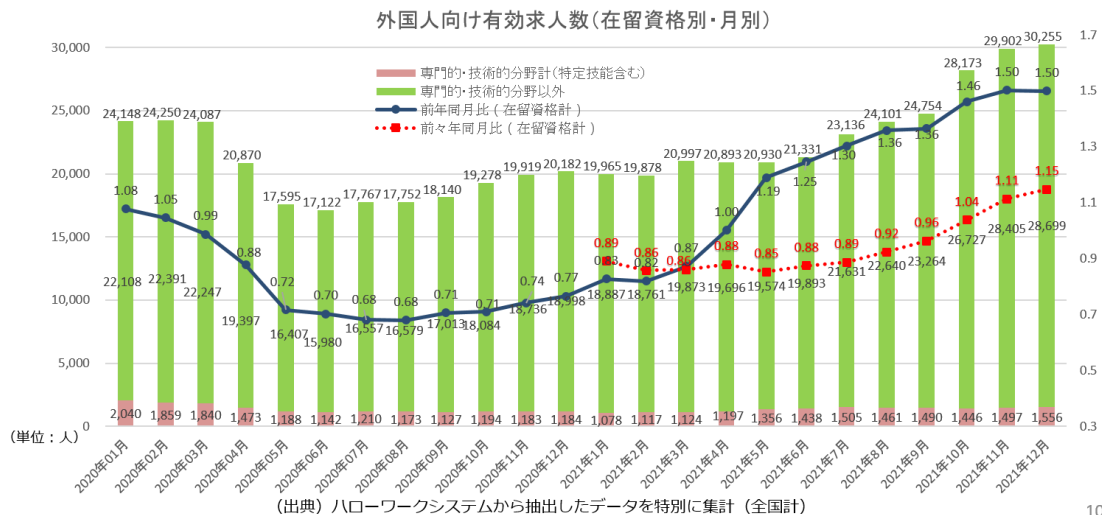
- ハローワークにおける外国人向け新規求人数(在留資格計)[※]は、2020年は4～10月は2019年同月比3割減、11月以降は、15%減で推移し、2021年も2019年同月比[※]で10%減程度で推移していたが、昨年9月以降は、2019年同月を上回る水準で推移している。
- 求人数の大部分は、専門的・技術的分野以外の在留資格(永住者、日本人配偶者等、定住者等)が占めている。
- ※ 求人受理時に明示的に外国人向けであることを把握した求人。なお、外国人への職業紹介にあたっては、外国人向け求人だけでは不足するため、一般向けの求人から外国人の就職の可能性のあるものを積極的に把握し、紹介している。
- ※ 2020年1月以降はコロナ禍の影響があると考えられるため、2021年1月以降のデータは2019年同月との比較も追記した。



9

ハローワークにおける外国人向け有効求人数の推移

- ハローワークにおける外国人向け有効求人数(在留資格計)[※]は、2020年5月に2019年同月比で3割程度減少した後、徐々に持ち直し、2021年1月以降、2019年同月比[※]で緩やかに上昇を続け、2021年10月以降は2019年同月を上回る水準で推移している。
- 求人数の大部分は、専門的・技術的分野以外の在留資格(永住者、日本人配偶者等、定住者等)が占めている。
- ※ 求人受理時に明示的に外国人向けであることを把握した求人。なお、外国人への職業紹介にあたっては、外国人向け求人だけでは不足するため、一般向けの求人から外国人の就職の可能性のあるものを積極的に把握し、紹介している。
- ※ 2020年1月以降はコロナ禍の影響があると考えられるため、2021年1月以降のデータは2019年同月との比較も追記した。



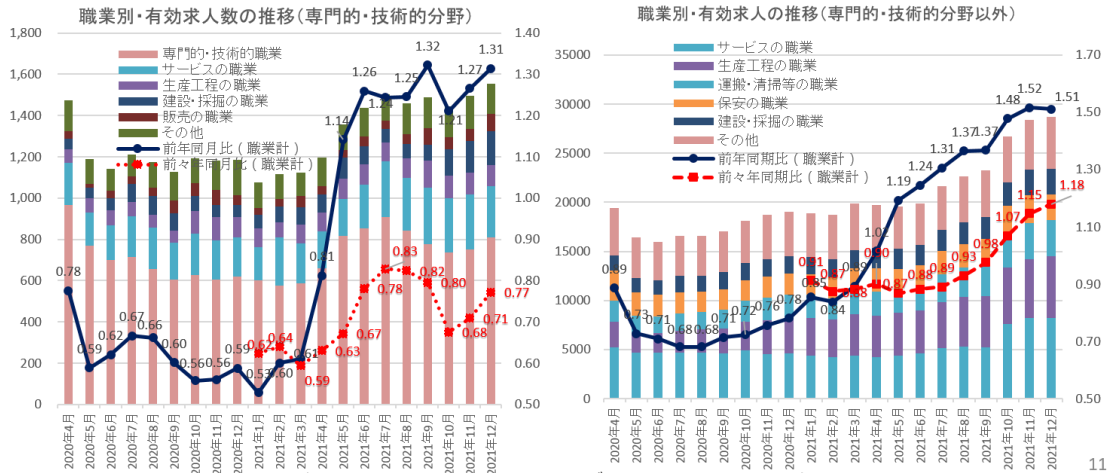
10

ハローワークにおける職業別の有効求人数の推移（在留資格別）

- 専門的・技術的分野の有効求人数※は、2020年5月以降、2019年同月比4割減で推移し、2021年は2019年同月比※で徐々に改善したが、10月に再び落ち込み、直近では20%程度の減となっている。職業別では、2020年4月以降専門的・技術的分野が減少していたが、2021年に入り、徐々に持ち直している。
- 専門的・技術的分野以外の有効求人数※は、2020年5月に前年同月比で3割程度の減少となった後、徐々に持ち直し、2021年10月以降は、2019年同月を上回る水準で推移している。職業別では、サービス、運搬・清掃等が減少したが、持ち直している。
- 専門的技術的分野の求人は、それ以外の分野と比較して、今なおコロナ禍による景気の影響を受けている。

※ 求人受理時に明示的に外国人（専門的・技術的分野の在留資格を有する者）向けであることを把握した求人。なお、外国人への職業紹介にあたっては、外国人向け求人だけでは不足するため、一般向けの求人から外国人の就職の可能性のあるものを積極的に把握し、紹介している。

※ 2020年1月以降はコロナ禍の影響があると考えられるため、2021年1月以降のデータは2019年同月との比較も追記した。

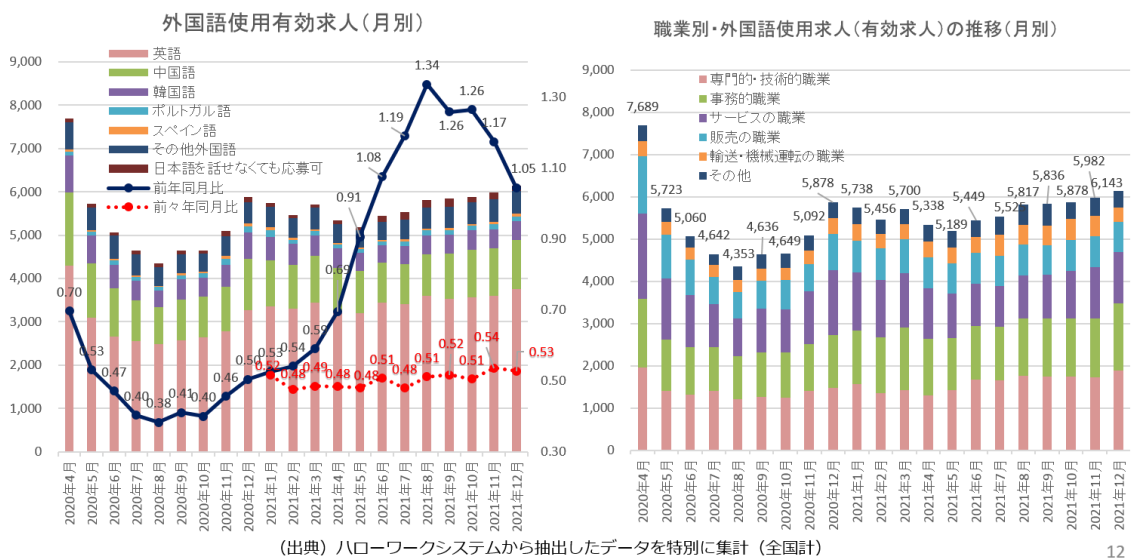


ハローワークにおける外国語使用有効求人数の推移

- ハローワークにおける外国語使用有効求人数※は、2020年8月に2019年同月比で6割減となった後、徐々に持ち直したが、2021年1月以降、2019年同月比※で5割減で横ばいで推移しており、コロナ禍の影響から脱していない。
- 背景として、専門的・技術的分野のうち、国際関係業務の求人が大幅に減少していることが考えられる。
- 外国語使用有効求人数の職業別では、2020年5月以降、サービス、販売が減少するなど、インバウンドに関わる職業の減少率が大きく、現時点でもコロナ禍による景気の影響を大きく受けていると考えられる。

※ 求人受理時に明示的に業務で外国語を使用することを把握した求人。

※ 2020年1月以降はコロナ禍の影響があると考えられるため、2021年1月以降のデータは2019年同月との比較も追記した。



資料 2 雇用労働関係統計の調査項目の比較と新統計の調査項目の検討

事業所属性、労働者属性、外国人属性

	新統計の調査項目として 最大限考えられるもの	雇用動向調査	賃金構造基本調査	就業構造基本 調査	労働力調査
事業所属性	<p>【事業所に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の名称、所在地、主な生産品の名称又は事業の内容及び企業全体の常用労働者数 ● 性、雇用形態及び就業形態別常用労働者並びに出向者の異動状況 ● 性、年齢階級及び就業形態別常用労働者数 ● 職業及び就業形態別常用労働者数並びに未充足求人数 	<p>【事業所に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の名称、所在地、主な生産品の名称又は事業の内容及び企業全体の常用労働者数 ● 性、雇用形態及び就業形態別常用労働者並びに出向者の異動状況 ● 性、年齢階級及び就業形態別常用労働者数（上半期調査のみ） ● 職業及び就業形態別常用労働者数並びに未充足求人数（上半期調査のみ） 	<p>【事業所に係る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事業所の名称及び所在地並びに法人番号 ● 主要な生産品の名称又は事業の内容及び事業所の雇用形態別常用労働者数 ● 企業全体の常用労働者数 	<p>【有業者】</p> <p>ア 主な仕事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 勤め先の経営組織 ● 勤め先の名称 ● 勤め先の事業の内容 ● 企業全体の従業者数 	
労働者属性	<p>【属性に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 性別 ● 年齢（生年月日） ● 最終学歴及び卒業年 ● 新規学卒者への該当性 	<p>【入職者に関する事項】</p> <p>属性に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 性、年齢、最終学歴及び卒業した年 <p>【離職者に関する事項】</p> <p>ア 属性に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 性、年齢階級、最終学歴及び卒業した年 	<p>【労働者に係る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 性 ● 最終学歴（常用労働者に限る。） ● 年齢 ● 新規学卒者への該当性（一般労働者に限る。） 	<p>【全員について】</p> <p>ア 基本事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 氏名 ● 男女の別 ● 出生の年月 ● 就学状況・卒業時期 ● 学校の種類 	<p>（月次調査）</p> <p>【全ての世帯員について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 男女の別 2. 世帯主との続柄 3. 出生の年月
外国人属性	<p>【外国人の属性に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在留資格 ● 在留期間（通算） ● 国籍 ● 最終学歴取得国 ● 出生地（国） ● 両親の出生地（国） ● 母語 ● 日本語能力 		<p>【労働者に係る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在留資格（外国人の常用労働者に限る。） 		

赤字：事業所記載事項、青字：個人（労働者）記載事項

雇用状況

	新統計の調査項目として 最大限考えられるもの	雇用動向調査	賃金構造基本調査	就業構造基本調査	労働力調査
雇用状況	<p>【雇用状況に関する事項】</p> <p>ア 主な仕事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従業上の地位・勤め先での呼称 ● 起業の有無 ● 雇用契約期間の定めの有無・一回当たりの雇用契約期間 ● 雇用契約の更新の有無・回数 ● 勤め先の経営組織 ● 仕事の内容 ● 年間就業日数 ● 就業の規則性 ● 週間就業時間 ● 給与に関する事項 ● 就業開始の時期 ● 就業開始の理由 ● 現在の雇用形態についている理由 ● 就業時間又は就業日数の調整の有無 ● 転職又は追加就業等の希望の有無 ● 転職希望の理由 ● 希望する仕事の形態 ● 求職活動の有無 ● 就業時間延長等の希望の有無 ● 1年前の就業・不就業状態 ● 前職の有無 <p>イ 主な仕事以外の仕事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主な仕事以外の仕事の有無・従業上の地位 ● 勤め先の事業の内容 		<p>【労働者に係る事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用形態 ● 就業形態（常用労働者に限る。） ● 勤続年数（常用労働者に限る。） ● 役職（常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者であって、別表1「役職及び職種一覧表」の(1)に掲げる役職のものに限る。） ● 職種（別表1「役職及び職種一覧表」の(2)に掲げる職種のものに限る。） ● 経験年数（常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。） ● 実労働日数 ● 所定内実労働時間数 ● 超過実労働時間数 ● きまって支給する現金給与額 ● 超過労働給与額 ● 昨年1年間の賞与・期末手当等特別給与額（常用労働者に限る。） 	<p>【有業者について】</p> <p>ア 主な仕事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従業上の地位・勤め先での呼称 ● 起業の有無 ● 雇用契約期間の定めの有無・一回当たりの雇用契約期間 ● 雇用契約の更新の有無・回数 ● 仕事の内容 ● 企業全体の従業者数 ● 年間就業日数 ● 就業の規則性 ● 週間就業時間 ● 年間収入 ● 就業開始の時期 ● 就業開始の理由 ● 現在の雇用形態についている理由 ● 就業時間又は就業日数の調整の有無 ● 転職又は追加就業等の希望の有無 ● 転職希望の理由 ● 希望する仕事の形態 ● 求職活動の有無 ● 就業時間延長等の希望の有無 ● 1年前の就業・不就業状態 ● 前職の有無 <p>イ 主な仕事以外の仕事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 主な仕事以外の仕事の有無・従業上の地位 ● 勤め先の事業の内容 	

赤字：事業所記載事項、青字：個人（労働者）記載事項

入職・離職状況

	新統計の調査項目として 最大限考えられるもの	雇用動向調査	賃金構造 基本調査	就業構造基本調査	労働力調査
入職経路等	<p>【入職に関する事項】</p> <p>ア 国内からの入職に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 求職活動でのインターネットの利用の有無、入職経路、就業形態、職業、前職の有無、 ● 入職前の勤め先の所在地又は入職前の居住地及び現在勤めの有無 <p>イ 海外からの入職に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 求職活動でのインターネットの利用の有無、入職経路、就業形態、職業、前職の有無 ● 実際に就職した入職経路、費用、入国までに要した期間、トラブル等 <p>ウ 前職に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産業、職業、従業上の地位、離職期間、企業規模、前の勤め先を辞めた理由、現在の勤め先を選んだ理由及び転職による賃金変動状況 	<p>【入職に関する事項】</p> <p>ア 入職に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 求職活動でのインターネットの利用の有無、入職経路、就業形態、職業、前職の有無、 ● 入職前の勤め先の所在地又は入職前の居住地及び現在勤めの有無 <p>イ 前職に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 産業、職業、従業上の地位、離職期間、企業規模、前の勤め先を辞めた理由、現在の勤め先を選んだ理由及び転職による賃金変動状況 		<p>ウ 前職について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 離職の時期 ● 就業継続年月 ● 離職の理由 ● 従業上の地位・勤め先での呼称 ● 前職の雇用契約期間の定めの有無・一回当たりの雇用契約期間 ● 勤め先の事業の内容 ● 仕事の内容 <p>エ 初職について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現職又は前職と初職との関係 ● 初職の就業開始の時期 ● 初職の従業上の地位・勤め先での呼称 	<p>(四半期調査)</p> <p>【前職のある者について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 前職をやめた時期 ● 前職の従業上の地位及び雇用形態 ● 前職の事業の内容 ● 前職の仕事の内容 ● 前職の企業全体の従業者数 ● 前職をやめた理由
離職者の状況	<p>【離職者に関する事項】</p> <p>イ 離職直前の雇用状況に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就業形態、職業、勤続期間及び離職理由 	<p>【離職者に関する事項】</p> <p>イ 離職直前の雇用状況に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 就業形態、職業、勤続期間及び離職理由 		<p>【無業者について】</p> <p>イ 前職について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 離職の時期 ● 就業継続年月 ● 離職の理由 ● 従業上の地位・勤め先での呼称 ● 前職の雇用契約期間の定めの有無・一回当たりの雇用契約期間 ● 勤め先の事業の内容 ● 仕事の内容 <p>ウ 初職について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現職又は前職と初職との関係 ● 初職の就業開始の時期 ● 初職の従業上の地位・勤め先での呼称 	

赤字：事業所記載事項、青字：個人（労働者）記載事項

自己啓発、育児介護、仕送り

	新統計の調査項目として 最大限考えられるもの	雇用動向調査	賃金構造 基本調査	就業構造基本調査	労働力調査
自己啓発・育児介護・仕送り	<p>【訓練・自己啓発について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職業訓練・自己啓発の有無 ● 職業訓練・自己啓発の種類 <p>【育児・介護の状況について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 育児の有無 ● 育児の頻度 ● 育児休業等制度利用の有無・育児休業等の種類 ● 介護の有無 ● 介護の頻度 ● 介護休業等制度利用の有無・介護休業等の種類 <p>【仕送りについて】</p> <p>※雇用労働調査では比較困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仕送り先（国） ● 月額 			<p>【全員について】</p> <p>イ 訓練・自己啓発について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 職業訓練・自己啓発の有無 ● 職業訓練・自己啓発の種類 <p>ウ 育児・介護の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 育児の有無 ● 育児の頻度 ● 育児休業等制度利用の有無・育児休業等の種類 ● 介護の有無 ● 介護の頻度 ● 介護休業等制度利用の有無・介護休業等の種類 	

赤字：事業所記載事項、青字：個人（労働者）記載事項

世帯に関する事項

	新統計の調査項目として 最大限考えられるもの	雇用動 向調査	賃金構造 基本調査	就業構造基本調 査	労働力調査
世帯の 状況	<p>※事業所調査の場合は、労働者の世帯に限定される。</p> <p>※15歳以上へ限定するか</p> <p>※寮生活の場合をどうするか</p> <p>【世帯に関する事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の有無 ・世帯収入 <p>【世帯員について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯員の数及び男女、年齢階級別 ・在学、卒業等教育の状況 ・仕事からの年間収入 			<p>【全員について】</p> <p>ア 基本事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の有無 ・世帯主との続柄 ・居住開始時期 ・転居の理由 ・転居前の居住地 ・収入の種類 ・ふだんの就業・不就業状態 	<p>(月次調査)</p> <p>【世帯について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 15歳以上の世帯員の数及び男女、年齢階級別15歳未満の世帯員の数 2. 世帯員の異動状況（2か月目調査の世帯のみ調査） <p>【15歳以上の世帯員について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名 2. 配偶の関係 3. 調査週間の就業状態 4. 所属の事業所の名称、経営組織及び事業の種類 5. 所属の企業全体の従業者数 6. 仕事の内容 7. 勤めか自営かの別及び勤務先における呼称 8. 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間 9. 調査週間の就業時間及び就業日数 10. 1か月間の就業日数 11. 最近の求職活動の時期 12. 就業の可能性 13. 探している仕事の位置づけ（主にする仕事か又はかたわらにする仕事か） 14. 求職の理由 <p>(四半期調査)</p> <p>【15歳以上の世帯員について】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名 2. 在学、卒業等教育の状況 3. 仕事からの年間収入

赤字：事業所記載事項、青字：個人（労働者）記載事項

資料3 英国の労働力不足職種判断指標による介護職ケーススタディ

介護職種：年間給与、時間あたり年間給与関連指標

■ 実質年間給与額変化率（指標P1,P2）

	指標P1：実質年間給与額1年間変化率（%）								指標P2：実質年間給与額3年間変化率（%）							
	公表値（平均値）				個票値（中央値）				公表値（平均値）				個票値（中央値）			
	介護職員（医療・福祉施設等）		産業計		産業「老人福祉・介護事業」かつ職業「介護支援専門員（ケアマネージャー）、その他の社会福祉専門職業従事者、介護職員（医療・福祉施設等）」		産業計		介護職員（医療・福祉施設等）		産業計		産業「老人福祉・介護事業」かつ職業「介護支援専門員（ケアマネージャー）、その他の社会福祉専門職業従事者、介護職員（医療・福祉施設等）」		産業計	
	一般労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間労働者
2010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2011	1.3	5.5	1.3	2.0	3.7	5.1	1.0	1.3	-	-	-	-	-	-	-	-
2012	0.9	0.7	0.7	1.7	0.0	1.4	-0.1	2.0	-	-	-	-	-	-	-	-
2013	-1.2	-5.1	-1.1	-2.8	-0.4	-6.3	-0.1	-1.6	0.9	0.9	0.9	0.8	3.2	-0.1	0.8	1.6
2014	-2.0	3.8	0.0	0.1	-2.9	1.0	-0.4	-0.3	-2.3	-0.8	-0.4	-1.0	-3.3	-4.0	-0.5	-0.0
2015	2.3	-2.4	1.0	1.0	2.9	0.5	0.9	-0.7	-0.8	-3.9	-0.1	-1.7	-0.5	-4.8	0.4	-2.6
2016	1.5	1.5	0.1	2.2	2.2	-2.3	0.2	0.9	1.7	2.8	1.2	3.3	2.1	-0.8	0.8	-0.1
2017	1.7	1.1	-0.3	-3.8	1.9	5.0	-0.2	-1.3	5.5	0.2	0.8	-0.8	7.1	3.2	0.9	-1.1
2018	2.4	4.5	0.3	2.8	2.2	1.5	0.4	0.5	5.6	7.3	0.1	1.0	6.4	4.2	0.5	0.1
2019	0.9	-3.9	-0.4	-1.3	0.6	-1.3	-0.2	-2.0	5.0	1.6	-0.4	-2.5	4.8	5.2	0.1	-2.8
2020	4.1	6.4	-1.4	5.1	4.6	1.9	-2.3	0.4	7.5	6.9	-1.5	6.5	7.6	2.1	-2.0	-1.1

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省統計局「消費者物価指数」から算出。
 (注) 指標P2の3年前からの変化率は、3年前実質賃金と当該年の実質賃金を比較した変化率である。
 (算出方法等)
 【公表値（平均値）】
 ・介護職員（医療・福祉施設等）について、一般労働者は「職種第1表」を利用。産業計は一般労働者は「第2表」を利用。
 ・一般労働者の（名目）賃金は、『決まって支給する現金給与額×1.2+年間賞与その他特別給与額』。実質賃金は名目賃金を消費者物価指数（総合、2020年基準）で実質化。
 【個票値（中央値）】
 ・介護は、産業「老人福祉・介護事業」かつ職業「介護支援専門員（ケアマネージャー）、その他の社会福祉専門職業従事者、介護職員（医療・福祉施設等）」について公表値と同じ方法で名目賃金を算出し、その中央値を消費者物価指数で実質化。産業計は、全労務データを対象に名目賃金を算出し、その中央値を実質化。

介護職種：年間給与、時間あたり年間給与関連指標

■ 時間当たり年間給与額（指標P3）

	指標P3:時間当たり年間給与額 (対産業計比率)			
	公表値（平均値）		個票値（平均値）	
	一般労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間労働者
2010	0.69	0.89	0.69	0.85
2011	0.70	0.89	0.70	0.86
2012	0.70	0.88	0.68	0.85
2013	0.70	0.89	0.69	0.85
2014	0.69	0.89	0.68	0.86
2015	0.69	0.90	0.68	0.86
2016	0.70	0.91	0.70	0.85
2017	0.71	0.89	0.71	0.85
2018	0.72	0.90	0.71	0.85
2019	0.73	0.89	0.70	0.84
2020	0.77	0.87	0.74	0.86

(出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省統計局「消費者物価指数」から算出。
 (算出方法等)
 【公表値（平均値）】
 ・介護職員（医療・福祉施設等）については、一般労働者は「職種第1表」を利用。産業計は一般労働者は「第2表」を利用。
 ・一般労働者の（名目）賃金は、『決まって支給する現金給与額×1.2+年間賞与その他特別給与額』。実質賃金は名目賃金を消費者物価指数（総合、2020年基準）で実質化。
 ・一般労働者の労働時間は『（所定内実労働時間+超過実労働時間）×1.2』。
 ・時間当たり賃金は名目賃金を労働時間で除して算出。時間当たり賃金の対産業計比率は、介護職員の時間当たり賃金を全産業の時間当たり賃金で除して算出。
 【個票値（平均値）】
 ・介護は、産業「老人福祉・介護事業」かつ職業「介護支援専門員（ケアマネージャー）、その他の社会福祉専門職業従事者、介護職員（医療・福祉施設等）」について公表値と同じ方法で名目賃金を算出し、その平均値を消費者物価指数で実質化。労働時間も公表値と同じ方法で算出し、その平均値を利用。産業計は、全労務データを対象に名目賃金を算出しその平均値を実質化。労働時間も全労務データの平均値を利用。

介護職種：未充足求人、雇用者数、求人倍率関連指標

■ 未充足人数／雇用者数（指標E1）

	指標E1：未充足人数／雇用者数（％）			
	公表値（平均値）		個票値（平均値）	
	産業「社会保険・社会福祉・介護事業」かつ職業「専門的・技術的職業従事者」「サービス職業従事者」	産業計	産業「老人福祉・介護事業」かつ職業「専門的・技術的職業従事者」「サービス職業従事者」	産業計
2010	-	-	-	-
2011	1.46	0.86	-	-
2012	0.94	1.12	-	-
2013	0.79	1.51	0.83	1.51
2014	1.61	1.75	1.52	1.75
2015	3.12	2.07	3.19	2.07
2016	4.51	2.10	4.60	2.10
2017	1.95	2.36	2.03	2.36
2018	4.98	2.68	4.75	2.68
2019	4.48	2.72	4.78	2.72
2020	-	-	5.11	1.83

（出所）厚生労働省「雇用動向調査」から算出

（算出方法等）

【公表値】

・雇用動向調査：未充足人数は「第38-1表」、雇用者数は「第37表（常用労働者数）」を利用。いずれも、介護職は、産業「社会保険・社会福祉・介護事業」かつ職業「専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者」を利用。産業計は、産業計かつ職業計。

・未充足人数を雇用者数で除して算出。

【個票値】

・介護職は、産業「老人福祉・介護事業」かつ職業職業「専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者」を利用。産業計は、産業計かつ職業計を利用。

・未充足人数を雇用者数（常用労働者数）で除して算出。

介護職種：未充足求人、雇用者数、求人倍率関連指標

■ 有効求人倍率（指標E2）

	指標E2：（独自指標）有		（参考）指標E2：有効求	
	公表値（平均値）		公表値（平均値）	
	介護関係職種	職業計	介護関係職種	職業計
2010	-	-	-	-
2011	-	-	-	-
2012	-	-	-	-
2013	1.82	0.83	12.7	3.0
2014	2.22	0.97	13.9	3.2
2015	2.59	1.08	14.7	3.3
2016	3.02	1.22	15.6	3.5
2017	3.50	1.35	16.5	3.7
2018	3.90	1.45	16.9	3.7
2019	4.20	1.45	17.6	3.7
2020	3.99	1.08	15.8	2.9

（出所）厚生労働省「雇用動向調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」から算出

（算出方法等）

・E2について、我が国では、分子（職業安定業務統計）と分母（労働力調査）という異なる統計をまたがる集計となる。両者は抽出方法、母集団等が異なることから、信頼の置ける指標とすることは困難である。このため、代替指標として有効求人倍率（職業安定業務統計）を利用。なお、英国（M A C）においては、分子はBurning Glass、分母はAPS（Annual Population Survey）を用いている。

・職業安定業務統計：有効求人倍率は「第21表-7」の介護関連職種（「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉の専門的職業」、「家政婦（夫）、家事手伝い」、「介護サービスの職業」の合計）、職業計を利用。

※ 英国でのE2の定義に沿った指標を参考値として算出。分子は職業安定業務統計の「第21表-2」の有効求人人数を利用。分母の労働者数は、総務省「労働力調査」の産業：社会保険・社会福祉・介護事業×職業：介護サービス職業従事者の就業者数を利用。

介護職種：雇用者数、労働時間、新規雇用者関連指標

■ 雇用者数変化率（指標V2）

■ 労働時間変化率（指標V3）

	指標V2：雇用者数 1年間変化率（%）		指標V3：労働時間3年間変化率（%）							
	公表値（平均値）		公表値（平均値）				個票値（中央値）			
	社会保険・社会福祉・介護事業×サービス職業従事者	産業計	介護職員（医療・福祉施設等）		産業計		産業「老人福祉・介護事業」かつ職業「介護支援専門員（ケアマネージャー）、その他の社会福祉専門職業従事者、介護職員（医療・福祉施設等）」		産業計	
一般労働者			短時間労働者	一般労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間労働者	
2010	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2011	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2012	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2013	6.4	0.7	-1.2	-2.2	-0.6	-1.8	0.0	-2.1	-1.7	-1.1
2014	4.0	0.6	0.0	-1.9	-0.6	-1.8	0.6	-3.1	-1.7	0.0
2015	3.2	0.4	0.0	-4.7	0.6	-0.6	0.6	-4.0	1.1	-1.1
2016	1.3	1.0	1.2	-3.3	0.6	-0.6	0.0	-4.3	1.2	-1.2
2017	2.5	1.4	1.2	-2.8	0.0	-3.7	0.6	0.0	1.7	-4.6
2018	1.8	2.1	0.6	1.3	-0.6	-4.4	0.0	-2.1	-1.1	-5.7
2019	-0.6	0.9	-1.8	0.3	-2.8	-5.7	-0.6	2.2	-2.9	-5.9
2020	1.8	-0.7	-1.8	-3.2	-1.7	-5.8	-1.2	-5.3	-2.3	-8.4

(V2出所) 総務省「労働力調査」から算出

(V2の算出方法等)

・総務省「労働力調査」（表2-5-1）の産業：社会保険・社会福祉・介護事業×職業：介護サービス職業従事者の就業者数を利用。

(V3出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」から算出

(V3の算出方法等)

【公表値（平均値）】

・介護職員（医療・福祉施設等）については、一般労働者は「職種第1表」を利用。産業計は一般労働者は「第2表」を利用。

・一般労働者の労働時間は『（所定内実労働時間+超過実労働時間数）×1.2』。

・指標V3の3年間変化率は、3年前と当該年の比較である。

【個票値（中央値）】

・介護は、産業「老人福祉・介護事業」かつ職業「介護支援専門員（ケアマネージャー）、その他の社会福祉専門職業従事者、介護職員（医療・福祉施設等）」について公表値と同じ方法で労働時間を算出し、その中央値を利用。産業計は、全従業員データを対象に労働時間の中央値を利用。

介護職種：雇用者数、労働時間、新規雇用者関連指標

■ 新規雇用者／雇用者数の前年差（指標V4）

	指標V4:当該年新規雇用者／当該年雇用者全体の前年差 (%ポイント)			
	公表値（平均値）		個票値（平均値）	
	社会保険・社会福祉・介護事業（職業計）	産業計	産業「老人福祉・介護事業」かつ職業「専門的・技術的職業従事者」「サービス職業従事者」	産業計
2010	-	-	-	-
2011	-	-	-	-
2012	-2.37	0.56	-	-
2013	-0.22	1.48	-	-
2014	-0.36	0.80	-0.39	0.80
2015	1.38	-0.85	0.71	-0.85
2016	0.92	-0.42	1.24	-0.42
2017	-1.44	0.01	-2.95	0.01
2018	-0.99	-0.38	-1.57	-0.38
2019	-1.16	1.30	2.51	1.30
2020	-	-	-3.29	-2.76

(出所) 厚生労働省「雇用動向調査」から算出

(算出方法等)

【公表値】

・雇用動向調査：新規雇用者数は表番号7の産業「社会保険・社会福祉・介護事業」と産業合計を利用。

・当該年雇用者全体は第37表の同左産業の常用労働者数を利用。その上で、新規雇用者を当該年雇用者全体で除して、前年との差分を算出。

【個票値】

・介護職は、産業「老人福祉・介護事業」かつ職業職業「専門的・技術的職業従事者、サービス職業従事者」を利用。産業計は、産業計かつ職業計を利用。

・入職者数を雇用者数（常用労働者数）で除して、その前年差を算出。

参考資料 1 外国人雇用対策の在り方に関する検討会 中間取りまとめの概要

外国人雇用対策の在り方に関する検討会 中間取りまとめの概要
 —エビデンスに基づく外国人雇用対策の立案と官民が連携した分野横断的な支援に向けて—

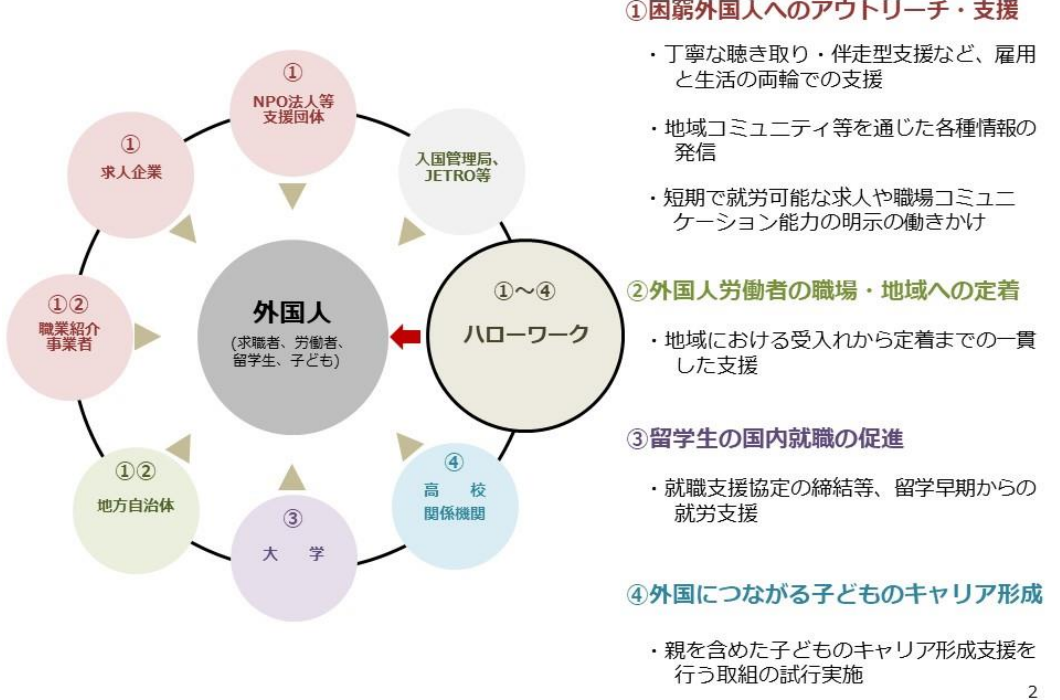
1 外国人雇用対策の在り方と方向性（総論）

- (1) 我が国労働市場への外国人労働者の包摂の状況や国際的な労働移動を適切に把握し、**エビデンスに基づいた外国人雇用対策を講じる**べき。
- (2) 新型コロナウイルス感染症禍で起きている複層的な課題を解決するために、**関係機関が得意とする分野を生かして、連携して対応**していくべき。
- (3) 日本と母国の**文化ギャップの克服**や、専門的・技術的分野の外国人労働者の**長期キャリアを前提とした就労環境を整備**していくべき。
- (4) 外国人雇用対策は、**我が国の雇用や労働市場の質を向上**させるという**積極的な視点**をもって推進するべき。

2 各課題とその対応に関する方向性（各論）

<p>データ</p> <p>整備の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働市場における外国人労働者の状況をより詳細に把握・分析すべき。 ・中長期的には、日本人と外国人が比較可能な統計等を新たに整備することも含めて検討すべき。 	<p>支援</p> <p>様々な要因で困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人等とハローワークが連携し、困窮外国人へのアウトリーチを強化すべき。 ・地域コミュニティ等を通じた情報発信、データベース整備による求人開拓を強化すべき。 ・帰国困難者が応募可能な短期求人を民間企業・職業紹介事業者に働きかけるべき。
<p>国際労働移動</p> <p>進出国の視点で捉える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際機関の活動等への参画を通じて国際労働移動の状況変化を把握すべき。 ・ポストコロナも見据え、外国人労働者にとって日本の労働市場が円滑に機能するための職業紹介のあり方等を検討すべき。 	<p>職場定着</p> <p>定着を見据えた受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モデル地域と受入れから定着までの一貫した支援を実現し、成果を周知すべき。 ・各種支援ツールも積極的に活用して、雇用管理改善指導・援助を行うべき。
<p>文化ギャップ</p> <p>コミュニケーションの改善</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場に必要なコミュニケーション能力の見える化とそれに合わせた研修・文化ギャップを克服する就業体験を促進すべき。 ・外国人労働者の職業紹介や就業環境の向上を担う専門人材の育成を検討すべき。 	<p>留学生</p> <p>国内就職の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学とハローワークの連携協定の締結等、就職支援を強化し、成果を積重ねるべき。 ・就活や職場定着のための研修用モデルカリキュラムの普及を図るべき。 ・キャリアコンサルタントの育成などキャリアアップを支援すべき。
	<p>子ども</p> <p>キャリアを拓く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校・ハローワーク・関係機関が連携して、親も含めた外国につながる子どものキャリア形成支援を試行的に実施すべき。

ハローワークと多様な関係者との連携を通じた外国人支援



参考資料2 我が国における外国人に関する統計・データ

1 我が国の労働市場、生活状況に関する統計（外国人関係）

1. 我が国の労働市場、生活状況に関する統計(外国人関係)

0

(1) 我が国の労働市場・生活状況に関する統計(1/6) ①

<ul style="list-style-type: none"> ■ 我が国での労働市場・外国人に関する統計・調査では、国勢調査(国籍)、賃金構造基本統計調査(在留資格)、労働災害発生状況(国籍・在留資格)で、日本人との比較が可能である。 ■ 外国人雇用状況の届出で外国人労働者の産業、職業等の把握ができる。 				
統計名	国勢調査	労働力調査	就業構造基本調査	賃金構造基本統計調査 (賃金センサス)
実施機関、根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> 総務省統計局 統計法(平成19年法律第53号)第5条第2項 国内の人及び世帯の実態を把握が目的 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省統計局 統計法(平成19年(2007年)法律第53号) 我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省統計局 統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項 国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得る 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省賃金福祉統計室 主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を明らかにする統計調査
公表周期	5年ごと	<ul style="list-style-type: none"> 月次:調査月の翌月に公表 《詳細集計》四半期・年次:最終調査月の翌々月に公表 	3年ごと	年次
調査対象・単位	世帯とその世帯員	我が国居住の全人口(外国政府の外交使節団等を除く)	我が国居住(外国政府の外交使節団等を除く)の世帯とその世帯員	事業所(5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が6~9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所)
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	<ul style="list-style-type: none"> 悉皆 国内に常住している者(病院・診療所等の施設に居住する者を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> 層化2段階抽出法 国勢調査の約100万調査地区から約2,900地区を選定、その調査地区内から選定された約4万世帯(基礎調査の対象世帯、特定調査票はうち約1万世帯) 基礎調査票は2年にわたり同一の2か月、特定調査票は2年目2か月目のみ調査 	<ul style="list-style-type: none"> 層化2段階抽出法 平成27年国勢調査調査区のうち約3万3千調査区について、市区町村長が選定した抽出単位(世帯が居住することができる建物又は建物の一部含む。)に居住する約62万世帯の15歳以上の世帯員約108万人を対象。 	<ul style="list-style-type: none"> 層化二段抽出法(事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位) 事業所の層化は、都道府県、産業及び事業所規模別に実施 事業所抽出率は都道府県、産業及び事業所規模別に定める。 労働者の抽出率は、100人以上の事業所については産業及び事業所規模別に、100人未満の事業所については事業所規模別。
対象年齢	全世代	全世代	15歳以上	-
国籍・出生地の把握	国籍(11区分:2010)	-	-	在留資格(6区分)

1

(1) 我が国の労働市場・生活状況に関する統計(2/6) ① つづき

統計名	国勢調査	労働力調査	就業構造基本調査	賃金構造基本統計調査 (賃金センサス)
調査項目概要	<p>〈個人〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別、年齢、配偶関係、国籍 居住状況 在学、卒業等教育の状況(10年毎) 就業状況、所属の事業所等、仕事の種類、従業上の地位 従業地・通学地、交通手段(世帯) 種類、世帯員数、住居の種類、住宅の建て方 	<p>■基礎調査票 (全世帯員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 性別、続柄、出生年月 (15歳以上の世帯員) 氏名、配偶関係 就業状態、所属の事業所等 仕事の内容、雇用契約期間等 就業時間、日数 求職活動等(世帯) 世帯員数、性別、異動状況 	<p>〈全員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 基本事項、訓練・自己啓発、育児・介護の状況(有業者) 主な仕事、主な仕事以外の仕事、前職、初職 〈無業者〉 就業の希望、前職、初職(世帯) 15歳未満の世帯員、世帯全体の年間収入、15歳以上の世帯員 	<p>〈事業所〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 主要な生産品の名称又は事業の内容、事業所の雇用形態別労働者数、企業全体の常用労働者数(労働者) 性、雇用形態、就業形態、最終学歴、新規学卒者への該当性、年齢、勤続年数、役職、職階、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、昨年一年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格
地域・都市分類	・市区町村(小地域集計も可)	・地域別、都道府県別	・市区町村	・都道府県
経済活動(産業)分類	・小分類	・小分類	・小分類	・16大分類
職業分類	・小分類	・小分類	・小分類	・小分類 ・役職区分あり
教育分類	・6区分:2010年	—	・9区分(専門学校3区分を含む)	・4区分
勤め先の従業員規模(雇用者)	—	・9区分	・12区分	・8区分(常用労働者数)
所得・賃金	—	—	・月間世帯収入 ・有業者の年間収入	・現金給与総額等(上記調査項目概要の脚注)
出所 手法が1等	https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/gaiyou.html	https://www.stat.go.jp/data/roudou/index_2.html	https://www.stat.go.jp/data/shuqvou/2017/gaiyou.html	https://www.mhlw.go.jp/foukei/sis/chinoinkouzou_b.htm#01

2

(1) 我が国の労働市場・生活状況に関する統計(3/6) ②

統計名	毎月労働統計	国民生活基礎調査	労働災害発生状況	就労条件総合調査
実施範囲、報 規定	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 統計法(平成19年法律第53号)、毎月労働統計調査規則(昭和32年労働省令第15号) 雇用、給与及び労働時間について、全国的、都道府県別の実動を毎月明らかにすることを目的 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室 統計法(平成19年法律第53号)、国民生活基礎調査規則(昭和61年厚生省令第39号) 保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査すること 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第9条第1項(抄) ※事業者の届出義務 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室 統計法に基づく一般統計調査 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的
公表周期	・月次	・大規模調査:3年毎 ・簡易調査:毎年	・月次(速報) ・年次(確定)	・年次
調査対象・単位	・日本標準産業分類16大産業で、5人以上の常用労働者を雇用事業所、約33,000事業所	・全国の世帯及び世帯員(単身赴任者、施設居住者等は除く)	・届出をとりまとめ	・日本標準産業分類16大分類で、30人以上の常用労働者を雇用する民間企業6,406社(令和2年調査)
抽出方法(地域 区分・オーバ サンプリング)	<ul style="list-style-type: none"> 第一種事業所(規模30人以上):事業所全数リストを抽出のための母集団フレームとし、産業、事業所規模別に標本事業所を無作為に抽出。 第二種事業所(規模5~29人):二級抽出法により抽出。第一回は、センサスの調査区(約22万区)に基づき約7%に設定した母集団フレーム5層に分け所定の抽出率によって調査区を抽出。第二回は、調査区について、あらかじめ、5~29人規模事業所の名簿を作成し、名簿から産業別に標本事業所を無作為に抽出。 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年大規模調査)世帯票、健康票;平成27年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,630地区内のすべての世帯(約27万7千世帯)及び世帯員(約68万8千人)を、所得票、貯蓄票;前記の5,630地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯(約5万世帯)及び世帯員(約12万5千人)を調査対象。 (平成30年簡易調査)大規模調査と同様の方法で、世帯(約5万5千世帯)及び世帯員(約13万8千人)を、所得票;世帯(約1万3千世帯)及び世帯員(約3万1千人)を調査対象。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記労働安全衛生規則により、事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属施設等における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、速滞なく、様式第28号による報告書(労働者死傷病報告)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない、とされている。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所母集団データベース(平成29年次フレーム)の企業(単独事業所及び本社・本店・本所の事業所)を母集団として、該当する産業で常用労働者30人以上を雇用する民間企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)のうちから、産業、企業規模別に層化して無作為に抽出した企業。
対象年齢	—	・全世代	—	—
国籍・出生地の 把握	—	—	・国籍・地域、在留資格	—

3

(1) 我が国の労働市場・生活状況に関する統計(4/6) ②つづき

統計名	毎月勤労統計	国民生活基礎調査	労働災害発生状況	就労条件総合調査
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> 企業規模 性別常用労働者数及びパートタイム労働者数、常用労働者に係る性別異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額 常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額 パートタイム労働者に係る異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額 雇用、給与及び労働時間の変動に関連する事項 	<ul style="list-style-type: none"> (世帯票) 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等(健康票) 自覚症状、通院、日常生活への影響、健康意識、悩みやストレスの状況、こころの状態、健康診断等の受診状況等(所得票) 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等(貯蓄票) 貯蓄現在高、借入金残高 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡者数 死傷者数(休業4日以上) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の属性、労働時間制度に関する事項、賃金制度に関する事項 調査年によって、定年制、資産形成、退職給付、労働費用等の調査内容が異なる(労働時間制度については毎年実施)
地域・都市分類	・都道府県	・都道府県、市部、21大都市	・全国、都道府県(外国人については全国のみ)	・全国
経済活動(産業)分類	・16大分類	-	・労働災害件数が多い業種を中心に構成	・16大分類
職業分類	-	-	-	-
教育分類	-	・6区分(特別支援学校等も把握)	-	-
勤め先の従業員規模(雇用者)	・9区分	-	・4区分	・4区分
所得・賃金	・決まって支給する給与額等(上記調査項目概要の参照)	・種別の所得・可処分所得、課税状況	-	-
出所手法(マイ等)	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1d.htm#ink01	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21/yousa.htm#anchori1	https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000730281.pdf https://www.mhlw.go.jp/bunva/roudouki/un/anzenisei11/rousa-hassei/index.html	https://www.mhlw.go.jp/toukei/tiran/roudou/ikan/syurou/20/chousa.htm#ink01

4

(1) 我が国の労働市場・生活状況に関する統計(5/6) ③

統計名	雇用均等基本調査	雇用保険事業月報・年報	外国人雇用状況の届出	在留外国人統計
実施範囲、根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> 雇用環境・均等局雇用機会均等課政策係 統計法に基づく一般統計調査 男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握し、雇用均等行政の成果、測定や方向性の検討を行う上での基礎資料を得ることを目的 	<ul style="list-style-type: none"> 職業安定局雇用保険課数理係 雇用保険の適用・給付状況を把握し、雇用保険制度の適正な運営を図るとともに、雇用対策等の基礎資料として利用することを目的。 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法制に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的 	<ul style="list-style-type: none"> 出入国在留管理庁 本邦に在留する外国人について、国籍・地域別、在留資格別及び都道府県別等の在留外国人数及び総在留外国人数を集計したもの。
公表周期	・年次	・月次	・年次(毎年10月末現在とりまとめ)	・半期、年次
調査対象・単位	<ul style="list-style-type: none"> 日本標準産業分類大分類、常用労働者10人以上の民営企業(6,000社)、常用労働者5人以上の民営事業所(6,291事業所)(令和2年度調査) 	<ul style="list-style-type: none"> 適用事業所(雇用保険適用に係る届出をとりまとめ) 	<ul style="list-style-type: none"> 届出をとりまとめ 	-
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	<ul style="list-style-type: none"> 企業・事業所を産業・規模別に層化し、一定精度を確保しつつ抽出する、層化無作為抽出法。 	<ul style="list-style-type: none"> 適用事業所(労働者が雇用される事業)は全て適用事業。ただし、農林水産の事業であって政令で定めるもの(法人以外の事業主が行う事業であって、常時5人以上の労働者を雇用する事業以外のもの)は、当分の間、暫定的に任意適用事業とされている(法附則第2条)。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人を雇用する事業所が対象。 すべての事業主は、外国人労働者(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く)の雇入れまたは雇入れの届出、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等について確認し、厚生労働大臣(「人口ワーク」)へ届出することが義務付けられている。 	-
対象年齢	-	-	-	-
国籍・出生地の把握	-	-	<ul style="list-style-type: none"> 国籍・地域、在留資格(特別永住者、在留資格「外交」または「公用」は届出対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> 国籍・地域、在留資格

5

(1) 我が国の労働市場・生活状況に関する統計(6/6) ③つづき

統計名	雇用均等基本調査	雇用保険事業月報・年報	外国人雇用状況の届出	在留外国人統計
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> 企業調査 正社員・正職員の状況、正社員・正職員の採用状況、管理職について セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントに係る防止対策について 事業所調査 育児休業制度の内容及び利用状況 働きながらの子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項、介護休業制度に関する事項、育児・介護休業取得中の労働条件等の取扱い、多様な正社員制度の有無及び利用状況 	<ul style="list-style-type: none"> 適用事業所：事業所数、被保険者数（年齢、業種、被保険者数規模） 一般求職者給付：所定給付日数分の受給資格決定件数、同受給者実人員、給付額（年齢、被保険者期間、業種） 高年齢求職者給付（高年齢求職者給付金）：受給者数、給付額 特例求職者給付（特例一時金）：受給者数、給付額 	外国人労働者数	在留外国人数
地域・都市分類	・全国	・全国・都道府県労働局別	・全国・都道府県	・全国・都道府県・市区町村
経済活動（産業）分類	・大分類	・大分類、一部中分類	<ul style="list-style-type: none"> 大分類を基本に一部詳細（35分類） 特定産業分野：出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）において定められた14分野 	—
職業分類	・正社員を4区分（総合職、限定総合職、一般職、その他）	—	・平成23年改定「厚生労働省編職業分類」（58区分）	—
教育分類	—	—	—	—
勤め先の従業員規模（雇用者）	・6区分	・被保険者数：5区分	・4区分	—
所得・賃金	—	—	—	—
出所手法ガイド等	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-23a.htm#link01	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/150-1.html	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1.html	https://www.moi.go.jp/isa/policies/statistics/toukei_touroku_chuui.html

6

(2) 外国人雇用状況の届出制度概要

外国人雇用状況の届出制度

届出制度の概要

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）抜粋
 （外国人雇用状況の届出等）
 第二十八条（抄）

事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合またはその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格、在留期間その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。（平成19年10月1日施行）

※届出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金の対象となる。

●届出の対象となる外国人の範囲

日本の国籍を有しない者で、特別永住者及び在留資格「外交」「公用」以外の者

●届出事項

①氏名 ②在留資格 ③在留期間 ④生年月日 ⑤性別 ⑥国籍・地域
 ⑦資格外活動許可の有無 ⑧在留カード番号（※）、⑨雇入れ又は離職年月日
 ⑩雇入れ又は離職に係る事業所の名称、所在地など （※）令和2年3月1日から在留カード番号を届出事項に追加

届出情報の活用

- 届出に基づき、雇用管理の改善に向けた事業主への助言や指導、離職した外国人への再就職を支援
- 毎年10月末時点の「外国人雇用状況の届出状況」を集計して公表

7

(参考)雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届(様式)

様式第2号 雇用保険被保険者資格取得届 (※事業主の名称等は事業主の届出事項として記入してください。)

1. 個人番号
2. 被保険者番号
3. 業務番号
4. 被保険者氏名
フリガナ(カタカナ)
5. 変更後の氏名
フリガナ(カタカナ)
6. 性別
7. 生年月日
8. 業務開始の年月日
9. 被保険者となったこと
の理由
10. 適合(1)等の種類
11. 資格取得年月日
12. 雇用形態
13. 職種
14. 就業開始
15. 1週間の所定労働時間
16. 契約期間の
定め
17. 被保険者氏名(ローマ字)
18. 被保険者氏名(ローマ字)
19. 国籍・地域
20. 前年度被保険者種類
21. 前年度被保険者月数
22. 退職理由
23. 退職年月日
24. 退職理由
25. 退職年月日
26. 退職理由
27. 退職年月日
28. 退職理由
29. 退職年月日
30. 退職理由
31. 退職年月日
32. 退職理由
33. 退職年月日
34. 退職理由
35. 退職年月日
36. 退職理由
37. 退職年月日
38. 退職理由
39. 退職年月日
40. 退職理由
41. 退職年月日
42. 退職理由
43. 退職年月日
44. 退職理由
45. 退職年月日
46. 退職理由
47. 退職年月日
48. 退職理由
49. 退職年月日
50. 退職理由
51. 退職年月日
52. 退職理由
53. 退職年月日
54. 退職理由
55. 退職年月日
56. 退職理由
57. 退職年月日
58. 退職理由
59. 退職年月日
60. 退職理由
61. 退職年月日
62. 退職理由
63. 退職年月日
64. 退職理由
65. 退職年月日
66. 退職理由
67. 退職年月日
68. 退職理由
69. 退職年月日
70. 退職理由
71. 退職年月日
72. 退職理由
73. 退職年月日
74. 退職理由
75. 退職年月日
76. 退職理由
77. 退職年月日
78. 退職理由
79. 退職年月日
80. 退職理由
81. 退職年月日
82. 退職理由
83. 退職年月日
84. 退職理由
85. 退職年月日
86. 退職理由
87. 退職年月日
88. 退職理由
89. 退職年月日
90. 退職理由
91. 退職年月日
92. 退職理由
93. 退職年月日
94. 退職理由
95. 退職年月日
96. 退職理由
97. 退職年月日
98. 退職理由
99. 退職年月日
100. 退職理由

様式第2号 (移行別適用) 雇用保険被保険者資格喪失届 (※事業主の名称等は事業主の届出事項として記入してください。)

1. 個人番号
2. 被保険者番号
3. 業務番号
4. 被保険者氏名
フリガナ(カタカナ)
5. 変更後の氏名
フリガナ(カタカナ)
6. 性別
7. 生年月日
8. 業務開始の年月日
9. 被保険者となったこと
の理由
10. 適合(1)等の種類
11. 資格取得年月日
12. 雇用形態
13. 職種
14. 就業開始
15. 1週間の所定労働時間
16. 契約期間の
定め
17. 被保険者氏名(ローマ字)
18. 被保険者氏名(ローマ字)
19. 国籍・地域
20. 前年度被保険者種類
21. 前年度被保険者月数
22. 退職理由
23. 退職年月日
24. 退職理由
25. 退職年月日
26. 退職理由
27. 退職年月日
28. 退職理由
29. 退職年月日
30. 退職理由
31. 退職年月日
32. 退職理由
33. 退職年月日
34. 退職理由
35. 退職年月日
36. 退職理由
37. 退職年月日
38. 退職理由
39. 退職年月日
40. 退職理由
41. 退職年月日
42. 退職理由
43. 退職年月日
44. 退職理由
45. 退職年月日
46. 退職理由
47. 退職年月日
48. 退職理由
49. 退職年月日
50. 退職理由
51. 退職年月日
52. 退職理由
53. 退職年月日
54. 退職理由
55. 退職年月日
56. 退職理由
57. 退職年月日
58. 退職理由
59. 退職年月日
60. 退職理由
61. 退職年月日
62. 退職理由
63. 退職年月日
64. 退職理由
65. 退職年月日
66. 退職理由
67. 退職年月日
68. 退職理由
69. 退職年月日
70. 退職理由
71. 退職年月日
72. 退職理由
73. 退職年月日
74. 退職理由
75. 退職年月日
76. 退職理由
77. 退職年月日
78. 退職理由
79. 退職年月日
80. 退職理由
81. 退職年月日
82. 退職理由
83. 退職年月日
84. 退職理由
85. 退職年月日
86. 退職理由
87. 退職年月日
88. 退職理由
89. 退職年月日
90. 退職理由
91. 退職年月日
92. 退職理由
93. 退職年月日
94. 退職理由
95. 退職年月日
96. 退職理由
97. 退職年月日
98. 退職理由
99. 退職年月日
100. 退職理由

8

(参考)雇用保険の被保険者ではない外国人に係る届出(様式)

様式第3号 (第16条関係) (表面) 雇入れに係る外国人雇用状況届出書

①外国人の氏名(フリガナ)
②外国人の氏名(ローマ字)
③の者の在留資格
④の者の生年月日(西暦)
⑤の者の国籍・地域
⑥の者の在留カードの有無
⑦の者の在留期間(期間)
⑧の者の性別
⑨の者の資格外活動許可の有無
雇入れ年月日(西暦)
雇入れ完了年月日(西暦)
雇入れ完了後継続に供も事業所
雇用保険適用事業所番号
事業主の名称
所在地、電話番号等
氏名
社会保険労務士
氏名
公共職業安定所長 殿

9

(3) 出入国在留管理庁が保有する在留外国人データの項目(例)と、統計を作成する場合の留意点

■ 入管が保有するデータから、外国人個人の属性、在留資格、日本での滞在期間、直近の在留期間更新許可等の申請時の状況を紐づけた統計を作成することは可能。ただし、申請時点(5年前や、数十年もあり得る)と集計時点との時間隔が個人によりかなり異なる点に、留意が必要

- ある時点で日本に在留する中長期外国人については、以下のデータが把握されている

A.入国日 B.過去の申請時に入管に提出された情報 C.過去に受けた許可等についての情報 D.再入国出国日 E.再入国入国日

※ A:日本での滞在期間が算出可能。C:現在と過去の在留資格が把握可能。D及びE:再入国許可を受けて一時出国した人についてのみ。なお、集計時点で出国中の場合は、最新のEの情報がない状態となる

- 上記Bについて、在留資格により取得するデータが異なるが、以下では就労・永住資格の場合に取得する主なデータの例を挙げる

主なデータ取得のタイミング	回答者等	就労・永住資格関係の申請で取得する主なデータ	留意点
在留資格認定証明書交付申請	本人(多くは雇用主が代理) 雇用主	<ul style="list-style-type: none"> 属性(国籍・地域、生年月日、性別、配偶者の有無、出生地、本国での居住地、日本での居住地、本国での職業) 最終学歴(日本又は外国、学校の種別、専攻、職歴) 雇用主の情報(所在地、業種、年間売上高、従業員数等) 就労条件(雇用形態、就労期間、報酬(月額又は月額)、役職、職種) 本人の実務経験年数 	<ul style="list-style-type: none"> 【就労条件に関して】 来日前の予定情報なので、来日後の実情と一致するとは限らない 月額で回答すると賞与が含まれない
在留期間更新許可申請 在留資格変更許可申請	本人 雇用主	<ul style="list-style-type: none"> 属性(国籍・地域、生年月日、性別、配偶者の有無、居住地、本国での居住地) 最終学歴(日本又は外国、学校の種別、専攻、職歴) 雇用主の情報(所在地、業種、年間売上高、従業員数等) 就労条件(雇用形態、就労期間、報酬(月額又は月額)、役職、職種) 本人の実務経験年数 	<ul style="list-style-type: none"> 【就労条件に関して】 更新について、過去実績を回答するケースと予定情報を回答するケースが混在するが、判別できない 変更について、申請時点での予定情報なので、実情と一致するとは限らない 月額で回答すると賞与が含まれない
永住許可申請	本人	<ul style="list-style-type: none"> 属性(国籍・地域、生年月日、性別、配偶者の有無、婚姻日、出生地、本国での居住地、日本での居住地) 来日後の学歴・職歴 生計維持者(本人との関係、勤務先、年収) 	<ul style="list-style-type: none"> 永住許可時点と集計時点の時間隔は個人により大きくばらつく(数十年前に許可を受けている場合もある。最近の情報も把握できない)
資格外活動許可申請	本人	<ul style="list-style-type: none"> 属性(国籍・地域、性別、配偶者の有無、居住地)、職業 資格外活動について、その内容(職務内容、雇用契約期間、報酬(月額又は週額又は日額)及び増加務先(所在地、業種)) 	<ul style="list-style-type: none"> 資格外活動の内容について、申請時点での予定情報なので、実情と一致するとは限らない

10

(出所)出入国管理及び難民認定法に基づく各申請で提出が求められる申請書の様式

(4) 「在留外国人に対する基礎調査」(2020年度)の概要

出入国在留管理庁「在留外国人に対する基礎調査」(2020年度)

調査の背景・目的

- 平成30年12月、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)が関係閣僚会議決定された(令和元年12月及び令和2年7月に改訂)。
- 本調査は、総合的対応策において、「外国人材が抱える職業生活上、日常生活上、社会生活上の問題点を的確に把握し、外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案に資するよう、(中略)外国人材に対する基礎調査を実施する」(施策番号2)とされたことを受け、実施したものである。
- 調査結果を基に外国人材の受入れ環境整備に関する施策の企画・立案を行うことで総合的対応策の充実を図り、政府全体で共生社会の実現を目指すべく、

アンケート調査の実施概要

調査対象	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上の中長期在留者及び「特別永住者」計10,000人を無作為抽出(令和2年8月7現在) ※ 直近の上陸許可年月日から1年以上経過している者に限る。
有効回答数等	<ul style="list-style-type: none"> 配布数: 10,000件(うち宛先不明の未着分: 632件) 有効回答数: 1,600件 / 回答率17.1%
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> Web調査(調査対象者にQRコード付の調査協力依頼状を郵送し、当該QRコードを読み込んで、インターネット上のアンケートに回答してもらう形式) なお、調査票(回答画面)は、8言語(ルビ付き日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語)に対応
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> 「日本語でのコミュニケーション」、「情報の入手・相談対応」、「医療」、「災害・非常時の対応」、「住宅」、「子育て・教育」、「仕事」等在留外国人が職業生活、日常生活及び社会生活において抱えている主要な問題(生活上の困りごと等)を調査
調査期間	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年9月1日～同年9月30日

(出所)出入国在留管理庁(2021)「令和2年度 在留外国人に対する基礎調査の概要」

11

2 公的統計の抽出方法

2. 公的統計の抽出方法

12

(1) 雇用動向調査の抽出方法

	事業所票	入(離)職者票
層化/パラメータ	都道府県、産業、事業所規模	都道府県、産業、事業所規模
目標精度・抽出数	<ul style="list-style-type: none"> ■ 層別に入職率及び離職率の標準誤差を事業所規模別に設定 • 500人以上:全数抽出 • 100～499人:0.8%以内 • 30～99人:0.9%以内 • 5～29人:1.0%以内 ※産業大分類:C、D、F、G、H、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、中分類:E1(08～11,13,15,20,32)、E2(12,14,16～19,21～24)、E3(25～31)、I1(50～55)、I2(56～961) ※回収率:層別に75%と仮定 ※上記の抽出率を適用したときにサンプルフレームの事業所の数が入職者及び離職者の抽出において定める目標精度を満たすために最低限必要な標本事業所数を下回る場合、サンプルフレームの全事業所を調査対象。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 入職者のうち20～24歳の構成比及び離職者のうち60～64歳の構成比の標準誤差を設定 • 事業所規模計において4.0%以内 ※産業大分類:C、D、F、G、H、J、K、L、M、N、O、P、Q、R、産業中分類:E1、E2、E3、I1、I2 ※回収率/層別に70%と仮定 ※事業所規模が100人未満の2区分は原則全数抽出。
調査対象者数	<ul style="list-style-type: none"> • 調査客体数 15,477事業所 • 有効回答数 (上半期)9,030事業所 • 平均有効回答率 58.3% 	<ul style="list-style-type: none"> • 入職者調査:集計入職者数 36,548人 • 離職者調査:集計離職者数 40,579人

(出所)厚生労働省HDP雇用動向調査(調査の結果) <https://www.mhlw.go.jp/toke/sisei/9-23-1b.html>

13

(2) 賃金構造基本統計調査の抽出方法

■層化パラメータ

- 事業所を第1次抽出単位、労働者を第2次抽出単位とする層化二段抽出法
- 事業所の層化：都道府県、産業及び事業所規模別に行う
※ 層化基準によらない集計区分については標本設計の対象とならず、サンプル数が少ない場合は大きな誤差を含む場合がある

■標準誤差

- 目標精度は、常用労働者の1人平均所定内給与額について設定
- 都道府県、表章産業及び企業規模別の標準誤差率を5%以内

■抽出率

- 事業所抽出率：都道府県、産業及び事業所規模別
 - 労働者抽出率：100人以上の事業所は産業及び事業所規模別、100人未満の事業所は事業所規模別
- ※ 調査票の回収に当たっては、令和2年よりインターネットを利用したオンラインによる報告方式を導入した。令和2年の有効回答数のうちオンラインにより調査票を回収した件数は、18,049事業所(調査対象数の23.1%、有効回答数の32.9%)であった。

(出所)厚生労働省「賃金構造基本統計調査 調査の概要」

14

(3) 労働力調査の抽出方法

1 標本抽出の方法

この調査は、層化二段抽出法による標本調査であり、調査区*を第1次抽出単位とし、住戸**を第2次抽出単位としている。

* 国勢調査調査区

** 住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画

(1) 調査区の抽出(第1次抽出)

第1次抽出における調査区の抽出は、各地域*ごとに全ての調査区を国勢調査の結果等に基づく特性により層に分けて(詳細は、次ページの「参考」参照)、各地域の各層ごとに、所定の抽出率と所定の抽出起番号を用いて系統抽出法により行う。この系統抽出は、各調査区のウエイト(15世帯がほぼ1ウエイトとなるように各調査区に行われている値)に基づく確率比例抽出によっている。毎月の標本調査区数は約2,900となっている。

ただし、刑務所・拘留所等のある区域***(国勢調査調査区番号の後置番号が5の調査区)、自衛隊区域*** (同6の調査区)、駐留軍区域(同7の調査区)及び水面調査区(同9の調査区)については、抽出を行っていない。

* 北海道、東北(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県)、南関東(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県)、北関東・甲信(茨城県、栃木県、群馬県、山梨県及び長野県)、北陸(新潟県、富山県、石川県及び福井県)、東海(岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県)、近畿(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県)、中国(鳥取県、島根県、岡山県、広島県及び山口県)、四国(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県)、九州(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県)及び沖縄(沖縄県)の11地域。

** 刑務所・拘留所等のある区域及び自衛隊区域については、それぞれ法務省及び防衛省からそれら施設内の居住者数の資料を得て集計に加えている。具体的には、刑務所・拘留所等の矯正施設収容者を非労働力人口に、自衛官の官舎内居住者を就業者にそれぞれ加えている。

ただし、詳細集計では、特定調査票の調査項目を両省資料から集計するのは困難であることから、これらについて集計対象とはしていない。

(2) 住戸の抽出(第2次抽出)

第2次抽出における住戸の抽出は、第1次抽出で抽出された調査区(以下「標本調査区」という。)にある全ての住戸を確認して名簿を作成し、その中から、1調査区当たり抽出住戸数がほぼ15となるような所定の抽出率(ウエイトの逆数に等しい。)及び抽出起番号を用いて系統(等間隔)抽出により行う。抽出された住戸に調査日現在で居住する全ての世帯(合計約4万世帯)が調査対象となる。

ア 月次結果や年平均結果の精度と、月々及び年間の変化を見る場合の精度とを考慮し、一つの標本調査区は4か月間調査を行い、前半(2か月間)と後半(2か月間)とで調査区内の調査世帯(第2次抽出で抽出された住戸に居住する世帯)を替えている。

イ 前年の結果との比較の精度を高めるため、標本調査区として選定された調査区は、翌年の同月に再び調査を行う*

すなわち、毎月の全標本調査区のうち、半数はその年に新たに調査を行う調査区(したがって、翌年同月に再び調査を行う調査区。以下「1年目調査区」という。)となり、残り半数は前年同月に調査を行った調査区(以下「2年目調査区」という。)となるようにしている。

* 各標本調査区について、翌年までに無くなった住戸に居住していた調査世帯は調査から除かれる。一方、新設された住戸は名簿に追加され、その名簿から住戸が追加抽出され、そこに居住する世帯が調査世帯に追加される。

(3) 労働力調査の抽出方法(つづき)

ウ 以上の標本交替を行うため及び推定値の標本誤差の算出のため、標本調査区は、調査開始月(A, B, C又はDで表す。)及び1年目調査区か2年目調査区か(それぞれ1又は2で表す。)により区分され次のような8組の副標本で構成されている。なお、各副標本は、それぞれ同等な無作為標本となるように設計されている。

8組の副標本

A1……1月、5月又は9月に調査開始の1年目調査区、

A2……1月、5月又は9月に調査開始の2年目調査区、

B1……2月、6月又は10月に調査開始の1年目調査区、

B2……2月、6月又は10月に調査開始の2年目調査区、

C1……3月、7月又は11月に調査開始の1年目調査区、

C2……3月、7月又は11月に調査開始の2年目調査区、

D1……4月、8月又は12月に調査開始の1年目調査区、

D2……4月、8月又は12月に調査開始の2年目調査区

このように、副標本8組のうち、4組は1年目調査区で、残り4組は2年目調査区となる。

この結果、いずれの月においても、これらの副標本のうち、2組(すなわち標本調査区の数のすると4分の1)について標本調査区の交替が行われ、他の2組について同一調査区の中で調査世帯の交替が行われる。したがって、標本調査区が交替する組と標本調査区の中の調査世帯が交替する組とを合わせると、毎月2分の1の調査世帯が更新されることになる。

なお、特定調査票の調査世帯は2年目2か月目に当たる2組のもの(A2及びC2の組又はB2及びD2の組)である。

* 詳細集計の調査規模は基本集計の約4分の1となっている。

(参考)調査区の層化及び調査区の切替えについて

○労働力調査では、標本の抽出に当たって、調査結果の精度向上(すなわち、標本誤差の縮小)を図ることを目的として、第1次抽出単位である調査区の層化を行っている。

○労働力調査の層化の基準としては、結果の利用上重要度の高い項目、すなわち産業や従業上の地位別就業者数で精度の高い結果が得られるよう、調査区の産業・従業上の地位別の就業者構成を第一義的に用いている。このほか、寮・寄宿舎、病院・療養所、社会施設及び給与住宅に居住している人の就業状態は均質的であり、これらの有無が調査区を特徴付ける場合が多いことから、調査区における住居の形態も層化の基準に加えている。

○層化の基準となる調査区ごとの就業者構成等は、国勢調査の結果等を用いている。最新の就業構造の変化に対応するため、5年ごとに直近の国勢調査調査区への切替えを行い、併せて層化基準についても見直しを行っている。

層化についての詳細は、ホームページに掲載してある「標本設計の解説」(<https://www.stat.go.jp/data/roudou/9.htm>)を参照されたい。

(4) 平成29年就業構造基本調査の抽出方法

1 標本抽出方法

標本抽出方法は、第1次抽出単位を平成 27 年国勢調査調査区(以下、「調査区」という。)、第2次抽出単位を住戸とし、それぞれの抽出単位を層化した後に抽出を行う層化2段抽出法である。

第1次抽出では、全国から約3万9千調査区を抽出し、第2次抽出では、約 49 万住戸を抽出した。

調査標本は、この方法により抽出された住戸に居住する 15歳以上の世帯員全員である。

なお、抽出にあたっては特定の世帯が続けて調査の対象にならないように配慮した。

(1) 調査区の抽出(第1次抽出)

第1次抽出単位である調査区の抽出は以下の手順により行った。

ア 標本調査区は、次のものを除く全国の調査区の中から抽出した。

- i. 山岳・森林・原野地帯等のある区域
- ii. 刑務所・拘置所等のある区域
- iii. 自衛隊区域
- iv. 駐留軍区域
- v. 水面調査区

イ 各調査区について、国勢調査の結果等に基づく特性により、次の6層に分類した。

層1: 人口が〇の調査区

層2: 一般世帯数(注)が 15 以下の調査区

層3: 学生の寮・寄宿舎のある調査区

層4: 病院・療養所及び社会施設のある調査区

層5: 給与住宅のある調査区

層6: 上記以外の調査区

(注) 一般世帯数とは、二人以上の普通世帯数、一人の普通世帯、会社等の独身寮の単身者、社宅に間借りる単身者及び住居の種類がその他の単身者の和とする。

(4) 平成29年就業構造基本調査の抽出方法(つづき)

ウ 層ごとに、調査区を次の基準により配列した。

- i. 都道府県
- ii. 都道府県内経済圏
- iii. 市区町村コード(標本抽出時)
- iv. 市区町村コード(国勢調査時)
- v. 平成27年国勢調査調査区番号

(注) iii及びivは廃置分合により異なる。

エウの配列を基に、それぞれ都道府県ごとに全調査区の15歳以上人口を累積し、累積した15歳以上人口に対して確率比例系統抽出により調査区を抽出した。上記ア～エによって抽出された地域ごとの標本調査区数は表1のとおりである。

(2) 住戸の抽出(第2次抽出)

第2次抽出単位である住戸の抽出は以下の手順により行った。

ア 標本調査区ごとに、調査区に含まれる全ての住戸を確認して名簿を作成し、これを「居住者無」、「居住者有」の順に配列した。

イアの配列を基に、標本調査区ごとに、抽出起番号を1とし、抽出間隔を「居住者有」の住戸数を15で除し小数点以下を切り上げた値として、等確率系統抽出法により住戸を抽出した。

ウ 抽出された「居住者有」の住戸数が15未満の場合は、最初に抽出された「居住者有」の住戸の次の住戸以降の配列について、抽出住戸数が15になるまでイと同様に再度抽出を行った。

(4) 平成29年就業構造基本調査の地域別標本調査区数一覧表

地域区分	標本調査区数	地域区分 (県庁所在都市及び 政令指定都市)	本調査区	地域区分	標本調査区数	地域区分	標本調査区数
全国	32,708			愛知県	960	名古屋市*	298
(都道府県)				三重県	635	津市	100
北海道	926	札幌市*	338	滋賀県	599	大津市	145
青森県	590	青森市	128	京都府	747	京都市*	423
岩手県	584	盛岡市	134	大阪府	1,110	大阪市*	342
宮城県	671	仙台市*	306			堺市*	105
秋田県	555	秋田市	167	兵庫県	870	神戸市*	243
山形県	525	山形市	117	奈良県	597	奈良市	157
福島県	616	福島市	93	和歌山県	602	和歌山市	228
茨城県	670	水戸市	60	鳥取県	545	鳥取市	183
栃木県	626	宇都宮市	163	島根県	553	松江市	162
群馬県	635	前橋市	108	岡山県	650	岡山市*	242
埼玉県	941	さいたま市*	161	広島県	741	広島市*	308
千葉県	906	千葉市*	140	山口県	655	山口市	90
東京都	1,530	東京都区部*	1,054	徳島県	584	徳島市	196
神奈川県	1,107	横浜市*	455	香川県	607	高松市	254
		川崎市*	175	愛媛県	656	松山市	236
		相模原市*	87	高知県	631	高知市	290
新潟県	608	新潟市*	212	福岡県	876	北九州市*	166
富山県	547	富山市	215			福岡市*	262
石川県	595	金沢市	239	佐賀県	541	佐賀市	153
福井県	523	福井市	175	長崎県	629	長崎市	199
山梨県	581	甲府市	132	熊本県	634	熊本市*	258
長野県	630	長野市	112	大分県	631	大分市	254
岐阜県	606	岐阜市	120	宮崎県	637	宮崎市	230
静岡県	713	静岡市*	139	鹿児島県	698	鹿児島市	251
		浜松市*	151	沖縄県	635	那覇市	141

(5) 国民生活基礎調査の対象、抽出方法

■調査対象

・大規模調査

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、平成27年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯(約27万7千世帯)及び世帯員(約68万8千人)を、介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者(約6千人)を、所得票・貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯(約5万世帯)及び世帯員(約12万5千人)を調査客体とした(2019年大規模調査)。

・簡易調査

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成27年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯(約5万5千世帯)及び世帯員(約13万8千人)を、所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯(約1万3千世帯)及び世帯員(約3万1千人)を調査客体とした(平成30年簡易調査)。

■抽出方法

・世帯票・健康票(健康票は大規模調査年のみ)

(1)抽出方法は、国勢調査区(後置番号1又は8)を抽出単位とする層化集落抽出である。

(2)調査区の層化は、産業及び人口集中・非集中の区分により行っている。

(3)大規模調査年では、都道府県・指定都市ごとに一定数を系統抽出、簡易調査年では都道府県・指定都市ごとの国勢調査区数に比例するように系統抽出している。

・所得票・貯蓄票(貯蓄票は大規模調査年のみ)

(1)抽出方法は、一段目を国勢調査区(抽出結果は世帯票調査区)、二段目を国勢調査区(抽出結果は所得票・貯蓄票調査単位区を含む後置番号10の世帯票調査区)、三段目を単位区(抽出結果は所得票・貯蓄票調査単位区)を抽出単位とする層化三段抽出である。

(2)調査区の層化は、産業及び人口集中・非集中の区分により行っている。

(3)都道府県・指定都市ごとの国勢調査区数に比例するように、所得票・貯蓄票単位区を含む国勢調査区を系統抽出している。

(4)(3)で抽出した調査区から、1調査区当たり1単位区ずつ、調査単位区を無作為抽出している。

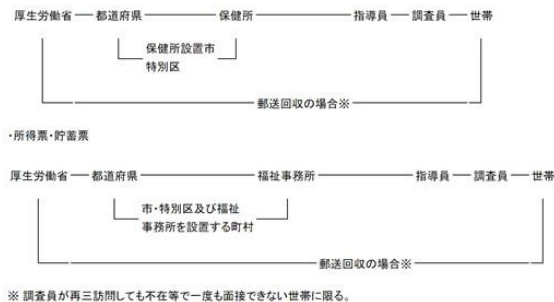
・介護票(大規模調査年のみ)

(1)抽出方法は、一段目を国勢調査区(抽出結果は世帯票調査区)、二段目を国勢調査区(抽出結果は介護票調査区)を抽出単位とする層化二段抽出である。

(2)調査区の層化は、産業及び人口集中・非集中の区分により行っている。

(3)都道府県・指定都市ごとの世帯票調査区数に比例するように、介護票調査地区を系統抽出している。

(5) 国民生活基礎調査の実施系統



(5) 国民生活基礎調査の集落抽出法

国民生活基礎調査の集落抽出法

集落抽出法(cluster sampling)とは、母集団がいくつかの個体からなる「集落」から構成されている場合に、その集落を抽出し、集落内のすべての個体を調査する抽出法である。

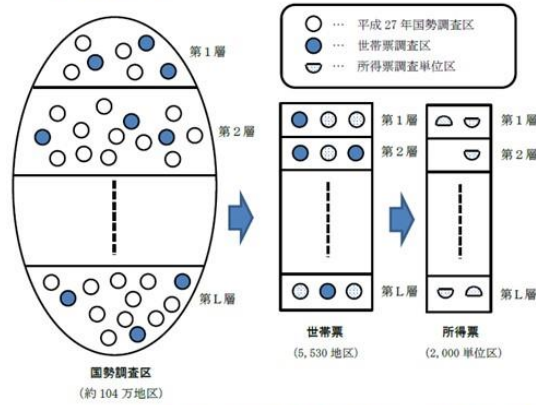
母集団の名簿の作成に当たり、個体ごとのリストが得られないが、個体がいくつかまとまった集落であればリストが得られるという場合がある。

集落抽出法が用いられるのはこのような場合である。例えば、国民生活基礎調査では、全国の世帯と世帯員が調査対象であり、調査客体として世帯を抽出する必要があるが、全国の世界リストは存在しないため、母集団名簿が得られないことになる。

一方、国勢調査に基づく国勢調査区はおおむね50世帯を含むように設定がされていることから、国勢調査区を世帯の「集落」と考えることができる。国勢調査区はリストが得られることから、個体である世帯を抽出するのではなく、集落である国勢調査区を抽出し、その中の全世帯を調査することにより調査を行うことができる。

また、集落抽出においては観察単位がまとまっているため、①調査対象となる地区の全世帯が調査対象であるため、母子世帯など出現頻度の低い事象が漏れなく把握可能であること、②調査対象となる世帯が集中していることにより、調査員調査の稼働効率が高く経費を安く抑えることができること、③調査対象となる地区の全世帯が調査対象者であるため、調査対象者に対して調査協力の説明が効果的というメリットがある。

【集落抽出参考図】

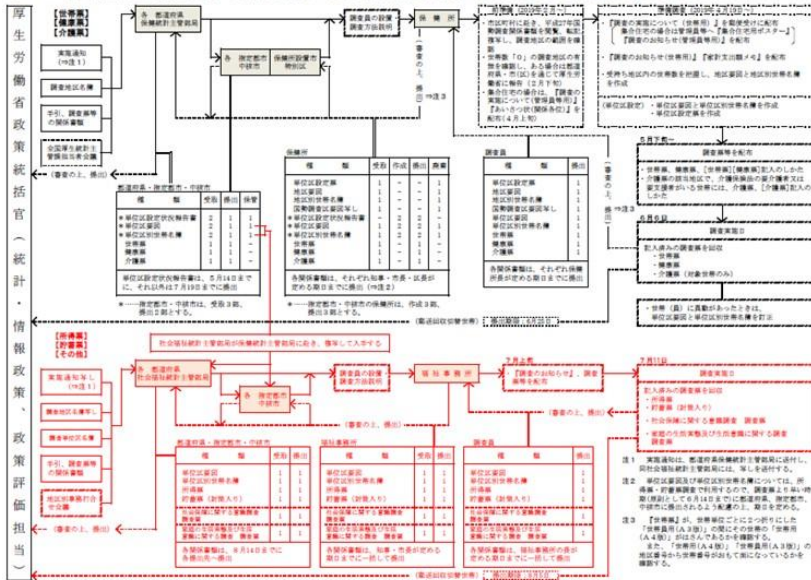


出典：「よくわかる標本調査法—厚生統計で学ぶ標本設計の理論と実践—」（一般財団法人 厚生労働統計協会）

22

(5) 国民生活基礎調査の流れ(2019年大規模調査)

◎ 2019年国民生活基礎調査の流れ図(社会保障に関する意識調査、家庭の生活実態及び生活意識に関する調査を含む。)



23

参考資料3 海外における外国人に関する統計・データ

1 OECD (2018) 「Settling In 2018 Indicators of Immigrant Integration」に基づく概要整理

1. OECD(2018)「Settling In 2018 Indicators of Immigrant Integration」に基づく概要整理

概要

- OECD (2018) では、移民の技能・労働市場の統合・排除、移民の生活状況・市民参加と社会統合などの観点から、加盟国等の状況の比較検討がなされている。
- 「技能と労働市場における統合・排除」に係る指標の出所統計・調査としては、LFS(Labor Force Survey：労働力調査)が中心となっており、年次ベースでの状況が把握できる。日本では5年毎のCensus(国勢調査)を用いている。
- 「生活状況、市民参加」に係る指標の出所統計・調査としては、各国・地位での所得にかかる統計、社会調査に加えて、国際的な横断調査が用いられている。我が国での状況を把握できる統計はない。

0

(1) 移民の技能と労働市場における統合・排除に関する指標

- OECDによる移民統合に関する指標の整理では、「移民の技能と労働市場における統合・排除」について幅広い指標を整理している。
- 指標は就業率・労働力率、失業率と言った労働市場での状況の他に、学歴、言語能力、職業スキル、学歴過剰と言った本人の持つ各種の能力、資格、加えて、雇用契約、労働環境と言った環境面に及んでいる。

指標	分析項目 ※基本的には、外国生まれ・原居国生まれ別に比較	OECD(2018)の調査時点
3.1.学歴	・ 就業中でない15-64歳人口に占める高い学歴と低い学歴の人の割合(%)とその時点変化(%ポイント)	2006-07と2017年
3.2.言語能力	・ 外国生まれの16-64歳人口に占める高い原居国言語を持つ人の割合(%) ・ 15~64歳のネイティブ話者でない移住歴の浅い移民と定住移民、それぞれに占める高い原居国言語能力をもつ人の割合の差(%ポイント)	2014年 2014年
3.3.成人教育・訓練	・ 25-64歳人口に占める成人教育・訓練に参加した経験を持つ人の割合(%)とその時点変化(%ポイント)	2011年と2016年
3.4.就業率・労働力率	・ 15-64歳人口における就業者及び労働力人口の割合(%)とその時点変化(%ポイント) ・ 就学中でない15-64歳人口における外国生まれと原居国生まれの就業率の差(%ポイント)【低い学歴、高い学歴別】 ・ 就学中でなく、かつ高い学歴をもつ15-64歳の外国生まれに占める就業者の割合(%)【外国で学位取得、原居国で学位取得別】	2006-07年と2017年 2017年 2015-16年
3.5.失業率	・ 15-64歳の労働力人口に占める失業者の割合(%)とその時点変化(%ポイント)	2006-07年と2017年
3.6.長期失業率	・ 全失業者に占める長期失業者の割合(%) ・ 15-64歳の外国生まれと原居国生まれの経済活動不参加者に占める、不本意な理由で経済活動に参加できていない人の割合(%)	2006-07年、2015-16年 2015-16年
3.7.雇用契約類型	・ 15-64歳の賃金労働者に占める一時雇用の労働者割合(%)とその時点変化(%ポイント)	2006-07年、2015-16年
3.8.労働環境	・ 就学中でない15-64歳の就業者に占める長時間労働者の割合(%) ・ 15-64歳の就業者に占める身体的リスクをもち職業に従事者割合(%)	2015-16年 2015-16年
3.9.職業スキル	・ 15-64歳の就業者に占める低技能者および高技能者の割合(%)とその時点変化(%ポイント)	2006-07年と2017年
3.10.学歴過剰	・ 高い学歴をもつ15-64歳の就業者に占める低技能者および中位技能従事者の割合；学歴過剰率(%)とその時点変化(%ポイント)	2006-07年と2017年
3.11.自営業	・ 15-64歳の就業者に占める自営業者の割合(%)とその時点変化(%ポイント)	2006-07年と2015-16年

1 (出所)OECD(2018)「Settling In 2018 Indicators of Immigrant Integration」をもとに整理

(1) 移民の生活状況、市民参加と社会統合に関する指標

- OECDによる移民統合に関する指標の整理では、「移民の生活状況、市民参加と統合」について幅広い指標を整理している。
- 指標としては、所得や貧困に係るもの、投票率、移民との交流状況、帰属意識、被差別意識、生活満足度など生活や社会参加に関するものがある。その他、ジェンダー分業観についても整理されている。

指標	分析項目 ※基本的には、外国生まれ・原居住国生まれ別に比較	OECD(2018)の調査時点
4.1.世帯所得	<ul style="list-style-type: none"> 2014年を基準とする購買力平価にもとづく16歳以上の等価可処分所得の実質値(ユーロ) 16歳以上の外国生まれに占める所得上位10分の1および所得下位10分の1の人口割合の変化(%ポイント) 	2015年 2006年と2015年
4.2.相対的貧困率	<ul style="list-style-type: none"> 一般的な住居に居住している16歳以上の人口に占める貧困線以下の水準で暮らしている人の割合(%) 一般的な住居に居住している16歳以上の人口に占める相対的貧困率の変化(%ポイント) 	2015年 2006年と2015年
5.2.投票率	<ul style="list-style-type: none"> 18歳以上の現居住国民に占める直近の国政選挙で投票に行った人の割合(%) 18歳以上の現居住国民における現居住国生まれと外国生まれの投票率の変化(%ポイント) 	2008-2016年 2002-08年と2008-16年
5.4.移民との交流	<ul style="list-style-type: none"> 週に1回は移民と交流のある現居住国生まれの人の割合(%) 移民の増加をチャンスとしてみる現居住国生まれの人の割合(%) 	2018年 2018年
5.5.ジェンダー分業観	<ul style="list-style-type: none"> 「雇用が不足している場合、女性よりも男性のほうが職を得る権利をもつ」という考えに賛成する人の割合(%) 「女性は家族のケアのために有償の仕事調整する必要がある」という考え方に賛成する人の割合(%) 	2008-16年 2004-10年
5.6.帰属意識	<ul style="list-style-type: none"> 現居住国の一員だという帰属意識をもつ人の割合(%) 15歳以上の外国生まれに占める現居住国に対して帰属意識をもっている人の割合(%) 	2014年 2014年
5.7.被差別感	<ul style="list-style-type: none"> 15-64歳の移民に占める被差別感・経験を持つと答えた人の割合【在住期間別】(%) 15-64歳の移民に占める被差別感・経験を持つと答えた人の割合【社会経済的特徴別】(%) 	2008-16年 2008-16年
5.8.生活満足度	<ul style="list-style-type: none"> 16歳以上の全人口の生活満足度(0~10の尺度にもとづく各国の平均)(%) 16歳以上の全人口の生活満足度(0~10の尺度にもとづく各国の平均)【出生地別】(%) 	201-15年 2013年

(出所)OECD(2018)「Settling In 2018 Indicators of Immigrant Integration」をもとに整理

2

(2) OECD(2018)での利用統計 ①技能と労働市場

- OECD(2018)での「移民の技能と労働市場における統合・排除」に係る指標の出所統計・調査としては、LFS(Labor Force Survey:労働力調査)が中心となっている。EUでは、EU-LFSが横断的に整備されている。米国、韓国、豪州でもLFSに相当する統計が主に用いられている。日本ではCensus(国勢調査)を用いている。

指標	EU(ドイツ)	米国	カナダ	韓国	豪州	日本
3.1.学歴	EU-LFS06-07, Miklozensus16	CPS06-07,16-17	LFS06-07,17	SILCLF17, EAPS17	ASEW07, LFS16	Census10
3.2.言語能力	EU-LFS AHM14	-	-	-	Census16	-
3.3.成人教育・訓練	AES11,16	PIAAC12	PIAAC12	PIAAC12	PIAAC12	PIAAC12
3.4.就業率・労働力率	EU-LFS06-07, Miklozensus16	CPS06-07,16-17	LFS06-07,15-16,17	SILCLF17, EAPS17	ASEW07,16, LFS17	Census15
3.5.失業率	EU-LFS06-07, Miklozensus16	CPS06-07,16-17	LFS06-07,15-16,17	SILCLF17, EAPS17	ASEW07,16, LFS17	Census15
3.6.長期失業率	EU-LFS06-07, Miklozensus16, WV S10-14, EU-SILC16	CPS06-07,16-17, WWS10-14	LFS06-07,15-16,17	SILCLF17, EAPS17	ASEW07,16, PJSJM16	-
3.7.雇用契約類型	EU-LFS06-07, Miklozensus16	-	LFS06-07,15-16,17	SILCLF17, EAPS17	Charac.Of.employ0 6,15	Census15
3.8.労働環境	EU-LFS06-07, Miklozensus16, EWCS15	CPS06-07,16-17	LFS06-07,15-16,17	-	ASEW16	-
3.9.職能スキル	EU-LFS06-07, Miklozensus16	CPS06-07,16-17	-	SILCLF17, EAPS17	ASEW07,16	Census15
3.10.学歴過剰	EU-LFS06-07,15-16,17	CPS06-07,16-17	-	SILCLF17, EAPS17	ASEW07,16	-
3.11.自営業	EU-LFS06-07, Miklozensus16	CPS06-07,16-17	LFS06-07,15-16,17	SILCLF17, EAPS17	LFS06-07,15-16	Census15

(出所)OECD(2018)「Settling In 2018 Indicators of Immigrant Integration」をもとに整理

(注)数字は2009年次の年次を示す。LFS:Labour Force Survey, AHM:Ad hoc Module, Miklozensus:マイクロセンサス, AES:Adult Education Survey, EU-SILC:European Union Statistics on Income and Living Conditions, WVS:World Values Survey(世界価値観調査), EWCS:European Working Conditions Survey, CPS:Current Population Survey, PIAAC:Programme for the International Assessment of Adult Competencies, 国際成人力調査, SILCLF:Survey on Immigrant's Living Conditions and Labour Force移民生活状況と雇用調査, EAPS:Economically Active Population Survey経済活動人口調査, AEW:Education and Work, Australia, PJSJM:Participation Job Search and Mobility, Australia, Charac.Of.employ:Characteristics of Employment, Census:国勢調査

3

(2) OECD(2018)での利用統計 ②生活状況、市民参加

■ OECD(2018)での「生活状況、市民参加」に係る指標の出所統計・調査としては、各国・地区での所得にかかる統計、社会調査に加えて、国際的な横断調査が用いられている。

指標	EU(ドイツ)	米国	カナダ	韓国	臺州	日本
4.1.世帯所得学歴	EU-SILC07,16	CPS07,17	Census06,16	- 注2	SIH05-06,15-16	-
4.2.相対的貧困率	EU-SILC07,16	CPS07,17	Census06,16	-	SIH05-06,15-16	-
5.2.投票率	ESS08-16,02-08,10-16, EU-MIDIS II 16	CPS November Supplement08,16	GSS14	-	-	-
5.4.移民との交流	Eurobarometer17	-	-	- 注2	-	-
5.5.ジェンダー分業観	ESS08-16,04-10	-	-	- 注2	-	-
5.6.帰属意識	ESS14	WVS wave6 14	GSS13	- 注2	Scanlon Foundation Survey16-17	-
5.7.被差別感	ESS08-16,02-08,10-16, EU-MIDIS II 16	USGSS 16(with regard to work)	GSS14	- 注2	GSS14	-
5.8.生活満足度	Gallup08-15	Gallup08-15	Gallup08-15	Gallup08-15	Gallup08-15	Gallup08-15

(出所)OECD(2018)「Settling In 2018 Indicators of Immigrant Integration」をもとに整理

(注1)数字は2000年代の年次を示す。EU-SILC: European Union Statistics on Income and Living Conditions, EU-MIDIS II: Second European Union Minorities and Discrimination Survey, Eurobarometer: (Public Opinion in European Union), ESS: European Social Survey, CPS: Current Population Survey, WVS: World Values Survey(世界価値観調査), GSS: General Social Survey, SIH: Survey of Income and Housing, Gallup: World Happiness Report

(注2)OECD(2018)では扱われていないが、韓国においても、「多文化家族支援法」に基づき、2009年以降、3年おきに、全国多文化家族実態調査が実施されており、表中に記載の項目(数値の内容含む)については調査で把握している状況。

4

2 諸外国の移民・外国人の労働市場に関する統計

2. 諸外国の移民・外国人の労働市場に関する統計

概要

- 各国・地域におけるLFS(労働力調査)では、出生国等の把握が可能となっている。調査周期は月次が基本となっている(EUレベルでの横断的な把握は4半期)。対象は世帯とその構成員である。
- LFS以外については、
- EUでは、LFSで整理されていない世帯の所得・貧困状況や労働環境、労働条件等に係る統計が整備されており、出生国(自国、EU内、EU外)別に把握できる。経済活動(産業)分類、職業分類、教育分類も把握できる。
- 米国では、10年毎のCensus、及びCensusとデータ接続可能なACS(American Community Survey)により、移民の労働、経済状況等を詳細に把握することができる。移民に係る計量分析でも多く活用されている。
- カナダでは、Longitudinal Immigration Database(IMDB)により、資金・給与について、入国時の言語や、統合サービス(言語教育、就労支援等)の利用有無、移民の子ども等との関連分析が可能である。Censusにおいては、自国民との比較が可能であるとともに、仕事で利用する言語、国内移動との関連分析が可能である。
- 臺州では、主にLFSの補足調査の中で、LFSでは整理されていない、就学状況・学歴と就職状況との関係の詳細、求職・転職状況の詳細、世帯収入等に係る統計が整備されており、本人出生国や滞在年数別に把握できる。経済活動(産業)分類、職業分類、教育分類も把握できる。
- 韓国では、LFSにあたる経済活動人口調査と、同一項目・指標を用いて、外国人+5年以内の帰化者向けに別の調査を行い、比較可能としている。

5

(1) LFS (Labour Force Survey) (1/2)

■ 各国・地域における労働力調査では、出生国等の把握が可能となっている。調査周期は月次が基本となっている（EUレベルでの横断的な把握は4半期）。対象は世帯とその構成員である。

国・地域等	EU	アメリカ	カナダ	豪州	韓国
統計名	EU Labour Force Survey	Current Population Survey	Labour Force Survey	Labour Force Survey	経済活動人口調査
実施機関等	・ National Statistical Institutes (NSIs) (Regulation (EU) 2019/1700)	・ 米国センサス局 (United States Census Bureau)	・ カナダ統計局 (Statistics Canada)	・ 豪州統計局 (Australian Bureau of Statistics)	・ 韓国統計庁社会統計局雇用統計課
公表期間	・ 四半期・年次	・ 月次	・ 月次(データ完成から10日で公表)	・ 月次	・ 月次
調査対象・単位	・ 個人住居に居住の世帯とその世帯員	・ 施設以外の住居に居住する世帯とその世帯員	・ 世帯とその世帯員	・ 個人住居、先住民コミュニティ、非個人住居に居住する世帯	・ 世帯とその構成員
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	・ 多くの国は二段階抽出(特に、基本台帳がない国) ・ 2021年から、サンプルの20%は連続(四半期間一等的変更あり)	・ 三段階抽出(各州・特別区毎に住年別構成・労働市場状況を考慮して抽出)	・ 多段階抽出(stratumと呼ばれる広域地区から小さな地域クラスターを抽出し、各クラスターから居住地を抽出)	・ 三段階抽出(センサスの最小単位である約200人ごとの地区を第一層としてランダム抽出)	・ 層化二段階抽出(調査区を対象に確率比例系統抽出(世帯数割に比例)の後、調査区内の家庭を単純無作為抽出) ・ 抽出35,000世帯、全国1,737調査区が対象
対象年齢	・ 15歳以上(5歳階層)	・ 15歳以上	・ 15歳以上	・ 15歳以上	・ 15歳以上
国籍・出生地の把握	・ 国籍(Nationality):市民権(各国の定義に従う) ・ 出生国(15分類) ・ 最近の移民(他国生まれ、もしくはは居住国と異なる国籍を持つ現居住地の居住年数が5年以下)	・ 市民権 ・ 自身・父・母の出生国 ・ 居住年数 ・ ヒスパニックグループ、人種・由来となる国等	・ 出生国 ・ 移民かどうか	・ 出生国 ・ 来豪した年	・ 同じ社会統計局雇用統計課が実施する「移民者滞留状態と雇用調査」で把握し、比較可能な設計

6

(1) LFS (Labour Force Survey) (2/2)

■ LFSでは、雇用者に係る経済活動(産業)分類、職業分類、教育分類が把握できる。また、所得も整理されている。

国・地域等	EU	アメリカ	カナダ	豪州	韓国
統計名	EU Labour Force Survey	Current Population Survey	Labour Force Survey	Labour Force Survey	経済活動人口調査
調査項目概要	・ 個人・世帯属性、労働参加・就業状況、失業・求職・背景、職業歴、職業状況、職歴、労働条件(労働時間・時間形態、教育・訓練参加、健康状態・随が、所得、消費、資産要素)	・ 個人・世帯属性、労働参加・就業状況、失業・求職・教育達成、職業状況、職歴、労働条件(労働時間・時間形態、教育・訓練参加、健康状態・随が、所得等)	・ 労働参加・就業状況、産業、職業、労働時間、賃金・所得、労働組合参加、就業期間、従業員規模等	・ 個人・世帯属性、労働参加・就業状況、失業・求職、教育達成、雇用変動、職業状況、労働条件(労働時間・勤務形態・就業期間等)等	・ 個人・世帯属性、教育程度、婚姻状態、就業状況、産業、職業、失業・求職、転職希望、労働条件(労働時間、雇用形態、従業員上の地位等)、将来の労働への希望(青年向け)最終学校卒業時期、就職関連の準備など
地域・都市分類	・ Nomenclature of territorial units for statistics (NUTS2)分類 ・ Degree of urbanisation (DEGURBA) も利用	・ 州・特別区	・ Economic Regions - Variant of SGC 2016 ・ Health Regions (HR) 2017 など	・ 州・準州(Territory)、首都特別地域、Statistical Area level 4(SA4)	・ 韓国の地方行政区画に対応する
経済活動(産業)分類	・ NACE(欧州共同体経済活動統計分類) 1-digit	52分類	・ NAICS(北米経済活動分類) 2017V3.0	・ ANZSIC(豪州・ニュージーランド標準産業分類) 2006	・ 韓国標準産業分類(KSIC)
職業分類	・ ISCO-08(国際標準職業分類) 3-digit	23分類	・ NOC(国家職業分類) 2016V1.3	・ ANZSCO(豪州・ニュージーランド標準職業分類) 2013 v1.3	・ 韓国標準職業分類(KSCO)
教育分類	・ ISCED(国際標準教育分類) 2013	・ 1~12grade、高等教育学年等	・ 学校段階等、最高学歴の国も把握	・ ASCED(豪州標準教育分類) 2001	・ 韓国標準教育分類(KSCED)
所得・賃金	・ 就労収入	・ 世帯所得、個人所得	・ 賃金、報酬、その他の収入	・ 調査項目にない ※ Survey of Income and Housing で調査	・ 月収
出所手法ガイド等	https://ec.europa.eu/eurostat/documents/1978984/6037342/EULFS-Database-UserGuide.pdf	https://www.census.gov/programs-surveys/technical-documentation/methodology.html	https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/71-543-g/71-543-g2020001-eng.htm	https://www.abs.gov.au/methodologies/labour-force-australia-methodology/jul-2021	http://www.narastat.kr/etasvc/svc/SvcMetaDcDf_aPopUp.do?confNo=101004

7

(2) LFS以外:EU(1/4) ①

■ EUでは、LFSでは整理されていない世帯の所得・貧困状況や労働環境、労働条件等に係る統計が整備されており、出生国(自国、EU内、EU外)別に把握できる。経済活動(産業)分類、職業分類、教育分類も把握できる。

統計名	Labour market situation of migrants and their immediate descendants (2014) ※EU-LFS Ad Hoc Module	EUROPEAN UNION STATISTICS ON INCOME AND LIVING CONDITIONS (EU-SILC)	Adult Education Survey(AES)	European Working Conditions Surveys(EWCS)
実施機関、根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> National Statistical Institutes (NSIs); Regulation (EU) 2019/1700 LFSと整合的にテーマを設定して調査 	<ul style="list-style-type: none"> regulation(EC)n° 1980/2003 of 21 October 2003 所得、貧困、社会的排除、生活条件を横断的・経年的(4年間のパネル)に把握 	<ul style="list-style-type: none"> Regulation (EC) No 452/2008 of 23 April 2008 成人教育(formal, non-formal, informal)、生涯教育の主要データの一つ 	<ul style="list-style-type: none"> Eurofound
公表周期	不定期(2008年、2014年、2021年予定)	年次	不定期(2007,11,16年、次回まで22年計画)	5年毎(最新調査は2020/21)、結果レポートは2015最新
調査対象・単位	LFS本体と同じ	<ul style="list-style-type: none"> 各国領域内の個人住居に居住の世帯とその世帯員(言語、国籍、法的状態は依らない) 法的に面接調査が優先される 	居住者(対面調査、電話調査等)(別紙参照)	国内居住者(対面調査)
抽出方法(地域区分・オーナー・サンプリング)	<ul style="list-style-type: none"> LFS本体と同じ(本体と同数、あるいはそれ以下との記載あり) 多くの国では、LFS本体の後ろにAHMの質問が続く 	<ul style="list-style-type: none"> 各国のマイクロデータの活用が可能。各国のデータをEU標準に適合。適合条件は、横断調査・時系列調査の統合・リンクが可能であることで、同じ世帯が4年間連続して回答する 	<ul style="list-style-type: none"> 2016AESでは33か国のマイクロデータの活用が可能(33か国合計で24万人)。 	<ul style="list-style-type: none"> 就労人口について多層ランダムサンプリング。国レベル・地域・都市化度合いに応じてユニット抽出。ユニット内・国による個人、世帯、住所の登録によって抽出。 多くの国は1,000サンプル。最大で2,000(ドイツ、トルコ)
対象年齢	15歳~64歳	※80歳以上でtop coded	25~64歳(国によって25歳未満、64歳超も利用可)	15歳以上(一部の国では16歳以上)
国籍・出生地の把握	<ul style="list-style-type: none"> 国籍/出生国(15分類) 現在地居住年数 父・母の出生国(2-digit ISO) 	<ul style="list-style-type: none"> 現居住地に移住5年以内 出生国(現居住国、EU内、EU外) 市民権(現居住国、EU内、EU外) 	<ul style="list-style-type: none"> 出生国(現居住国、EU内、EU外) 市民権(現居住国、EU内、EU外) 父・母の出生国(現居住国、EU内、EU外) 	<ul style="list-style-type: none"> 出生国(現居住国、その他) 両親の出生国(現居住国、その他)

8

(2) LFS以外:EU(2/4) ①つづき

統計名	Labour market situation of migrants and their immediate descendants (2014) ※EU-LFS Ad Hoc Module	EUROPEAN UNION STATISTICS ON INCOME AND LIVING CONDITIONS (EU-SILC)	Adult Education Survey(AES)	European Working Conditions Surveys(EWCS)
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> 対象者の背景・属性:両親の最高学歴、最後に働いた他国、移民の理由 労働市場への参加の障壁:過剰職歴、適切な職を得るに当たっての1番目・2番目の障壁、ホスト国言語での職業、言語コースへの参加、現在の入職方法 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯:社会的排除、居住環境 個人(16歳以上):労働、教育、健康、所得構成の詳細 	<ul style="list-style-type: none"> 教育(formal, non-formal)、訓練、インフォーマル学習への参加 学習活動の特徴 学習時間 学習参加の理由と障壁 学習可能性に係る情報アクセス 雇主の金銭支援、学習コスト 言語スキル(自己申告) その他、従業員規模等を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 身体的・精神的リスク 労働時間(柔軟性)、ワークライフバランス、就業場所、仕事の進め方 被雇用者の参加度合い、人的資源管理、労働者代表 スキル、意思決定、仕事上の学習 労働条件、保障・補償 仕事における社会的関係性・支援・信頼・差別・暴力 ジェンダー、世帯構成、家事労働 福祉・健康、収入等
地域・都市分類	<ul style="list-style-type: none"> Nomenclature of territorial units for statistics (NUTS2)分類 Degree of urbanisation (DEGURBA)も利用 	NUTS 1	<ul style="list-style-type: none"> NUTS 2 Degree of urbanisation (DEGURBA): cities, towns and suburbs, rural areas 	<ul style="list-style-type: none"> NUTS 2 Degree of urbanisation (DEGURBA): cities, towns and suburbs, rural areas
経済活動(産業)分類	NACE(欧州共同体経済活動統計分類)1-digit	NACE (Rev.2) 2 digit	NACE1-digit	NACE rev.1/1 NACE 2.0. 3-digit
職業分類	ISCO-08(国際標準職業分類)3-digit	ISCO-08 2-digit	ISCO-08	ISCO-08/ISCO-88 4-digit
教育分類	ISCED(国際標準教育分類)2013	ISCED(国際標準教育分類)500でtop coded	<ul style="list-style-type: none"> ISCED2011(lev.7,8)も統合) 学習活動分類(CLA) 	ISCED 1-digitが取得できるよう各国で取得
所得・賃金	就労収入	世帯・個人所得(要素別)	月間世帯収入	主な仕事からの月間収入(正確に回答できない場合は、週・月・年額の力テコリから選択)
出所手法ガイド等	https://ec.europa.eu/eurostat/tgm/table.do?tab=table&init=1&language=en&code=sdg_10_10.1.1&plugin=1	https://ec.europa.eu/eurostat/tgm/table.do?tab=table&init=1&language=en&code=sdg_10_10.1.1&plugin=1	https://ec.europa.eu/eurostat/tgm/table.do?tab=table&init=1&language=en&code=sdg_10_10.1.1&plugin=1	https://ec.europa.eu/eurostat/tgm/table.do?tab=table&init=1&language=en&code=sdg_10_10.1.1&plugin=1

9

(2) LFS以外: EU(3/4) ②

■ EUは労働者の所得や職業教育にかかる企業調査が実施されている。

統計名	Structure of Earnings Survey (SEA)	CONTINUING VOCATIONAL TRAINING SURVEY (CVTS)
実施機関・根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> Regulation (EC) n° 530/1999 EU標準での所得の把握 	<ul style="list-style-type: none"> Regulation (EC) n° 1000/2007
公表周期	<ul style="list-style-type: none"> 4年毎(2002,06,10,14,18) 	<ul style="list-style-type: none"> 5年毎(2005,10,15; CVTS5)
調査対象・単位	<ul style="list-style-type: none"> 企業調査(NACEの公務を除く10人以上、国により10人未満自主回答) 	<ul style="list-style-type: none"> 企業調査(10人以上、業種特定有り)
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	<ul style="list-style-type: none"> 全数 	<ul style="list-style-type: none"> 各国の対象業種の被雇用者数規模に応じて、最低抽出企業数の制約あり。 EU24か国で約111千企業(2015年調査)
対象年齢	-	-
国籍・出生地の把握	- (記載なし)	-
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> 年間の年次有給休暇日数、その他の有給休暇 年間収入、年間賞与(不定期) 月間収入、超過勤務に伴う収入 シフト制に伴う収入 月間の時間当たり収入 	<ul style="list-style-type: none"> 業種 年末の被雇用者数 内部、外部の教育訓練内容 初期教育訓練への参加率 被雇用者の総労働時間 総労働費用 教育訓練への総参加数 教育訓練総時間(労働時間内) 教育訓練費用 被雇用者不在費用 / 等
地域・都市分類	<ul style="list-style-type: none"> NUTS 1 	<ul style="list-style-type: none"> NUTS 1
経済活動(産業)分類	<ul style="list-style-type: none"> NACE (Rev.2) 2-digit 	<ul style="list-style-type: none"> NACE Rev 2(対象分類を規定)
職業分類	<ul style="list-style-type: none"> ISCO-08 2-digit 	-
教育分類	<ul style="list-style-type: none"> ISCED-97 	-
所得・賃金	<ul style="list-style-type: none"> 上記調査項目概要の趣 	-
出所 手法ガイド等	https://ec.europa.eu/eurostat/web/microdata/structure-of-earnings-survey	https://circabc.europa.eu/sd/a/43cebda2-6b09-4298-b9b9-ba57d1f42301/1_CVTSmanual_V1-2_20161201.pdf

10

(3) LFS以外: 米国

■ 米国では10年毎のCensus、及びCensusとデータ接続可能なACS(American Community Survey)により、移民の労働、経済状況等を詳細に把握することができる。移民に係る計量分析でも多く活用されている。

統計名	Census	American Community Survey(ACS)
実施機関等	<ul style="list-style-type: none"> 米国センサス局(US Census Bureau) 	<ul style="list-style-type: none"> 米国センサス局(US Census Bureau)
公表周期	<ul style="list-style-type: none"> 10年ごと 	<ul style="list-style-type: none"> 各年
調査対象・単位	<ul style="list-style-type: none"> 米国50州、特別区、プエルトリコ在住者すべて 	<ul style="list-style-type: none"> 米国50州、特別区、プエルトリコ在住者から抽出
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	<ul style="list-style-type: none"> 全数 	<ul style="list-style-type: none"> The Master Address File (MAF)を用いて、housing units (HUs)と group quarters (GQs), and selected non-residential units (public, private, and commercial)から構成)により抽出。抽出率は地域規模等に応じて変化する。 サンプルサイズは毎年約350万世帯(住所)。65,000人以上の地域については毎年の推計値が出され、それ未満の地域では5年間単位で推計。 データは、Censusと接合可。
対象年齢	<ul style="list-style-type: none"> 全年齢 	<ul style="list-style-type: none"> 全年齢
国籍・出生地の把握	<ul style="list-style-type: none"> 人種、エスニシティを把握 	<ul style="list-style-type: none"> 人種、エスニシティ、出生国、言語等を把握
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> ①世帯員人数 ②その他の同居者 ③居住形態 ④電話番号 ⑤氏名 ⑥性別 ⑦年齢、成年月日 ⑧ヒスパニック等のエスニシティ ⑨白人・黒人等の人種 ⑩現在の住居以外の居住状況 	<ul style="list-style-type: none"> 世界の居住状況(住宅の広さ、インターネット環境、自動車の保有等) 個人属性(出生地、学歴、言語、英語使用状況) 健康(保険加入状況、障がい・困難さの状況) 就労状況(仕事の有無、仕事場所・通勤時間、労働時間、正規・非正規、求職活動状況、休暇取得、産業、職業) 個人属性(婚姻、結婚歴、子どもの出生) 所得(種別別の所得金額、社会給付受給) (Censusの質問事項以外)
経済活動(産業)分類	-	<ul style="list-style-type: none"> NAICS(北米経済活動分類)
職業分類	-	<ul style="list-style-type: none"> NOC(国家職業分類)
教育分類	-	<ul style="list-style-type: none"> 最高学歴等
所得・賃金	-	<ul style="list-style-type: none"> 就労所得等、退職所得、社会給付
出所 手法ガイド等	https://www.census.gov/history/www/through_the_decades/questionnaires/	https://www2.census.gov/programs-surveys/acs/methodology/questionnaires/2021/quest21.pdf

(4) LFS以外:カナダ

統計名	Longitudinal Immigration Database (IMDB)	Census
実施機関等	・統計局(Statistics Canada)	・統計局(Statistics Canada)
公表周期	・毎年(暦年) ・課税データは参照年の翌春に公開	・5年に1度(最新実施年: 2021年)
調査対象・単位	・1952年以降の移民(immigrants)全て ・1980年以降の非永住者(non-permanent residents)全て	・カナダ在住者全て
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	・入国管理データ、課税データ等の業務統計データの結合 (リンク詳細は調査項目に記載)	・郵送配布、オンライン・郵送での回収
対象年齢	・全年齢	・全年齢
国籍・出生地の把握	・国籍・出生地	・国籍・出生地(272か国・地域)
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> 移民・難民・市民権者(IRCC)の入国管理データ <ul style="list-style-type: none"> 永住者データ(市民記録、エクスペリエントリー、統合サービスデータ)、非永住者データ カナダ入国庁の課税データ(1982年以降) 子どもデータ(T1 ファミリーファイル(TIFF)・カナダ児童税給付) T4 賃金・給与データ T1 ファミリーファイル(TIFF)・世帯データ 死亡者データベース 【労働関連データ】 賃金・給与データ(総収入、雇用所得、自営業所得、賃金・給与等) 労働に関連する属性データ(入国前の経歴、学歴、入国時の言語、入国年、子どもとしての入国の場合の家庭所得等) 	<ul style="list-style-type: none"> アボリジニの人々 年齢と性別 教育 家族、世帯、婚姻状況 世帯 移民と民族文化の多様性 収入 職場への移動 労働 言語、仕事の言語 移動・移住 住居の種類
経済活動(産業)分類	・NAICS(北米経済活動分類)	・NAICS(北米経済活動分類)
職業分類	・NOC(国家職業分類)	・NOC(国家職業分類)
教育分類	・最高学歴	・最高学歴 ・大学での研究分野:教育プログラム分類CIP
所得・賃金	・総収入、雇用所得、自営業所得、賃金・給与等	・総収入、税引き後所得、雇用所得、賃金・給与等
出所手法ガイド等	・ https://www150.statcan.gc.ca/n1/pub/11-633-x/11-633-x2021002-eng.htm	・ https://www12.statcan.gc.ca/census-recensement/index-eng.htm

12

(5) LFS以外:豪州(1/2)

統計名	ASEW: Education and Work	PJSM: Participation Job Search and Mobility	Census of Population and Housing
実施機関等	・豪州統計局(Australian Bureau of Statistics) ※ LFSの補足調査として実施	・豪州統計局(Australian Bureau of Statistics) ※ LFSの補足調査として実施	・豪州統計局(Australian Bureau of Statistics)
公表周期	・年次	・年次	・5年ごと
調査対象・単位	・LFSの回答世帯に属する全ての15歳以上74歳以下の者。(先住民コミュニティに居住する者等を除く。)	・LFSの回答者のうち、求職・転職をした、又は就労を増やした者。(先住民コミュニティに居住する者等を除く。)	・全国民
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	・LFSの回答者のうち、ASEWの調査対象に該当する者に対し実施	・LFSの回答者のうち、PJSMの調査対象に該当する者に対し実施	・悉皆調査
対象年齢	・15歳以上74歳以下	・15歳以上	・全年齢
国籍・出生地の把握	<ul style="list-style-type: none"> 出生国の属する地域(9区分) 来豪した年 豪州・ニュージーランド国籍の有無 留学ビザの有無 	<ul style="list-style-type: none"> 出生国 来豪した年 	<ul style="list-style-type: none"> 豪州国籍の有無、出生国 来豪した年 言語、宗教 両親の出生国、祖先のルーツ国
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> 就業状況、職種、職位等 現在及び1年前の就学状況、最終学歴、卒業・修了までの残り期間 	<ul style="list-style-type: none"> 就業状況、教育達成、世帯属性、前職の内容、求職状況等 労働参加上の障壁に関し、文化・言語的障壁及びビザの就労制限の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 収入、就労状況、職業、就労時間、求職状況、無償労働の状況等 就学状況、教育達成等
経済活動(産業)分類	・ANZSIC(豪州・ニュージーランド標準産業分類) 2006	・ANZSIC(豪州・ニュージーランド標準産業分類) 2006	・ANZSIC(豪州・ニュージーランド標準産業分類) 2006
職業分類	・ANZSCO(豪州・ニュージーランド標準職業分類) 2013v1.3	・ANZSCO(豪州・ニュージーランド標準職業分類) 2013v1.3	・ANZSCO(豪州・ニュージーランド標準職業分類) 2013v1.3
教育分類	・ASCED(豪州標準教育分類) 2001	・ASCED(豪州標準教育分類) 2001	・ASCED(豪州標準教育分類) 2001
所得・賃金	・調査項目にない	・調査項目にない	・総収入
出所手法ガイド等	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/education-and-work-australia-methodology/may-2020	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/participation-job-search-and-mobility-australia-methodology/feb-2021	・ https://www.census.abs.gov.au/doing/questions

13

(5) LFS以外: 豪州 (2/2)

■ 以下のLFS補足調査は、それ自体だけでは自国民と移民の比較ができないものの、LFS本体調査の結果と照らし合わせることで、就業状況等に関する自国民と移民の共通点や相違点を知る参考になる。		
統計名	COE: Characteristics of Employment	CoRMS: Characteristics of Recent Migrants
実施機関等	・ 豪州統計局(Australian Bureau of Statistics) ※ LFSの補足調査として実施	・ 豪州統計局(Australian Bureau of Statistics) ※ LFSの補足調査として実施
公表周期	・ 年次	・ 不定期
調査対象・単位	・ LFSの回答者のうち、就業中の者(家族労働者を除く)。ただし、先住民コミュニティに居住する者等を除く。	・ LFSの回答者のうち、以下に該当する者 【2019年実施分の例】 ・ 海外(ニュージーランド除く)で出生し、来豪前は豪州・ニュージーランド国籍ではなく、2009年以降に15歳以上で来豪した者。また、2019年に来豪した場合は、1年を超える期間滞在予定の者。 ※自国民や滞在10年以上の移民は対象外のため、CoRMS自体は自国民と移民を比較できない。
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	・ LFSの回答者のうち、COEの調査対象に該当する者に対し実施	・ LFSの回答者のうち、CoRMSの調査対象に該当する者に対し実施
対象年齢	・ 15歳以上	・ 15歳以上
国籍・出生地の把握	・ なし ※ LFSの調査と照合可能であれば、自国民と移民の比較をすることが可能(要確認)	・ 出生国 ・ 来豪した時期
調査項目概要	・ 収入、労働条件、労働組合への加入状況、副業状況等	・ ビザの種類、来豪前後の教育・就業状況、求職における困難、英語力
経済活動(産業)分類	・ 調査項目なし	・ ANZSIC(豪州・ニュージーランド標準産業分類) 2006
職業分類	・ 調査項目なし	・ ANZSCO(豪州・ニュージーランド標準職業分類) 2013v1.3
教育分類	・ 調査項目なし	・ ASCED(豪州標準教育分類)2001
所得・賃金	・ 就労収入	・ 調査項目にない
出所・手法ガイド等	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/characteristics-employment-australia-methodology/au-2020	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/characteristics-employment-australia-methodology/au-2020

14

(6) LFS以外: 韓国

■ 韓国では、LFSにあたる経済活動人口調査と、同一項目・指標を用いて、外国人+5年以内の帰化者向けに別の調査を行い、比較可能としている。	
統計名	移民者滞留実態と雇用調査
実施機関・根拠規定	・ 統計庁社会統計局雇用統計課、及び、法務部出入国外国人政策本部 外国人政策課 による共同調査 ・ 法的根拠:「統計法」第18条と「統計法施行令第26条」による指定統計(承認番号第920019号)
公表周期	・ 年次(2017年以降実施、毎年5-6月に実施、12月公表)
調査対象・単位	・ 母集団 ①法務部から毎年1月31日基準で提供される名簿のうち、韓国で91日以上常駐する、満15歳以上の外国人(外国人登録名簿、または、国内居所申告外国国籍同胞名簿に登録されている者(サンプル275名)) ②最近5年以内の帰化者(2015年1月1日以降、法務部から帰化許可を受けた者(サンプル5千名))
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	・ 層化単純任意抽出方法で選定された16の市・道、100の市・郡・区が対象 ・ サンプル抽出は、①登録外国人と国内居所申告外国国籍同胞名簿、②帰化許可者名簿がそれぞれ用いられる ①外国人: 1層市・郡・区別、2層在留資格と国籍別、②帰化者: 1層市・郡・区別、2層地域、性、年齢台別 ・ 外国人について、1層で抽出された市郡区内のすべての外国人(1層標本)を、2層標本として使用して、市道別に16市道に層別して、2層で在留資格と国籍を分類指標として使用(サンプル抽出の算出式は公表されている) ・ 得られた結果を、ウエイトバックして、全体の人数を推定(ウエイトバックの算出式は公表されている)
対象年齢	・ 各年5月15日現在、常住人口※1基準で、満15歳以上の外国人※2と、直近5年以内(2015年1月1日～2020年5月15日)の帰化許可者 ※1 2020年5月15日現在、韓国に91日以上継続して在留している者 ※2 韓国に90日を超えて在留する目的として外国人登録を受けている外国人を対象。外交(A-1)、公務(A-2)、協定(A-3)在留資格所持者は除く
国籍・出生地の把握	・ 国籍、出生地とも尋ねている
調査項目概要	毎年聴取 ①共通調査:人口社会学的変数、在留関係項目、経済活動 隔年聴取 ②-1寄附年項目:住宅と生活環境、雇用、所得と消費、教育、子どもの教育、②-2偶数年項目:健康と情報化、韓国の生活、韓国語能力 3年ごと聴取 ③-1その他の項目:非専門就業・留学生向け、③-2その他の項目:訪問就業・在外同胞向け、③-2その他の項目:永住者・帰化者向け
地域・都市分類	・ 韓国の地方行政区画に対応
経済活動(産業)分類	・ 韓国標準産業分類(KSIC)
職業分類	・ 韓国標準職業分類(KSCO)
教育分類	・ 韓国標準教育分類(KSCED)
所得・賃金	・ (毎年)現在の仕事の賃金(月収)、(隔年)月平均所得、送金回数と金額、項目別支出費用、経済的困難経験
出所・手法ガイド	・ https://mdis.kostat.go.kr/info/Data/detailData.do?statsConfmNo=920018&nPage=3

15

3 諸外国の移民・外国人の生活状況等に関する統計

3. 諸外国の移民・外国人の生活状況等に関する統計

概要

- EUでは、不定期にテーマを設定し、調査を行い、移民の統合・排除に関する統計を整備している。
- 米国では、2年に一度行われる社会調査により、国籍や出生別に日常での差別などの意識を把握している。
- カナダでは、取り上げられるテーマ毎（社会的障害・差別等の被害状況など）で5年に1度程、社会調査を実施している。
- 豪州では、統計局が2・3年に1回又は不定期に、自国民・移民両方を対象とした調査を行い、社会統合のレベル、健康状態などを把握できる。
- 韓国では、2010年前後より、継続的に移住民の実態把握を実施している。

16

(1)EU

■ EUでは、移民の統合・排除に関する統計が整備されている。			
統計名	Second European Union Minorities and Discrimination Survey(EU-MIDIS II)	Integration of immigrants in the European Union(2017) ※ Eurobarometer (Public Opinion in European Union)	ESS: European Social Survey
実施機関等	European Union Agency for Fundamental Rights(FRA)	EU: Migration and Home Affairs	ESS ERIC
公表周期	不定期(最新:第2回は2015-16調査、第1回は2008調査)	各種の調査の一つとして実施	各種の調査を実施(EU各国がGDP規模に応じて資金支出)
調査対象・単位	各国における移民とその子孫(出身国等の対象グループを明示して調査、例)ドイツ:トルコ、サブサハラアフリカ 国内の個人宅に12か月以上居住	各国居住者	個人宅の居住者(国籍、市民権、言語によらない)
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	対象グループの絶対数に応じた抽出を基本としつつ、一か国当たり500人以上、一対象グループ当たり400人以上(EU28か国全体で28,400人) 国によってNUTS 2、DEGURBA等、特定の居住地等で抽出	各国・地域で1,000サンプル以上 対面調査	ランダムサンプリング(手法は調査によって異なる) 各国1,500人以上(人口200万人未満の国では800人以上)
対象年齢	16歳以上	15歳以上(調査内容により異なる)	15歳以上
国籍・出生地の把握	対象出身国・地域(自身、あるいは両親の一人が外国生まれ)		
調査項目(概要)	・ 差別の知覚、権利意識 ・ 差別による失業、職場での経験 ・ 差別(健康、住居、教育、汚職、警官) ・ ハラスメント、暴力 ・ 社会参加(信頼、市民活動等) ・ 社会経済状況(婚姻、収入、貧困)	移民やEU外からの移民統合に帯する意見を聴取 ・ 政治とEU ・ 国際関係、人道支援 ・ 雇用 ・ 産業、市場 ・ 正義・内務、外交	
出所 手法ガイド等	https://fra.europa.eu/sites/default/files/fra_uploads/fra-2017-eu-midis-ii-technical-report_en.pdf	https://europa.eu/eurobarometer/surveys/detail/2169 https://europa.eu/eurobarometer/about/eurobarometer	https://www.europeansocialsurvey.org/methodology/ess_methodology/sampling.html https://www.europeansocialsurvey.org/docs/rcrond9/methods/ESS9_sampling_guidelines.pdf

17

(2) 米国

■ 米国では2年に一度行われる社会調査により、国籍や出生別に日常での差別などの意識を把握できる。

統計名	GSS- General Social Survey
実施機関等	・NORD(Chicago University)
期間	・2年に一度
調査対象・単位	・個人(施設入居者等を除く)
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	・(2010年以降のサンプリング方法)2段階無作為抽出:第一段階は人口規模等に応じて126の地域区分を選定し、そのうち76地区を利用。第二段階は1,516セグメントを選定し、そのうち400を利用抽出。 ・2018年調査は2,348人にインタビュー調査を実施 ・調査は英語またはスペイン語で実施
対象年齢	・英語・スペイン語を話す18歳以上
国籍・出生地の把握	・国籍・出生地
調査項目(概要)	・科学について ・日常での差別 ・宗教 ・健康 ・資本の分配 ・労働生活の質 / 等

18

(3) カナダ

■ カナダでは取り上げられるテーマ毎で5年に1度程、社会調査を実施。最近のテーマとしては、社会的障害・差別等の被害状況、寄付・ボランティア・参画、介護等のテーマが取り上げられている。

統計名	GSS- General Social Survey
実施機関等	・統計局(Statistics Canada)
期間	・テーマにより異なる(5年に1度のテーマが多い)
調査対象・単位	・目標回答サンプルサイズ20,000人(2019年現在、年により変動あり)
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	・テーマによって、一般的なオーバーサンプリングとともに、移民、若者等のターゲットを絞ったオーバーサンプリングを持つ場合がある ・10州に居住しているサンプリング43000人を抽出し実施 ・オンラインと電話インタビューによる調査
対象年齢	・15歳以上
国籍・出生地の把握	・国籍・出生地
調査項目(概要)	・被害状況(犯罪、虐待、社会的障害・差別) 2019、2014、2009、2004、1999、1993、1988 ・寄付、ボランティア、参画 2018、2013、2010、2007、2004、2000、1997 ・介護、介護サービス受給 2018、2012、2007、2002、1996 ・家族 2017、2011、2007、2006、2001、1995、1990 ・職場と家庭 2016 ・時間の使用 2015、2010、2005、1998、1992、1986 ・ソーシャルアイデンティティ 2013、2008、2003 ・教育・仕事・退職 2007、2002、1994、1989 ・ICTへのアクセスと利用 2000 ・健康 1991、1985

19

(4) 豪州

■ 豪州では、統計局が、自国民・移民を対象として、住居の状況、社会参加状況・生活満足度・差別経験など社会統合のレベル、健康状態などを、2・3年に1回又は不定期に把握している。また、Scanlon財団が毎年、社会統合に関する調査を行っている。

統計名	SIH: Survey of Income and Housing	GSS: General Social Survey	National Health Survey	Mapping Social Cohesion Survey
実施機関等	・ 豪州統計局(Australian Bureau of Statistics)	・ 豪州統計局(Australian Bureau of Statistics)	・ 豪州統計局(Australian Bureau of Statistics)	・ The Scanlon Foundation Research Institute
期間	・ 2年に1回(6年に1回、Household Expenditure Survey (HES)に統合)	・ 不定期	・ 近年は3年に1回程度	・ 年次(2020年は年2回)
調査対象・単位	・ 個人住居に居住する世帯及び世帯構成員(のなりの辺境地域に居住する者を除く)	・ 個人住居に居住する世帯及び世帯構成員(のなりの辺境地域・先住民コミュニティに居住する者を除く)	・ 個人住居に居住する世帯及び世帯構成員(のなりの辺境地域・先住民コミュニティに居住する者を除く)	・ 豪州国立大学(ANU)のSocial Research Centerが募集したLife in Australia(LiA)のパネル
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	・ 層化多段階抽出法(センサスの最小単位である約200人ごとの地区を第一層としてランダム抽出)	・ 層化多段階抽出法(センサスの最小単位である約200人ごとの地区を第一層としてランダム抽出) ・ 特に経済社会的地位が低い地域を対象としているため、当該地域が多く選ばれる。	・ 層化多段階抽出法(センサスの最小単位である約200人ごとの地区を第一層としてランダム抽出)	・ 携帯・固定電話の連絡先から確率的な方法でランダム抽出した人に対し、募集を呼び、希望者が登録
対象年齢	・ 15歳以上	・ 15歳以上	・ 1世帯につき、18歳以上の大人と17歳以下の子どもを1人ずつ	・ 18歳以上
国籍・出生地の把握	・ 出生国、来豪した年	・ ビザの種類、言語	・ 言語、父母の出生国	・ 出生地(豪州か否か)
調査項目(概要)	・ 世帯構成、就業状況、住居の種類(持ち家、賃貸等)、収入、主な世帯収入源等	・ 生活満足度、ストレス要因、社会的・コミュニティサポートや市民・政治団体への参加、家族・コミュニティからの支援、文化的許容・差別	・ 健康状態、疾病、健康リスク要因(喫煙、肥満等)、メンタル状態、食生活(野菜・果物の摂取頻度)	・ 豪州政府の施策への満足度、豪州の生活・文化への満足度、差別を受けた経験、移民・宗教・民族・人種等に関する価値観等
出所・手法ガイド等	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/household-income-and-wealth-australia-methodology/2017-18	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/general-social-survey-summary-results-australia-methodology/2020	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/national-health-survey-first-results-methodology/2017-18	・ https://scanloninstitute.org.au/scanlon-mapping-social-cohesion-research/

20

(5) 韓国

■ 韓国では、2010年前後より、継続的に移住民の実態把握を行っており、これらのエビデンスをもとに政策立案するサイクルができています。

統計名	全国多文化家族実態調査	多文化青少年パネル調査
実施機関・根拠規定	・ 女性家族部傘下の、韓国女性政策研究院と統計庁が実施 ・ (実査は、韓国キャラップ社が受託) ・ 根拠規定: 多文化家族支援法第4条及び同法施行令第2条	・ 実施機関: 韓国青少年政策研究院 ・ 根拠規定: 統計法第10条第1項により承認された一般統計
期間	・ 2009年以降、3年ごとの実施(2009年、12年、15年、18年と実施済)	・ 2011年以降毎年
調査対象・単位	・ 多文化家族支援法上の多文化世帯の世帯主と世帯員(世帯単位) ・ 世帯全体表、結婚移民者本人票、配偶者票、9-24歳の子ども票の4つ実施 ・ 調査員による面接調査	・ 世帯単位(子どもと母親) ・ 2011年に第1期パネルとして小学校4年の多文化青少年とその母親を対象に構成(1,625世帯)。2011年に9歳の子どもの、24歳になる2025年まで追跡調査中。2019年の9次調査は1,169世帯でパネル保持率は71.9% ・ 2019年に第2期パネルを構成し(2,100世帯)、調査を進めている ・ 調査方法は、家庭訪問面接調査(オンライン含む)
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	・ 18歳以上の結婚移民者、帰化者がいる世帯への標本調査(対象: 25,053世帯(2018年調査、17,550回収、回収率70.1%) ・ 2009年は全数調査(保健福祉部)、2012年以降は標本調査。2009年調査は、結婚移民者のみを対象に実施された。当時全数調査を目的としたが、調査の回収率が55.9%にとどまり、母集団の不正確さと標本の偏向性が指摘され、2012年からは標本調査を実施 ・ 結婚移民者、帰化者を層化抽出(結婚移民者には、結婚移民者の婚姻帰化者を含む) ・ 抽出の母集団は、人口住宅総調査資料及び、国籍・世帯関係の行政統計資料を活用(配偶者有無、子ども有無、住宅の種類を層別変数として反映して抽出)	・ 1期: 2011年市道教育庁集計 小学4年の多文化青少年が在学している学校リストをもとに、市道別に割り当てた児童数ベースで1,000校を選定し、確率比例系統抽出法で標本配分(両親が外国人同士の子どものみは対象外) ・ 2期: 両親が外国人家庭の子どものみは対象となり、韓国教育開発院教育統計(2018)をもとに、市道別に割り当てた児童数ベースで1,000校を選定し、確率比例系統抽出法で標本配分
対象年齢	・ 18歳以上の結婚移民者、帰化者がいる世帯(9-24歳の子ども票あり)	・ 上述の2期
国籍・出生地の把握	・ 調査設問にあり	・ 調査設問にあり
調査項目(概要)	・ 本人票・配偶者票は、世帯基本項目、回答者本人属性(学歴、職業等含む)、入国年、帰化年、住宅種類、月平均世帯所得、一日の家庭内での対話時間、家事育児の分担、家事育児等性別役割分業への考え、両親との関係、言語の能力、支援施設認知・利用状況、仕事について、健康状態など、子ども票は、家庭内外での使用言語、学校生活、学業・進路、健康状態、教育施設利用経験、差別・学校でのいじめの経験など ・ なお、調査言語は、①結婚移民者・帰化者本人票は9言語(英語、日本語、中国語、ロシア語、モンゴル語、カンボジア語、タイ語、ベトナム語、フィリピン語)、②配偶者票・子ども票は4言語(英語、日本語、中国語、ベトナム語)で実施	・ 母親票は、回答者本人属性(学歴、職業等含む)、居住地域、地域規模、子どもと母親の年齢、結婚状態、月収、主観的経済状況、言語の能力、生活上で困難なこと、コミュニケーションの状況、支援施設認知・利用状況、健康状態、など ・ 子ども票は、家庭内外での使用言語、学校生活、学業・進路、健康状態、支援政策を受けた経験など ・ 調査言語は、韓国語版の他、外国人の母親用に9言語(簡体字中国語、繁体字中国語、ロシア語、モンゴル語、ベトナム語、英語、日本語、タイ語、フィリピン語)を準備
出所・手法ガイド等	・ https://www.narastat.kr/ies/iep/index.do?sysId=001000612449&prdcId=1400914&svOrd=7	・ https://www.nvpi.re.kr/archive/board?menuId=MENU00221&siteId=nuil

4 諸外国の関連主要統計（詳細）

4. 諸外国の関連主要統計（詳細）

概要

- 韓国では、「経済活動人口調査」において国籍・在留資格等は尋ねていないが、「移民者滞留実態と雇用調査」を毎年実施しており、従事する産業・職業、労働時間等については「経済活動人口調査」と同じ調査設計であるため、韓国全体/外国人/帰化者が比較可能である。また、実態把握をもとに政策立案に繋げる観点から、「多文化家族実態調査」や「多文化青少年パネル調査」を実施している。
- ドイツでは、人口の1%を対象としたマイクロセンサス（連邦・州統計局）が、移民の統合政策の指標として最も広く活用されている。マイクロセンサスは、国の基幹統計として毎年実施されており、就労に関しては、労働市場、職業の概要、職業訓練、生活状況について把握されている（LFSはマイクロセンサスに統合されている）。その他、連邦・州統計局、連邦雇用エージェンシーが実施する統計・調査も、統合関係の指標として活用されている。
- アメリカでは、センサス（米国センサス局）の抽出マイクロデータ（IPUMUS-USA）が、移民による労働市場への影響に関する多くの分析に活用されている。IPUMS USAは、Census、American Community Survey(2000-)などを統合し標準化された個人のマイクロデータであり、アメリカでの長期の人口変化などに関する定量分析が可能となっている。
- カナダでは、労働力調査において移民状況把握を目的とした項目があり、移民労働市場のレポート等に活用されている。また、移民に関する統計としてLongitudinal Immigration Database (IMDB)を整備し、賃金・給与等を含む課税データと統合、親子データや世帯データとのリンクを行い、分析のしやすさを大幅に強化している。自国民に対するデータエビデンスに基づいた移民活躍の見える化を行っている。
- 豪州では、労働力調査（LFS）を中心とする世帯調査等により労働市場の状況を把握しているが、LFSには移民に関する項目があり、自国民と移民の比較ができる。その他の移民関係の調査データとしては、豪州内務省の委託調査「Continuous Survey of Australia's Migrants (CSAM)」があり、入国後間もない移民の就業状況等を調査し、政府へのフィードバックを行っている。

22

5 諸外国の関連主要統計

(1) 韓国

統計整備の実態・状況(概況)

- 我が国の「労働力調査」にあたる、「経済活動人口調査」には、国籍等の外国人を特定できる設問はない。
- (2012年より実施している「外国人雇用調査」の後継として)2017年から、調査項目に生活実態等を含め、また、調査対象に帰化者を含めた「移民者滞留実態と雇用調査」を毎年実施。従事している産業、職業、賃金、労働時間等について、「経済活動人口調査」と調査項目を合わせることで、韓国全体/外国人/帰化者が比較可能となっている。就業者、失業者、経済活動人口、経済活動参加率、雇用率、失業率などの定義も統一している。
- 2008年多文化家族支援法制定に基づき、実態把握を行い政策立案に繋げる観点から「多文化家族」「多文化子女」を定義。多文化家族を対象とした「全国多文化家族実態調査」(2008年開始)を3年に一度実施。また、約2000世帯を対象とした「多文化青少年パネル調査」を2011年から15年間実施中。

韓国における、外国人関係用語の定義

用語	所管	定義
在留外国人	法務部	90日以下:短期在留外国人、90日超過:長期在留外国人
長期在留外国人	法務部	外国人登録をした登録外国人と居所申告をした外国国籍同胞
結婚移民者	法務部	居住、永住、結婚移民、いずれかの在留資格所持者
	行政安全部 女性家族部	韓国国籍を持たない者のうち、在留資格を問わず、大韓民国の国民と婚姻しているか、婚姻関係にある者 大韓民国国民と婚姻しているか、婚姻関係にある在韓外国人と、韓国国籍に帰化した結婚移民者
外国移住民の子ども	行政安全部	帰化した親や、韓国人と外国人の両親の間に生まれた18歳未満の子ども(両親とも外国人の子どもは含まれない)
多文化学生	教育部	小中高等学校に在学している国際結婚家庭の韓国出生の子ども、中途入国の子ども、外国人家庭の子ども
多文化家族	女性家族部	韓国人と外国人カップル、または、韓国人と韓国国籍への帰化者のカップルからなる家庭(外国人同士のカップルの家庭は含まれない)
多文化家族児童青少年	女性家族部	多文化家族の構成員である24歳以下の子ども
移住背景青少年	女性家族部	多文化家族青少年と、国内に移住して社会文化適応と言語学習に支援が必要な青少年

23 (出所)チャングジョン・ホジョンウォン(2020)「移民関連統計検討」移民政策研究院統計ブリーフをもとに作成
(注)「多文化家族」のみ「多文化家族支援法」第2条をもとに表記、下線部分も同記

(1) 韓国代表統計 統計庁・法務部「移民者滞留実態と雇用調査」概要

主幹機関	統計庁(社会統計局 雇用統計課)、法務部(出入国・外国人政策本部 外国人政策課)
母集団	①法務部から毎年1月31日基準で提供される名簿のうち、韓国で91日以上常駐する、満15歳以上の外国人(かつ、在留資格満了日が調査基準日以降である対象者) ②最近5年以内の帰化者
標本抽出枠	①登録外国人と国内居所申告外国国籍同胞名簿、②帰化許可者名簿
標本抽出方法	①外国人:1層市・郡・区、2層在留資格と国籍別、②帰化者:1層市・郡・区、2層地域、性、年代別 1層で抽出された市郡区内のすべての外国人(1層標本)を、2層標本枠として使用して、市道別に16個に層別して、2層で在留資格と国籍を分類指標として使用
調査地域	層化単純任意抽出方法で選定された16の市・道、100の市・郡・区
実施開始年度	2017年
標本規模	①2017年:外国人10,000人、帰化者4,000人(回答者の合計12,650人、回収率90.4%) ②2018年:外国人13,500人、帰化者5,000人(回答者の合計16,716人、回収率90.4%) ③2019年:外国人15,000人、帰化者5,000人(回答者の合計18,243人、回収率91.2%) ④2020年:外国人20,000人、帰化者5,000人(回答者の合計23,416人、回収率93.7%) ※2020年調査の総予算:15.4億ウォン ⑤2021年:外国人20,000人、帰化者5,000人(回答者数・回収率:2022/2/7時点で非公表) ※2021年調査予算も15億ウォン程度
調査単位	個人
調査言語	15+2=17か国語(英語、中国語、台湾語、日本語、ロシア語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、カンボジア語、ウズベク語、フィリピン語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語、バングラデシュ語) +アラビア語、スリランカ語(2021年調査で追加)
調査方法	面接調査(または、調査員により配付された調査票への自筆回答後、後日調査員が回収) +2021年から、留学生のみweb調査(韓国語、英語、中国語、ベトナム語のみ)
調査項目と周期	①共通調査項目:毎年 ②循環調査項目:2年周期 ③その他の調査:3年周期 →①~③合わせて1つの調査票を作成、2020年調査は①・②で枝問含めて130項目、③が枝問含めて30項目
調査項目	①共通調査:人口社会的変数、在留関係項目、経済活動 ②-1奇数年項目:住居と生活環境、雇用、所得と消費、(成人)教育、子どもの教育 ②-2偶数年項目:健康と情報化、韓国生活、韓国語能力 ③-1その他の項目:非専門就業(在留資格:E-9)・留学生(在留資格:D-2,D-4-1,D-4-7)向け ③-2その他の項目:訪問就業(在留資格:H-2)・在外同胞(在留資格:F-4)向け ③-2その他の項目:永住者(在留資格:F-5)・帰化者向け 2021年は ①+②-1+②-2を実施
出所、手法など	http://www.narastat.kr/metaSvc/svc/SvcMetaDcDtCtPopup.do?confmNo=920018

24 (出所)統計庁社会統計局雇用統計課ヒアリング、統計庁(2021)「統計情報報告書 移民者滞留実態と雇用調査2020」、「移民者滞留実態と雇用調査2021」、チャンジュヨン・ホジョンウォン(2020)「移民関連統計検討」移民政策研究院統計ブリーフをもとに作成

(1) 韓国 「移民者滞留実態と雇用調査」調査項目(1/3)

① 共通調査項目(毎年聴取)		
<p>■ 人口社会的変数</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名 性別 生年月日 出生地(韓国/外国) 宗教 回答者の国籍(帰化者の場合、以前の国籍) 回答者の父親の国籍 回答者の母親の国籍 回答者の祖先のうち韓国(朝鮮)国籍者の有無 現在の学歴★ 現在の就学状況★ 最終学位の取得国 <p>■ 家族・家庭状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 配偶者の有無 配偶者の居住地 配偶者の就業状態 配偶者の国籍 配偶者の在留資格 同居者有無 同居者の構成と人数 非同居の韓国国内在留親族の有無 子どもの有無 子どもの居住地別人数 韓国にいる7-18歳の子どもの、通学していない子どもの有無 通学していない子どもがいる場合、韓国の学校への通学経験の有無 上記通学経験がある場合、韓国の学校への通学を辞めた理由 通学していない子どもがいて、過去の通学経験もない場合、韓国の学校へ通学していない理由 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の住居の種類★ 現在の住居の所有形態★ 現在の住居の賃借料 <p>■ 雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> 収入を伴う1時間以上の就業有無★ 同居家族の事業や、報酬を伴わない1時間以上の就業有無★ 調査対象期間に仕事をしていた人について、職場の有無 上記、職場がある場合仕事をしていた理由 主な仕事以外の仕事の有無★ 労働時間(主な仕事、主な仕事以外の仕事) 職場(企業)の名称 職場の主な事業内容(産業分類) 職場の所在地(行政区画コード) 職場の従業員規模 職場の外国人比率 職場での業務内容、地位★、部署名 職場での就業開始年月 現在の職場での業務内容の、韓国における合計就業期間(転勤による複数職場で同一業務に当たっていた場合は合算) 過去1年間での職場変更有無 上記有る場合、以前の職場情報(名称、事業内容、所在地) 上記有る場合、職場変更理由 職場での雇用形態(常用/臨時/日雇い) 職場での雇用期間の定め有無 上記有る場合、雇用期間 	<ul style="list-style-type: none"> 直近3か月の平均月収 雇用保険の加入有無 労災保険の加入有無 過去4週間以内の求職活動有無 調査対象週内に仕事開始の有無 主な求職方法 求職時の困りごと 求職期間 調査対象期間中の求職活動有無 調査対象期間中に仕事開始の有無 調査対象期間中に主にしたこと <p>■ 在留関係項目</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国への最初の入国年月 韓国への最初の入国から今までの滞在期間 過去1年間で、韓国以外の場所に滞在した経験有無 上記有る場合の滞在期間 現在の在留資格 韓国入国後、在留資格の変更有無 上記有る場合、変更回数 上記がある場合、入国最初の在留資格 上記がある場合、現在の在留資格または韓国国籍取得直前の在留資格 在留期間満了後の在留希望 上記希望有りの場合、どのような方法で在留したいか 上記希望有りの場合、何年間在留したいか
<p>青字は、「経済活動人口調査」(労働力調査)に類似でも尋ねている項目</p> <p>赤★は「社会統合実態調査」(世界価値観調査(WVS))に類似でも尋ねている項目</p> <p>(注)チャンジュヨン・ホジョンウォン(2020)で言及があった類似統計調査の調査票を確認した結果</p>		
<p>(出所)2020年版調査票をもとに作成</p>		

(1) 韓国 「移民者滞留実態と雇用調査」調査項目(2/3)

㉠-1 簡章調査項目(隔年聴取:奇数年調査)		㉠-2 簡章調査項目(隔年聴取:偶数年調査)
<p>■ 雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国入国以前の外国での就業経験有無 上記有る場合、就業国 上記有る場合、韓国で最初収入を得た時期 上記有る場合、韓国で最初の月収と外国の月収の比較 職場で担当する業務(単純～専門知識技術が必須) 職場に関する各項目への満足度 <ul style="list-style-type: none"> 賃金、労働時間、清潔さと安全性、苦情処理への記号の対応、昇進機会、余暇・福祉制度、宿舍・食堂、休息空間、韓国人の同僚との関係、韓国人の上司との関係、職場全体 同様の業務を行う韓国人労働者と比較したときの各項目(労働時間、賃金、業務量)への自己評価 <p>■ (成年)教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去1年間の就業、起業、職務能力開発のための教育や訓練受講有無 上記有る場合、訓練実施機関 上記有る場合、訓練受講の主な目的 上記有る場合、訓練費用の負担者 上記有る場合、どの程度役だったか 韓国に滞在しながら受けた教育や支援サービスの内容 <p>■ 住居と生活環境</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去1年間の住居変更有無 上記有る場合、以前の居住自治体 現在の居住地域を選択した理由 	<p>■ 所得と消費</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去1年間の個人の月平均総所得 ★ 月平均総所得に対する項目別支出費用 韓国以外に居住する家族や親族への送金有無 上記有る場合、年間平均送金回数 上記有る場合、年間総送金額 国民年金への加入有無 健康保険への加入有無 ★ 過去1年間で経済的に困窮した経験有無 ★ 上記有る場合、具体的な場面 ★ <p>■ 子どもの教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの年齢 未就学児～高等学校までの年齢の子どもがいる場合、教育に関する困りごと 子どもが通っている学校等への参加状況(授業参観、保護者会等) 所得を考慮した場合の、子どもの教育費がどの程度負担か 上記負担が重い場合、どの種類の教育費が特に負担か 国内で就業する子どもの有無 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">赤★は、「社会統合実態調査」(世界価値観調査(WVS)に類似)でも尋ねている項目 (主)チャンジュン・ホジョンウォン(2020)で言及があった類似統計調査の調査票を確認した結果</p>	<p>■ 保健と情報化</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の健康状態 ★ 過去1年間病院に行きたかったが行けなかった経験有無 上記有る場合の理由 インターネットの利用有無 上記有る場合、主にインターネットの用途 <p>■ 韓国生活</p> <ul style="list-style-type: none"> 各事項(家族、周囲の人、職業、所得、居住環境、生活全体★)の満足度 韓国生活での困りごと 韓国生活で主に行っている余暇活動 余暇生活の満足度 次の場合に支援してくれる韓国人/同国人/外国人の人数 <ul style="list-style-type: none"> ①体調が悪く、家事をお願いする場合 ②突然多くのお金を借りる場合 ③悲しかったり、落ち込んだりして話し相手がいいる場合 過去1年間で、外国人または外国出身者で有ること理由とする差別的経験有無(場面別) 上記有る場合、差別を受けた主要な理由(出身国、韓国語能力、外見、経済力、職業、宗教、その他) 差別を受けたとき、差別を是正するように求めたか <p>■ 韓国語能力</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭内での使用言語 韓国語学習経験有無 上記がある場合、韓国語を学んだことがある場所と学習期間 韓国語能力試験(TOPIK)のレベル 韓国語の4技能(話す、聞く、読む、書く)の自己評価
(出所) 2020年、2019年版調査票をもとに作成		

26

(1) 韓国 「移民者滞留実態と雇用調査」調査項目(3/3)

㉡-1 その他項目(3年周期): 非熟練労働者(F-9)用		㉡-3 その他項目(3年周期): 永住者、帰化者用
<p>海外就業先として韓国を選んだ理由</p> <p>韓国に来る前、雇用主が示した労働契約条件の内容についてどの程度理解していたか</p> <p>在留資格E-9:非専門就業で、最初に入国した年月</p> <p>在留資格E-9:非専門就業の期間満了/出国後、再入国しているか</p> <p>在留資格E-9:非専門就業で入国した後、職場変更をしたことがあるか</p> <p>上記有る場合、最初の職場での勤務期間</p> <p>在留資格E-9:非専門就業で入国した後、これまで合計で何回職場変更をしたか</p> <p>上記のうち、再入国(別)で何回職場変更をしたか</p> <p>以前の職場を退職した主な理由</p> <p>現在の職場に転職するとき一番大変だったこと</p> <p>現在の職場に転職するときの情報源</p> <p>過去1年間韓国で働いていたなかで経験した困りごと</p> <p>困りごととして「仕事上の負債」を選択した場合、負債した最大の理由</p> <p>困りごととして「仕事上の負債」を選択した場合、負債した治療費の負担者</p> <p>他の職場への転職意向</p> <p>上記有る場合、その主な理由</p> <p>海外留学先として韓国を選んだ理由</p> <p>韓国の大学での主専攻</p> <p>本国の学位よりも、韓国の学位が今後の進路にとって有利になると思うか</p> <p>韓国の留学生活での困りごと</p> <p>現在通っている大学への全体的な満足度</p> <p>過去1年間、韓国で収入を得るために1時間以上の仕事をしたことの有無</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">青字は、「経済活動人口調査」でも尋ねている項目、赤★は「社会統合実態調査」でも尋ねている項目 (主)チャンジュン・ホジョンウォン(2020)で言及があった類似統計調査の調査票を確認した結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上記有る場合、従事機関 上記有る場合、従事場所 上記有る場合、出入国管理事務所への申告有無 申告していない場合、その理由 韓国での学習と生活費の用意方法 現在最も大切な支援 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">㉡-2 その他項目(3年周期): 韓国系外国人用</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国入国前、在留資格取得のための準備方法 現在の在留資格(H-2:訪問就業、F-4:在外同胞) H-2:訪問就業の場合、F-4:在外同胞に在留資格を変更していない理由 韓国での就業経験有無 韓国で就業する際、出入国在留管理庁または雇用センターへの就業申告の有無 申告していない場合、その理由 韓国で仕事を探すときの困りごと 現在の職場に就職したときの情報源 現在の職場に就職するとき就職紹介料の支払いの有無、支払った場合の総額 現在の職場の雇用主と標準的な労働契約書の締結有無 過去1年間韓国で働いていたなかで経験した困りごと 困りごととして「仕事上の負債」を選択した場合、負債した最大の理由 困りごととして「仕事上の負債」を選択した場合、負債した治療費の負担者 他の職場への転職意向 上記有る場合、その主な理由 在留資格H-2:訪問就業またはF-4:在外同胞で、韓国での総在留期間 在留資格H-2:訪問就業またはF-4:在外同胞、それぞれの在留資格での就業経験有無 上記有る場合、在留資格をH-2からF-4へ変更した後、職場で担当する業務が変化したか 上記有る場合、在留資格をH-2からF-4へ変更した後、職場での賃金に変化したか 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の各項目が異なる者が韓国社会の構成員になるととき、問題が発生するか否かの考え <ul style="list-style-type: none"> 民族、文化、人種、肌の色、宗教、言語 韓国社会で、以下の各項目はどのほど公正だと思いか <ul style="list-style-type: none"> 教育機会、就業機会、法の執行、言論または大衆メディア★ 調査対象者のような方々が、韓国政府に影響を与えることまを難しと思うか 韓国政府は、調査対象者のような方々の意見に興味がないと思うか あなたは、韓国が直面している重要な政治問題をよく理解していると思うか あなたは、多くの移民に比べて、韓国の政治や行政に精通していると思うか 韓国で、母国のように振る舞おうとするか 韓国で、母国の音楽/映画/TV番組を楽しもうとするか 韓国で、母国の料理を主として食べようとするか 韓国で、母国の伝統衣装を着ようとするか 韓国で、母国の居住様式に倣おうとするか 所得、職業、教育、財産などをすべて考慮すると、韓国での自分の社会的地位はどのほど公正と思うか 韓国社会で努力をすれば、個人の社会的地位が高まる可能性はどの程度だと思いか 韓国社会で本人の世代より子どもの世代に社会的地位が更に高まる可能性はどの程度だと思いか あなたはほんのりしている町への所属感はどの程度あるか あなたはほんのりしている国家への所属感はどの程度あるか あなたは母国(帰化者)帰化前の国籍国への一体感がどの程度あるか あなたは、次の社会団体へ参加・活動しているか ★ <ul style="list-style-type: none"> 政党、労働組合、市民運動団体、本国人中心の宗教団体、韓国人中心の宗教団体、本国人中心の同好会(スポーツ、余暇、文化含む)と親睦団体、韓国人中心の同好会(スポーツ、余暇、文化含む)と親睦団体 韓国で最近6年以内におこなわれた選挙への参加有無 今後、どの国に住みたいか 永住権取得年月 今後、韓国籍取得の計画有無 上記、無い場合の理由
(出所) 2020年、2019年、2018年版調査票をもとに作成		

27

(1) 韓国 「移民者滞留実態と雇用調査」の活用

主要な雇用指標結果 (2020年版報告書 p.12より 赤字日本語訳追記)

		15歳以上人口				非経済活動人口		経済活動人口		参加率 단위: 천명, %, %p	
		15세 이상 인구	경제 활동 인구	취업자	실업자	비경제 활동 인구	경제 활동 참가율	雇用률	失業률		
外国人	외국인	2019. 5.	1,322.6	913.6	863.2	50.3	409.0	69.1	65.3	5.5	
		2020. 5.	1,331.8	917.4	847.9	69.5	414.4	68.9	63.7	7.6	
	전년대비증감률		9.2	3.8	-15.3	19.2	5.4	-0.2	-1.6	2.1	
帰化許可者	귀화 허가자	2019. 5.	48.8	33.6	31.6	2.0	15.2	68.9	64.8	6.0	
		2020. 5.	48.6	31.1	28.7	2.4	17.4	64.0	59.1	7.7	
	전년대비증감률		-0.2	-2.5	-2.9	0.4	2.2	-4.9	-5.7	1.7	
経済活動人口調査	경제 활동 인구조사	2019. 5.	44,460	28,468	27,322	1,145	15,992	64.0	61.5	4.0	
		2020. 5.	44,756	28,209	26,930	1,278	16,578	63.0	60.2	4.5	
	증감률		-0.4	-7.4	-9.2	20.0	14.5	-	-	-	

* 2020년 5월 고용동향(2020. 6. 10. 공표, 통계청)에서 발췌



- ①外国人と国全体との比較
- ②帰化者と国全体との比較
- ③外国人と帰化者との比較

▶ 上記の指標は、国内全体向けに行われる「経済活動人口調査」と同一の指標・同一の用語の定義等で調査が実施されており、2つの調査結果を突合することで、国全体/外国人間の比較が可能になっている

※ 「経済活動人口調査」は、月次報告だが、「移民者滞留実態と雇用調査」の調査時点と合わせて、各年5月の結果を掲載

▶ さらに、「移民者滞留実態と雇用調査」は、帰化許可者も調査対象にしているため、国籍的な統合を果たした元外国籍住民について、労働市場においてどれほど統合が進んでいるのか、も把握が可能になっている

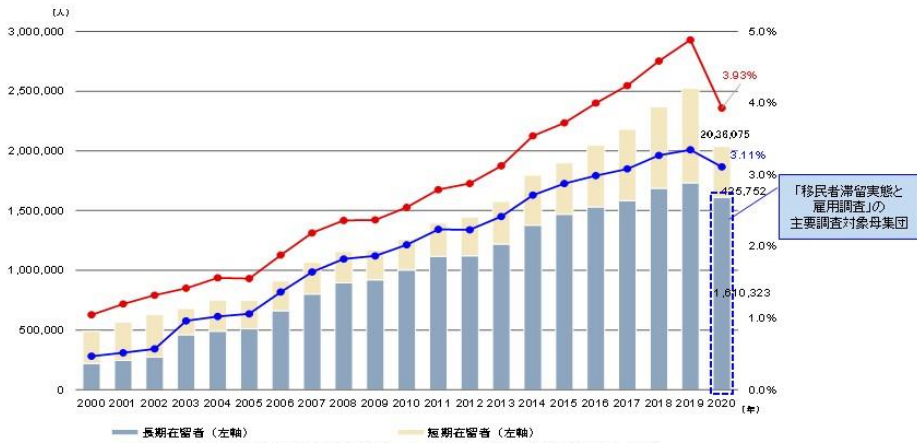
(出所)統計庁・法務部(2020)「2020年移民者滞留実態と雇用調査結果」をもとに作成

28

(1) 韓国 在留外国人・帰化許可者の概況(1/2)

- 韓国における総在留外国人(長期在留者(約161万人)+短期在留者(約42.5万人))は、2020年末時点で、203万6,075人である。
- 総人口に占める総在留外国人の割合は3.93%、総人口に占める長期在留者の割合は3.11%となっている。この割合は、2000年以降増加傾向が続いていたが、2020年は新型コロナウイルス感染症の影響のため減少した。

韓国における在留外国人 推移



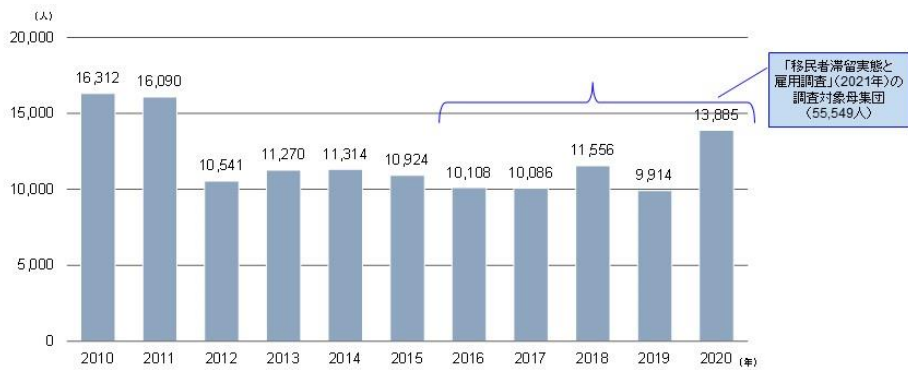
(出所)総人口:統計庁「将来人口推計」、在留外国人数:法務部「出入外国人政策 統計年報」(いずれも、各年末の数字)
 (注)長期在留者は、191日以上在留が認められた登録外国人(2020年末で114.5万人)と、2)韓国国内居所申告を行った外国国籍同胞(在留資格F-4:在外同胞の保持者が対象、2020年末で46.5万人)が含まれる。「移民者滞留実態と雇用調査」は、長期在留者(+5年以内帰化許可者)が対象。

29

(1) 韓国 在留外国人・帰化許可者の概況(2/2)

- 韓国における帰化許可者数は、ここ数年は、毎年1万人前後で推移している。
- 「移民者滞留実態と雇用調査」の2021年調査対象となる2016年～2020年帰化許可者の合計は、55,549人である。

韓国における帰化許可者 推移



(出所)法務部「出入国外国人政策 統計年報」(各年版)

30

(1) 韓国 ヒアリング結果

ヒアリング調査概要

調査対象 : 企画財政部 統計庁 社会統計局 雇用統計課

対応者 : 雇用統計課 事務官 バクサンギョン氏、主務官 イラエル氏

実施方法 : 事前に質問項目を送付し、一度書面回答をいただいた上で、追加質問に対する回答をオンラインヒアリングで聴取

実施時期 : 2021年12月

31

(1) 韓国 ヒアリング結果 「移民者滞留実態と雇用調査」調査設計・準備について

Q 調査項目は同一でも、調査母集団、対象、方法が厳密には異なるものを比較する際の留意点や、結果の違いを統計庁としてどのように評価しているか？

A ■ 調査母集団、サンプルについて

- 「移民者滞留実態及び雇用調査」の標本は、毎年1月末基準の法務部外国人登録名簿、及び、帰化許可者名簿を利用して対象者個人を標本抽出している。抽出方法は、2段階の抽出を行っている（以下、2020年調査時）。
 - （第1段階）調査の効率化のため、全市郡区（基礎自治体に相当：全229）のうち、外国人住民300人未満の13市郡区を除く、216市郡区を対象に単純無作為抽出
 - （第2段階）第1段階で抽出された市郡区を市道（地域ブロックに相当、ソウル特別市/釜山広域市/京畿道など）別に16ブロックに集約した後、在留資格と国籍割合を踏まえ系統抽出
- 比較対象となる、韓国全体を調査している「経済活動人口調査」は、抽出時の調査区分けとして、登録センサス基盤調査区（1,737調査区）に基づき、世帯単位（各調査区 平均20世帯、計35,000世帯）で標本を抽出している。毎月標本世帯を1/36（約900世帯）ずつ入替。
- 上の違いがあるため、比較には十分な留意が必要である。
- 厳密には、「韓国全体（外国人や帰化者含む）」と、「基準時点で91日以上常駐する外国人（短期在留、外交、公務等は除く）＝長期在留者」、と「5年以内の帰化許可者」を比較しており、「韓国人」と「外国人」の比較ができるものではない。

■ 結果の比較について

- 調査目的、基準時点、調査対象、調査手法等の調査特性が違う場合、調査項目が同じでも直接の比較には注意が必要。
- 調査基準時点によって調査結果が違って出てくる場合があるため、調査項目が同一でも直接比較すると間違いが生じる場合がある。

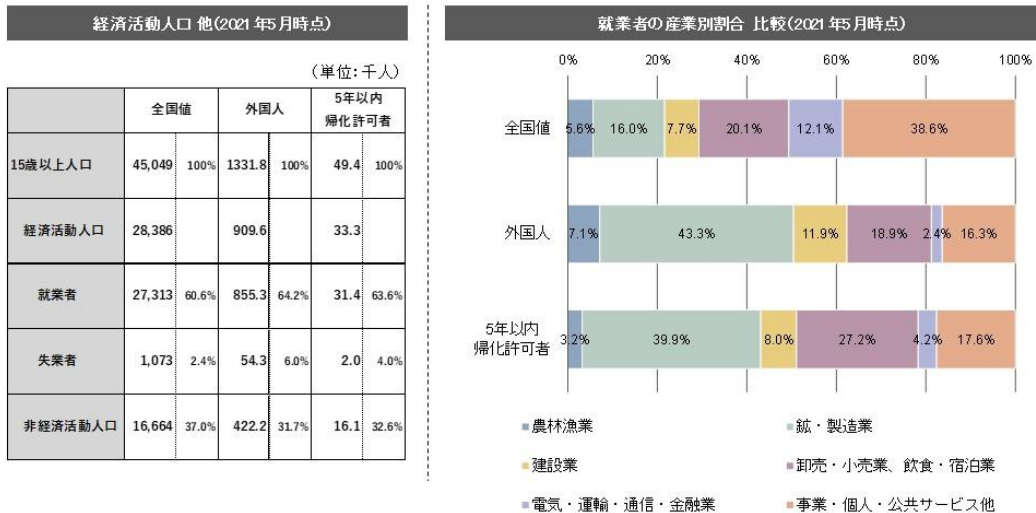
■ 比較する意義

- （上述のとおり）詳細な水準の比較は難しいが、すでに5年実施してきており、大まかな趨勢・トレンドは押さえることができていると考えている。

32

(1) 韓国 ヒアリング結果 全国値との比較(1/2)

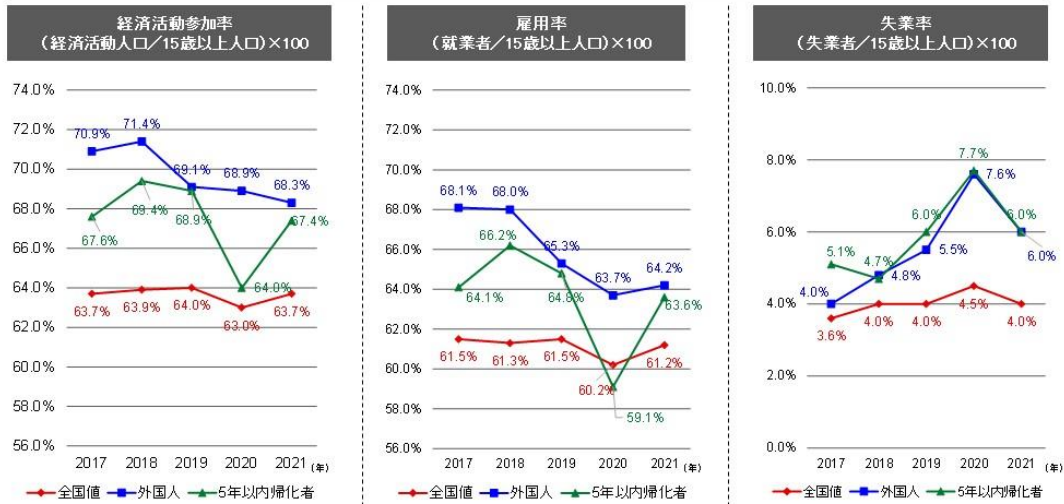
- 全国値と外国人、5年以内帰化許可者を比較すると、外国人・5年以内帰化許可者の方が15歳以上人口に占める就業者割合が高く、非経済活動人口割合が低い。
- 就業者の産業別割合をみると、外国人・5年以内帰化許可者では、鉱・製造業、建設業の割合が全国値に比べて高くなっている。



33 (出所)全国値:統計庁「経済活動人口調査」(毎年5月の数字)、外国人・5年以内帰化許可者:統計庁「法務部「移民者滞留実態と雇用調査」(毎年5月に調査実施)をもとに作成

(1) 韓国 ヒアリング結果 全国値との比較(2/2)

- 各指標の趨勢をみると、経済活動参加率と雇用率は全国値よりも外国人・5年以内帰化許可者の方が高い傾向にある。
- 失業率は、全国値よりも外国人・5年以内帰化許可者の方が高い傾向にあり、2020年に大きく増加していることからコロナ禍の影響を大きく受けた可能性が示唆される。



34 (出所)全国値:統計庁「経済活動人口調査」(毎年5月の数字)、
外国人・5年以内帰化許可者:統計庁・法務部「移民者滞留実態と雇用調査」(毎年5月に調査実施)をもとに作成

(1) 韓国 ヒアリング結果 「移民者滞留実態と雇用調査」調査実施について(1/3)

- Q 調査対象者への通知方法、及び、訪問日時や場所の調整方法はどのようにしているのか。
また、調査対象者が把握していた住所に不在であった場合の対応を教えてください。

A ■ 通知の方法、及び、訪問日程の調整方法

- 調査対象に、調査紹介リーフレット、調査協力案内状を郵送し、その後調査員が訪問する。
- 法務部の名簿にて電話連絡先が把握できている場合には事前に調査対象者と訪問日時と場所を調整する。
- 電話連絡が難しい場合は、案内状のなかに調査員の連絡先が記入されているため、その番号へ調査対象者から連絡をもらい日程を調整している。

■ 居住地に調査対象者が不在の場合

- 調査員が居住地を訪問した際、調査対象者が引越し等ですでに不在の場合は、近隣住民に尋ねるなどして、追跡が可能であれば追跡する。
- 3回訪問しても調査協力が得られない場合は、性別・国籍・在留資格などの属性が似ているサンプルを代替標本から選び直す。抽出は、居住地の建物管理番号が近い人を優先選択する。
- 代替標本の利用について、**全体のうち、原標本は6-7割、残りが代替標本から選ばれている。**
- 移民者を対象としている調査特性上、不在や居住地変更・不明、面接不可(言語面による理由等)による**無応答率が高くなる可能性があることから、代替標本を準備している。**

※「経済活動人口調査」報告書では、代替標本の準備・利用の言及は見られない

(1) 韓国 ヒアリング結果 「移民者滞留実態と雇用調査」調査実施について(2/3)

Q 調査票の翻訳時に工夫していることや留意点はあるか。また、訪問調査時の言語対応はどのようにしているのか。

A ■ 調査票の翻訳方法

- 統計庁として、調査票の翻訳と監修（翻訳されたものを確認する作業）を行っている。
- 訳し戻し（一度、韓国語から外国語に翻訳し、さらにそれを韓国語に訳し戻して、元々の調査票と同一になるかを確認すること）まではやっていない。
- 2021年調査から既存の15言語に加えて、アラビア語とスリランカ語を追加した。やり取りがスムーズになり調査がやりやすくなったと聞いている。

■ 訪問調査時の言語対応

- 調査票は、左側は韓国語で、右側は該当外国語で構成されている。
- 調査員は韓国語調査票を、外国人は該当言語調査票を見ながら調査し、携帯のアプリの翻訳機を用いながら調査を進めている。
- 少数言語の場合、アプリだけでは対応できず、周囲の方の助けを得ることはある。中国朝鮮族であれば、韓国語の疎通もできるので難しさは問題ない。

36

(1) 韓国 ヒアリング結果 「移民者滞留実態と雇用調査」調査実施について(3/3)

Q 回収率が毎年9割以上と非常に高いが、回答率を高める工夫を教えてください。

A ■ 事前の調整

- 調査対象者は調査目的と日程等を説明した案内状の配布で調査を認知しており、相互の信頼関係により応答協力が非常に良くなっている。
- また、不在等を考慮した代替標本の提供により90%以上の応答率を記録できている。
※回答が得られなかった人は、引越し、長期不在、調査への拒否である。

■ 原則訪問を実施

- 基本的に調査員は、必ず調査対象者へ言語別に調査票を手渡しし、
1) その場で面接調査によって回答する、2) 自筆回答後、調査員が回収に再度訪問する のいずれかである。
※（郵送回答ではなく）回答を得るまでしっかりと追いかけるようにしている。

■ Web調査の試行

- Web調査は2021年に、試験的に留学生の対象者のみ、4か国語（韓国語、英語、中国語、ベトナム語：留学生が多い国籍）で実施した。案内状に回答用URLと、回答者番号を記載し、web上での回答を求めた。Web調査で回答が完了しなかった場合には訪問し、改めて調査への回答を依頼した。
- Web調査での回収率は17.3%で、残りの8割以上は、訪問調査もしくは調査票への自筆回答で占められる。Web調査を今後拡大していくかはこれから検討する。利便性を考慮して判断されることになる。

■ インセンティブと罰則の有無

- 調査協力者には、回答謝礼金として、10,000ウォン（約1,000円）相当の商品券を支給している。
- 調査に協力しない場合でも、罰則等は無い。

37

(1) 韓国 ヒアリング結果 「移民者滞留実態と雇用調査」調査員について

調査員の配置状況、業務量、業務内容等（2020年調査）

2020年調査時の 調査員配置状況	標本数	調査員	調査管理者（人）			予備調査員	業務補助員	※ 調査員の10%程度を予備調査員として、 調査員とともに事前研修を実施
	(人)	(人)	合計	標準	延長	(人)	(日数)	
	25,000	753	149	108	41	87	430	

■ 調査員

- 1人あたり標準業務量：33件
(調査期間15日間で、1日あたり2.2件)
- 1人あたり最大業務量：標準業務量の1.5倍（50件）を超えることができない
- 調査員は、定められた調査期間中に割り当てられた業務量を行う方式の請負契約で締結
- 指定された業務量を期限内に完成した場合、標準業務量と現場調査職員手当の計算方法に従って計算された手当を支払う
- 契約業務量を達成できなかった場合（回答拒否、不在などで該当標本の調査を完了できなかった場合）、一部分の手当を減額*
* 手当減額内容について調査員契約締結前に事前に契約当事者に正確に案内

(調査員の業務)

- 標本対象者居住地域の把握及び業務量の確認
- 標本管理リストの修正・補充
- 訪問記録作成
- 調査対象者への訪問、調査票作成及び調査必需品の伝達
- 調査票内容検討、整理及び提出
- 調査管理者が指摘した、回答錯誤の可能性のある事項の対象者への確認
- 統計庁職員のために応じて地方統計庁（事務所）に赴庁し、調査内容について、要確認事項の点検と再調査

■ 調査管理者

- 1人あたり：担当調査員5人
- 標本が500以上の事務所は、調査管理者としての採用期間を延長

(調査管理者の業務)

- 調査員が提出した調査票内容の検討
- 代替標本依頼時に代替標本を提供
- 反応無し、回答不能者に対する対応指針及び説得
- 産業・職業分類コードコーディング
- 調査票の入力とシステム内容検討

38 (出所)統計庁(2021)「統計情報報告書 移民者滞留実態と雇用調査2020」をもとに作成

(2) ドイツ

統計整備の実態・状況(概況)

- ドイツでは、1967年以降、人口の1%を対象としたマイクロセンサス(連邦・州統計局)を国の基幹統計として個人、家族・世帯を対象に毎年実施し、人口、経済、社会状況に関する基礎統計として活用している。就労に関しては、労働市場、職業の概要、職業訓練、生活状況について把握している。
- そうした中で、マイクロセンサスは移民の統合政策の指標として最も広く活用されている(次ページ以降参照)。現在、ドイツではLabour Force Surveyはマイクロセンサスに統合されている。
- 統合関係指標では、この他、連邦・州統計局、連邦雇用エージェンシーが実施する統計・調査を活用している。

代表的調査・統計データ 連邦・州統計局「Mikrozensus(マイクロセンサス)」

■ 調査の概要と特徴

- ドイツ国内の個人・世帯の1パーセントに当たる、約37万世帯、81万世帯員が調査対象。
- 対象数が非常に多いため、少数派に属するグループ(単身の移民など)の分析にも活用できる。
- 詳細な地域における異なる社会属性を持つグループの社会的特徴を把握することが重要になっており、平均で50万人の地域単位を設けている。
- 時系列での変化を精緻に捉える必要性が高まっており、いくつかの年の調査はパネルデータが整備されている。
- 国際標準分類に沿っており国際比較分析が可能。分類詳細は以下の通り。
https://www.forschungsdatenzentrum.de/sites/default/files/mc_2018_value_labels_0.pdf
- 法的根拠は以下に整理されている。
<https://www.forschungsdatenzentrum.de/en/household/microcensus>

■ 調査対象抽出

- 世帯・世帯員の1パーセント相当を、単一層クラスターサンプリングで抽出。
- サンプリング地区は、原則として隣接する建物からなるクラスターで構成。各サンプリング地区の世帯は、4年間サンプルに残り、毎年、サンプリング地区の4分の1を新しい地区に置き換える。その結果、サンプリング地区が部分的な重複を繰り返すパネル調査となる。
(出所)Leipniz Institute for the Social Science, German Microdata Labより
<https://www.gesis.org/en/gr1/microcensus>

■ 国籍・移民状況の把握

- 国籍: 国名を記載
- 移民状況: 非常に詳細な分類で把握(39分類)
例) 00 German without migration background
11 Immigrant: immigrated up to and including 1949 as German without naturalisation to today's federal territory
16 Immigrant: As German born abroad, both parents without migrant background
21 Late resettler: immigrated 1950 or later as German without naturalisation to today's federal territory
(出所)連邦・州統計局「Value Label MD 2018」より整理
https://www.forschungsdatenzentrum.de/sites/default/files/mc_2018_value_labels_0.pdf

■ 調査項目の概要

- 個人属性(性別、年齢、婚姻等)
- 個人の経済活動への参加(就労・雇用状況、就労場所、副業、求職等)
- 現在の教育参加、教育歴
- 職業訓練の現状と今後
- 市民権
- 外国人への質問(就労理由、出生国等)
- 老齢年金、収入と生活
- 健康保険、健康
- 住居

(出所)連邦・州統計局「Codebook MD 2018」より整理
https://www.forschungsdatenzentrum.de/sites/default/files/Codebook%20MD2018_V2.pdf

39

(3) アメリカ(1/3)

統計整備の実態・状況(概況)

■ アメリカにおける移民の労働市場への影響の多くは、センサス(米国センサス局)の抽出マイクロデータ(IPUMS-USA)が用いられている。IPUMS USAは、Census, American Community Survey(2000-)などを統合し標準化された個人のマイクロデータであり、アメリカでの長期の人口変化などに関する定量分析が可能となっている。

■ 利用できるデータは以下で確認ができる(<https://usa.ipums.org/usa/sample.shtml>)。なお、時系列では抽出サンプルデータが用いられる。

※IPUMS: Integrated Public Use Microdata Seriesは、世界で最も大規模な人口データベースであり、米国データ、国際データで構成される。

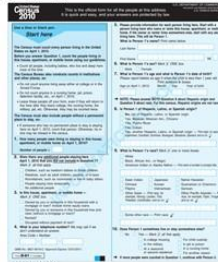
代表的調査・統計データ センサス局「Census」、「American Community Survey(ACS)」

■ 調査の概要と特徴

- ・ 米国では1790年に初めてCensusが実施されている。1970~2000年には2つの調査を行っている。一つは、ほとんどの世帯が最低限の設問(10問程度)に回答する調査(short-form)、もう一つは抽出世帯が追加的な設問にも回答する調査(long-form)である。
- ・ 2006年からは、それまでのlong-form調査に追加的な設問を加えたAmerican Community Survey(ACS)が毎年行われている。
- ・ その結果、2010年からのCensusでは、10問から成るshort-form調査のみとなっている。2020年Censusでも2010年調査と同様の内容であるが、調査はオンライン、電話、メールの3つの方法で実施している。

■ 2010年Census調査項目

- ①世帯員人数
 - ②その他の同居者
 - ③居住形態
 - ④電話番号
 - ⑤氏名
 - ⑥性別
 - ⑦年齢、成年月日
 - ⑧ヒスパニック等のエスニシティ
 - ⑨白人・黒人等の人種
 - ⑩現在の住居以外の居住状況
- 40 (出所)米国センサス局ホームページ
https://www.census.gov/history/www/through_the_decades/questionnaires/



■ ACS調査項目

- ・ 米国居住者の仕事・職業、教育達成状況、退役、居住形態等を把握しており、行政他各所が当該調査結果を利用している。
- ・ サンプルサイズは毎年約350万世帯(住所)。65,000人以上の地域については毎年の推計値が出され、それ未満の地域では5年間単位で推計がなされている。なお、ACSは毎年実施され、2020年にはCensusと同時に進められてデータの接合がなされる。

■ ACS調査項目の概要

- ・ 世帯の居住助数(住宅の広さ、インターネット環境、自動車の保有等)
- ・ 個人属性(出生地、学校歴、言語、英語使用状況)
- ・ 健康保険加入状況、障がい・困難さの状況
- ・ 就労状況(仕事の有無、仕事場所・通勤時間、労働時間、正規・非正規、求職活動状況、休暇取得)
- ・ 所得(所得の種類と金額)

(出所)センサス局 ACS 2021 Questionnaire
<https://www2.census.gov/programs-surveys/acs/methodology/questionnaires/2021/quest21.pdf>

(3) アメリカ(2/3)

米国における移民(外国人労働者)による労働市場への影響に関する分析の出所統計データ

■ 米国での移民(外国人労働者)による労働市場への影響に関する分析の出所データを概観すると、多くがセンサスからの抽出マイクロデータを用いていることが分かる。さらに、ACS等の各種データを接合して分析に用いている。

計測目的	文献例	分析に用いているデータ出所
受入れ国出身者の雇用への影響	● Ottaviano, G.I.P. and G. Peri (2012), "Rethinking the Effect of Immigration on Wages", Journal of the European Economic Association, 10(1), pp. 152-197. doi:10.1111/j.1542-4774.2011.01052.x.	・ 米国センサス局「U.S. Decennial Census」のマイクロデータサンプル(IPUMS)、および、the American Community Survey (Ruggles et al, 2005).
	● Borjas, G.J., J. Grogger and G.H. Hanson (2011), "Substitution Between Immigrants, Natives, and Skill Groups", NBER Working Paper No. 17461.	・ Ottaviano and Peri(2012)と同じデータ
	● Cadena, B.C. and B.K. Kovak (2013), "Immigrants Equilibrate Local Labor Markets: Evidence from the Great Recession", NBER Working Paper No. 19272.	・ the American Community Survey(IPUMS (Ruggles, Alexander, Genadek, Goeken, Schroeder and Sobek 2010)) ・ County Business Patterns (CBP) data
賃金に対する影響	● Card, D. (2001), "Immigrant Inflows, Native Outflows, and the Local Labor Market Impacts of Higher Immigration", Journal of Labor Economics, 19(1), pp. 22-64. doi:10.1086/209979.	・ 1990年のCensus dataを基本
	● Borjas, G.J. (2003), "The Labor Demand Curve is Downward Sloping: Re-examining the Impact of Immigration on the Labor Market", Quarterly Journal of Economics, Vol. 118(4), pp. 1335-1374.	・ Public Use Microdata Samples (PUMS) of the Decennial Census ・ Annual Demographic Supplement of the Current Population Surveys (CPS).
	● Ottaviano G.I.P. and G. Peri (2006), "The economic value of cultural diversity: evidence from US cities", Journal of Economic Geography, Vol. 6, pp. 9-44.	・ the Census Public Use Microdata Sample(PUMS) ・ County and City Data Book
長期的な効果	● Peri, G. and C. Sparber (2009), "Task Specialization, Immigration, and Wages", American Economic Journal: Applied Economics, 1(3), pp. 135-69.	・ The IPUMS dataset by Ruggles et al. (2005)

(出所)文献例の選定については、Bohme and Kups(2017) "The economic effects of labour immigration in developing countries A literature review" OECD Development Center DP35 を利用し、データ出所については、原文献により確認。

(3) アメリカ(3/3)

【参考】外国人労働者による労働市場(受入れ国出身者の賃金、就業率・失業率)への影響に関する研究より

- OECD諸国における外国人労働者による労働市場への影響については、数多く分析されている。その結果は国ごとの特徴や対象となる地理的区分、さらには調査時期などによって大きく異なるが、全体的な傾向としては、移民の影響を示す値は有意ではなく、一部に、弱い影響(研究により、正・負のそれぞれ)が認められる。
- その中でも、米国の分析は非常に多く、本調査では、米国での分析に用いられる統計調査データの状況整理を想定している。

A. Impact on wages of native born					
Country	Reference Period	Author(s)	Year of publication	Spatial level	Impact of a 1 percentage point increase in the immigrant share of the labour force
Australia	1982-96	Addison and Worswick	2002	States (6)	No significant impact
Austria	1989-91	Wolpin, Zimmer and Zentgraf	1996	Regions (9)	-0.1% to +0.1% (for young native low skilled workers)
France	1982, 1988	Hunt	1992	National	No significant impact
France	1976-2007	Ortega and Verdugo	2015	Commuting zones (207 zones d'emploi)	-0.36% (for low-educated natives in non-tertiary sectors)
Italy	1990-1994	Friedberg	2001	National	No significant impact
Italy	1986-85	Genovato et al.	1999	Regions (20)	+0.1%
Netherlands	1987-88	Zurbrugg and Harburg	2005	Municipalities (548)	-0.4% to +0.6%
Norway	1985, 1988	Zurbrugg and Harburg	2005	Counties (19)	+0.2% to +0.3%
Portugal	1974-76	Carrington and de Lima	1996	Districts (18)	No significant impact
Spain	1989-82	Dolado et al.	1996	Provinces (50)	+0.03% to +0.05%
Spain	1991-2002	Carrasco et al.	2008	National; Regions (17)	No significant impact
Switzerland	1989-2007	Berni and Peri	2015	Regions	No significant impact
United Kingdom	1980-2000	Dustmann et al.	2005	Regions (51)	No significant impact
United Kingdom	1997-88	Zurbrugg and Harburg	2005	Counties (66)	No significant impact
United Kingdom	1997-2005	Dustmann et al.	2013	Regions (17)	-0.5% in 1st wage decile, +0.6% for wages at the median, +0.4% in 9th wage decile
United States	1979-85	Card	1990	City (Miami)	No significant impact
United States	1980-90	Borjas et al.	1997	Cities (Metropolitan Statistical Areas)	No effect
United States	1989	Card	2001	Cities (175 largest Metropolitan Statistical Areas)	-0.04% to 0.6%
United States	1960-2000	Borjas	2003	National	-0.4% to +0.3%
United States	1990-2006	Ottaviano and Peri	2012	National	+0.6% to +1.7% (for low educated natives)
United States	1987-1983	Peri and Yasumov	2015	City (Miami)	No effect
United States	1980-2000	Peri and Sparber	2009	States	+0.03%
Western Germany	1986-2001	Gitz	2012	Labour market regions (112)	No significant impact

Meta-analysis (multiple studies)					
Number of studies	Author(s)	Year	Spatial level	Impact	Notes
18 studies for various OECD countries	Loughi et al.	2005	Various	No significant impact	
22 studies for various OECD countries	Kerr and Kerr	2011	Various	9 studies: no significant impact, 6 studies: positive impact, but less than 0.1%, 7 studies: negative impact, near zero.	

B. Impact on employment and unemployment					
Country	Reference Period	Author(s)	Year of publication	Spatial level	Impact of a 1 percentage point increase in the immigrant share of the labour force
Australia	1982-96	Addison and Worswick	2002	States (6)	U: no significant impact
France	1982	Hunt	1992	Regions (21)	U: +0.2%
France	1976-2007	Ortega and Verdugo	2015	Commuting zones (207 zones d'emploi)	E: no significant impact of low-educated immigrants on native blue-collar workers
Portugal	1974-76	Carrington and de Lima	1996	National	U: -0.24%
Spain	1989-92	Dolado et al.	1996	Provinces (50)	E: no significant impact
Spain	1991 and 2001	Carrasco et al.	2008	Regions (17)	E: no effect
United Kingdom	1985-2000	Dustmann et al.	2005	Regions (17)	U: no significant impact
United States	1989	Card	1990	City (Miami)	U: no significant impact
United States	1972-79	Peri and Yasumov	2015	City (Miami)	U: no effect
United States	1970-80	Altonji and Card	1991	Metropolitan Statistical Areas	E and U: no significant effect, at all skill levels
United States	1985-90	Card	2001	Cities (175 largest Metropolitan Statistical Areas)	E: -0.05% to -0.1%
Western Germany	1985-89	Pischke and Velling	1997	Regions (167 labour market regions)	E and U: no significant impact
Western Germany	1996-2001	Gitz	2012	Labour market regions (112)	E: -0.13% to -0.35%
Various EU countries	1983-99	Angel and Kugler	2003	National	E: -0.07% to -0.02%

Meta-analysis (multiple studies)					
Number of studies	Author(s)	Year	Spatial level	Impact	Notes
9 studies for various OECD countries	Loughi et al.	2006	Various	E: -0.024% (unweighted mean) range: -0.38% to 0.2%	

Note: W = wages, E = Employment rate, U = Unemployment rate. Source: See References at the end.

(出所) OECD(2016)「International Migration Outlook 2016」をもとに整理(備考)国レベル及び地域レベルのデータに基づくものである。

(4) カナダ(1/3)

統計整備の実態・状況(概況)

- カナダの労働力調査においては、移民の特定を目的に2006年以降、移民状況把握(国籍、入国年月、母国の学歴)の項目を追加し、移民労働市場としてのレポート等の整理を行っている。
- 移民に関する統計としては、Longitudinal Immigration Database (IMDB)を整備し、賃金・給与等を含む課税データと統合、親子データや世帯データとのリンクを行い、分析のしやすさを大幅に強化している。
- 毎年議会報告を行う移民・難民・市民権計画での指標によるモニタリングを行うとともに、自国民に対するデータエビデンスに基づいた移民活躍の見え方をしている。

労働関連データ 労働力調査(LFS)

失業率・雇用率をはじめとする標準的な労働市場指標を生成するため調査。サンプル調査。2006年から移民に関する項目を追加している。

■ 国籍・移民状況の把握

2006年1月から移民に関する項目を追加

- 国籍(国名)
- 入国者(入国年月)/カナダ生まれ
- 母国における学歴

※一方、一時的外国人労働者(テンポラリーワーカー)に関する情報を分けることができないという注意書きがある。

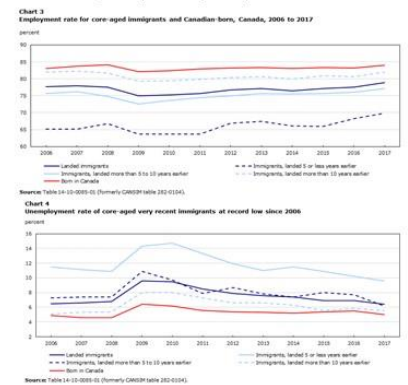
■ 調査項目(移民関連以外)

- 個人属性(性別、年齢、婚姻等)
- 雇用と失業(雇用状況、雇用開始時期)
- 産業(職種、業種)
- 勤務時間と作業時間(勤務時間、残業時間、休暇時間)
- 今後(今後の雇用開始、雇用希望条件)
- 収益(賃金、総収入)
- 居住(家賃資料、家賃補助)

(出所)統計局「The Canadian Immigrant Labour Market: Recent Trends from 2006 to 2017」より整理

43

カナダ移民労働者市場(2006~2017年の動向レポート) 移民の雇用率(chart3)と失業率(chart4)の推移 (在留年数比較)



(4)カナダ(2/3)

移民関連統計データ 長期移民データベース Longitudinal Immigration Database (IMDB)

カナダ連邦政府においては、移民に関するデータベースとして、長期移民データベース Longitudinal Immigration Database (IMDB)を整備している。近年、賃金等を含む課税関連データ、子どもや統合サービス等に関する業務統計データとの結合を行い、その内容が大幅に強化されている。子どもや親、世帯データ等との関連付けにより、移民家族における経済的な流動性等の分析も行われている。

■ 種類

センサス(全数調査)

■ データ対象

- 1952年以降: 移民(永住者)、1980年以降: 非永住系居住者含む

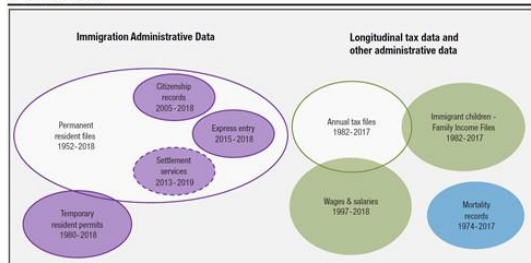
■ 期間

- 毎年(暦年)
- 課税データは参照年の翌春に公開

■ データソース

- 移民・難民・市民権省(IRCC)の移民データ
- カナダ歳入庁の課税データ(1982年以降)
- カナダ死亡者データベース
- 移民データ
 - 入国管理データ(入国時収集データ: 入国前の経験、能力等も含む)
 - 非永住者データ、エクスプレスイントリーデータ等
- 追加のモジュール
 - 子どもと親データとの結合
 - 賃金と給与等データとの結合
 - 統合サービスデータとの結合
- T1ファミリー(世帯)ファイル(課税・児童税給付データ等も含む)
- 補助ファイル(必要に応じたSDLE(ソーシャルデータリンクage)の活用)

Figure 1
Source of IMDB content



Note: See glossary of terms for definitions of acronyms. Source: Statistics Canada.

■ 利用方法

- IMMIGRATION AND ETHNOCULTURAL DIVERSITY STATISTICSにおいて、データを活用したレポートが公開されている他、アプリケーションによって、集計項目での抽出が可能となっている。
- 集計されていないデータについては、申請等に基づき関係機関、研究者において利用が可能となっている。

〈出所〉Longitudinal Immigration Database (IMDB) カナダ統計局HPより
<https://www23.statcan.gc.ca/imdb/pl2sv.pl?Function=getSurvey&SDDS=505>

44

(4)カナダ(3/3)

カナダ連邦政府における“経済移民”を受入れを推進するうえでの指標、数値による経済的活躍の見える化

カナダにおいては、毎年、移民に関して、指標による動向を付した年次報告を議会に対して行っている。現在、“経済移民”の受入れを明確に打ち出していることから、経済、労働等に関する指標が多く打ち出されている。

また、自国民への移民の活躍の見える化を重点的に実施しており、統計データ等のエビデンスに基づいた情報発信を積極的におこなっている。

移民・難民・市民権計画における指標

移民・難民・市民権計画は、移民・難民・市民権省(IRCC)において毎年計画のうえ、議会へ報告。8項目程において2~3の指標が設定され、モニタリングされている。

目標5: 移民は経済的自立を達成し、労働力の成長に貢献する

指標	目標	近年の結果
5-1. 新規雇用の割合	≥ 65%	2016: 68.2% 2017: 69.8% 2018: 71.3%
5-2. 中所得層以上の移民・難民の割合	≥ 50%	2016-17: 53.7% 2017-18: 54.3% 2018-19: 55.9%
5-3. カナダ労働力における移民・難民の構成割合	≥ 25%	2016: 25.7% 2017: 26.1% 2018: 26.9%

目標4: 移民を歓迎し、統合サービスを受けてもらう

指標	目標	近年の結果
4.2. (SPOIによる支援等で)公用語のスキル志向 上させた移民の割合	≥ 60%	2016-17: 59.9% 2017-18: 50.5% 2018-19: 42.2%
4.2. カナダの労働市場に統合するための知識とスキルを習得した移民の割合	≥ 50%	2016-17: 52% 2017-18: N/A 2018-19: 60%

〈出所〉移民・難民・市民権計画2020-2021
移民・難民・市民権省(IRCC) HPより

45

統計等のエビデンスによる経済的活躍の見える化の実施

#ImmigrationMattersキャンペーンとして、個別ストーリーを見える化するとともに、統計等のエビデンスに基づいた移民のカナダに対する貢献(経済、高齢化、地方コミュニティ、医療等)の見える化に熱心に取り組んでいる。



国への貢献

- 経済的貢献
(高所得を支える労働者を支える)
- 医療への貢献
- 地域コミュニティへの貢献
等を統計に基づき説明



地域への貢献

- 地方都市別(各州の主要都市レベル)で統計を整理・見える化

〈出所〉#ImmigrationMatters HPより

(5) 豪州 (1/2)

統計整備の実態・状況(概況)

- 豪州では、労働力調査(LFS)を中心とする世帯調査等により、労働市場の状況を把握している。LFSは、移民に関する項目があり、自国民と移民の比較が可能である。また、長期マイクロデータが公開されている。なお、豪州では、職業リストに合致する技術移民の受入れを行っているが、職業リストの定期改定では、LFS等のデータが根拠となっている。
- その他の移民関係の調査データとしては、豪州内務省の委託調査「Continuous Survey of Australia's Migrants (CSAM)」があり、入国後間もない移民の就業状況等を調査し、政府へのフィードバックを行っている

代表的調査・統計データ 労働力調査(Labour Force Survey: LFS)

■ 豪州の労働統計

・全体像

①供給側を把握する調査:

➢世帯調査

- ✓ 労働力調査(Labour Force Survey: LFS)
- ✓ LFSの補足調査: 定期・不定期又はアドホックに実施
- ✓ 特別社会調査(Special Social Survey)

➢国勢調査(Census of Population and Housing)

②需要側を把握する調査

➢各種の事業者調査

・LFSの補足調査の例

- 自国民と移民の両方を対象とし比較可能な補足調査:
 - ✓ Participation, Job Search and Mobility: PJSM
 - ✓ Education and Work: AEW
- 移民のみを対象とした補足調査:
 - ✓ Characteristics of recent migrants: CoRMS

(出所) 豪州統計局ホームページから整理
<https://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Lookup/by%20Subject%206102.0.55.001-Feb%202018-Main%20Features-Overview%20%20Labour%20Statistics-1>

■ LFSとLLFS

- ・15歳以上人口の0.32%を対象とし、個人属性、世帯属性、教育達成、就業状況等を月次で把握。
- ・個人属性については、1972年から、出生国と豪州に来た年についての項目がある。
- ・LFSについて、1982年10月分以降現在までの長期マイクロデータが公開されており、クロスセクション分析、時系列分析等が可能である(Longitudinal Labour Force Survey: LLFS)。
 - 移民に関する項目
 - ✓出生した国
 - ✓来豪の年(1年単位)
 - 上記以外の項目
 - ✓個人・世帯属性
 - ✓教育達成
 - ✓労働参加・就業状況、失業・求職、雇用変動、職業状況、労働条件(労働時間・勤務形態・就業期間等)等

(出所) 豪州統計局ホームページから整理
<https://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Latestproducts/6602.0Main%20Features%20Australia%20pendocument&tabname=Summary&prodno=6602.0&issue=Australia&num=&view=>

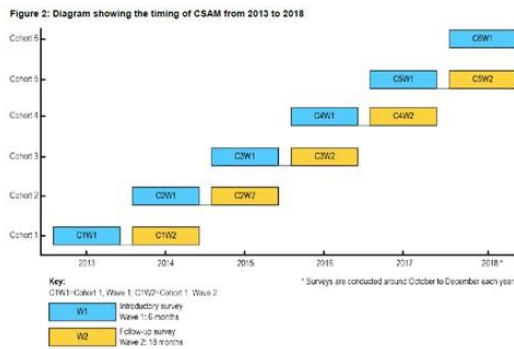
46

(5) 豪州 (2/2)

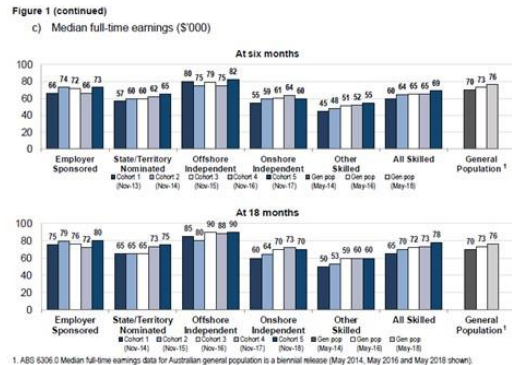
移民関連統計データ Continuous Survey of Australia's Migrants (CSAM)

- ・豪州内務省から委託を受けたSocial Research Centerが実施する調査で、近年入国した労働移民・家族移民が労働市場に及ぼした影響を把握し、政府の移民政策にフィードバックしている。
- ・調査は2009年から開始。入国後6か月(導入調査)、18か月(フォローアップ調査)の各時点で、同一の対象者を追跡調査している。
- ・導入調査においては、属性(年齢、性別、言語、英語力、来豪の年、労働移民/家族移民、教育達成、居住環境)及び労働市場アウトカム指標(失業率、労働参加率、労働時間、職業・産業、収入)を把握する。フォローアップ調査においては、労働市場アウトカム指標の変化を把握する。

<2013年以降の調査対象コーホート>



<データ分析の例(ビザ別・収入の変化)>



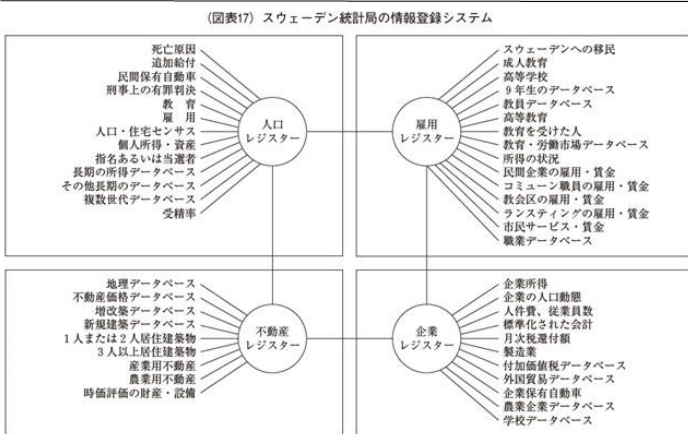
47

(出所) 豪州内務省, "Continuous Survey of Australia's Migrants Methodology Paper 2013 to 2019"

(6)スウェーデン(海外の国民識別番号を活用した調査・分析事例)(1/2)

- 国民の生活に関わるさまざまな登録情報(レジスター)は、国民識別番号によって連携され、統計用のデータベースが作成されている。
- スウェーデン統計局では、人口、雇用、不動産、企業の主に4つの統計用レジスターを有している。
- これらの統計は全数調査で正確なデータであるため、研究、国の政策評価などにも用いられている。
- また、統合政策の研究のため、STATIVと呼ばれる縦断的データベースが作成されている。

統計用レジスターの概要



(資料) Statistics Sweden

(出所) 湯元隆治, 2011, 「共通番号制度導入への道筋」, Business & Economic Review, 2011.9

STATIVの概要

- 対象は、各年12月31日時点で、スウェーデンに登録されている全員(不法滞在者は含まれない)
- 含まれているデータの例(一部)
 - 移住: 居住の理由、滞在許可を得た日付
 - 人口: 年齢、性別、未婚・既婚、生まれた国、市民権、住まい・家族の状況
 - 教育: 移民のためのスウェーデン語学習のレベル、教育歴、最終学歴
 - 雇用: 有給雇用の有無、産業、職業
 - 失業: 求職状況
 - 収入: 給料、就学金、社会保障
 - 地域: 住まい、職場
 - 親の移住状況、雇用、収入状況

(出所) Statistics Sweden, STATIV, <https://www.scb.se/contentassets/659b9a5233dc4dd49b22630b2745ca57/informationsfolder-stativ-eng.pdf>

48

(6)スウェーデン(海外の国民識別番号を活用した調査・分析事例)(2/2)

- レジスターベースの統計を活用して、移民・難民の労働市場への影響を分析した事例には以下のようなものがある。

論文名	結果の概要
Joakim Ruist, 2013, "The labor market impact of refugee immigration in Sweden 1999-2007", The Stockholm University Linnaeus Center for Integration Studies (SULCIS), Working Paper 2013:1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1999年から2007年のスウェーデンにおける難民の労働市場への影響を調査している。 ■ STATIVを活用し、18-64歳について、1998年、2003年、2007年のデータを分析している(STATIVには、難民のステータスに関する情報も含まれている)。 ■ 難民が全体の失業率に大きな影響を及ぼすということはないが、低所得国から来た難民は、新しく来た難民に代わられやすいことを示している。
Pieter Bevelander and Nahikari Irastorza, 2014, "Catching Up: The Labor Market Integration of New Immigrants in Sweden", Migration Policy Institute and International Labour Office	<ul style="list-style-type: none"> ■ STATIVを活用し、①1993-1997年、②1998-2002年、③2003-2007年、④2008-2011年の各期間に移住した移民(18-64歳)について、労働市場への統合状況を分析している。 ■ 時間が経つにつれて、雇用率、賃金ともに上昇傾向にあることを示している。性別や、入国経路、出身地、教育レベル、職業での違いも分析している。
Gustafsson, Bjorn Anders; Mac Innes, Hanna, Osterberg, Torun, 2017, 'Age at immigration matters for labor market integration - the Swedish example', IZA Journal of Development and Migration, Springer, Heidelberg, Vol. 7, Iss. 1, pp. 1-23,	<ul style="list-style-type: none"> ■ STATIVを活用し、1990年、1994年、1998年、2002年に移住してきた人について、移民の年齢と、移民が移住してから最初の仕事を得るまでに要する年数を分析している。 ■ 低所得国から来た40歳以上の移民は、年齢があがるとともに、仕事を得るまでに要する時間が長くなり、50歳以上で仕事を得ることが難しくなることを示している。
Pieter Bevelander and Marc-André Luik, 2020, 'Refugee Employment Integration Heterogeneity in Sweden: Evidence From a Cohort Analysis', 'Frontiers in Sociology', Vol.5, pp.1-11.	<ul style="list-style-type: none"> ■ STATIVの1998-2012年のデータを活用し、移住してから1年から12年~14年までの25-64歳の難民について、労働市場への統合状況を分析している。 ■ 性別、出身国別に雇用率を分析し、ボスニア、エチオピア、エリトリアでは雇用率が高く、特にこれらの女性は、5-8年でスウェーデンの自国民と同程度の雇用率になることを示している。

49

5 諸外国における各種統計・調査の具体的な調査方法

5. 諸外国における各種統計・調査の具体的な調査方法

概要

- EUでは、LFSについては、地域を単位とした二層・単一層抽出をしている国が多い。オーバーサンプリングについては、性、年齢、地域レベルで行われることが多い。一方で、EU-SILCは横断調査、縦断調査可能のように柔軟な調査設計が可能である。調査方法は、対面、電話、自記入式などがあるが、コンピュータ支援の対面、電話インタビューが多い。EU-SILCでは対面が優先される。多言語対応もなされている。
- アメリカでは、アメリカのCurrent Population Survey、American Community Surveyでは、地域（群）を第一段階の地域区分として抽出されている。オーバーサンプリングについての記載はない。実施方法は、ACSでは、対面、電話を活用、ACSではインターネット、メール、電話、個人訪問の4種を活用している。いずれも、一定の多言語対応が行われている。
- カナダでは、LFSは二段階抽出で行われる。各地域でのデータの信頼性を考慮してサンプリングされる。調査は、CATI（コンピューター支援電話インタビュー）、または訪問により行われ、英語またはフランス語で実施される。Longitudinal Immigration Database (IMDB)は、業務統計等を結合して整備されている。
- 豪州では、豪州のLFS及びその補足調査では、世帯の代表者1名が、世帯票と個票の両方について回答する仕組みとなっている。対面式又は電話によるインタビューが基本だが、CoRMSでは、コンピュータ支援型をとっている。抽出法については、センサスの最小単位（レベル1統計地域）を第一層として三段階抽出する。オーバーサンプリングは行っていない。また、非正規滞在者を見分けるための項目は取られていない。
- 韓国では、関連調査については、原則調査員による面接調査方式で行われており、高い回収率が得られている。外国人・帰化者等向けの調査では、最大15言語～9言語で調査票を翻訳して実施している。

50

(1)EU

- EUではEUの規定の範囲内で、各国がそれぞれの抽出方法をとっている。LFSについては、多くの国では地域を単位とした二層・単一層抽出をしている。オーバーサンプリングについては、性、年齢、地域レベルで行われることが多い。一方で、EU-SILCは横断調査、縦断調査可能のように柔軟な調査設計が可能である。
- 調査方法は、対面、電話、自記入式などがあるが、コンピュータ支援の対面、電話インタビューが多い。EU-SILCでは対面が優先される。
- 多言語対応もなされている。

調査名	EU-LFS(Labour Force Survey)	EU-LFS SHM2014	EU-SILC	マイクロセンサス(ドイツ)
第一段階での地域区分	・多くの国は二段階抽出法 ・第一段階での地域区分NUTS2などが用いられる。	・LFSと同じ	・各国のマクロデータの活用が可能。各国のデータをEU標準に適合。適合条件は、横断調査・時系列調査の統合・リンクが可能であることで、同じ世帯が4年間は連続して回答する	・世帯・世帯員の11パーセント相当を、単一層クラスターサンプリング・サンプリング地区は、原則として隣接する建物からなるクラスターで構成。各サンプリング地区の世帯は、4年間サンプルに残り、毎年、サンプリング地区の4分の1を新しい地区に置き換える。
オーバーサンプリング	・性、年齢(5歳階級)、地域レベルでウェイト調整されている。	・LFSと同じ	・詳細は各国(中よらん表)について正確性が求められる(EC規定)	・なし
個票・世帯票・事業者票の別	・世帯や住居	・世帯や住居	・世帯	・世帯・世帯員
実施方法	・調査方法は別紙参照：対面、電話、自記入式などがあるが、対面、電話が多い。 ・多言語調査をしている国も多い。	・調査方法は別紙参照：対面、電話、自記入式などがあるが、対面、電話が多い。 ・多言語調査をしている国も多い。	・対面式又は電話によるインタビュー、又はオンラインフォームによる自己報告式。対面が優先される	・コンピュータ支援の対面インタビューを基本として、電話、事故記入方式も用いられる。
出所	・別紙参照	・別紙参照	・別紙参照	・ https://www.gesis.org/en/gm/microcensus

51

(参考)EU-LFSのサンプリングデザイン ①

	Sampling design	Primary sampling unit	Final sampling unit	Variables used for the stratification	Overall sampling rate per quarter
Belgium	Two stages stratified	Statistical sections	Households	Region (NUTS2)	0.14%
Bulgaria	Two stages stratified	Census enumeration districts	Households	Region (NUTS3), urban/rural	0.65%
Czechia	Two stages stratified	Census areas	Dwellings	Region (NUTS3)	0.60%
Denmark	One stage stratified	-	Persons	Age, gross income, net unemployment (registers), socioeconomic status.	0.78%
Germany	One stage cluster	-	Clusters (sampling districts) of dwellings, households and persons	Region and size of building	0.25%
Estonia	One stage stratified	-	Persons	Group of regions by population size	0.73%
Ireland	Two stages stratified	Census blocks (of 50 households)	Households	Region, Pobal HP Deprivation Index	0.70%
Greece	Two stages stratified	Blocks of buildings	Dwellings	Region (NUTS3)	0.70%
Spain	Two stages stratified	Geographical areas	Dwellings	Population size of municipality	0.42%
France	Two stages stratified (one stage stratified in overseas)	Geographical sectors (No PSU in DOM)	Dwellings	Region (NUTS2 + Metrop. + infra NUTS3 - DOM)	0.25%
Croatia	Two stages stratified	Segments based on Census areas	Dwellings	Region (NUTS2), urban/rural	0.40%
Italy	Two stages stratified	Municipalities	Households	Region (NUTS3)	0.27%
Cyprus	One stage stratified	-	Households	Region, urban/rural	1.40%
Latvia	Two stages stratified	Sampling areas	Dwellings	Region, urban/rural	0.69%
Lithuania	Simple Random Sampling	-	Households	-	1.00%
Luxembourg	Simple Random Sampling	-	Persons	-	1.60%
Hungary	Two stages stratified	Settlements	Dwellings	Administrative units, size categories of localities	0.92%
Malta	Systematic Random sampling	-	Households	-	1.57%
Netherlands	Two stages stratified	Municipalities	Household address	Region (Corop - NUTS3)	0.50%
Austria	One stage stratified	-	Dwellings	Region (Bundesland - NUTS2)	0.60%

Poland	Two stages stratified	Census clusters (towns) / enumeration districts (rural)	Dwellings	Region (NUTS2), urban/rural	0.40%
Portugal	Two stages cluster	Geographical areas	Dwellings	Region (NUTS3)	0.60%
Romania	Two stages stratified	Census sections	Dwellings	Region (NUTS3), urban/rural	0.36%
Slovenia	One stage stratified	-	Households	Region (NUTS3), type of settlement	1.00%
Slovakia	Two stages stratified	Census administrative units	Dwellings	Region (LAU)	0.60%
Finland	One stage stratified	-	Persons	Region (NUTS1)	0.88%
Sweden	One stage stratified	-	Persons	Sex, age group, region, country of birth	0.60%
Iceland	Simple Random Sampling	-	Persons	-	1.70%
Norway	One stage stratified	-	Households	Region (NUTS3)	0.60%
Switzerland	Two stages stratified	Households	Persons	Region (NUTS3)	0.51%
United Kingdom	One stage stratified	-	Households	Region	0.33%
Montenegro	Two stages stratified	Enumeration area	Households	Region, urban/rural	1.54%
North Macedonia	Two stages stratified	Enumeration districts	Households	Region (NUTS3), urban/rural	0.90%
Serbia	Two stages stratified	Enumeration districts	Households	Region (NUTS3), urban/other	0.80%
Turkey	Two stages stratified	Housing blocks	Household Address	Region (NUTS3), urban/rural	0.22%

(出所) Eurostat 2021, Labour Force Survey in the EU, EFTA, United Kingdom and candidate countries MAIN CHARACTERISTICS OF NATIONAL SURVEYS, 2019, 2021 edition

52

(参考)EU-LFSのサンプリングデザイン ②

2.6 Calculation of weighting factors

Council Regulation (EC) No 577/98 on the EU-LFS stipulates that weighting factors should take into account 'in particular the probability of selection and external data relating to the distribution of the population being surveyed, by sex, age (five-year age groups) and region (NUTS2 level), where such external data are held to be sufficiently reliable by the Member States concerned' (Article 3(5)).

The methods of calculating the weights differ considerably between countries. The two main methods used, depending on the detail of the external information and whether or not this external information can be cross-tabulated, are post-stratification and calibration. Within the poststratification, the inverse of the selection probabilities is adjusted a posteriori to the population's distribution by sex, age groups and other external (administrative) sources. Calibration is done with different variations of adjusting to marginal totals. Most of the countries adjust for non-response either directly in the weighting process or in a preliminary step before adjusting the weights to external sources.

Due to the complexity and number of factors taken into account in some of the weighting calculations, the requirement of the regulation to use five-year age groups is not implemented in all countries. **Almost all countries adjust the weighting factors on regional levels.** However, these regions may not necessarily correspond to the NUTS2 regional classification.

All countries use data on sex in the weighting process. Almost all countries use five-year age groups, for people aged between 15 and 74, in calculating the weighting factors. Exceptions are Germany, Greece and Slovenia who use broader age groups than the five-year ones (9). All countries that have NUTS2 regions defined use at least NUTS2 regions for calculating the weights, but twenty-four countries (Bulgaria, Czechia, Germany, Estonia, Ireland, Spain, Croatia, Italy, Latvia, Lithuania, Hungary, Malta, the Netherlands, Portugal, Slovenia, Slovakia, Finland, Sweden, Norway, Switzerland, the United Kingdom, Montenegro, North Macedonia and Serbia) use a more detailed regional classification (groups of NUTS3 or LAU).

Denmark, Latvia, the Netherlands, Austria, Finland, Sweden, Norway and Switzerland use register statistics on employment and/or unemployment in their weighting procedure. **In other countries, different external distributions or sources are frequently used both for weighting and stratification, such as urban/rural distinction, nationality, ethnicity and size classes of regions or local areas.**

Nevertheless, no countries directly calibrate a variable determining the International Labour Organisation (ILO) labour force status to match non-demographic administrative data. In that respect, the current use of non-demographic administrative data in the production process of the EULFS, and in particular in the calibration and weighting steps, does not affect the correct survey measurement of the ILO labour force status.

Seventeen countries (Czechia, Denmark, Estonia, Ireland, Hungary, Poland, Portugal, Romania, Slovenia, Slovakia, Finland, Sweden, Iceland, Norway, Switzerland, Serbia and Turkey) gross the sample to the total population, i.e. including people living in institutional households, although some of them do not (Czechia, Ireland, Hungary, Poland, Slovenia, Switzerland, Serbia and Turkey) or only partially (Portugal, Romania and Slovakia) cover the institutional population in data collection.

(出所) Eurostat, Quality report of the European Union Labour Force Survey 2019, 2021 Edition, P10

53

(参考) EU-LFSの調査方法

2.7 Data collection methods

The EU-LFS data collection is carried out through mainly four modes: personal visits via CAPI or PAPI, telephone interviews, web interviews and self-administered questionnaires.

Most countries conduct the interview only with computerised questionnaires. Seven (Czechia, Germany, Greece, Malta, Poland, Romania and Slovakia) use both computerised and paper questionnaires and two countries (Bulgaria and Montenegro) rely solely on paper questionnaires (PAPI).

As described above, all countries interview responding units several times: about half of the countries (Czechia, Estonia, Ireland, Spain, France, Croatia, Italy, Cyprus, Latvia, Hungary, Austria, Poland, Portugal, Slovenia, Slovakia, the United Kingdom and Serbia) conduct the first interview always or mainly via CAPI while in subsequent waves the interviews are performed by CATI, if a telephone contact is available. Germany collects data mainly with face-to-face interviews (using CAPI); persons not available for the interview or refusing oral interviews are in a few cases interviewed by telephone or more frequently fill in self-administered questionnaires. Belgium, Denmark, Lithuania, Luxembourg and the Netherlands use computer assisted web interviews (CAWI) in combination with other methods. Five countries (Finland, Sweden, Iceland, Norway and Switzerland) rely solely on telephone interviews. Five countries (Bulgaria, Greece, Romania, Montenegro and Turkey) collect data using only face-to-face interviews.

Table 2.1 reports the distribution of interviews by technique used for data collection in all participating countries. CATI remains the predominant data collection mode with 45.9% of interviews in 2019.

Table 2.1: EU-LFS interviews by mode of data collection in the participating countries, 2017 – 2019^(M)
(% of interviews)

Data collection technique	2019	2018	2017
CAPI	36.7	35.1	35.1
CATI	45.9	46.9	46.8
PAPI	13.1	14.1	14.7
CAWI	3.9	3.6	3.2
Other (postal, self-administered)	0.4	0.3	0.2
Total	100.0	100.0	100.0

^(M) Data for Lithuania is not available.

(出所) Eurostat, Quality report of the European Union Labour Force Survey 2019, 2021 Edition, P11

(注)

CAPI: Computer Assisted Personal Interviewing
 CATI: Computer Assisted Telephone Interviewing
 PAPI: Paper and Pencil Interviewing
 CAWI: Computer Assisted Web Interviewing

54

(参考) EU-LFSの質問票の多言語対応

Table 4.4: Procedures used to reduce measurement errors, 2019

Procedures	Number of participating countries	
	All	EU
Respondent		
Letter introducing the survey	33	26
Phone call to select a date or introduce the survey	15	13
Interviewer		
Periodical training (at least one time per year)	33	26
Feedbacks from the interviewer (reports, debriefings, etc.)	31	24
Fieldwork		
Monitoring by directly contacting the respondents	24	19
Monitoring by directly listening interviews	20	15
Monitoring by using indicators on the data collection and performance of the interviewers	22	18
Questionnaire		
Questionnaire in different languages ^(M)	21	18
Consistency checks during the interview ^(M)	31	25

^(*) In Bulgaria and Montenegro this is not applicable due to the fact that they use only PAPI for the data collection.

(出所) Eurostat, Quality report of the European Union Labour Force Survey 2019, 2021 Edition, P22

Table 10.2: Procedures used by countries to reduce measurement errors, 2019

	Respondent		Interviewer			Fieldwork			Questionnaire	
	Letter introducing survey	Phone call	Periodical training	Feedbacks	Monitoring directly by contacting respondents	Monitoring directly by listening	Monitoring remotely by indicators	Questionnaire in different languages	On-line check	
Belgium	Y	Y (not always)	Y	Y	Y	N	N	Y	Y	
Bulgaria	Y	N	Y	N	Y (occasionally)	N	N	Y	NA	
Czechia	N	Y	Y	N	N	N	Y	Y	Y	
Denmark	Y	N	Y	Y	N	N	N	Y	Y	
Germany	Y	Y (few)	Y	Y	N	N	UNA	Y	Y	
Estonia	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	
Ireland	Y	N	Y	Y	N	Y (CATI only)	Y	N	Y	
Greece	Y	Y (not in 1st wave)	Y	N	N	N	Y	N	Y	
Spain	Y	N	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	
France	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	
Croatia	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	
Italy	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	
Cyprus	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	
Latvia	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	
Lithuania	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	
Luxembourg	Y	N	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	
Hungary	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	
Malta	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	
Netherlands	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	
Austria	Y	Y	Y	Y	N	Y (CATI only)	Y	Y	Y	
Poland	Y	N	Y	Y	Y	N	Y	N	Y	
Portugal	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	
Romania	Y	N	Y	Y (CAPI only)	Y	N	Y	N	Y	
Slovenia	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	
Slovakia	Y	Y	Y	Y	Y	N	N	N	Y	
Finland	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	
Sweden	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	
Iceland	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
Norway	Y	N	Y	Y	N	N	N	Y	Y	
Switzerland	Y	Y	Y	Y	N	Y	Y	Y	Y	
United Kingdom	Y	Y	Y (informal)	Y	Y	Y	Y	N	Y	
Montenegro	Y	N	Y	Y	Y	N	N	N	NA	
North Macedonia	Y	N	Y	Y	Y	Y	N	N	Y	
Serbia	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	N	Y	
Turkey	Y	N	Y	Y	Y	Y	Y	Y	Y	

Notes: (Y) Indicates yes; (N) Indicates no; (-) Indicates that the country has not been able to provide the information or does not know; NA indicates Not Applicable (for example online checks with computerised questionnaire when only PAPI technique is used for interviews); UNA indicates information unavailable in the country.

(出所) Eurostat, Quality report of the European Union Labour Force Survey 2019, 2021 Edition, P42

55

(参考)EU-LFS AHM2014 の調査方法

Table 1.1: Main characteristics of the national 2014 LFS-AHM surveys for countries which delivered micro data to Eurostat

Reference period	AHM questions after core LFS	Interview mode for the LFS AHM (CATI, CAPI, PAPI, mixed)	Average interview duration per person (in minutes) for LFS AHM	Participation	Proxy answering	Pilot survey/ Testing type
BE Q2	Yes	CAPI	3	Compulsory	No	
BG Q1-Q4	Yes. Except 2 variables within the core LFS	PAPI	7.7	Voluntary	Yes	Yes (321 respondents)
CZ Q1-Q4	No, within the core LFS	CAPI	10	Voluntary	Yes	
EE Q2, Q4	No	Mixed (32 % CATI, 68 % CAPI)	NA	Voluntary	Yes	Yes, field testing (189 respondents)
EL Q2	Yes	Mixed (PAPI, CATI)	6	Compulsory	Yes	
ES Q1-Q4	Yes	Mixed (94.17% CATI, 5.83% CAPI)	1.13	Compulsory	Yes	
FR Q1-Q4	Yes	Mixed (87 % CAPI, 13 % telephone interviews)	6.83	Compulsory	No (except when the person was unable to answer)	Yes, field testing (428 respondents), office testing
HR Q2	Yes	PAPI	5	Voluntary	Yes	Yes, cognitive testing (30 respondents)
IT Q2	No	Mixed (55.8% CATI, 44.2% CAPI)	2	Voluntary	Yes	Yes, field testing (1716 respondents)
CY Q2	No, 5 variables within the core LFS	Mixed (83.3% CATI, 16.7% CAPI)	3 to 7	Compulsory	Yes	Yes, field testing (150 households)
LV Q2	Yes	Mixed (9 % CATI, 91 % CAPI)	2	Voluntary	Yes	Yes, testing with experts (11 experts)

(出所) Eurostat 2021, Labour Force Survey in the EU, EFTA, United Kingdom and candidate countries MAIN CHARACTERISTICS OF NATIONAL SURVEYS, 2019, 2021 edition

56

LT	Q2	Yes	Mixed (47.3% CATI, 23.3% CAPI, 29.4% PAPI)	7	Voluntary	Yes	Yes, cognitive testing (8 households, 17 respondents)
LU	Q1-Q4	Yes	CATI	5	Voluntary	Yes	Yes (20 respondents)
HU	Q2	Yes	CAPI	4.2	Voluntary	Yes	Yes, laboratory testing (10 respondents), field testing (120 respondents)
MT	Q1-Q2	No	Mixed (CATI, PAPI)	10	Compulsory	Yes	-
AT	Q1-Q4	Yes	CAPI	1.33 (3.12 if migrant, 1.12 if not migrant)	Compulsory	Yes	Yes, field testing (214 respondents)
PL	Q2	Yes	Mixed (64.5 % CAPI, 35.5 % PAPI)	7	Voluntary	Yes	Yes, with participants of training meeting (25 respondents)
PT	Q2	Yes	Mixed (CATI, CAPI)	3	Compulsory	Yes	
RO	Q2	Yes	PAPI	8	Voluntary	Yes	Yes (88 respondents)
SI	Q2	Yes	Mixed (65% CATI, 35 % CAPI)	1 to 2	Voluntary	Yes	
SK	Q2	Yes	Mixed (44.1 % PAPI, 39.7 % CAPI, 16.1 % CATI, 1.1 % MIX)	3.73	Compulsory	Yes	Yes, cognitive testing (20 respondents), field testing (40 respondents)
FI	Q1-Q4	Yes	CATI	NA	Voluntary	Yes	Yes, cognitive testing (21 respondents)
SE	Q1-Q4	Yes	CATI	NA	Voluntary	Yes	Yes, cognitive testing (7 respondents)
UK	Q1-Q4	No	CAPI	NA	Voluntary	Yes	Yes, field test (1000 households)
NO	Q1-Q4	Yes	CATI	3	Compulsory	No	
CH	Q1-Q4	Yes	CATI	1.8	Voluntary	Yes	Yes, field testing (22 respondents)

(参考)EU-SILC の調査方法

MODES OF COLLECTION

The information included in the SILC project can either be extracted from registers or be collected from interviews.

In case of interviews, five modes of data collection are possible:

Face-to-face personal interview (PAPI)

Face-to-face personal interview (CAPI)

Telephone interview (CATI)

Self-administered by respondent

Proxy interview

Computer assisted web interviewing-CAWI1

In the EU-SILC legal basis, priority is given to face-to-face personal interviews (PAPI or CAPI) over other modes of data collection.

For the countries where a sample of persons, as opposed to a sample of addresses/households, is selected (i.e. in the 'registers' countries), the systematic use of telephone interviews has been allowed on a gentlemen's agreement basis. This has been made possible because the interview duration is much shorter in this situation given that part of the information is extracted from registers.

It is only under special circumstances (absence, illness, incapacity, ...) where the individual is unable to directly provide the requested information through personal interview, that a personal interview with another member of the household (proxy), a telephone interview with the individual or a self-administration of the questionnaire by the respondent are the recommended methods.

Proxy interviews are to be especially avoided for both income variables, health and detailed labour information.

If the information is carried out through personal interview with another member of the household or is self-administered by the respondent, the interviewer, if possible, should try to arrange a later interview with that person or, if this is not possible, to contact him/her by phone in order to check the accuracy of the information provided in the questionnaire.

In the case that a proxy interview is carried out, the identification number of the person who has provided the information must be recorded.

(出所) Eurostat 2021, Labour Force Survey in the EU, EFTA, United Kingdom and candidate countries MAIN CHARACTERISTICS OF NATIONAL SURVEYS, 2019, 2021 edition

57

(参考)EU-SILCのサンプリングについて

4. REPRESENTATIVENESS OF THE SAMPLE

In terms of precision requirements for the most critical variables and the objectives of producing results both at individual country level and at EU level as a whole, Regulation (EC) No 1177/2003 (Article 9 and Annex II) refers to **the minimum effective sample size to be achieved.**

Individual countries may wish to have larger samples to meet national requirements. For estimating the design effect for the purpose of determining the sample sizes to be achieved, the cross-sectional structural indicator at-risk-of-poverty-rate at national level, as defined by the Council, shall be taken as the reference statistic. For the longitudinal component this cross-sectional indicator may be determined from the first year of each series of longitudinal data. The factor by which the **required sample size shall need to be increased to take into account non-response and design effects shall be evaluated by each country on the basis of past experience and the proposed survey design, and agreed with the Commission (Eurostat).**

(出所) Eurostat 2021, Labour Force Survey in the EU, EFTA, United Kingdom and candidate countries MAIN CHARACTERISTICS OF NATIONAL SURVEYS, 2019, 2021 edition

58

(参考)AESの調査方法について

Use of data from administrative sources	Country	Number
Yes	BE, DK, EE, ES, HR, LV, NL, SI, FI, SE, NO, CH, AL, BA	14
No	BG, CZ, DE, IE, EL, FR, IT, CY, LT, LU, HU, MT, AT, PL, PT, RO, SK, UK, MK, RS, TR	21
Stand-alone survey	Country	Number
2016 AES was a stand-alone survey.	BE, BG, CZ, DK, DE, EE, IE, EL, ES, FR, HR, IT, CY, LV, LT, LU, HU, MT, NL, AT, PL, PT, RO, SI, SK, FI, SE, UK, NO, CH, MK, AL, RS, TR, BA	35
2016 AES was embedded in another survey.	CZ (partly in LFS)	1
Data collection mode	Country	Number
Face-to-face interview - paper assisted (PAPI)	BG, CZ, EL, CY, PL, RO, SK, MK, AL	9
Face-to-face interview - computer assisted (CAPI)	CZ, DE, EE, IE, ES, FR, HR, CY, LV, LT, HU, MT, AT, PL, PT, SI, SK, FI, TR, BA	20
Telephone interview - computer assisted (CATI)	CZ, DK, EE, ES, IT, CY, LV, MT, NL, SI, SK, SE, UK, NO, CH, RS	16
Self-administered interview - paper assisted (PAPI, includes electronically submitted PDF version of the questionnaire)	BE, CZ, LU	3
Self-administered interview - computer assisted (CAWI with interactive online questionnaire)	BE, DK, ES, LV, LT, LU, HU, NL, AT, SI, FI, NO	12
Other	EL, CY, MT, SK	4
Pilot test	Country	Number
Not at all	BE, CZ, EE, EL, ES, HR, IT, LV, LU, HU, MT, NL, PT, SK, NO, TR	16
Partly (i.e. some questions only)	BG, LT, AT, SI, FI, SE	6
Fully (i.e. all questions)	DK, DE, IE, FR, CY, PL, RO, UK, CH, MK, AL, RS, BA	13
Use of proxy	Country	Number
Yes	CZ, EL, ES, HU, MT, RO, SI (only in CAPI)	7
No	BE, BG, DK, DE, EE, IE, FR, HR, IT, CY, LV, LT, LU, NL, AT, PL, PT, SI (in CAWI and CATI), SK, FI, SE, UK, NO, CH, MK, AL, RS, TR, BA	29

(出所) Eurostat, 2016 AES - EU quality report - summary tables, 2021

59

(2) アメリカ

- アメリカのCurrent Population Survey、American Community Surveyでは、地域(群)を第一段階の地域区分として抽出されている。オーバーサンプリングについての記載はない。実施方法は、ACSでは、対面、電話を活用、ACSではインターネット、メール、電話、個人訪問の4種を活用している。いずれも、一定の多言語対応が行われている。

調査名	Current Population Survey	Census	American Community Survey(ACS)
抽出方法			
第一段階での地域区分	・各州から規模等を考慮し852の郡ユニットを抽出する。	(全数調査)	・各郡から抽出
世帯の抽出	・世帯は、The Master Address File (MAF)を用いて、housing units (HUs)とgroup quarters (GQs)により、約7.2万世帯を抽出。	(全数調査)	・The Master Address File (MAF)を用いて、housing units (HUs)とgroup quarters (GQs)、and selected non-residential units (public, private, and commercial)から約350万世帯を抽出
オーバーサンプリング	・なし	(全数調査)	・なし
調査方法			
個票・世帯票・事業者票の別	・世帯の代表者1名が、世帯情報及び全調査対象者の個別情報を回答	・世帯の代表者1名が、世帯情報及び全調査対象者の個別情報を回答	・世帯の代表者1名が、世帯情報及び全調査対象者の個別情報を回答
実施方法	・コンピューター支援インタビュー(CAI)(対面または電話)を活用 ・言語ができない場合は言語ができるインタビューアーを派遣	・調査方法は、インターネット、メール、電話を選択可能。郵送で調査票を配布、最大7回のリマインドを郵送で実施 ・調査票は13言語で可能(世帯の99%以上をカバー)で、加えて59言語の調査票回答ガイドラインおよび動画によるオンライン回答ガイドを作成	・調査方法は、インターネット、メール、電話、個人訪問の4種を活用し、まず、メールで回答を依頼し、受話者から質問票を添付ファイルにて回収。返事がなく、場合によっては電話で依頼(電話番号が分かる場合)、コンピューター支援の面接での受話者を抽出 ・調査票は英語、スペイン語
出所	・ https://www2.census.gov/programs-surveys/cps/methodology/CPS-Technical-Paper-77.pdf	・ https://www.census.gov/history/www/through_the_decades/questionnaires/	・ https://www.census.gov/programs-surveys/acs/methodology/design-and-methodology.html

60

(3) カナダ

- LFSは、二段階抽出で行われる。各地域でのデータの信頼性を考慮してサンプリングされる。調査は、CATI(コンピューター支援電話インタビュー)、または訪問により行われ、英語またはフランス語で実施される。
- Longitudinal Immigration Database (IMDB)は業務統計等を結合により整備されている。

調査名	Labour Force Survey	Longitudinal Immigration Database (IMDB)
抽出方法		
第一段階での地域区分	・二段階抽出法 ・第一段階での地域区分は、州・区を細かく分類した地理的区分の中のクラスターと呼ばれる区分を利用	(全数、業務統計等の結合)
オーバーサンプリング	・各地域の信頼性を考慮してサンプリングを実施	・-
個票・世帯票・事業者票の別		
個票・世帯票・事業者票の別	・世帯の代表者1名が、対象世帯における15歳以上全員の状況を回答	・-
実施方法	・CATI(コンピューター支援電話インタビュー)を活用 ・地域事務所からのCATI、訪問の場合もある ・英語またはフランス語で実施 ・対象世帯は、6か月連続で調査を受ける。なお、月ごとにサンプルの1/6を入れ替え	1952年以降:移民(永住者)、1980年以降:非永住系居住者含む を対象に、以下の業務統計等の結合 ・移民・難民・市民権省(IRCC)の移民データ ・カナダ歳入庁の課税データ(1982年以降) ・カナダ死亡者データベース ・移民データ ➢ 入国管理データ(入国時収集データ:入国前の経験、能力等も含む) ➢ 非永住者データ、エクスプレスエントリーデータ 等 ・追加のモジュール ➢ 子どもと親データとの結合 ➢ 資金と給与データとの結合 ➢ 統合サービスデータとの結合 ・TIファミリー(世帯)ファイル(課税・児童税給付データ等も含む) ・補助ファイル(必要に応じたSDLE(ソーシャルデータリンクage))の活用
出所	https://www23.statcan.gc.ca/imdb/p2SV.pl?Function=getSurvey&SDS=3701	Longitudinal Immigration Database (IMDB) カナダ統計局HPより https://www23.statcan.gc.ca/imdb/p2SV.pl?Function=getSurvey&SDS=5057

61

(4) 豪州 (1/3)

■ 豪州のLFS及びその補足調査では、世帯の代表者1名が、世帯票と個票の両方について回答する仕組みとなっている。対面式又は電話によるインタビューが基本だが、CoRMSでは、コンピュータ支援型をとっている。抽出法については、センサスの最小単位(レベル1統計地域)を第一層として三段階抽出する。オーバーサンプリングは行っていない。また、非正規滞在者を見分けるための項目は取られていない。

調査名	Labour Force Survey	SEW: Education and Work	PJSM: Participation Job Search and Mobility	COE: Characteristics of Employment	CoRMS: Characteristics of Recent Migrants
抽出方法					
第一段階での地域区分	・三段階抽出法 ・第一段階での地域区分はレベル1統計地域	・サンプリングなし(LFSの回答者のうち、SEWの調査対象に該当する者に対し実施)	・サンプリングなし(LFSの回答者のうち、PJSMの調査対象に該当する者に対し実施)	・サンプリングなし(LFSの回答者のうち、COEの調査対象に該当する者に対し実施)	・サンプリングなし(LFSの回答者のうち、CoRMSの調査対象に該当する者に対し実施)
オーバーサンプリング	・説明なし(おそらくなし)	・—	・—	・—	・そもそも対象を10年以内の移民に限定
調査方法					
個票・世帯票・事業者票の別	・世帯の代表者1名が、世帯情報及び全調査対象者の個別情報を回答	・世帯の代表者1名が、世帯情報及び全調査対象者の個別情報を回答	・世帯の代表者1名が、世帯情報及び全調査対象者の個別情報を回答	・世帯の代表者1名が、世帯情報及び全調査対象者の個別情報を回答	・世帯の代表者1名が、世帯情報及び全調査対象者の個別情報を回答。代表者が移民でない場合、対象者への個別インタビューも実施
実施方法	・初回は対面式、2回目以降は電話調査が多い。オンラインフォームへの回答も可 ・調査対象の世帯は、8か月間、毎月調査を受ける。なお、月ごとにサンプルの1/8を入れ替え	・対面式又は電話によるインタビュー、又はオンラインフォームによる自己報告式	・インタビューによる調査、又はオンラインフォームによる自己報告式	・インタビューによる調査、又はオンラインフォームによる自己報告式	・コンピュータ支援による、対面式又は電話によるインタビュー。オンラインフォームへの回答も可
出所	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/labour-force-australia-methodology/aug-2021	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/education-and-work-australia-methodology/may-2020	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/participation-job-search-and-mobility-australia-methodology/feb-2021	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/characteristics-of-employment-australia-methodology/aug-2020	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/characteristics-recent-migrants-australia-methodology/nov-2019

62

(4) 豪州 (2/3)

■ 豪州の国が実施する生活状況調査でも、センサスの最小単位(レベル1統計地域)を第一層とする三段階抽出が行われている。GSSのみ、経済ステータスによるオーバーサンプリングが行われる。NHSでは、言語に支障がある場合に家族による通訳を認めている。
■ Mapping Social Cohesion Surveyは民間調査で、任意登録したパネルが回答するもの。パネルは電話番号のランダム抽出により募集されている。
■ いずれも、非正規滞在者を見分ける項目は取られていない。

調査名	SIH: Survey of Income and Housing	GSS: General Social Survey	National Health Survey	Mapping Social Cohesion Survey
抽出方法				
第一段階での地域区分	・層化多段階抽出法 ・第一段階での地域区分はレベル1統計地域 ・「個人住居フレームワーク」のサンプルから抽出	・層化多段階抽出法 ・第一段階での地域区分はレベル1統計地域	・層化多段階抽出法 ・第一段階での地域区分はレベル1統計地域 ・「個人住居フレームワーク」のサンプルから抽出	・Life in AustraliaTM (LinA)に登録のパネル(4,025人。豪州国立大学(ANU)のSocial Research Centerが、携帯・固定電話の連絡先から確率的方法でランダム抽出した人)に対し、募集をかけ、希望者が登録)
オーバーサンプリング	・説明なし	・特に経済社会的地位が低い地域を対象としているため、当該地域が多く選ばれる。	・説明なし	・説明なし
調査方法				
個票・世帯票・事業者票の別	・世帯票と個票がある ・個票は全対象者が回答	・世帯票: 18歳以上の代表者が、世帯全員の属性等について回答 ・個票: 対象世帯からランダムに選ばれた15歳以上の1人が回答	・18歳以上の代表者1名が世帯票と自身の個票を回答 ・世帯の子ども1名の個票について、任意の大人1名が回答	・個票のみ
実施方法	・いずれもコンピュータ支援インタビュー	・オンラインフォームへの回答又は電話によるインタビュー(対面式がないのはコロナの影響)	・対面式インタビュー ・言語に支障がある場合、通訳可能(原則家族)	・2020年は94%がオンラインフォーム、6%が電話調査
出所	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/household-income-and-wealth-australia-methodology/2017-18	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/general-social-survey-summary-results-australia-methodology/2020	・ https://www.abs.gov.au/methodologies/national-health-survey-first-results-methodology/2017-18	・ https://scanloninstitute.org.au/scanlon-mapping-social-cohesion-research/ ・ https://www.srcentre.com.au/ifeinaus

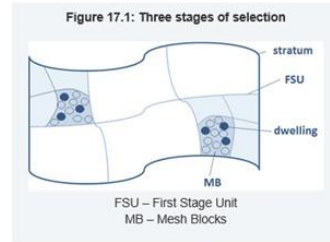
63

(4) 豪州 (3/3)

- サンプルング法
 - ・ 国勢調査以外を除き、ほぼすべての世帯調査で、層化多段階抽出法(主に3段階)を実施
 - ・ 第一層(FSU)は、「レベル1統計地域」からランダムに選ばれたエリアである
 - ・ 第一層は「マスターサンプル」から抽出される

第一層: First Stage Unit
 第二層: Base Frame Unite
 第三層: 住居

- Base Frame Unit (BFU)
 - ・ 世帯調査サンプルングのためのみに作られる地理的サンプルング単位
 - ・ 隣接するメッシュブロックを繋ぎ合わせて作る
 - ・ FSUからBFUをランダム抽出後(第二層)、各BFU内で、住居を5~15戸からなるクラスターにグループ化し、クラスターをランダム抽出する(第三層)



(出所) 豪州統計局ウェブサイト

- オーストラリア統計地理標準 / Australian Statistical Geography Standard (ASGS)
 - ・ 国
 - ・ 州・準州
 - ・ 大都市圏統計地域
 - ・ レベル4統計地域: 1エリアあたり10万人以上。複数の地域を含むものを想定。労働市場など
 - ・ レベル3統計地域: 1エリアあたり3万~13万人。地域(region)を想定
 - ・ レベル2統計地域: 1エリアあたり3,000~25,000。コミュニティを想定
 - ・ レベル1統計地域: 1エリアあたり200~800人。センサスの最小単位
 - ・ メッシュブロック: 1ブロック当たり30-60住居

- マスターサンプル / Master Sample
 - ・ 国勢調査をもとに作成され、5年ごと(国勢調査の実施ごと)にアップデートされる
 - ・ 豪州統計局による世帯調査のほとんどはマスターサンプルからサンプルを抽出する
 - ・ 「個人住居フレームワーク」「特別住居フレームワーク」「先住民コミュニティフレームワーク」に分かれ、各調査に合ったフレームワークが選択される

(出所) 豪州統計局ウェブサイト
<https://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/Lookup/by%20Subject%206102.0.55.001~Feb%202018~Main%20Features~Methods%20Used%20in%20ABS%20Household%20Surveys-17>

64

(5) 韓国

- 韓国では、関連調査については、原則調査員による面接調査方式で行われており、高い回収率が得られている。
- 外国人・帰化者等向けの調査では、最大15言語~9言語で調査票を翻訳して実施している。

調査名	経済活動人口調査	移民者滞留実態と雇用調査	多文化家族実態調査	多文化青少年パネル調査
抽出方法				
第一段階での地域区分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 層化二段集落抽出(調査区を対象に確率比例系統抽出(世帯数対し比例)の後、調査区内の家庭を単純無作為抽出) ・ 抽出35,000世帯、全国1,737調査区が対象 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 層化単純任意抽出方法で選定された16の市・道、100の市・郡・区が対象 ・ サンプル抽出は、①登録外国人と国内居所申告外国籍同胞名簿、②帰化許可者名簿がそれぞれ用いられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国 ・ 18歳以上の結婚移民者、帰化者がいる世帯への標本調査(対象: 25,053世帯(2018年調査、17,550回収、回収率70.1%) ・ 2021年は32,000世帯で実施中 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年市道教育庁集計 小学4年の多文化青少年が在学している学校リストをもとに、市道別に割当てた児童数ベースで1,000校を選定し、確率比例系統抽出法で標本配分 ・ 2019年の9次調査は1,169世帯で1パネル保持率が71.9%
オーバーサンプリング	・ なし	・ なし	・ なし	・ なし
世帯・世帯票・事業者票の別	・ 世帯とその構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各年5月15日現在、満15歳以上で90日以上在留許可を受けている外国人と、直近5年以内の帰化許可者への個人調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳以上の結婚移民者、帰化者がいる世帯及び個人が対象 ・ 世帯票1種類、個人票3種類(移住者本人票、配偶者票、子ども票)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯単位(結婚移民女性である母親とその子どもが調査対象) ・ 両親が外国人同士の子どものみ対象外
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月次で実施 ・ 原則調査員が対象世帯を訪問する面接調査(インターネット回答も併用) ・ 調査言語の多言語対応については記載無し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査員による面接調査、回収率は過去4回とも9割を超える ・ 調査言語は15言語(英語、中国語、台湾語、日本語、ロシア語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、カザフスタン語、ウズベク語、フィリピン語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語、ハンガリー語) ・ 1回の総予算は15.4億ウォン 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査員による面接調査(2021年はインターネット回答も併用) ・ 調査言語は、①本人票は9言語(英語、日本語、中国語、ロシア語、モンゴル語、カザフスタン語、タイ語、ベトナム語、フィリピン語)、②配偶者票、③子ども票は4言語(英語、日本語、中国語、ベトナム語) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査方法は、家庭訪問面接調査(オンライン含む) ・ 調査言語は、韓国語版の他、外国人の母親用は9言語(繁体字中国語、簡体字中国語、ロシア語、モンゴル語、ベトナム語、英語、日本語、タイ語、フィリピン語)
出所	<ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.narastat.kr/metasvc/svc/Scv/MetaDcDataPopup.do?confmNo=101004 	<ul style="list-style-type: none"> ・ http://www.narastat.kr/metasvc/svc/Scv/MetaDcDataPopup.do?confmNo=920018 	<ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.narastat.kr/ies/lep/index.do?svslid=001000612449&prdcid=1400014&svvOdr=7 	<ul style="list-style-type: none"> ・ https://www.nvpi.re.kr/archive/boar/rd?menuId=MENU00221&siteId=null

参考資料4 新たな統計の設計・実施における検討内容

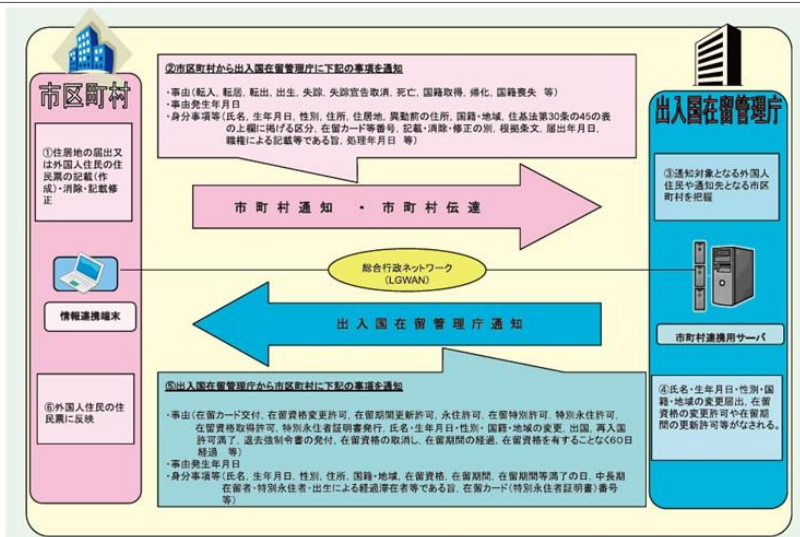
1 母集団データベースの構築に関する状況

1. 母集団データベースの構築に関する状況

0

(1) 在留DBと住民基本台帳システムの連携(1/2)

- 出入国在留管理庁と市区町村は、それぞれが把握する情報のうち両者で共有すべきものについて、専用端末を介した情報連携を行っている。
- 市区町村は、外国人の住民票の記載、削除または記載の修正があったときは、直ちに、出入国在留管理庁に通知している。
- 出入国在留管理庁は、外国人の身分事項、在留資格等に変更や誤りがあったことを知ったときは、遅滞なく、市区町村に通知している。

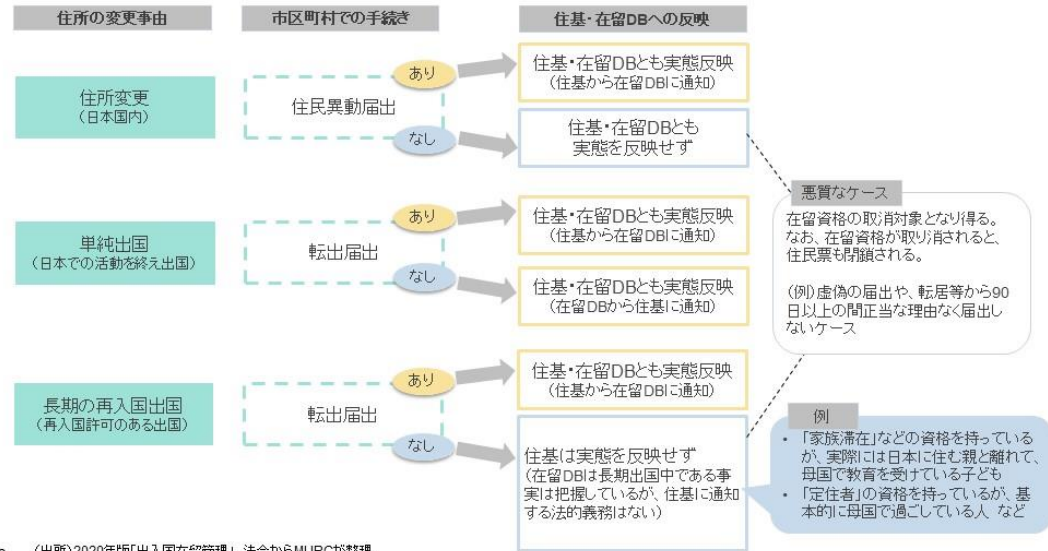


1

〈出所〉2020年版「出入国在留管理」p.152 図表85

(1) 在留DBと住民基本台帳システムの連携(2/2)

- 転居した場合、市区町村で届出があれば、住基から在留DBに情報が共有される。また、単純出国した場合は、在留DBから住基に情報が共有される。
- 住基の情報が実態を反映していないケースとしては、転居の事実を市区町村に届け出ていない場合や、日本での在留資格を維持しつつ長期の再入国出国をしている場合などが考えられる。



2 (出所)2020年版「出入国在留管理」、法令からMURCが整理

(2) マイナンバーについて

- 住民票を持つ全てのの人に附番され、番号は生涯変わらない。単純出国した外国人でも、次回来日時に同じ番号を附番される
- 一般の「個人情報」よりも取扱いのルールが厳格であり、利用や提供は法律に規定された場合に限られる



(出所)内閣府・経済省・厚労省「マイナンバーが健康保険証として利用できます」

マイナンバーの概要

制度名	マイナンバー(社会保障・税番号制度)	用途	行政の事務手続の簡略化を目的として、 法令に規定のある場合にのみ 、提供可能 (社会保障、税、災害対策の法令で定められた手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供)
対象等	日本に住民票を持つ者(外国人を含む)に附番される、12桁の番号 2021年9月内閣府からデジタル庁に所管移行	その他	原則、各個人(外国人を含む)は 生涯同じ番号 を使用する。 日本人が海外に転居した場合や、 外国人が単純出国(日本での活動を終え出国)した場合でも 、次に来日し住民票に登録された際には、原則、前回と同じ番号が附番される(申告が必要)
根拠法	マイナンバー法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)		

個人情報保護関連の法体系

- 憲法**
- ・ 個人の尊重等(13条)、通信の秘密等(21条)、住居の不可侵(35条)

個人情報保護法

- ・ 「**個人情報**」一般の取扱いについて規定
- ・ 従前は、一般理念と、民間事業者による取扱いのみ規定していたが、令和3年改正により、行政による取扱いについても、同法で規定した(改正前は、行政による取扱いについては、「行政の保有する個人情報の保護に関する法律」及び各自治体の個人情報保護条例で規定していた)

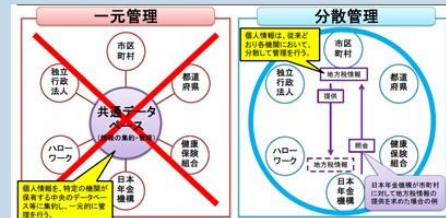
マイナンバー法

- ・ マイナンバーなどの「特定個人情報等」の取扱いについて、**個人情報保護法の特例**を定め、「個人情報」よりも**厳格な**保護措置を求める(利用目的、再委託、第三者提供)

3

参考

- ・ マイナンバー法では、行政による名寄せ・一元管理は禁止



(出所)内閣府ウェブサイト
<https://www.cao.go.jp/bangouseido/faq/faq5.html>

(3) 海外の国民識別番号と個人情報保護法制(スウェーデン)



(出所)スウェーデン国税庁HPIに公開のPIN紹介動画より

- スウェーデンでは、国民識別番号に対し、一般の個人情報よりも強い保護を求める法令は、見当たらない。
- 国民識別番号をキーとする、統計作成目的での個人情報紐づけについて、適法とする法律上の規定がある。
- 法的・歴史的・文化的背景から、政府による国民識別番号の管理・利用に対して国民の抵抗が少ない。

国民識別番号の概要

制度名	個人ID番号 / Personal Identity Number (PIN)	用途	行政手続き(税の手続き等)、診療予約、自転車登録、公立図書館の利用、大学入学手続き、企業活動(スーパーの会員登録等)など多岐
対象等	年齢問わず、全ての住民(外国人を含む)に対し、国税庁が出生時に附番(10桁)	その他	国税庁はSPAR(主にダイレクトメール等に利用するため住民情報を集中管理する民間会社)に対し、PINを含む個人情報を販売
根拠法	住民登録法		

個人情報保護関連の法体系

憲法

- ・ 憲法的性格を持つ4法(統治法、出版の自由法、言論自由法、王位継承法)
 - 統治法に、プライバシー尊重に関する規定
 - 出版の自由法(1766年)に、**公文書公開の原則**(世界最古)
 - ✓ 公的機関が持つ公文書は全て公開されるべきという原則。**PINも例外ではない。**
 - ✓ 開示を制限できるケースは第2章第2条に限定列举(具体的には個別法を制定)

公的事項及び秘密保護法

- ・ 公文書の開示制限を規定する特別法(出版自由法の**例外**)

一般データ保護規則 / GDPR (2018年)

- ・ EU域内で統一的に直接適用される、個人データ保護のEU法

データ保護法(2018年)

- ・ GDPRIについて補足事項を定める国内法

国民識別番号と統計調査の紐づけ

概要

- ・ **Register-based Census**(調査票を用いず、行政が保有する業務データをPINで紐づけることで、統計を作成)を実施

法的根拠

個人情報保護関連法からのアプローチ

- 正当化される重要な理由があれば、本人の同意なく**PINの利用が可能**(データ保護法Section10)

統計関連法からのアプローチ

- 統計局は、データ保護法に従い、統計作成目的で、PINを含む個人情報を利用できる(公的統計法Section14)

留意事項

- ・ **公文書公開**が人権の中核をなす(プライバシー保護の方が例外)
- ・ 住民管理制度の歴史が長く(1571~)、国民の抵抗が少ない
- ・ **プライバシー情報**(センシティブな情報)は守られるべきだが、**他の個人情報(PIN、氏名、住所、生年月日)**の提供は、国民の義務・権利行使のために必要なことという認識が強い
 - 個人の住所を氏名から検索できるウェブサイトも存在

(4) 海外の国民識別番号と個人情報保護法制(カナダ)



(出所) Association for New Canadians HP

- カナダでは、国民識別番号に対し、一般の個人情報よりも強い保護を求める法令は、見当たらない。
- 国民識別番号をキーとする、統計作成目的での個人情報紐づけについて、適法とする法律上の規定がある。

国民識別番号の概要

制度名	社会保険番号 / Social Insurance Number (SIN)	用途	法律で規定された用途(雇用保険の申請者の特定・情報管理等)以外への利用は推奨されないが、違法でもない
対象等	カナダに居住する労働者(外国人含む、12歳以上)に対し、カナダ雇用保険委員会が発行(9桁)	その他	SINを用いた窃盗・詐欺やプライバシー侵害のリスクがあるため、政府は、身分証明書としての使用をしないよう呼びかけ
根拠法	人的資源技術開発省法、雇用保険法		

個人情報保護関連の法体系

憲法

- ・ カナダ自由権利憲章(1982年憲法の第1章)にプライバシー保護の基本理念

プライバシー法(1982年)【行政】

- ・ 連邦政府の保有する個人情報の保護に関する法律(日本の「行政の保有する個人情報の保護に関する法律」(~2021)に近い)
 - ✓ 目的外利用や本人同意のない開示の**原則禁止**
 - ✓ 政府機関は、保有する個人情報を個人情報バンクに登録し、概要を公開する義務

- ・ 「情報へのアクセス法」の対法として制定
- ・ なお、州政府の保有する個人情報の保護については、各州法で規定

個人情報保護及び電子文書法(2000年)【民間】

- ・ 民間部門における個人情報の取扱いを定めた法律

国民識別番号と統計調査の紐づけ

概要

- ・ **マイクロデータ・リンケージ**(税務データ等の15種類の行政記録を、SIN、運転免許証、保険証番号などにより紐づけ)により住所レジスターを更新し、それに基づき人口センサスを実施
- ・ 実施条件は、プライバシー侵害のリスクが低く、秘密性・プライバシー侵害のリスクを削減するプロセスが確保されていること。

法的根拠

個人情報保護関連法からのアプローチ

- **SINを特別扱いする法律はなく**、プライバシー法8(2)(i)(統計作成目的の開示)に則る限り、SINの統計調査への活用は可能

国民識別番号の取得根拠法からのアプローチ

- 一定の条件を満たせば、**SINを統計作成目的で活用することが可能**(人的資源技術開発省法第38条)

統計関連法からのアプローチ

- マイクロデータ・リンケージは、統計局のマンドートを遂行するのに必要な作業であり、統計作成目的でのみ活用が可能(マイクロデータ・リンケージに関する指令1986)

(参考) 海外の国民識別番号と個人情報保護法制(参考文献)

- 共通
 - ・ 総務省(2012)「諸外国における国民ID制度の現状等に関する調査研究報告書」
- スウェーデン
 - ・ 井樋三枝子(2013)「スウェーデンにおける個人情報の取扱いと保護に関する沿岸警備隊情報法」外国の立法253.
 - ・ 今井秀紀(2017)「スウェーデンにおける住民登録番号制度を利用した大規模データベースの活用について—その1」社会薬学36(2).
 - ・ 湯元健治(2019)「共通番号制度導入への道筋—スウェーデンの実例に学ぶ利便性の高い番号利用を—」Business and Economic Review.
 - ・ Statistics Sweden, Data Protection Policy(14/09/21)(法令)
 - ・ Population Registration Act/住民登録法
 - ・ Freedom of the Press Act 1766/出版の自由法
 - ・ Public Information and Security Act/公的事項及び秘密保護法
 - ・ General Data Protection Regulation(GDPR)/一般データ保護規則
 - ・ Act containing supplementary provisions to the EU General Data Protection Regulation(Data Protection Act/Dataskyddslagen)/データ保護法
 - ・ Official Statistics Act 2001/公的統計法
- カナダ
 - ・ 石井夏生利(2019)「カナダのプライバシー・個人情報保護法」情報法制研究1.
 - ・ 伊藤伸介(2021)「大規模データの利活用のあり方と匿名加工に関する一考察」経済学論叢61(3・4)(法令)
 - ・ Privacy Act 1982/プライバシー法
 - ・ Personal Information Protection and Electronic Documents Act(PIPEDA)/個人情報保護及び電子文書法
 - ・ Department of Human Resources and Skills Development Act/人的資源技術開発省法
 - ・ Employment Insurance Act/雇用保険法
 - ・ Directive on Microdata Linkage 1986/マイクロデータ・リンケージに関する1986年指令

6

2 住民基本台帳／在留外国人登録を用いた調査における精度について (国立社会保障・人口問題研究所 是川 夕氏 提供資料)

住民基本台帳／在留外国人登録を用いた調査 における精度について

第2回 外国人の雇用・労働に係る統計整備に関する研究会

令和3年12月22日

是川夕

国立社会保障・人口問題研究所

7

住民基本台帳／在留外国人登録を用いた調査における不達率

2012年7月より「新しい在留管理制度」が施行され、外国籍住民も日本人と同様、住民基本台帳に含まれるようになった。また、法務省が所管する在留外国人登録と各自治体が所管する住基の情報連携が行われるようになった。

- しかしながら、住民基本台帳、あるいは在留外国人登録を用いた社会調査においても一定程度の不達が見られる。これは何によるものであろうか？

表1 自治体及び国が実施した外国籍住民を対象とした調査における調査票不達率

調査名	実施主体	実施年	発送件数	不達率
名古屋市外国人市民アンケート調査結果	名古屋市	2015	5,000	3.3%
静岡県多文化共生に関する基礎調査(外国人)	静岡県	2016	5,000	2.4%
愛知県外国人県民アンケート調査	愛知県	2016	8,000	2.6%
港区国際化に関する実態調査	港区	2016	8,000	8.7%
岡山県在住外国人生活状況調査	岡山県	2017	2,300	3.9%
堺市外国人市民意識調査	堺市	2017	2,500	3.8%
豊田市外国人住民意識調査アンケート結果	豊田市	2017	1,500	3.8%
大田区多文化共生実態調査(外国人)	大田区	2018	2,000	9.7%
浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査(外国人)	浜松市	2018	2,000	1.7%
くらしと仕事に関する外国籍市民調査(ILW調査)	永吉	2018	5,000	5.7%
大阪市外国人住民アンケート調査	大阪市	2019	4,000	2.1%
8 在留外国人に関する基礎調査(入管庁)	入管庁	2020	10,000	6.3%

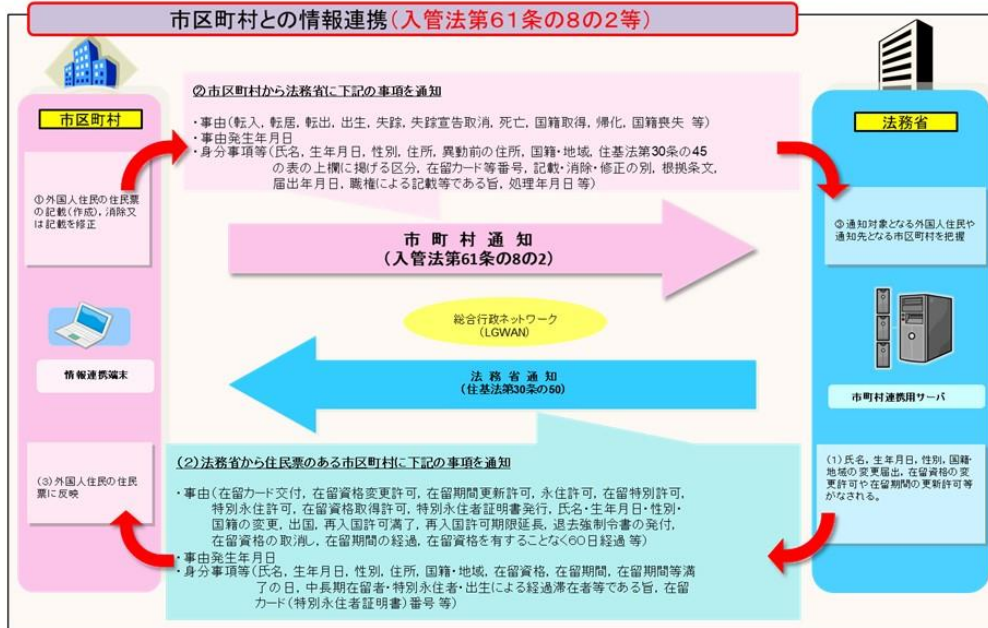
不達発生メカニズムについて

- 不達(宛先不明)の発生は主に(転居を伴った)一時出国の影響によるものと思われる。



図1 在留外国人登録(統計)と住民基本台帳の比較

- (a)=自治体調査による不達(宛先不明)分。
- (c)=(a)+(b)=基礎調査(入管庁)による不達分(6.3%)。
- ⇒ 一時出国者間の居住自治体への転出届提出率(推定値) 41.3% (=2.6%/6.3%)
- ⇒ 一時出国者数(推定値) 182,985人 (=75,573人/0.413≒19万2千人(8月時点:入管庁資料))
- ⇒ これは純一時出国者(一時出国者-再入国者)の約5.5年分に相当。



10

13

分析：一時出国者の傾向

- 住基と在留外国人統計の乖離はブラジル人（定住者）の多い地域で特に高い傾向が見られる（ハイスکیل系との相関は弱い）。

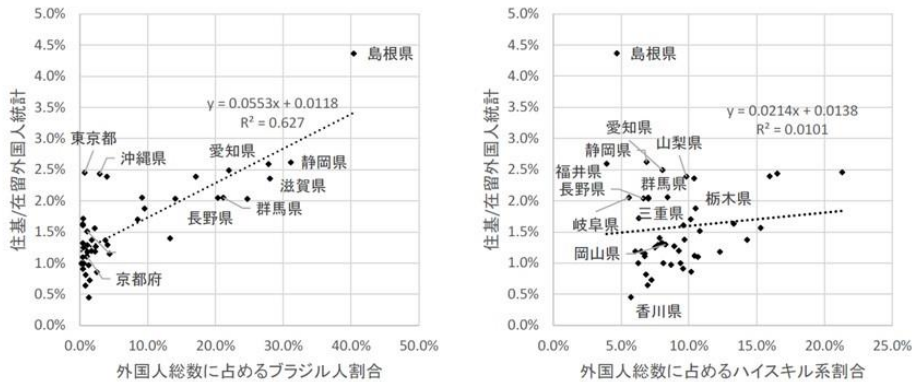


図3 在留資格別割合と2統計の乖離の関係（都道府県）

11

まとめ

1. 在留外国人登録／住民基本台帳を用いた調査における不達の多くは転居を伴う一時出国の影響によるものと思われる。
2. これは主に定住者（日系人）など、身分系の在留資格を有する者が一時的に生活拠点を国外に移していることによるものと推定される。
3. この内、居住自治体に対して転出届を出した者については、住民基本台帳と在留外国人統計の差分として観察されるものの、同届を未届けのまま出国した場合、直接観察することは不可能である。
 - ▶ 最新のデータから推定される一時出国者の規模（含未届け者）は純一時出国者の約5年半分に相当すると推定される。
4. その場合、推定される不達は住民基本台帳を用いた場合、居住自治体に転出届を未提出のまま一時出国中の者、在留外国人登録を用いた場合には、これに居住自治体に転出届を提出した者を加えた規模に左右されると考えられる。
5. 調査の設計、実施に当たってはこうした特徴を踏まえる必要がある。

12

3 地方自治体実施の外国人住民向け調査レビュー

3. 地方自治体実施の外国人住民向け調査レビュー

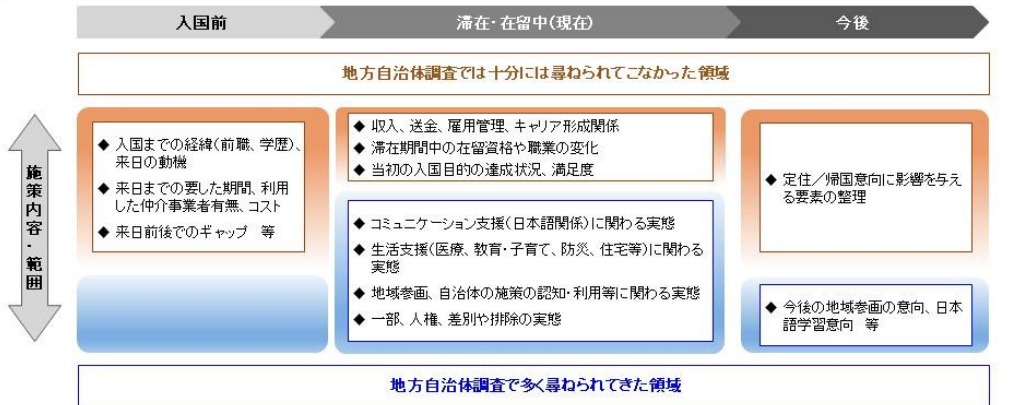
13

地方自治体における外国人向け調査レビュー(1/4)

国立社会保障・人口問題研究所「地方自治体、国等が実施する外国人に関する調査レビュー報告書」(2021年3月)

- 全国の自治体で、国等がこれまで行ってきた、84件の外国人に関する調査(うち外国人向け調査は60件)を横断的に把握・分析した。
- 各調査の調査方法の比較(サンプリング方法、利用言語、調査方法(紙/web))、各調査の調査項目及び結果の比較を行い、共通して尋ねている設問や調査結果の傾向、特徴的な設問などについて分析を実施。
- 結果を概観すると、地方自治体実施の調査は、入国後の日常生活における実態・課題等は細かく把握されている一方、入国前の実態や、入国後の収入・雇用管理・キャリア形成等に関する領域(例:収入を尋ねているのは、60件中11件のみ)が、相対的に十分には把握されていない傾向がある。

レビューを踏まえた、傾向・まとめ



14

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所(2021)「地方自治体、国等が実施する外国人に関する調査レビュー報告書」

地方自治体における外国人向け調査レビュー(2/4)

- 地方自治体調査においても、就業に関する設問は設定されている調査は一定数ある(43/60件)。
- ただし、設問内容は、就業状態、雇用形態、業種、職種程度にとどまっており、雇用管理やキャリア形成などの設問は限られている。

就業に関する設問の整理

No.	調査名	就業に関する設問内容			
		A 就業状態	B 雇用形態	C 業種	D 職種
2	日本での生活に関する非定住外国人の意識調査(pp735)		○		
3	外国人住民調査(pp4252)	○			
4	宮城県外国人就業アンケート(pp39)		○		○
13	平成 22 年度第 1 回外国人住民就業モニターアンケート(pp73)	○			
14	平成 22 年度第 2 回外国人住民就業モニターアンケート(pp85)	○			
15	平成 23 年度第 1 回外国人住民就業モニターアンケート(pp89)		○		
16	平成 23 年度第 2 回外国人住民就業モニターアンケート(pp83)		○		
17	平成 24 年度第 1 回外国人住民就業モニターアンケート(pp73)		○		
18	平成 24 年度第 2 回外国人住民就業モニターアンケート(pp73)		○		
19	平成 25 年度埼玉県外国人住民意識調査(pp295)		○		
20	平成 26 年度埼玉県外国人住民意識調査(pp452)		○		
23	平成 29 年度埼玉県外国人住民意識調査	○			
24	平成 30 年度埼玉県外国人住民意識調査	○			
25	埼玉県外国人住民意識調査	○			
28	静岡県多文化共生に関する基礎調査(外国人)			○	
33	愛知県外国人就業アンケート調査		○	○	
36	岡山県在住外国人生活状況調査	○	○	○	○
37	福岡県在住外国人アンケート調査(外国人)	○	○	○	○
39	札幌市外国人市民アンケート調査(pp839)	○	○	○	○
40	多文化共生の推進に関する基礎調査(外国人) (pp933)	○	○	○	○
42	さいたま市国際化推進に係るアンケート調査(外国人) (pp36)	○	○	○	○
47	新潟県多文化共生推進調査(外国人) (pp427)	○	○	○	○
52	大田区多文化共生推進調査(外国人) (pp511)	○	○	○	○
53	豊島区外国人住民意識調査(pp4125)	○	○	○	○
56	北区外国人意識・意向調査(pp48)	○	○	○	○
57	横浜市外国人意識調査(pp4505)	○	○	○	○
58	横浜市外国人意識調査(pp4764)	○	○	○	○
59	川崎市外国人市民意識調査	○	○	○	○
60	川崎市外国人市民意識調査(pp923)	○	○	○	○
64	浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識調査(外国人) (pp540)	○	○	○	○
65	浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識調査(外国人) (pp460)	○	○	○	○
65	埼玉県在住外国人市民アンケート調査(pp1879)	○	○	○	○
67	大田市外国人住民アンケート調査	○	○	○	○
68	堺市外国人市民意識調査	○	○	○	○
69	広島市外国人市民生活・意識調査(生活調査)(pp1611)	○	○	○	○
75	堺市外国人市民意識調査	○	○	○	○
77	外国人市民意識調査(pp56)	○	○	○	○
78	外国人市民意識調査(pp129)	○	○	○	○
79	外国人市民意識調査(pp88)	○	○	○	○
80	外国人市民意識調査(pp105)	○	○	○	○
81	外国人市民意識調査(pp77)	○	○	○	○
82	豊田市外国人住民意識調査アンケート結果(pp542)	○	○	○	○
83	多文化共生に係る外国人コミュニティ等調査結果(pp410)	○	○	○	○

15

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所(2021)「地方自治体、国等が実施する外国人に関する調査レビュー報告書」

地方自治体における外国人向け調査レビュー(3/4)

■ 数は多くないものの、地方自治体実施の調査においても、特徴的な設問を尋ねている調査もみられる。以下では、その一部をまとめている。

在留資格の変化・希望

- 横浜市（2020）では、現在の在留資格に加えて、初来日時・出生時の在留資格を尋ねた上で、比較の図表をまとめている。
 - 初来日・出生時の在留資格は、「留学」（18.7%）が最も高くなっており、現在の在留資格は、「永住者」（40.2%）、技術・人文知識・国際業務（13.5%）が高くなっている。*n=1,764
- 浜松市（2014、2018）、宮城県（2017）では、永住資格の取得または、日本国籍取得（帰化）の意向を尋ねている。
 - 浜松市（2014、2018）では、「永住資格の取得を考えている」（23.7%、26.5%：2014年* n=540、2018年* n=460の順、以下同様）、「帰化を考えている」（8.1%、8.5%）となっている。
 - 宮城県（2017）では、「日本国籍を取得しようと思う」が17.7%となっている。* n=396

送金状況

- 浜松市（2014、2018）、大阪市（2019）では、出身国への送金の有無、及び、その金額等について尋ねている。
 - 浜松市（2014、2018）では、送金の有無について、「定期的に行っている」（24.1%、18.5%：2014年* n=540、2018年* n=460の順、以下同様）、「ときどきしている」（31.1%、29.6%）となっている。
 - 1か月あたりの送金額は、「無回答」（45.2%、50.9%）、「5万円以上」（16.7%、13.0%）、「3-4万円」（15.0%、14.1%）、「1-2万円」（15.7%、14.3%）、「1万円未満」（7.4%、7.6%）となっている。
 - 大阪市（2019）では、送金の有無について、「送っている」（26.2%）となっている。* n=626
 - 1か月あたりの送金額は、「1万円以上3万円未満」が31.7%、「3万円以上5万円未満」が21.3%となっている。* n=164

16

（出所）国立社会保障・人口問題研究所（2021）「地方自治体、国等が実施する外国人に関する調査レビュー報告書」

地方自治体における外国人向け調査レビュー(4/4)

■ 数は多くないものの、地方自治体実施の調査においても、特徴的な設問を尋ねている調査もみられる。以下では、その一部をまとめている。

雇用形態や職種の変化

- 浜松市（2014、2018）では、過去3～5年の間に、雇用形態や、業種の変化を尋ねている。
 - 浜松市（2014、2018）では、雇用形態の変化について、「変わらない」（64.9%、69.2%：2014年* n=382、2018年* n=318の順、以下同様）、「正社員に変わった」（12.3%、12.6%）、「パートやアルバイトに変わった」（11.3%、13.2%）となっている。
 - 業種の変化の有無は、「変わった」（14.1%、16.4%）であり、具体的には、2014年は「建設業→卸売・小売・飲食店」と「卸売・小売・飲食店→輸送通信」が5.6%となっている（ただし、無回答が18.5%、無効が59.3%）。2018年は、「製造業→サービス」と「サービス→製造業」が7.7%となっている（ただし、無回答が34.6%、無効が29.6%）

仲介斡旋費用支払有無

- 大阪市（2019）では、求職方法を尋ねる設問において「生まれた国の支援機関・仲介機関の紹介」または「日本の支援機関・仲介機関の紹介」を選択した回答者に対して、仲介費用の支払いの有無、支払いが有る場合の金額、さらに支払った費用の支弁者を尋ねている。
 - 仲介費用の支払い有無について、「払った」が42.9%となっている。* n=35
 - 支払いが有る場合の金額と、経費支弁者は、以下の表の通り。* n=15

支援機関や仲介機関に払った金額（n=15）

5万円未満	2人
5万円以上10万円未満	3人
10万円以上50万円未満	3人
50万円以上100万円未満	4人
100万円以上	1人
無回答	2人
平均	366,154円



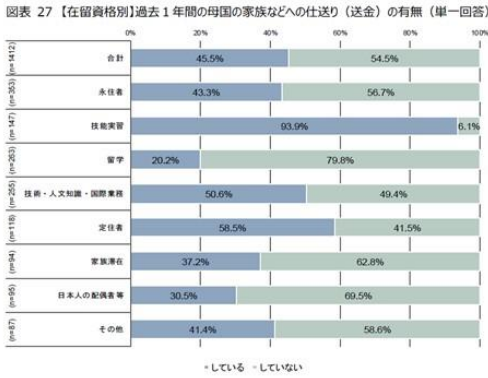
17

（出所）国立社会保障・人口問題研究所（2021）「地方自治体、国等が実施する外国人に関する調査レビュー報告書」

(参考) 仕送り(送金)に関する既存調査結果

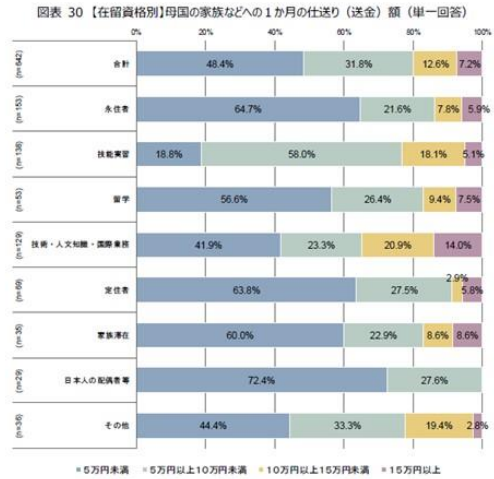
■ 地方自治体実施の調査ではないが、送金状況については、出入国在留管理庁(2020)「令和2年在留外国人に対する基礎調査」にて、送金の有無、有る場合の送金額を尋ねている。

過去1年間の母国の家族などへの仕送り(送金)有無(在留資格別)



(出所)出入国在留管理庁(2020)「令和2年在留外国人に対する基礎調査報告書」p.47,p.49より抜粋

母国の家族などへの1か月の仕送り(送金)額(在留資格別)



■ 5万円未満 ■ 5万円以上10万円未満 ■ 10万円以上15万円未満 ■ 15万円以上

18

(参考) 分析対象一覧(1/3) ※外国人向けアンケート調査のみ抜粋

No.	調査名	調査実施主体	調査実施時期	調査対象数	有効回答数	回収率(回収数/発送数)	回収率(回収数/判読数)	設問数	総設問数	言語数	調査対象
2	日本での生活に関する在留外国人の意識調査	内閣府在留外国人対策推進室	2017年11月-12月	-	775	-	-	27	27	1	外国人
3	外国人生活調査	法務省	2016年11月-12月	28,500	4,252	23.0%	-	25	25	14	外国人
4	在留外国人生活アンケート	法務省	2017年12月	1,890	390	21.0%	-	55	55	1	外国人
13	平成22年度在留1年外国人生活意識モニターアンケート	法務省	2010年7月-8月	113	73	64.6%	-	13	19	1	外国人
14	平成22年度在留2年外国人生活意識モニターアンケート	法務省	2011年1月-2月	113	99	87.6%	-	16	22	1	外国人
15	平成23年度在留1年外国人生活意識モニターアンケート	法務省	2011年7月-8月	109	86	78.2%	-	15	15	1	外国人
16	平成23年度在留2年外国人生活意識モニターアンケート	法務省	2011年12月-2012年1月	109	82	75.2%	-	20	20	1	外国人
17	平成24年度在留1年外国人生活意識モニターアンケート	法務省	2012年7月-8月	101	78	77.2%	-	22	22	1	外国人
18	平成24年度在留2年外国人生活意識モニターアンケート	法務省	2012年12月-2013年1月	101	72	71.3%	-	23	23	1	外国人
19	平成25年度在留外国人生活意識調査	法務省	2013年11月-12月	-	295	-	-	17	24	1	外国人
20	平成25年度在留外国人生活意識調査	法務省	2014年12月-2015年1月	-	352	-	-	15	22	1	外国人
21	平成27年度在留外国人生活意識調査	法務省	2015年11月-2016年1月	-	906	-	-	22	30	1	外国人
22	平成28年度在留外国人生活意識調査	法務省	2016年10月-12月	-	1,209	-	-	9	14	1	外国人
23	平成29年度在留外国人生活意識調査	法務省	2017年10月-2018年1月	-	854	-	-	11	16	1	外国人
24	平成30年度在留外国人生活意識調査	法務省	2018年10月-2019年1月	-	1,520	-	-	9	14	1	外国人
25	在留外国人生活意識調査	法務省	2020年1月-2月	-	794	-	-	9	14	1	外国人
26	神奈川県文化庁より提供された在留外国人生活調査(外国人)	神奈川県	2019年	5,000	1,293	25.9%	24.3%	64	64	1	外国人
28	在留外国人生活アンケート調査	法務省	2019年11-12月	8,000	2,903	32.5%	33.4%	40	40	1	外国人
36	岡山県在留外国人生活状況調査	岡山県	2017年6月-8月	2,300	496	21.6%	22.5%	43	43	1	外国人
37	在留外国人生活アンケート調査(外国人)	法務省	2020年2月-3月	4,578	1,517	33.1%	-	27	27	1	外国人

(注)2020年末時点で確認ができた。2010年以降に国・都道府県・政令市・東京23区等にて実施された外国人向けアンケート調査を分析対象としている(53件)。上記表で番号が抜けているところは、外国人向け調査と併せて実施された日本人向け、または企業・支援団体等向けへの類似調査である。

19

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所(2021)「地方自治体、国等が実施する外国人に関する調査レビュー報告書」

(参考)分析対象一覧(2/3) ※外国人向けアンケート調査のみ抜粋

No.	調査名	調査実施主体	調査実施時期	調査対象数	有効回答数	回収率 (回収数/ 発送数)	回収率 (回収数/ 到達数)	設問数	総設問数	言語数	調査対象
39	札幌市外国人市民アンケート調査	札幌市	2020年2月	3,000	608	20.3%	-	39	39	1	外国人
40	多文化共生の推進に関するアンケート調査(外国人)	山形市	2009年12月～2010年1月	1,500	303	20.2%	-	56	56	4	外国人
42	さいたま市国際化推進に係るアンケート調査(外国人)	さいたま市経済産業工務部国際推進課	2019年9～10月	1,000	361	36.1%	-	24	24	3	外国人
44	徳島県内に関するアンケート調査	徳島県	2019年10月	3,000	485	16.2%	-	41	90	3	外国人
45	徳島県内外国人調査報告書	徳島県	2019年6月～7月	8,000	940	11.8%	12.7%	39	49	3	外国人
46	徳島県内に関するアンケート調査	徳島県	2019年7月～8月	8,000	1,241	15.5%	17.0%	40	48	3	外国人
47	新潟県多文化共生推進報告書(外国人)	新潟県	2019年7月～8月	5,000	1,275	25.5%	26.4%	27	27	3	外国人
52	大田区多文化共生推進報告書(外国人)	大田区	2019年6月～7月	2,000	511	25.6%	28.3%	29	40	3	外国人
54	世田谷区における外国人区民の意識・実態調査	世田谷区	2019年9月～10月	2,000	378	18.9%	-	29	38	4	外国人
55	豊島区外国人区民意識調査	豊島区	2019年12月	5,000	1,255	25.1%	-	38	38	4	外国人
56	北区外国人意識・意向調査	北区	2019年11月～12月	2,000	608	30.4%	-	28	28	3	外国人
57	神奈川外国人意識調査	横浜市企画部	2019年7月	5,000	1,505	30.1%	-	49	49	4	外国人
58	神奈川外国人意識調査	横浜市国際部	2019年11～12月	5,000	1,704	34.1%	-	50	50	3	外国人
59	川崎市外国人市民意識実態調査	川崎市	2019年6月～7月	5,000	1,085	21.7%	-	39	50	13	外国人
60	川崎市外国人市民意識実態調査	川崎市	2019年6月～7月	5,000	921	18.4%	-	44	55	3	外国人
61	高松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査(外国人)	高松市	2019年8月～9月	2,000	540	27.0%	27.0%	60	60	3	外国人
63	高松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査(外国人)	高松市企業国際部国際課	2019年7月～8月	2,000	400	20.0%	23.4%	60	60	3	外国人
65	長崎県外国人市民アンケート調査結果	長崎県庁	2019年10月～11月	5,000	1,876	37.5%	38.8%	34	34	3	外国人

20

(出所)国立社会保障・人口問題研究所(2021)「地方自治体、国等が実施する外国人に関する調査レビュー報告書」

(参考)分析対象一覧(3/3) ※外国人向けアンケート調査のみ抜粋

No.	調査名	調査実施主体	調査実施時期	調査対象数	有効回答数	回収率 (回収数/ 発送数)	回収率 (回収数/ 到達数)	設問数	総設問数	言語数	調査対象
67	大塚市外国人市民アンケート調査	大塚市	2019年10月～11月	4,000	626	15.7%	16.0%	48	48	3	外国人
68	堺市外国人市民意識調査	堺市	2017年8月	2,500	761	30.4%	31.0%	52	52	3	外国人
69	広島市外国人市民意識・意識実態調査(日本語調査)	広島市市民局人権課外国人課	2019年9月～11月	4,000	1,611	40.3%	-	60	60	3	外国人
70	広島市外国人市民意識・意識実態調査(韓国語調査)	広島市市民局人権課外国人課	2019年9月～11月	1,000	471	47.1%	-	37	37	3	外国人
71	多文化共生現状調査最終結果について	武九州市	2019年10月～11月	1,000	300	30.0%	-	19	19	3	外国人
74	福岡市外国人市民アンケート	福岡市総合企画部国際部国際課	2019年2月～3月	2,000	351	17.6%	-	41	41	3	外国人
75	藤沢市外国人市民意識調査	藤沢市経営企画部民生社会推進課	2019年6月～7月	4,994	953	19.2%	21.4%	36	36	3	外国人
76	外国人市民意識調査	豊後市	2019年2月～3月	73	73	100.0%	-	10	10	3	外国人
77	外国人市民意識調査	豊後市	2019年2月	56	56	100.0%	-	17	17	3	外国人
78	外国人市民意識調査	豊後市	2019年1月～2月	129	129	100.0%	-	15	15	3	外国人
79	外国人市民意識調査	豊後市	2019年1月～2月	88	88	100.0%	-	15	15	3	外国人
80	外国人市民意識調査	豊後市	2019年1月～2月	105	105	100.0%	-	12	12	3	外国人
81	外国人市民意識調査	豊後市	2019年1月～2月	81	81	100.0%	-	22	22	3	外国人
82	豊田市外国人市民意識調査アンケート結果	豊田市	2017年2月	1,500	342	22.8%	23.7%	44	44	3	外国人
83	多文化共生に係る外国人コミュニティ等調査結果	岡山県庁	2020年8月～9月	-	400	-	-	20	20	3	外国人

(出所)国立社会保障・人口問題研究所(2021)「地方自治体、国等が実施する外国人に関する調査レビュー報告書」

21

4 SDGs 指標への対応状況について

4. SDGs指標への対応状況について

22

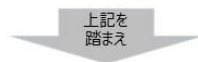
(1) 外国人に関連するSDGs指標のモニタリング

『持続可能な開発のための2030アジェンダ』（2015年/国連サミットで採択）

- 10.7計画に基づき良く管理された移民政策の実施などを通じて、秩序のとれた、安全で規則的かつ責任ある移住や流動性を促進する。
- 前文など「誰一人取り残さないことを誓う」
⇒ 移住状況(migratory status)別のデータ把握の必要性

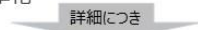


(出所) https://www.unic.or.jp/files/SDG_Guidelines_AUG_2019_Final_ja.pdf



2017年専門家会合「2030アジェンダにおける移民データの改善」（国連統計部、UNPD、IOM）

- 移住状況（Migratory Status）の定義
- SDG指標のうち、移民に関する指標（8つのゴールと30のターゲット）を特定
- データの収集方法等の標準化



『移民に関するSDG指標のモニタリングに関する技術報告書』（2019年/国連統計部、IOM等関連機関）

(出所) 国連専門家会合“Improving Migration Data in the Context of the 2030 Agenda”資料 Concept Note及びRecommendations
(<https://unstats.un.org/unsd/demographic-social/meetings/2017/new-york-egm-migration-data>)
Erlinda Go (2019). Technical Report on Monitoring Migration-related SDG Indicators

23

(2) 外国人に関連するSDGs指標のモニタリング(必要なデータの把握状況 1/3)

1. 「移住状況(migratory status)」別のデータ収集について

- 『移民に係るSDG指標のモニタリングに関する技術報告書』(2019年)では、以下のとおり記載されている。
 - ✓ まずは、**出生国又は国籍**(少なくとも、自国生まれか外国生まれか/自国民かそうでないか)別に把握すること
 - ✓ また、各国の関心に応じ、両親の出生国、当該国での居住歴、居住したことのある外国、**移住の理由**別のデータ収集をすることもできる
- ※在留資格は「移住の理由」に該当すると思われる

2. 日本におけるデータの把握状況

- 2017年専門家会合で特定された移民に係る指標のうち、労働に関するものについて、日本におけるデータの把握状況を整理した。

移民に係る指標 (労働に関するものを抜粋)	データ把握の現状	
	自国民・外国人を区別しない場合の把握状況	移住状況別の把握状況
(1) 移住状況(migratory status)別の把握が明白に求められる指標(計2指標)		
8.8.1 労働者100,000人当たりの致命的及び非致命的な労働災害(性別、移住状況別)	<ul style="list-style-type: none"> 「労働災害動向調査」(厚労省)で、労働災害の度数率(100万延べ労働時間あたり※1)を把握 ※1)分母が人数ではなく労働時間。また、調査対象が一部産業・一定規模の事業所に限られる 	労働災害統計(労働者死傷病報告)で国籍・在留資格を把握している(令和元年〜)
8.8.2 国際労働機関(ILO)原文ソース及び国内の法律に基づく労働権利(結社及び団体交渉の自由)における国内コンプライアンスのレベル(性別、移住状況別)	<ul style="list-style-type: none"> ILOが評価するマクロレベルの指標であり、各国における新たな統計整備などの対応は前提としていない 現在ILOは、ILOで把握している各種データに基づき、各国の状況を指標化する作業(※2)を行っているところ。 ※2)労働団体が逮捕や暴力を受けた件数、ストライキ等権利の制限状況などの180項目を、0~10のスケールで評価 ※3)なお、日本国内の関連調査としては、「労使関係総合調査」(厚労省)がある(国籍・在留資格の把握はなし) 	左記ILOのスケール評価基準において、移住状況別の評価は行われていない

(出所) Erlinda Go (2019). Technical Report on Monitoring Migration-related SDG Indicators. ILO (2019). Methodology for SDG indicator 8.8.2 on labour rights. ILO and KNOMAD(2019). Statistics for SDG indicator 10.7.1 Draft Guidelines for their Collection World Bank. The Global Findex Database 2017 (<https://globalfindex.worldbank.org/>) World Bank. Remittance Prices Worldwide (<https://remittanceprices.worldbank.org/en>) 外務省. JAPAN SDGs Action Platform (<https://www.mofa.go.jp/mofai/qaiko/oda/sdgs/statistics/index.html>)

24

(2) 外国人に関連するSDGs指標のモニタリング(必要なデータの把握状況 2/3)

移民に係る指標 (労働に関するものを抜粋)	データ把握の現状	
	自国民・外国人を区別しない場合の把握状況	移住状況別の把握状況
(2) 受入国における移民人口の状態/状況を把握・理解するために重要と思われる指標(計22指標)		
3.8.1 必要不可欠な保健サービスによってカバーされる対象人口の割合 (一般及び最も不利な立場の人々についての、生殖、妊婦、新生児及び子供の健康、感染症、非感染性疾患、サービス能力とアクセスを含む追跡可能な介入を基にした必要不可欠なサービスの平均的カバー率: UHC指標 ※4)	<ul style="list-style-type: none"> カバー率の低い国を対象とした指標であり、先進国は「80%以上」と報告するのが一般的で、日本もそれに倣っている ※4) UHC指標とは、14分野(家族計画、小児、HIV治療、糖尿病の管理、タバコの規制、保健人材など)について、0~100のスケールで評価したもの 	マクロデータを元に評価せざるを得ない部分も多いため、技術レポートでは、「現状、移住状況別の把握は、不可能でないとしてもかなり難しい」と述べられている
8.3.1 総雇用におけるインフォーマル雇用(※5)の割合(部門、性別ごと)	<ul style="list-style-type: none"> 「国勢調査」と「労働力調査」(総務省)で「自営業主」と「家族従業者」を把握している ※5)「インフォーマル雇用」とは、以下を指す <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自己会計労働者で、個人事業の者又は自分や家族が消費する目的で生産している者 ✓ 労働契約のない家族従業者 ✓ 労働関係法令等が適用されない者 	国勢調査で国籍を把握している
8.5.1 労働者の平均時給(性別、年齢、職業、障害者別)	<ul style="list-style-type: none"> 「賃金構造基本統計調査」(厚労省)で、性別・年齢別に把握。なお、障害者別には把握していない(※6) ※6) 障害者の平均時給に関しては、別途「障害者雇用実態調査」で把握(国籍・在留資格の把握はなし) 	左記調査で、在留資格を把握している
8.5.2 失業率(性別、年齢別、障害者別)	<ul style="list-style-type: none"> 「国勢調査」と「労働力調査」(総務省)で性別・年齢別に把握。なお、障害者別には把握していない 	国勢調査で国籍を把握している
8.6.1 就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない15~24歳の若者の割合	<ul style="list-style-type: none"> 「就学していない非就労人口」を「国勢調査」と「労働力調査」(総務省)で把握している。なお、職業訓練は識別できない 	国勢調査で国籍を把握している

25

(2) 外国人に関連するSDGs指標のモニタリング(必要なデータの把握状況 3/3)

移民に関する指標 (労働に関するものを抜粋)	データ把握の現状	
	自国民・外国人を区別しない場合の把握状況	移住状況別の把握状況
(2) 受入国における移民人口の状態/状況を把握・理解するために重要と思われる指標(計22指標)		
8.10.2 銀行や他の金融機関に口座を持つ、又はモバイルマネーサービスを利用する成人(15歳以上)の割合	<ul style="list-style-type: none"> 世界銀行のGlobal Financial Inclusion (Global Findex)データベース(※7)により評価される指標で、日本は15歳以上人口の98%を達成(2017年) ※7)140か国15万人の成人に対し、2011、2014、2017年に調査 	<ul style="list-style-type: none"> 世界銀行のデータベースでは、移住状況別の集計はされていない
16.1.3 過去12か月において(a)身体的暴力、(b)精神的暴力、(c)性的暴力を受けた人口の割合	<ul style="list-style-type: none"> 「犯罪被害実態(暗数)調査」(法務省)で把握している 	<ul style="list-style-type: none"> 左記調査で国籍(日本/韓国・朝鮮/中国(台湾含む)/その他の4分類)を把握
16.9.1 5歳以下の子どもで、行政機関に出生登録されたものの割合(年齢別)	<ul style="list-style-type: none"> 日本では国籍問わず、戸籍法により出生届を行う義務があり、この制度は広く認識されていること、かつ適法な届出は全て受理されることから、日本政府は「100%」として報告している ※8)なお、参考情報として、米・英・国も100%と報告している 	<ul style="list-style-type: none"> 父母が外国籍の子どもの出生届も、父母の在留資格の有無を問わず、届出自体が適法であれば受理される
(3) 移民に直接関係のある指標(※自国民との比較は想定されていない)		
10.7.1 従業者が移住先の国で稼いだ月収に占める、その従業者が移住先の国で仕事を探すに当たって(自ら)負担した費用の割合	<ul style="list-style-type: none"> 日本では現在、把握していない 現在、ILOと世界銀行が、この指標の測定方法についてガイドラインを作成中であり、その中で、割合の推計のための計算式が指定されている 	<ul style="list-style-type: none"> 新設統計の項目から算出できる
10.c.1 総送金額の割合に占める送金コスト	<ul style="list-style-type: none"> 世界銀行のRemittance Prices WorldWideデータベース(※9)で把握されている。送金手数料率により評価 ※9)送金元48か国×送金先105か国の計367経路における送金コストの高さを調査したもので、日本からの送金コストもカバー 	<ul style="list-style-type: none"> 左記DBで経路ごとのデータが把握されている 新設統計で把握する
16.2.2 10万人当たりの人身取引の犠牲者の数(性別、年齢、搾取形態別)	<ul style="list-style-type: none"> 認知件数は関係省庁が把握し、「人身取引対策に関する取組について」(人身取引対策推進会議)で報告されている 	<ul style="list-style-type: none"> 左記報告で、国籍別に報告されている

5 アンケート調査 回収率向上に向けた工夫・事例

アンケート調査 回収率向上に向けた工夫・事例

内容	事例
多言語での調査票設計	<ul style="list-style-type: none"> 8言語(ルビ付き日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、ベトナム語、タガログ語、ネパール語) 入管庁2021、回答率17.1% 9言語(ルビ付き日本語、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、フィリピン語、スペイン語、インドネシア語、ネパール語) 愛知県2017、実質回収率33.4% 10言語(ルビ付き日本語、英語、中国語(簡体字)、中国語(繁体字)、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語) 川崎市2020、有効回収率21.7%
郵送・ウェブでの回答を併用	<ul style="list-style-type: none"> 郵送・ウェブを併用(紙調査票にQRコードで案内) 郵送での回答2,203件(84.6%) ウェブでの回答400件(15.4%) 愛知県2017、実質回収率33.4% 2,603件回収 郵送での回答1,374件(84.6%) ウェブでの回答250件(15.4%) 実施自治体名非公開、実質回収率32.8% 1,624件回収 東京都港区2021、有効回収率16.5% 4言語 郵送・ウェブの内訳不明
(ウェブでの回答のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ウェブでの回答のみ 入管庁2021、回答率17.1%
贈礼	<ul style="list-style-type: none"> 抽選にてAmazonギフト券の送付(調査依頼に謳う)等
ノベルティ	<ul style="list-style-type: none"> 回答用のボールペンを同封(自治体名入りのオリジナルのケースもあり)等
督促	<ul style="list-style-type: none"> ハガキによる督促(多言語)等
所属先からの周知・配布	<ul style="list-style-type: none"> 技能実習生、留学生に対して、企業、大学等の所属機関から紙アンケートを配布・回収 広島県2020 技能実習生 1,311件(回収率54.6%対象者2,402) 留学生・日本語学校 610件(回収率62.3%対象者979) 留学生・大学 261件(回収率24.1%対象者1,085)
WEB・SNS等での周知を併用	<ul style="list-style-type: none"> 公式Facebook(多言語)、同時期実施した企業アンケートにおいて案内依頼 発送1,100件(実施自治体名非公開) 直接郵送調査票331件 公式Facebook 53件 雇用先の企業からの案内7件 その他口コミ等19件 回収率算出不可
(WEB・SNS等での周知のみ)	<ul style="list-style-type: none"> 内閣府定住外国人施策推進室(2018)「日本での生活に関する日系定住外国人の意識調査」 インターネット上に特設ページを開設し、WEB調査票を公開、SNS等も用いて広報を行い実施(4言語) 有効回答数: 735件(構成比:ポルトガル語61.9%、英語19.0%、スペイン語16.7%、日本語2.3%) 回収率算出不可
【その他】 調査票の見やすさ・イラスト、 発送封筒多言語案内	<ul style="list-style-type: none"> 調査項目を減らし、調査票の見やすさに配慮する イラストを付ける、現在実施している取組内容をコラムで付ける等、中身を見てもらう工夫をする 発送用封筒に多言語でアンケートが同封されていることについて記載する

28

(参考) 調査票の見やすさ・イラスト

愛知県(2017) 調査票



29

〈出所〉愛知県(2017)「平成28年度外国人県民アンケート調査結果報告書」

(参考) アンケート調査 回収率向上に向けた工夫・事例 参照調査

- ・ 愛知県(2017)「平成28年度外国人県民アンケート調査結果報告書」
- ・ 川崎市(2020)「外国人市民意識実態調査報告書」
- ・ 出入国在留管理庁(2021)「在留外国人に対する基礎調査」
- ・ 内閣府定住外国人施策推進室(2018)「日本での生活に関する日系定住外国人の意識調査」
- ・ 広島県(2020)「外国人人材就労意識調査」
- ・ 港区(2021)「港区国際化に関する実態調査報告書」

30

参考資料5 労働力需給に関する統計、人材不足の把握方法、受入れ調整制度

1 我が国の労働力需給に関する統計

1. 我が国の労働力需給に関する統計

概要

- 我が国で労働需給を把握できる統計は複数ある。また、職業安定業務統計等も活用可能である
- 外国人労働者受入れにおいて労働需給に関する統計・データ活用しうるための要件は何か
 - ※地域や産業、職業の把握の程度、調査実施周期、公表までの期間等
- 介護職については、様々な調査が実施されている

0

(1) 政府統計まとめ(産業別・地域別等の労働需給に関する統計)

統計名 (実施主体)	雇用動向調査 (厚生労働省)	労働経済動向調査 (厚生労働省)	一般職業紹介状況 (職業安定業務統計) (厚生労働省)	労働力調査 (総務省)	全国企業短期経済観測調査 (日本銀行)
労働力需給に関 わる主な項目	・入職者数、離職者数 ・未充足求人数	・労働者過不足感 ・未充足求人数	・求人数、求職者数、求人倍 率(新規・有効)	・失業率	・雇用人員D、I、
産業分類	・16大分類 ・製造業は中分類(21分 類)	・12大分類	・大分類(求人)	・小分類(就業者数等)	・製造業(中分類(16分類))、 非製造業(大分類)
地域分類	・都道府県	・全国	・都道府県	・都道府県	・全国
公表周期	・半期(未充足求人数は 年次)	・四半期	・月次	・月次、四半期(詳細集計)	・四半期
調査対象・単位	・日本標準産業分類16 大産業で、5人以上の 常用労働者を雇用事 業所、約15,000事業所	・日本標準産業分類産業12 大分類に属し、常用労働者 30人以上を雇用する民営事 業所約5,800事業所	・公共職業安定所でのとりまと め	・世帯・世帯員 ・就業状態は15歳以上の者約 10万人対象	・全国約9,300企業
職業分類	・大分類	・大分類	・平成23年改定「厚生労働省 編職業分類」(58区分)	・小分類(就業者数等)	-
教育分類	・5区分	・5区分(大学は文系・理系)	-	-	-
従業員規模	・5区分	・4区分	・6区分	・10区分	・大企業、中堅企業、中小企 業
雇用形態	-	・常用(正社員、パート、臨時)、 派遣労働者	・常用(正社員、パート)、臨 時・季節(パート、パート以 外)	・就業状態、従業員の状態、 雇用形態等	-

1

(1) 政府統計 詳細(1/2)

統計名	雇用動向調査	労働経済動向調査	一般職業紹介状況 (職業安定業務統計)
実施範囲、根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 統計法に基づく一般統計調査 主要産業における入職・離職及び未充足求人の状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 統計法に基づく一般統計調査 景気の変動、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面の問題点等を迅速に把握すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省職業安定局雇用政策調査係 公共職業安定所における求人、求職、就職の状況（新規学卒者を除く。）を取りまとめ、求人倍率等の指標を作成することを目的
公表周期	・ 半期	・ 四半期	・ 月次
調査対象・単位	・ 日本標準産業分類16大産業で、5人以上の常用労働者を雇用事業所、約15,000事業所	・ 日本標準産業分類産業12大分類 ・ に属し、常用労働者30人以上を雇うる民営事業所約5,800事業所。	・ 公共職業安定所でのとりまとめ
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	<ul style="list-style-type: none"> 〈事業所〉事業所母集団データベース(平成30年次フレーム)の事業所を母集団として、対象産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、産業、事業所規模別に層化して無作為に抽出した約15,000事業所 〈入職者〉上記に属する事業所に入職した常用労働者のうちから、無作為に抽出した入職者 〈離職者〉上記に属する事業所を離職した常用労働者のうちから、無作為に抽出した離職者 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所母集団データベース(平成28年次フレーム)によって把握された事業所リストをサンプルフレームとし、これから作成した抽出間隔表に基づき、産業別の抽出単位ごとに常用労働者数をウェイトとする確率比例抽出を行う。 	・ 求人票、求職票を集計
対象年齢	-	-	-
国籍・出生地の把握	-	-	-

2

(1) 政府統計 詳細(2/2、つづき)

統計名	雇用動向調査	労働経済動向調査	一般職業紹介状況 (職業安定業務統計)
調査項目概要	<ul style="list-style-type: none"> 〈事業所調査〉 ・ 性、雇用形態及び就業形態、勤続級別常用労働者数 ・ 職業及び就業形態別常用労働者数並びに未充足求人数 〈入職者調査〉 ・ 性、年齢、最終学歴及び卒業した年 ・ 入職：入職経路、就業形態、職業、前職の有無、等 ・ 前職：産業、職業、従事上の地位、離職期間、企業規模、前の勤め先を辞めた理由、等 〈離職者調査〉 ・ 性、年齢階級、最終学歴、等 ・ 離職直前の雇用状況に関する事項：就業形態、職業、勤続期間及び離職理由 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の属性に関する事項、生産・売上等の動向と増減(見込)理由に関する事項、雇用、労働時間の動向に関する事項、常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項、雇用調整等の実施状況に関する事項 ・ その他、調査月ごとにテーマを変えて実施する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効求人・求職 / 倍率 ・ 新規求人・求職 / 倍率 ・ 就職 / 就職率、充足率
地域・都市分類	・ 都道府県別	・ 全国	・ 都道府県
経済活動(産業)分類	・ 16大分類、製造業は中分類など	・ 12大分類	・ 大分類(求人)
職業分類	・ 大分類	・ 大分類	・ 平成23年改定「厚生労働省編職業分類」(58区分)
教育分類	・ 5区分	・ 5区分(大字は文系・理系)	-
勤め先の従業員規模(雇用者)	・ 5区分	・ 4区分	・ 6区分
所得・賃金	-	-	-
出所 手法・方法等	https://www.mhlw.go.jp/toukei/tiran/roudou/koyou/doukou/21-2/d/gaiyo.pdf	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/43-1-1.htm#link01	https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/114-1.html

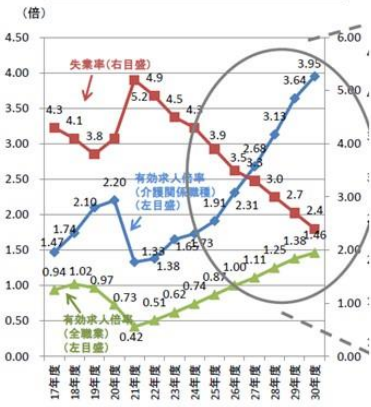
3

(2) 介護分野の労働力需給把握(1/4)

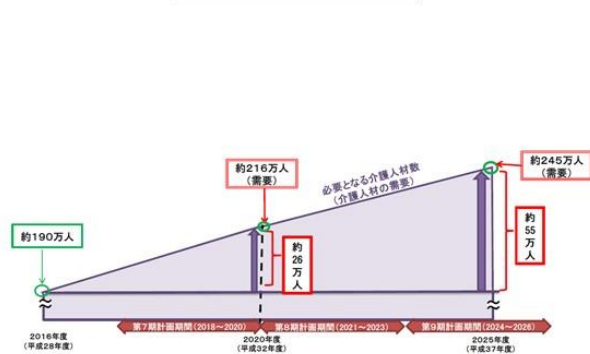
- 第79回社会保障審議会介護保険部会(2019年7月26日)では、介護人材の確保等をテーマに、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備の必要性が議論された。その際、介護人材の不足状況に関し、有効求人倍率や、都道府県が推計した介護人材需要、介護労働実態調査のデータなどが参照されている。

社会保障審議会で参照されたデータの例

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率



2025年に向けた介護人材ニーズ



(出所) 社会保障審議会介護保険部会(第79回)厚生労働省老健局「介護人材の確保・介護現場の革新(参考資料)」p2(左図)、p7(右図)

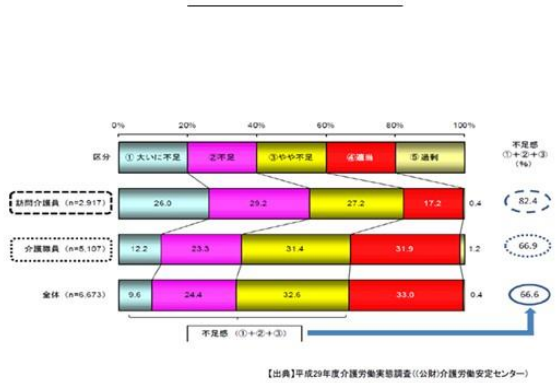
4

(2) 介護分野の労働力需給把握(2/4)

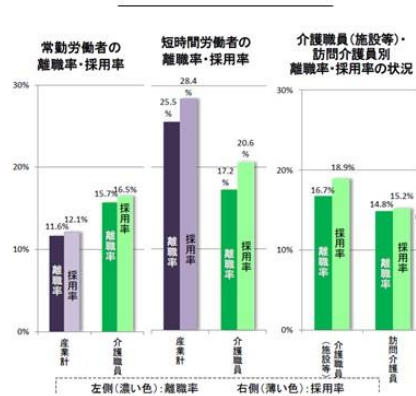
- 第79回社会保障審議会介護保険部会(2019年7月26日)では、介護人材の確保等をテーマに、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備の必要性が議論された。その際、介護人材の不足状況に関し、有効求人倍率や、都道府県が推計した介護人材需要、介護労働実態調査のデータなどが参照されている。

社会保障審議会で参照されたデータの例

人手不足の現状



介護職員の離職率等



(出所) 社会保障審議会介護保険部会(第79回)厚生労働省老健局「介護人材の確保・介護現場の革新(参考資料)」p7(左図)、p9(右図)

5

(2) 介護分野の労働力需給把握(3/4) 不足の判断根拠となるデータ

- 第79回社会保障審議会介護保険部会(2019年7月26日)では、介護人材の確保等をテーマに、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備の必要性が議論された。その際、介護人材の不足状況に関し、有効求人倍率や、都道府県が推計した介護人材需要、介護労働実態調査のデータなどが参照されている。

社会保障審議会でも参照された介護人材の不足状況に関するデータ

指標	ソース
失業率と有効求人倍率の推移 (介護職と全産業平均の比較、都道府県別)	【全産業】厚生労働省「職業安定業務統計」 【介護職】総務省「労働力調査」
介護人材需要	都道府県が介護保険事業支援計画において、サービス利用者数、介護職員数、離職率などを基に推計したもの
介護職員数の推移	厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」
要介護認定者数の推移	厚生労働省「介護保険事業状況報告」
資金の状況	厚生労働省「資金構造基本統計調査」
勤続年数(年齢別)	
離職率 (介護職と全産業平均の比較、事業所規模別)	【全産業】厚生労働省「雇用動向調査」 【介護職】介護労働安定センター「介護労働実態調査」
離職率(事業所規模別)	介護労働安定センター「介護労働実態調査」
前職をやめた理由	
離職者の勤続年数	
1週間の残業時間	
深夜勤務	
介護サービスに従事する従業員の過不足状況	
介護に対するイメージ	内閣府「介護保険制度に関する世論調査」(平成22年)

6

(出所)社会保障審議会介護保険部会(第79回)厚生労働省老健局「介護人材の確保・介護現場の革新(参考資料)」から整理

(2) 介護分野の労働力需給把握(4/4) 介護労働実態調査

- 介護労働実態調査は、事業所と介護労働者に対し毎年実施される調査で、事業所から見た人手不足感や、労働者の属性、離職率・離職の理由などを調査している

統計名	介護労働実態調査
実施機関等	・公益財団法人介護労働安定センター(CWF) ※CWFは、平成4年に「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づき指定法人として指定
目的	介護分野の事業所について、介護労働者の雇用の状況、賃金ならびに賃金制度、人材確保の状況等を調査・分析することにより、介護分野で働く労働者の労働環境に関する課題を明らかにし、介護事業所による雇用管理改善のための基礎資料を得ること
調査対象・単位	【①事業所における介護労働実態調査】 ・全国の介護保険指定介護サービス事業を行う事業所 【②介護労働者の就業実態と就業意識調査】 ・全国の介護労働者
公表期間	・年次
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	【①事業所における介護労働実態調査】 ・介護サービス情報公表システム等のデータベースに登録されている介護保険指定介護サービス事業を行う事業所から、無作為抽出(18,000事業所) 【②介護労働者の就業実態と就業意識調査】 ・対象事業所に雇用される介護労働に従事する労働者54,000人に対し実施
調査項目の概要	【①事業所における介護労働実態調査】 ・介護事業所における介護労働者の雇用管理の状況、賃金制度・賃金管理の状況、福利厚生者の状況及び賃金の状況 ✓ 採用・離職の状況(採用率・離職率、離職者の勤続年数、職種・就業形態別離職率 等) ✓ 従業員の過不足状況(職種別及び法人格・事業所規模別過不足感、過不足理由、採用困難な理由) ✓ 外国籍労働者の受入れ(受入れ状況(在留資格別)、新たに活用する予定(在留資格別)、働きの評価(介護サービス種別)) ✓ 労働者の属性(性別、年齢階級、介護サービス種別、職種、就業形態、労働時間、勤続年数、保有資格、採用形態)、賃金 【②介護労働者の就業実態と就業意識調査】 ・就労の状況、労働条件の状況及び就業意識の状況 ✓ 現在の仕事・資格、労働状況、賃金、能力開発 ✓ 仕事についての考え(仕事の満足度等) ✓ 働く上での悩み・不安・不満等(外国人労働者と働くことについての考えを含む) ✓ 就労の理由、前職の仕事内容・就業形態・勤続年数・やめた理由 ✓ 属性(性別、年齢、学歴 等)
調査の活用	都道府県による介護保険事業支援計画策定の際、介護労働実態調査結果の離職率をもとに、介護人材需給推計を行っている なお、市町村による介護保険事業計画策定においても、全国の離職率に準拠して、介護人材需給推計を行っている
出所 手法ガイド等	http://www.kaiqo-center.or.jp/report/2021r01_chousa_01.html

7 (出所)公益財団法人介護労働安定センター(2021)「令和2年度介護労働実態調査結果報告書」をもとに整理

2 諸外国の労働力需給に関する統計、人材不足の把握方法

2. 諸外国の労働力需給に関する統計、人材不足の把握方法

概要

- EU加盟国の多くがLSOを実施しているが、移民受入れの需要決定に活用している国は一部である。LSOの他、事業主調査、等を多くの国で実施しているが、移民受入れの需要決定に活用していない国が多い。一方で、移民受入れの需要決定においては複数の方法が用いられている国が多い。
- 英国では、2021年にポイントベースの外国人労働者受入れシステムが導入されたが、その要素の一つとなっている労働力不足職種（SOL）については、実質賃金変化率、雇用量変化率などの定量的な指標と、雇用主・業界団体・関連政府組織からのヒアリングに基づき決定される。
- 英国では、介護職については、外国からの受入れ可能な熟練労働者としての職業資格の下限よりも下に位置づけられており、国外からの受入れはできない状況にある。
- ドイツでは、2018年より1年に1度、労働市場における技能労働の状況を評価し、人手不足分野を特定しており、人手不足分野に該当する職業は、労働市場テストの免除や外国人の就労条件が緩和される。人手不足分野の評価は、データがある限り、職業分類（2010）のすべての職業について、6つの指標によって判断している。その他、リスク指標、補充指標についても評価している。6つの指標を4段階（0~2点）で評価、指標の平均が2点以上ならボトルネック職業、1.5以下ならボトルネック職業非該当、その間であれば要観察職業となる。
- 豪州では、統計モデル（LFS等データを使用）から算出された求人充足率、5年ごとの雇用予測・代替率に基づく将来需要率、関係者ヒアリング等の定量データを組み合わせ、現状評価と将来予測の二種類を行い、労働不足状況について6区分で評価している。これをもとに、労働移民受入れ制度における職業リストが作成されている。
- 豪州では、介護職のうち専門性の高いRegistered Nurseについては、SPLにおいて労働力不足状況が評価されている。（他の介護職については、原則的には外国人労働者を受け入れていない）
- 韓国では、外国人労働者を受け入れる一般雇用許可制に関し、雇用労働部の職種別事業体労働力調査・関連する統計、各業界関係団体による労働力需給調査から、年度別・業種別に受入れ規模が試算・推計されている。
- 韓国では、介護職について、「高齢者長期療養人材」の将来需給を推計しており、結果をみると、日本の介護福祉士にあたる療養保護士は、2030年時点で供給不足が見込まれている。ただし、韓国における介護職での外国人労働者の受入れは、在外同胞に限定しており、ボリュームは限られている。

(1) EU

	LSOの実施		分野分析の実施		事業主調査の実施		予測分析の実施		質的調査・分析の実施	
	有無	労働移民需要決定での活用	有無	労働移民需要決定での活用	有無	労働移民需要決定での活用	有無	労働移民需要決定での活用	有無	労働移民需要決定での活用
オーストリア	○	○	○	×	○	×	○	○	×	N/a
ベルギー	○	△	○	×	○	×	○	×	×	×
キプロス	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a
チェコ	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a
ドイツ	○	△	○	○	×	×	○	×	○	△
エストニア	○	○	○	×	○	×	○	×	○	×
ギリシア	○	○	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a
スペイン	○	×	○	○	×	N/a	○	○	×	N/a
フィンランド	○	×	○	△	○	△	○	×	○	△
フランス	○	○	×	×	○	×	○	○	—	—
クロアチア	○	○	×	N/a	○	×	×	N/a	×	N/a
ハンガリー	○	×	○	×	○	×	○	×	×	×
アイルランド	○	—	○	○	×	N/a	○	○	○	○
イタリア	×	N/a	×	N/a	○	×	○	△	×	N/a
ラトビア	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
ルクセンブルク	○	○	○	×	○	×	○	×	×	N/a
リトアニア	○	×	×	N/a	○	×	○	×	×	N/a
マルタ	○	○	×	N/a	○	○	○	○	○	○
オランダ	○	×	○	×	○	×	○	×	○	×
ポーランド	○	△	○	△	○	×	○	×	○	×
ポルトガル	×	N/a	×	N/a	×	N/a	○	○	○	○
スウェーデン	○	△	○	×	○	×	○	×	△	×
スロベニア	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a	×	N/a
スロバキア	○	×	△	×	○	×	○	×	○	×
イギリス	○	○	○	○	○	○	○	○	×	N/a

9 (出所) European Commission, Determining Labour Shortages and the Need for Labour Migration from Third Countries in the EU, Synthesis Report for the EMN Focused Study 2015
 ((備考)△は、Yes, but, not indirectly等の表現がある場合。

(2) 英国 ① Brexit後の外国人労働者受入れ:ポイント制の導入

英国における外国人労働者受入れ:ポイント制の導入(2021年1月から)

- 英国では2021年1月1日から自由な移動が終了し、ポイントベースのシステムが導入され、国境と入国管理システムの運用の変革が進められている(内務省主導)。
- 熟練労働者が世界中のどこからでも英国に来ることができるようになり、雇用主にとって採用のプロセスが簡単かつ迅速となり、英国がビジネスに開放されていることを示すことを目指している。
- ポイントは給与の関値とスキル・教育資格等の要件で決められている。
- 「going rate」として知られる職業特有の給与関値と一般的な給与関値のいずれか高い方が支払われる必要がある。
- 熟練労働者については、特定の職種の人・職業と低賃金の間でポイントを取引することができる。その一つに、「不足職種(SOL)」が設定されている。
- 新規参入者については、経験豊富な労働者よりも30%低く設定されている。
- なお、給与関値の判断は基本給のみが対象となる。
- 英国内での地域による給与関値の違いは認めない。
- 熟練労働者としての職業資格の下限はRQF6(Graduate level、学士修了レベル)からRQF3(GOEA-level equivalent、中等教育卒業・大学入学レベル)に下げられ、また、人数の上限設定を一時停止し、居住者での労働市場テスト要件を外す。

(出所) UK Home Office, "The UK's points-based immigration system: policy statement" 2020.2.19 (備考)
 RQF: Regulated Qualification Framework and the equivalent in the Developed Nations
 IAC: Migration Advisory Committee
 STEM: science, technology, engineering, and mathematics

英国の移民労働者受入れに係るポイント制の概要(2021年1月以降) ※応募には合計で70ポイントが必要

要件	取引可否	ポイント
承認された企業等(approved sponsor)からの求人	否	20
適切なスキルレベル	否	20
必要とされる英語(話す)水準	否	10
給与水準: £20,480 (minimum) – £23,039	可	0
給与水準: £23,040 – £25,599	可	10
給与水準: £25,600 or above	可	20
労働力不足職種(SOL) ※MACによる設定	可	20
教育資格: 該当職業に関わる分野のPhD	可	10
教育資格: 該当職業に係るSTEM分野の PhD	可	20

10

(2) 英国 ② 労働力不足職種の決定方法

労働力不足職種(SOL: Shortage Occupation List)の決定方法

- 英国でのポイント制の要素の一つとなっている労働力不足職種(SOL)については、右図に示した定量的な指標と、雇用主・業界団体・関連政府組織からのヒアリングに基づき決定される。なお、定量的な指標のウェイト付け評価はされていない。
- 定量指標のみで不足職種を判断できない理由として以下が挙げられている。
 - 特定の職業分類(389の4-digit SOC code)での利用データが不足
 - データ集計時期と労働力不足判断時期にずれがある
 - SOC code内での数値の変動が大きい
 - 不足以外要因が指標に及ぼす影響が不足要因より大きい

(出所) Migration Advisory Committee, "Review of the Shortage Occupation List: 2020", 2020.9
 (備考) 利用統計は以下の通り
 ESS: The Employer Skill Survey
 ASHE: The Annual Survey of Hours and Earnings
 CPIH: Consumer Prices Index including owner occupiers' housing costs(Office for National Statistics)
 APS: Annual Population Survey
 (備考) サンプルサイズの下限については、ASHE 独自に決定、APS: 25未満は記載されていない、ESS: 30未満は記載されていない、Burning Glass: 事務的なデータのため下限なし。
 (備考) Burning Glassは、データクレンジングによる。
 (備考) P3について、
 1. 以下の回帰式を推定(2018.9~2019.8などの月次・職種プールデータ)
 説明変数: 各職業分類の時間当たり賃金の対数値 ln(hourly wage)
 説明変数: 職種ダミー、属性ダミー(年齢、性、地域、最高学歴、結婚、パート/フルタイム)
 基準: 35歳・男性・既婚・南東地域居住・学位・フルタイム
 2. 職種ダミーの係数を β_{hat_i} とした際、以下を算出。

$$R2_i = \beta_{hat_i}^2 \cdot (1 / \text{全雇用者数} \times \text{雇用者数}_i \times \beta_{hat_0})$$

英国の移民労働者受入れに係るポイント制の概要(2021年1月以降) ※応募には合計で70ポイントが必要

指標	利用統計
P1: 実質賃金中央値の1年間の変化率%	ASHE, CPIH
P2: 実質賃金中央値の3年間の変化率%	ASHE, CPIH
P3: 対象とする職業の時間賃金推計値 ／全職種の時間賃金推計値の加重平均	APS
E1: 未充足者数(ESS)／雇用者数(APS)	ESS, APS
E2: 求人数(Burning Glass)／雇用者数(APS)	Burning Glass, APS
V2: 雇用者数の1年間変化率%	APS
V3: 賃金支払い対象労働時間の中央値の3年間変化率	ASHE
V4: 当該年新規雇用者／当該年雇用者全体 – 前年新規雇用者／前年雇用者全体	APS
AV1: 失業者、非労働力人口の加重ストック ／(被雇用者、失業者、非労働力人口)	APS

11

(2) 英国 ③労働力不足職種の決定方法に係る統計

■ 以下では、イギリスにおける、労働力不足職種の決定方法に係る統計の概要をまとめている。

統計名	ESS: The Employer Skill Survey	ASHE: The Annual Survey of Hours and Earnings	APS: Annual Population Survey
実施機関	・英国教育省(Department for Education)	・英国統計局(Office for National Statistics)	・英国統計局(Office for National Statistics)
公表周期	・年次	・年次	・年次
調査対象・単位	・英国にある企業(2019年分、それまでの4年間とは異なりスコットランドを除く)、81,013社(うち、イングランドが72,107社) ※隔年交互に実施されていたEPS(Employer Perspectives Survey)と以前のESSが統合	・HM Revenue and Customs'(HMRC's) Pay As You Earn (PAYE) recordsを元に、雇用の1%単純無作為抽出、約10万サンプルを対象 ・その結果同一の人物が経年的に回答する状況が許容されている。	・約32万人
抽出方法(サンプリングの概要)	・2人以上の被雇用者がいる企業(自営業、外部委託、エージェントを除く) ・地域、規模、分野により対象層を決定し、過大・過小サンプリングを含む非比例層化ランダムサンプリング(大企業は過大サンプル、など)(地域) ・イングランドでは、半数は9つのGOR(Government Office Region)に等分実施、残りの半数はGORのビジネスユニット数(定義不明)に比例して実施(各GORで最低数を確保し、規模比例の要素を折り込む) ・地域データ確保目的として、LEA(Local Education Authority)の定義にもとづく各LA(Local Authority)の人口に応じて対象を定めている。(企業規模) ・各地域において、7つの規模区分を設定。大企業は過大に抽出(産業) ・各地域での企業規模の想定をした上で、分野での対象数を設定	・サンプリングは上記の通り。 ・なお、サンプルは、事業者登録情報(the Office for National Statistics's (ONS's) Inter-Departmental Business Register(IDBR))と照合し、雇用主の住所等のコンタクトデータを得る。雇用主からは、雇用の労働時間、賃金情報を機密を保持して得る。	・四半期のLFS(Labour Force Survey)データからの年次データ作成(同一年内の同一コーホートサンプルの利用)
調査項目概要	・コア調査採用(未充足状況含む)、スキルギャップ、訓練、労働力開発、スキル向上コース、職業資格、見習い研修 ※未充足について 全社での未充足数、充足の困難さ 特定の未充足職種とその未充足数、充足の困難さ 充足が困難な未充足職種の数 充足が困難な主な理由 ・訓練投資調査	・週当たり賃金(グロス)、週当たり賃金(超過勤務分除く)、超過勤務による賃金 ・時間当たり賃金(グロス)、時間当たり賃金(超過勤務分除く) ・年間賃金(グロス) ・年間インセンティブ(incentive pay) ・総労働時間、基本働時間、超過勤務時間	
出所 手法/リソース	https://www.gov.uk/government/publications/employer-skills-survey-2019-uk-excluding-scotland-technical-documentation	https://www.ons.gov.uk/employmentandlabourmarket/peopleinwork/earningsandworkinghours/methodologies/annusurveyofhoursandearningspayandannualsurveyofhoursandearningspenionresults/gsm	

(2) 英国 介護職の需要について

英国におけるSocial care職種について(2021年1月から)

- 英国では2021年1月1日からポイントベースのシステムが導入され、国外からの受入れ可能な熟練労働者としての職業資格の下限がRQF6 (Graduate level, 学士修了レベル)からRQF3(GCE A-level equivalent, 中等教育卒業・大学入学レベル)に下げられた。
- そうした中、介護人材を含むSocial care職については、現状では職業資格がRQF3より下に位置づけられており、国外からの受入れはできない状況にある。
- Social care職種については、不安定な採用状況の中でのEU内の自由な労働移動の終了により、関係者の不安が高まったとされる。MACは当該職種について根本的な対策(賃金水準の向上など)が必要としている。
- なお、RQF3未満で、非英国人のEEA(European Economic Area 欧州経済領域)国籍者+非EEA国籍者の割合が高い職種は右図の通りであるが、social care職種については上位10位には入っていない(12位との記載あり)。

英国でのRQF3未満職種における英国人割合が低い職種

		UK/Rol %*	EEA %*	Non-EEA %*
9134	Packers, bottlers, canners and fillers	40	43	17
8111	Food, drink and tobacco process operatives	48	38	14
8137	Sewing machinists	66	13	22
8222	Fork-lift truck drivers	67	25	7
9260	Elementary storage occupations	68	23	9
8139	Assemblers and routine operatives n.e.c.	71	20	9
6231	Housekeepers and related occupations	73	13	14
8133	Routine inspectors and testers	74	19	6
8113	Textile process operatives	74	10**	15**
9139	Elementary process plant occupations n.e.c.	74	17	9
	All occupations	83	7	10

Source: Annual Population Survey, country of birth share of jobs (main and second) by 4-digit occupation, 16+ population, 2017-19 average.

*Figures may not sum to 100 due to rounding.

** Estimates are based on a small sample size, this may result in less precise estimates which are indicative only and should be interpreted with caution

(出所) Migration Advisory Committee, "Review of the Shortage Occupation List", 2020.8

(3)ドイツ 人手不足分野の決定方法(1/2)

ポトルネック分析(人手不足分野の分析)

- 2018年より1年に1度、労働市場における技能労働の状況を評価し、人手不足分野を特定している。
- 人手不足分野に該当する職業は、労働市場テストの免除や外国人の就労条件が緩和される。
- 人手不足分野の評価は、データがある限り、職業分類(2010)のすべての職業について、6つの指標によって判断している。その他、リスク指標、補充指標についても評価している。
- 6つの指標を4段階(0-2点)で評価、指標の平均が2点以上ならポトルネック職業、1.5以下ならポトルネック職業に該当、その間であれば要観察職業となる。

	指標	データの出所
ポトルネック指標	欠員期間(日)	登録された仕事に関する統計
	求職者率	失業統計
	失業率	雇用統計
	社会保障負担の対象となる外国人の雇用割合の変化	雇用統計
	失業からの流出率	失業統計
リスク指標	賃金の上昇	雇用統計
	60歳以上雇用者の割合の変化	雇用統計
	欠員のある職業訓練ポジションの割合	訓練市場統計
	職業訓練中の若者の割合	学校統計、雇用統計、マイクロセンサス
	職業の代替可能性(コンピューターの計算による)	Institute for Employment Research (IAB)
補充指標	職業の流動性	雇用統計、失業統計
	雇用率	ジョブ統計、雇用統計
	パートタイマーの割合	雇用統計
	自営業者の割合	マイクロセンサス

(出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2019)「外国人労働者の受け入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書」(厚生労働省委託事業)
 連邦労働雇用庁、ポトルネック分析、<https://statistik.arbeitsagentur.de/DE/Navigation/Statistiken/Interaktive-Angebote/Fachkraeftebedarf/Enpassanalyse-Nav.html>
 連邦労働雇用庁、ポトルネック分析2020、https://statistik.arbeitsagentur.de/SiteGlobals/Forms/Suche/Finzelheftsuche_Formular.html?nn=1703782&topic_f=fachkraefte-empassanalyse
 連邦労働雇用庁、ポトルネック分析のブログレポート、https://statistik.arbeitsagentur.de/DE/Statistischer-Content/Grundlagen/Methodik-Qualitaet/Methodenberichte/Ueberreifend/Generische-Publikationen/Methodenbericht-Enpassanalyse-Methodische-Weiterentwicklung.html?__blob=publicationFile

(3)ドイツ 人手不足分野の決定方法(2/2)

ポトルネック分析の結果(ポトルネック職種のうち、得点上位のみ掲載) 0:全くポトルネックでない、1:ポトルネックでない、2:ポトルネックの予備あり、3:ポトルネックである

職業	順位	平均	欠員期間	求職者率	失業率	社会保障負担の対象となる外国人の雇用割合の変化	失業からの流出率	賃金の上昇
skilled workers								
3220 professions in civil engineering (oS)	1	3.0	3	3	3	3	3	3
2626 Line installation and maintenance professions	2	2.8	3	2	3	3	3	3
3421 Professions in sanitary, heating and air conditioning technology	2	2.8	3	3	3	2	3	3
3432 jobs in pipeline construction	2	2.8	3	3	3	2	3	3
8210 Occupations in geriatric care (OS)	2	2.8	3	3	3	2	3	3
Specialist								
3229 supervision - civil engineering	1	2.7	3	3	3	1	3	3
3429 Supervision plumbing, plumbing, heating, air conditioning	1	2.7	3	3	3	1	3	3
7230 jobs in tax consulting	1	2.7	3	3	3	2	3	2
8171 occupations in physiotherapy	1	2.7	3	3	3	1	3	3
8172 occupations in occupational therapy	1	2.7	3	3	3	1	3	3
8173 speech therapy professions	1	2.7	3	3	3	1	3	3
3219 Supervision - Building Construction	1	2.7	3	3	3	2	2	3
3339 Supervision-Aus. Trockenbau Iso.Zimm.Glas.	8	2.5	3	2	3	2	2	3
8111 dental assistants	8	2.5	3	3	3	1	2	3
8131 occupations in specialist nursing	8	2.5	3	3	3	1	3	2
8451 driving instructors	8	2.5	3	2	3	2	2	3

15 (出所)連邦労働雇用庁、ポトルネック分析、<https://statistik.arbeitsagentur.de/DE/Navigation/Statistiken/Interaktive-Angebote/Fachkraeftebedarf/Enpassanalyse-Nav.html>

(4) 豪州 職業需要の評価(概要)(1/6)

優先技能リスト、技術移民職業リストの作成・改訂

- 豪州では、LFS等の定量データから労働力不足の職業を把握し、これをもとに、労働移民受入れ制度における職業リストが作成されている
- 国家技能委員会(National Skills Commission: NSC)が、LFSの調査結果を含む各種データをもとに、労働不足状況把握や今後5年間の職業需要予測を行い、**優先技能リスト (Skills Priority List: SPL)**を作成する。
- このSPLは、内務省等に参照されるほか、労働移民の受入れ制度における**技術移民職業リスト (Skilled Migration Occupation List: SMOL) 改訂の根拠の一つ**となる。

優先技能リスト (SPL) における職業需要の評価	
現在の労働市場 アセスメント	将来の需要の指標
1 不足	強い(strong)将来の需要
2 不足	中程度の(moderate)将来の需要
3 不足	若干の(soft)将来の需要
4 不足なし	強い(strong)将来の需要
5 不足なし	中程度の(moderate)将来の需要
6 不足なし	若干の(soft)将来の需要

(出所) 豪州政府及び NSC, "Skills Priority List Methodology"
https://www.nationalskillscommission.gov.au/sites/default/files/2021-06/Skills%20Priority%20List%20Methodology_0.pdf

技術移民職業リスト (SMOL) の改訂

就労ビザ(全てではない)の申請要件として、SMOLに掲載されている職業に該当する必要がある

内務省ウェブサイト上の SMOL 検索ページ

Showing 20 out of 216 items that match your criteria [Reset](#) sorted by [Occupation A-Z](#)

Occupation	ANZSCO Code	Visa	List	Assessing Authority
Accountant (General)	221111	186 - Employer Nomination Scheme visa (subclass 186)	MLTSSL	CAANZ CPAA IPA
		189 - Skilled Independent (subclass 189) - Points-Tested		
		190 - Skilled Nominated		

(出所) 内務省ウェブサイト、
<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/working-in-australia/skill-occupation-list>

16

(4) 豪州 職業需要の評価(2/6)

優先技能リスト (SPL) の作成プロセス

- ・ 次の2種類をそれぞれ評価し、最終的に**6段階評価**(前頁参照)を行う
 - (1) **現在の労働力不足**を都市部における不足(M)、地方部における不足(R)、不足なし(NS)の**3段階で評価**
 - (2) **将来の労働力需要**を「強」「中」「弱」の**3段階で評価**

	現在の労働力不足の評価	将来の労働力需要
概要	<ul style="list-style-type: none"> LFS等から得た労働市場指標を使って求人充足率の推計モデルをつくり、各職種について現在の労働力不足状況の評価 ステークホルダーからの情報などの定量データと、推計モデルの結果を比較し、片方だけ説明力が強い場合はその片方にフォーカス、矛盾する結果の場合はさらにリサーチする等して、評価の修正 	<ul style="list-style-type: none"> 5年ごとの雇用予測、代替率に基づき、将来需要率を算出 ただし、現実には異なるレベルの需要が予想される場合は、ステークホルダーからの情報など定性データに基づき、調整 (例) 将来需要指標が「中」だが、実需は高い需要があることを示唆する信頼度の高い予測や労働力計画が存在する場合、それを反映して指標を修正
地域区分	・ 国、州、準州ごと	・ 国ごとのみ(州・準州もこれに準拠)
職業区分	・ 6-digit ANZSCO (800職種)	・ 4-digit ANZSCO
評価カテゴリ	・ 都市部における不足、地方部における不足、不足なし(注1)	・ 「強」「中」「弱」(注2)
評価方法 (量的データ)	<ul style="list-style-type: none"> 統計モデルによる求人充足率(Vacancy fill rate)の推計(注2) ※求人充足率の予測力が最も高い10の指標を使用(後述) 	<ul style="list-style-type: none"> 5年ごとの雇用予測(NSCが毎年算出)(注3) 代替率(同一の期間において、雇用のインフローに關係なく、退職する労働者のフロー)(注2)
(質的データ)	<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダーとの協議(注3) 政府機関との協議(連邦・州・準州) NSCによる職業・産業アセスメント(注4) 政府や産業団体からの、関係する技能需要や労働力計画に関する情報 産業活動統計、プロジェクト、レポート、メディア報道 産業団体や労働組合、労働力連合、政府からのプレゼン、スピーチ 	<ul style="list-style-type: none"> 同左
	(出所) 豪州政府及び NSC, "Skills Priority List Methodology" https://www.nationalskillscommission.gov.au/sites/default/files/2021-06/Skills%20Priority%20List%20Methodology_0.pdf	

17

(4) 豪州 職業需要の評価 (3/6)

優先技能リスト (SPL) の作成プロセス (注釈)	
現在の労働力不足の評価	将来の労働力需要
<p>注釈</p> <p>(注1: 評価についての留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市部と地方部で差がある場合は、レポートにこれを反映 「不足」と評価された場合でも、全ての専門職が不足していることは意味せず、また、すべての地理的立地において採用が難しいことも意味しない なお、特定の専門職だけ労働力が不足している状況であって、推計モデルからは労働不足の状況が判明しなかった場合でも、特定の専門職の労働力不足について十分なエビデンスがあれば、その職種全体について労働力不足と判定 <p>(注2: 統計モデルの決定過程)</p> <ul style="list-style-type: none"> 約90の労働市場指標について、求人充足率の予測力をテストし、最終的に、予測力が高いと思われた10の指標を使った二項回帰モデルを決定 実測値としては、Survey of Employers who have Recently Advertised (SERA) を使用 (NSCの実施する、職種 (6-digit ANXSCO)ごとの人手不足をアセスメント) <p>(注3: ステークホルダーとの協議の詳細)</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象: Peak Body (利害関係を持つ業界団体)、産業団体、労働組合、地域団体 調査方法: 年2回のオンラインサーベイ及び対面調査 (又はオンライン) 調査内容: 採用が難しい職種に関し、人材にアクセスするにあたっての問題や要因について <p>(注4: NSCによる産業・職業アセスメントの例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 例えば、Reliance on Temporary Visa Holders and Training Funding Indicators (短期技能ビザの外国人にどれくらい依存しているかを測定。LFSとCensusにより、職業規模とビザ所有者のデータを得て、各職種においてビザ所有者が占める割合を把握) 	<p>(注5: 評価の基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来需要率 (将来需要 ÷ その職種の雇用者数) が平均より1標準偏差以上離れているかどうかで判断 平均については、2018年において中程度の需要と判断された職種規模でウェイトをかける。 <p>(注6: 5年ごとの雇用予測の算出方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> NSCが毎年算出している、産業、職種、技能レベル、地域ごとの雇用予測。LFS及びMid-Year Economic and Fiscal Outlook (MYEFO) のデータから時系列分析 (ARIMA) を行い、将来の動向を推計 <p>(注7: 代替率の算出方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> LFS及びPJSM (LFSの補足調査の一つ) のデータに基づき、国レベルでのみ算出

(出所) 豪州政府及びNSC, "Skills Priority List Methodology"
https://www.nationalskillscommission.gov.au/sites/default/files/2021-06/Skills%20Priority%20List%20Methodology_0.pdf

18

(4) 豪州 職業需要の評価 (4/6)

優先技能リスト (SPL) の作成プロセス (現在の労働力不足を判定する統計モデルに使用する10の指標)					
<ul style="list-style-type: none"> 以下の10の指標を、求人充足率の予測力が最も高い指標として絞り込み、現在の労働力不足を判定する統計モデルに組み込んでいる 					
指標名	統計名/ソース	調査対象	サンプルサイズ	抽出法	実施方法
求人充足率 (補足明変数)	SERAINSC	<ul style="list-style-type: none"> 全ての州・準州における、週15時間以上で、3か月以上の有償労働の特定の職位に関する求人 (自営業等を除く) ANZSCOの中でも比較的大規模な職種にフォーカスする (最新の国勢調査において、全国で1500以上の雇用のあるもの) 	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度は80職種について調査し、SPL2021に活用された。2021年度は、SPL2022に向け、250職種に拡大、1職種あたり年間50求人。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域ごとの雇用レベルによる固定・比例ブレンドアプローチ 	<ul style="list-style-type: none"> 最近求職活動を行った雇用者への電話調査
3年間の求職遅延の変化	LFS/ABS	<ul style="list-style-type: none"> 世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 15歳以上人口の0.32% (2万6千世帯、5万人) 	<ul style="list-style-type: none"> 三段階抽出法 第一段階での地域区分は1レベル1統計地域 	<ul style="list-style-type: none"> 世帯の代表者1名が、世帯情報及び全調査対象者の個別情報を回答
IVI求人数	Internet Vacancy Index/NSC	<ul style="list-style-type: none"> 豪州の三大職業広告サイトにおいて、1か月にオンラインで求人広告が掲載された件数をもとに、NSCが作った指標 全ての州・準州及び37地域が対象 	<ul style="list-style-type: none"> 対象の広告サイトに掲載されているものすべて (約350職種) 	<ul style="list-style-type: none"> 対象の広告サイトに掲載されているものすべて (約350職種) 	<ul style="list-style-type: none"> —
雇用者数	LFS/ABS	<ul style="list-style-type: none"> 省略 	<ul style="list-style-type: none"> 省略 	<ul style="list-style-type: none"> 省略 	<ul style="list-style-type: none"> 省略
1年間の失業率の変化	LFS/ABS	<ul style="list-style-type: none"> 省略 	<ul style="list-style-type: none"> 省略 	<ul style="list-style-type: none"> 省略 	<ul style="list-style-type: none"> 省略
1年間の平均収入の変化	豪州税務局 (ATO)	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 全数 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 業務統計
学士	Burning Glass Technology	<ul style="list-style-type: none"> Burning Glass Technologyが収集したオンライン上の求人データのうち、学士以上の学歴を要件とするもの 	<ul style="list-style-type: none"> 対象データ全て 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> —
学習多様性	国勢調査/ABS	<ul style="list-style-type: none"> 全世界 	<ul style="list-style-type: none"> 全世界 	<ul style="list-style-type: none"> 全世界 	<ul style="list-style-type: none"> オンラインフォーム又は紙の調査用紙を郵送
3年間の雇用の変化	LFS/ABS	<ul style="list-style-type: none"> 省略 	<ul style="list-style-type: none"> 省略 	<ul style="list-style-type: none"> 省略 	<ul style="list-style-type: none"> 省略
短期技能ビザ交付数	内務省	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 全数 	<ul style="list-style-type: none"> — 	<ul style="list-style-type: none"> 業務統計

(出所) 豪州政府及びNSC, "Skills Priority List Methodology"
https://www.nationalskillscommission.gov.au/sites/default/files/2021-06/Skills%20Priority%20List%20Methodology_0.pdf

(4) 豪州 職業需要の評価 (SMOLについての参考情報) (5/6)

技術移民職業リストの改訂過程、労働移民受入れ制度における位置づけ

国家技能委員会 (NSC) (2020年設置)

- 2018年の職業教育訓練システム (VET) 見直しの際、新しいVETのスムーズ化・強化を行う機関として設置が決まった。
- VETのモニタリング等のほか、豪州の労働市場と技能需要のアセスメントを行い、政府に対し助言を行う。
- 移民政策に関しては、**職業リスト (SMOL等) についての助言を行う。SMOLに関しては、優先技能リスト (SPL) に基づく助言を行う。**

(出所) 豪州政府 Department of the Prime Minister and Cabinet. (2017). "Strengthening Skills—Expert Review of Australia's Vocational Education and Training System". (<https://pmc.gov.au/resource-centre/domestic-policy/vet-review/strengthening-skills-expert-review-australia-vocational-education-and-training-system>)

及び豪州政府・NSC. (2019). "Inquiry into Australia's Skilled Migration Program—Submission from the National Skills Commissioner to the Joint Standing Committee on Migration", March 2021. (<https://www.aph.gov.au/DocumentStore.aspx?hearingid=29955&submissions=true>) から整理

技術移民職業リスト (SMOL) 改訂の流れ

(出所) 豪州政府・NSC. (2019). "Inquiry into Australia's Skilled Migration Program—Submission from the National Skills Commissioner to the Joint Standing Committee on Migration", March 2021. (<https://www.aph.gov.au/DocumentStore.aspx?hearingid=29955&submissions=true>)

豪州における主な就労ビザとSMOLの適用

ビザの名称	選抜方法	期間	居住地
Skilled Independent visa	ポイント制度	永住	全国
Skilled Nominated visa	ポイント制度	永住	全国
Skilled Regional (provisional) visa	ポイント制度	4年	地方
Employer Nomination Scheme	雇用主指名	永住	全国
Regional Sponsored Migration Scheme	雇用主指名	永住	地方
Temporary Skill Shortage visa (TSS)	雇用主指名	2年	全国

- 豪州の就労ビザには、ポイント制度に基づくビザと、雇用主による指名に基づくビザなどが計24あるが、うち**10のビザにおいて、技術移民職業リスト (Skill Migration Occupation List: SMOL) に該当することが要件**となっている。
- SMOLは、技術移民へのアクセスが適切と判断された約500の職業のリストで、ANZSCOのレベル1-3(※)が対象
- ※ Certificate IV (日本の専門学校) 程度以上が要件の高技能職が該当
- SMOLは次の3つのリストから構成される
 - 短期技能リスト (STSOL): 215の職業
 - 中長期戦略技能リスト (MLTSSL): 2120の職業
 - 地域職業リスト (ROL): 77の職業

(リスト掲載職業数の出所) ANZSCOSEARCHウェブサイト. (<https://www.anzscosearch.com/>)

20

(4) 豪州 職業需要の評価 (介護職について) (6/6)

介護職の需要についての評価方法

将来必要となる介護職員数の概算

- 将来必要となる介護職員数の概算は、**高齢者人口の将来推計に、現在の高齢者1人当たり介護職員数を掛け合わせて算出**されている
⇒ "2050年までに3,500万人が介護サービスを受けるようになると推定したうえで、介護職を98万人 (2010年の4倍) に増やす必要がある"

(参考) 推計方法

- 以下2種類の調査から、高齢者1人あたりの介護職員数を算出し、この比率が将来も継続すると仮定して、将来人口推計における2050年時点の高齢者数から、必要な介護職員数を算出
 - 施設サービス提供者について: 2007 National Aged Care Workforce Census (NACWC)
 - コミュニティケア提供者について: 2008 Community Care Census (Department of Health and Ageingが実施)
- 留意点として、将来は重度の要介護高齢者が増えるため、1人あたりに必要な介護職の人数も増えると思われるが、この点は考慮されていない。また、推計に使用した上記調査は、全ての介護職を網羅しているわけではない

(出所) 豪州政府 Productivity Commission "Caring for Older Australians", (<https://www.pmc.gov.au/inquiries/completed/aged-care/report>)

現在と将来の介護労働力不足状況の評価

- 介護職のうち、**専門性の高いRegistered Nursel**については、**SPLIにおいて労働力不足状況が評価**されている。(Registered Nurselは、SMOLのうちMLTSSL (中長期戦略技能リスト) に掲載されているため。)

(参考) Registered Nurselについて

- 病院、介護施設等において看護・介護ケアを提供する、ANZSCOレベル1の専門職 (学士以上の学歴、5年以上の実務経験)
- 小分類として、「Registered Nurse (Aged Care)」「Registered Nurse (Disability and Rehabilitation)」などに分類される
 - Registered Nurse (Aged Care): コミュニティや介護施設等において高齢者への看護・介護ケアを提供する者

- その他の介護職 (Aged and Disabled Cares や Nursing Support and Personal Care Workers) については、不足状況の定量的評価は行われていない**

(参考) その他の介護職について

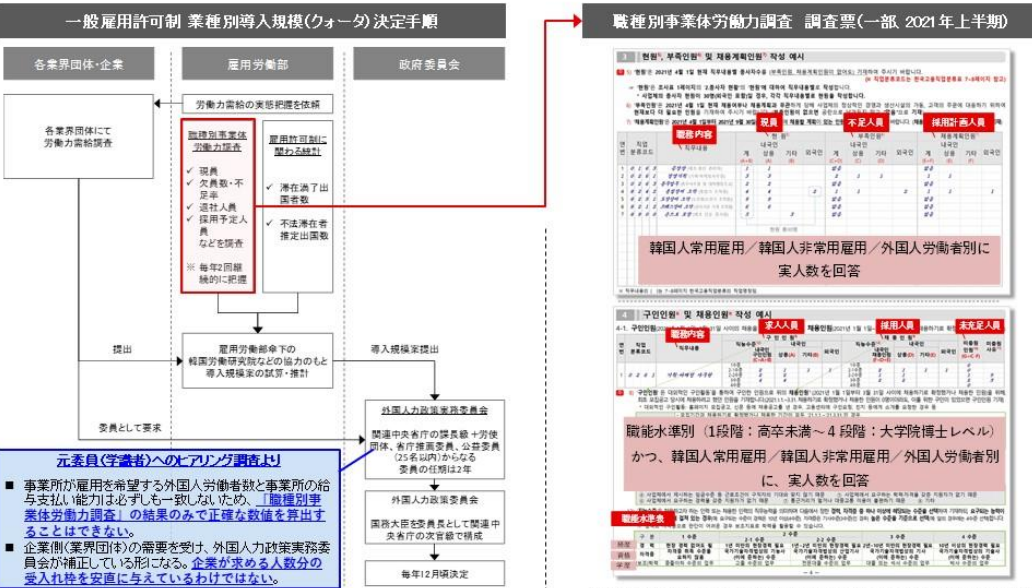
- 次の職種について、豪州政府と豪州の雇用主との間で**Labour Agreement (労働合意) が締結された場合は、Employer Nomination Schemeビザの取得が可能**となる (多文化なバックグラウンドを持つ高齢者を対象としたサービスを提供する事業者等を対象とし、通常のビザ枠組みでは獲得できない外国人材を受け入れる必要性について、個別に判断する)
 - Aged and Disabled Cares: 在宅生活をする高齢者や障害者に対し、生活援助、心理的支援、同行支援を提供
 - Nursing Support and Personal Care Workers: 施設・在宅等の別を問わず、患者に対し助介、支援、直接的ケアを提供。食事・着替え・入浴等の介助や、個別ケア計画の作成、リハビリ活動の補助、服薬介助などが含まれる

(出所) 豪州内務省, "Department of Home Affairs input to the Aged Care Royal Commission" August 2019, (https://agedcare.royalcommission.gov.au/system/files/2020-06/RCD_9999_0205_0045.pdf)

21

(5) 韓国 一般雇用許可制 受入れ規模算出根拠と方法(1/4)

以下では、韓国における一般雇用許可制の、年度別・業種別受入れ規模の算出根拠と方法について概要をまとめている。



22 (出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2019)「外国人労働者の受入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書」(厚生労働省委託事業)

(出所)雇用労働部「2021年上半期職種別事業体労働力調査 調査票」をもとに試記・追記

(5) 韓国 一般雇用許可制 受入れ規模算出根拠と方法(2/4)

職種別事業体労働力調査 概要	
統計名	職種別事業体労働力調査
実施機関・根拠規定	<ul style="list-style-type: none"> 実施機関: 雇用労働部 労働市場調査課 根拠規定: 統計法第18条により承認を受けた指定統計(第118005号) 事業所規模別、職種別、地域別(17市道)の統計情報を提供
期間	<ul style="list-style-type: none"> 年2回(上半期: 毎年4月1日基準、下半期: 毎年10月1日基準) 調査期間は45日間(2021年は、上半期: 2021/4/1-5/14、下半期: 2021/10/1-11/15)
調査対象・単位	<ul style="list-style-type: none"> 常用雇用5人以上の事業所のうち、国内での産業活動を行っている民間部門の全国約32,000事業所への標本調査 ただし、農業、林業、漁業、行政、国防、社会保障行政、家事サービス業、及び、他に分類されない自家消費生産活動、国防・外国機関(公務員在職期間除く)を除く 調査方法は、統計担当職員と統計調査官の面接調査(郵送調査、電話調査等も併用)
抽出方法(地域区分・オーバーサンプリング)	<ul style="list-style-type: none"> 調査基準日現在、国内での産業活動を行っている常用雇用5人以上の事業所のなかで、層化系統抽出方法によって抽出した、約32,000標本の事業所 標本の抽出は、2018年12月末基準「事業体労働力実態現況」(雇用労働部、2020年作成)を利用(最新の調査)標本は約3年周期で改編。「事業体労働力実態現況」は、統計調査「全国事業体調査」結果を労働行政基盤に合うよう加工(自営業、自営業者+無給家族従事者のみで構成される企業、公務員在職期間を除いて作成)したもので、事業体を対象とする各種統計調査の標本枠組みで使用される。層別は、常用雇用者5人以上の全事業体17市道、産業大分類と事業体規模別に層化(6,624個)。※事業体規模(常用雇用者数基準): 第1規模(5-9人)、第2規模(10-29人)、第3規模(30-99人)、第4規模(100-299人)、第5規模(300-499人)、第6規模(500人以上) 標本配分とサンプリングは以下の通り。各市道で産業大分類別の標本配分は、1)常用労働者300人以上の規模について全数抽出。労働者300人未満規模について、各市道単位で決定されたサンプルサイズを各層に対して配分。2)各産業大分類別の30ヶ所を優先配分後、比例配分法を行う。各市道の産業大分類内で事業体規模別標本配分は、300人以上の規模層には全数抽出して、300人未満の各事業体規模別の標本配分は現員基準のネイマ、配分法を適用する。- 各市道の産業大分類と事業体規模別のクロスでは、産業中分類別の標本配分は事業体数基準の比例配分法を適用する。
対象年齢	<ul style="list-style-type: none"> - (事業所調査)
国籍・出生地の把握	<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者について、現員、不足人員、採用予定人数等、韓国入常用雇用、韓国入非常用雇用とは別に、全ての項目を聴取
調査項目(概要)	<ul style="list-style-type: none"> 職務内容ごとの、現在の人員数、現在の不足人員数、採用予定人数、求人人員数、実際の採用人数、求人と採用の結果の未充足人員数
出所手法ガイド等	<ul style="list-style-type: none"> http://meta.narastat.kr/metasvc/svc/MetaDcDataPopup.do?orqid=118&confmNo=118005&kosisYrn=Y

(出所)雇用労働部(2020)「職種別事業体労働力調査統計情報報告書」をもとに作成

23

(5) 韓国 一般雇用許可制 受入れ規模算出根拠と方法(3/4)

一般雇用許可制 業種別導入規模(クォータ) 決定の計算式(2014年)

① 満期出国予定者の代替需要：17,396人

a) 3年の滞在期間満了者(49,106人)のうち、再雇用されない見込まれる労働者数(再雇用率77.5%(雇用労働部)を適用し、帰国率22.5%を積算) = 49,106人 × 0.225 = 11,049人

b) 再雇用満了者：12,880人

c) 帰国対象者数 = a) + b) = 23,929人

d) 帰国対象者数(23,929人)に対する再雇用満了者の不法滞在率27.3%を(2013年1月~9月)適用したときの、実際の帰国予想者数 = 23,929人 × 0.273 = 17,396人

② 産業別外国人労働者不足人員補充(追加需要)：25,593人

産業別外国人労働者不足人員
= 産業別外国人労働者数(2013年9月末) × 2013年上半期職種別事業体労働力調査結果に基づく該当業種の外国人労働者不足率
(製造業10.7%、農畜産業19.0%、建設業2.5%、サービス業10.7%)

③ 不法在留者出国予想人員の代替：10,000人

不法在留者の取り締まりによる出国予想人員の代替人数
業種別の不法在留者分布に基づいて各業種に再配分

⇒ 上記より、①+②+③=52,989人 ≈ 53,000人 と設定している

(出所) 韓国移民学会(2014)「韓国社会の中長期変化に適合する外国人労働者政策発展方策」
(注) 2015年以降の業種別導入規模決定も上記と同様の考え方で算出(政府資料、有識者ヒアリングより確認)

業種別導入規模決定方法について挙げられている課題

- 労働市場の需要構造にだけ焦点をあてており、供給側の要素と影響について考慮が不足した状態である
- 労働市場の需要側の実態把握として実施している「職種別事業体労働力調査」では、雇用主が主観的に判断して回答しているため、**自社で実際に給与支払い能力があるかどうかは別として、理想的もしくは少し多めの人員構成になるような希望的な需要を回答する誘引が常に働き、その結果、概して不足人員および不足人員率は高い結果として出る傾向にある**
- 「職種別事業体労働力調査」に基づく不足人員は、主観的な判断が多く介入する資料であるため、**より客観性が高い指標を導入規模の決定過程に複数含ませ、補完する必要がある**
- 短期間の人員不足の状況だけを考慮して外国人労働者の導入規模を設定しているため、**長期的な労働力構造の変化、雇用状況(失業率、遊休人材)、産業構造の変化に対応する総合的な検討が不十分**

(出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2019)「外国人労働者の受入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書」(厚生労働省委託事業)

24

(5) 韓国 一般雇用許可制 受入れ規模算出根拠と方法(4/4)



25

(5) 韓国 介護職の需要について

韓国における介護人材について

- 韓国では、日本の介護保険制度にあたる「老人長期療養保険制度」を2008年7月から開始。韓国では「高齢者長期療養人材」として、主に、日本の介護福祉士や訪問介護員（ホームヘルパー）1級・2級にあたる職業として、療養保護士（国家資格）が該当する。その他、高齢者長期療養人材として、社会福祉士、看護師、看護助手（准看護師に相当）、物理治療士（理学療法士に相当）、作業治療士（作業療法士に相当）などが挙げられる。
- 韓国保健社会研究院（2019）では、これらの高齢者長期療養人材の2030年時点の需要について推計（2018年時点の老人長期療養保険制度利用者数、将来人口推計（高齢人口）、高齢者長期療養人材数、配置基準等をもとに試算、下記参照）。
- なお、韓国における介護関係職種への外国人労働者の受入れは、中国朝鮮族らを中心とする在外同胞に限っている。在外同胞の従事産業をみると、建設業、製造業、卸・小売業で全体の8割程度を占めており、高齢者介護の従事者はごくわずかと推定される（統計庁・法務部「移民者滞留実態と雇用調査」2018年調査）。

区分	需給見通し	供給状況と労働環境の現状	需給不均衡の原因
療養保護士	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2018年時点：供給不足 ■ 2030年時点：供給不足予想 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性が約94%、施設就労より在宅就労の雇用形態が不安定 ■ 50-60歳代の療養保護士が81%を占める ■ 2018年基準で3年未満勤続者が69.6% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職業に対する社会的に低い評価 ■ 劣悪な労働環境と不適切な労務管理 ■ 不公正な賃金体系 ■ 業務範囲・業務分担の不明確性 など
社会福祉士	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2018年時点：供給不足 ■ 2030年時点：供給過剰予想 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性が約79%、比較的男性割合が高い方 ■ 40-50歳代が約半数、20-30歳代が比較的高い割合 ■ 2018年基準で3年未満勤続者が86.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低賃金、キャリアが反映されない賃金構造 ■ 過剰な業務量 ■ 不十分な教育 ■ アップグレードシステムの不在 など
看護師	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2018年時点：供給不足 ■ 2030年時点：供給不足予想 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性が約99%、在宅就労の雇用が不安定 ■ 2018年基準で3年未満勤続者が86.3% ■ 2018年の施設看護師の離職率が29.4% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 低賃金 ■ 質の低い教育、能力開発機械の不足 ■ 非効率な人材配置基準 など
物理治療士 （理学療法士に相当）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2018年時点：供給不足 ■ 2030年時点：供給不足予想 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性が81%、比較的男性割合が高い方 ■ 30-40歳代が66%を占める、施設就労が在宅就労よりも雇用形態が安定 ■ 2018年基準で3年未満勤続者が59.5% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 職種間の業務範囲の不明確性による葛藤 ■ 専門性を発揮できない労働環境 ■ 長期療養機関の業務と役割の体系的な教育の不在 など
作業治療士 （作業療法士に相当）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2018年時点：供給不足 ■ 2030年時点：供給過剰予想 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性が92% ■ 20-30歳代が93%、他職種に比べて平均年齢が最も若い ■ 2018年基準で3年未満勤続者が83.3% 	<ul style="list-style-type: none"> ■ （記載無し）

26

韓国保健社会研究院（2019）「人口構造の変化に対応した高齢者の長期療養人材中長期確保方案」

3 受入れ規模等の調整に係る制度

3. 受入れ規模等の調整に係る制度

概要

- 外国人労働者の受入れ調整に関する制度として、諸外国の事例を踏まえると、（1）国内労働者優先のための労働市場テストの実施、（2）受入れ人数・規模の規制、（3）雇用負担金として外国人を雇用する際に税の支払いを義務づけ、（4）外国人が就労する業種や職種の限定、（5）外国人が就労する事業所・職場の限定、（6）在留期間の限定（還流型受入れ）、（7）出身国・地域の限定等が行われている。
- 多くの諸外国では労働市場テストが行われているが、労働市場テストは実際には名目化しており、国内労働者を雇わなかったために申請が拒否されるケースはほとんどないことや、労働市場テストは、政府が国内労働市場を守るという大義名分を名乗るための方法という性格が強く、実効性については、政府も雇用主も疑念を持っていることが指摘されている。

27

(1) 外国人労働者の受入れ調整に関する制度比較

- 我が国と同じ、後発受入れ国とされる、韓国・台湾の低熟練外国人労働者の受入れ制度と、我が国の技能実習、特定技能と比較をしている。
- (1) 国内労働者優先のための労働市場テストの実施、(2) 受入れ人数・規模の規制、(3) 雇用負担金として外国人を雇用する際に税の支払いを義務づす、(4) 外国人が就労する業種や職種の限定、(5) 外国人が就労する事業所・職場の限定、(6) 在留期間の限定(遠流型受入れ)、(7) 出身国・地域の限定を行っている。

		日本		韓国		台湾
		技能実習	特定技能1号	一般雇用許可制	特別雇用許可制	外籍労働者受入れ
(1) 優先者	事業所別労働市場テスト (一定期間、各事業所が国内労働者向けの求人を実施)			●	●	●
	客観的労働市場テスト (公的統計を用いた労働力不足の確認)		▲ (分野ごと参照指標が異なる)	▲		
(2) 人数・規模	総量規制				●	
	業種・分野別規制 (クォータ(割当)制、雇用比率)		●	●		●
	事業所別規制 (受入れ人数制限・雇用上限率設定)	●	▲ (介護・建設のみ有)	●		
(3) 税	雇用負担金 (外国人一人雇用につき一定額を納税)		△ (建設のみ有るが目的が異なる)			●
(4) 分野	業種・職種の限定	●	●	●	●	●
(5) 就労先	就労先の限定	●		▲ (3年で3回まで移動可)		●
(6) 期間	在留期間の限定	● (1年、3年、5年)	● (最大通算5年)	● (原則3年、延長あり)	● (原則3年、延長あり)	● (原則3年、延長あり)
(7) 出身	出身国・地域の限定 (二国間協定締結国等のみからの受入れ)			●	●	●

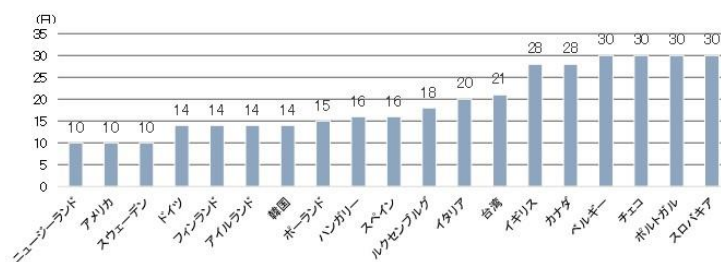
(出所)加藤英(2021)「諸外国の事例を通して考える『特定技能』鈴木江理子編著『アンダーコロナの移民たち日本社会の脆弱性があらわれた場所』明石書店 246-266頁を参照の上、一部追記(雇用負担金の特定技能1号部分を追加)

(2) 労働市場テスト(1/2)

(厚生労働省「外国人雇用対策の在り方検討会 中間取りまとめ」pp.52-53より)

- 労働市場テストは、非高度技能労働者の受入にあたり、国内労働者が悪影響を受けにくいことを確保する措置であり、実施方法は国によって異なる。非高度技能労働向けの短期間受入制度では、上限を設けるよりも労働市場テストを行う国が大半である(OECD(2019))。
- 労働市場テストの目的は、国内労働者に応募の機会を与えることと、産業別の賃金水準を守ることにある。労働市場テストを行う場合は、求人を広告することに加え、契約内容が審査される。賃金は、最低賃金、平均賃金、又は団体交渉による合意された賃金に合致することが求められる。さらに、国内労働市場を守るため、賃金や労働条件に加え、住宅の確保、移動費の支給が求められることもある。労働者の給与からこれら費用を天引きする場合には、制限を設けられることが一般的である(OECD(2008))。

諸外国における労働市場テスト 求人義務日数



(出所)台湾以外はOECD(2019)「Recruiting Immigrant Workers: Korea2019」、台湾は三菱UFJリサーチ&コンサルティング(2019)「外国人労働者の受入れによる労働市場への影響に関する調査研究事業報告書」(厚生労働省委託事業)をもとに作成
(注)国によって複数ある場合は短い方を記載。ニュージーランドは平均日数、ドイツは季節労働者の値。

29

(2) 労働市場テスト(2/2)

(一例) 韓国における労働市場テストの韓国人採用率

年	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
業種別												
製造業	1.28%	0.69%	0.41%	0.04%	0.38%	0.57%	0.95%	0.71%	0.52%	0.44%	0.65%	0.50%
建設業	0.00%	0.00%	0.00%	0.04%	0.00%	0.03%	0.03%	0.03%	0.01%	0.00%	0.01%	0.00%
農畜産業	0.16%	0.19%	0.16%	0.03%	0.01%	0.04%	0.02%	0.03%	0.02%	0.06%	0.08%	0.18%
漁業	-	-	0.00%	0.06%	0.00%	0.07%	0.05%	0.00%	0.03%	0.26%	0.03%	0.00%
サービス業	0.23%	0.05%	0.07%	0.09%	0.14%	0.05%	0.35%	0.22%	0.38%	0.00%	0.29%	0.28%
事業所規模別												
5人未満	0.88%	0.43%	0.20%	0.26%	0.20%	0.27%	0.41%	0.30%	0.14%	0.11%	0.11%	0.07%
5-9人	0.49%	0.42%	0.27%	0.32%	0.23%	0.32%	0.41%	0.33%	0.22%	0.16%	0.20%	0.20%
10-29人	1.61%	0.70%	0.35%	0.41%	0.36%	0.46%	0.87%	0.57%	0.39%	0.31%	0.48%	0.31%
30-49人	1.67%	1.09%	0.77%	0.52%	0.47%	0.77%	1.31%	1.08%	0.69%	0.60%	0.96%	0.74%
50-99人	1.56%	1.25%	0.95%	0.59%	0.59%	0.82%	1.65%	1.34%	0.96%	0.81%	1.10%	1.03%
100-299人	2.86%	3.00%	0.74%	0.28%	0.11%	0.65%	1.45%	1.42%	1.66%	1.42%	1.78%	1.08%
全体	1.08%	0.57%	0.31%	0.35%	0.30%	0.42%	0.75%	0.58%	0.42%	0.36%	0.51%	0.40%

(出所)ソウル・ドファン・イ・キム・キム・コンテ・バク・ノジュ(2015)「雇用負担金制度の導入と運営改善研究」をもとに作成

労働市場テストへの評価

- 労働市場テストは実際には名目化しており、国内労働者を雇わなかったために申請が拒否されるケースはほとんどない(OECD2019)。
- 労働市場テストは、政府が国内労働市場を守るという大義名分を名乗るための方法という性格が強く、実効性については、政府も雇用主も疑念を持っている。雇用主は外国人の雇用許可を得るために必要とされるプロセス、形式化された一種の儀式として理解しており、国内労働者の求人は形骸化する(上林2015)。
- 韓国において、労働市場テストにおいて最低賃金ぎりぎりの求人が多く、自国民労働者が採用に至るケースに限られ、現実的には機能していない。改善の方向として、以下の観点が挙げられている(韓国労働研究院2017、現代経済研究所2016、キム・ユンス2013)
 - 最低賃金額以上の賃金基準となる具体的な指標を設定するためのガイドラインの作成
 - 同じ職種内の平均賃金の一定範囲以内での賃金を支給するようにするなどの方角に労働市場テストの要件を強化
 - 労働市場テストを通して韓国人を採用する場合は、賃金や社会保険の公的補助などインセンティブを付与

(出所)

OECD(2019)「Recruiting Immigrants Workers: Korea2019」

上林千恵子(2015)『外国人労働者受け入れと日本社会—技能実習制度の展開とシレンマ』東京大学出版会

韓国労働研究院(2017)「外国人就業ビザ制度 雇用影響評価」

現代経済研究所(2016)「外国人労働者 労働市場テストの研究—移民政策的観点を中心に」。(韓国語)

30 キム・ユンス(2013)「外国人労働者導入体系改編の必要性と制度改善案」『韓国開発研究院『KD政策フォーラム』255号:1-11頁

4 その他

4. その他



- **特定技能1号**：特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、
(14分野) 建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品製造業、外食業
(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

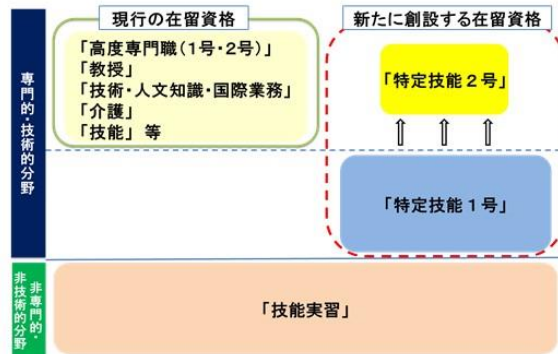
特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年、1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- 家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者、子）
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



分野別方針について(14分野)

分野	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の最大値) (注)	人材基準		その他重要事項		
		技能 試験	日本語 試験	従事する業務	雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件
厚労省	介護	60,000人	介護技能 評価試験	国際交流 基金日本語 基礎テスト (上記に加え、 介護日本語 評価試験)	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、 排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レク レーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問サービスは対象外 (1試験区分)	直接 ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定
	ビルクリー ニング	37,000人	ビルクリー ニング分野特 定技能 1号評価試験	国際交流 基金日本語 基礎テスト	・建築物内部の清掃 (1試験区分)	直接 ・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受け ていること
経産省	素形材 産業	21,500人	製造分野 特定技能 1号評価試験 (仮)	国際交流 基金日本語 基礎テスト	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・アルミニウム 陽極酸化処理 ・仕上げ ・機械検査 ・機械保全 ・塗装 ・溶接 (13試験区分)	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	産業機械 製造業	5,250人	製造分野 特定技能 1号評価試験 (仮)	国際交流 基金日本語 基礎テスト	・鋳造 ・鍛造 ・ダイカスト ・機械加工 ・塗装 ・鉄工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・金属プレス加工 ・機械検査 ・機械保全 ・工業包装 (18試験区分)	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	電気・電子 情報 関連産業	4,700人	製造分野 特定技能 1号評価試験 (仮)	国際交流 基金日本語 基礎テスト	・機械加工 ・金属プレス加工 ・工場板金 ・めっき ・仕上げ ・機械保全 ・電子機器組立て ・電気機器組立て ・プリント配線板製造 ・プラスチック成形 ・塗装 ・溶接 ・工業包装 (13試験区分)	直接 ・経産省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・経産省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと

分野別方針について(14分野)

分野	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の最大 値)(注)	人材基準		従事する業務	その他重要事項		
		技能 試験	日本語 試験		雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件	
国 交 省	建設	40,000人	建設分野 特定技能 1号評価試験 (仮)等	国際交流 基金日本語 基礎テ スト	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工 ・土工 ・屋根心き ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 ・内装仕上げ ／表装 [11試験区分]	直接	・外国人の受入れに関する建設業者団体に所属すること ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・建設業法の許可を受けていること ・日本人と同等以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行う契約を締結していること ・雇用契約に係る重要事項について、母国語で書面を交付して説明すること ・受入れ建設企業単位での受入れ人数の設定 ・報酬等を記載した「建設特定技能受入計画」について、国交省の認定を受けること ・国交省等により、認定を受けた「建設特定技能受入計画」を適正に履行していることの確認を受けること ・特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること等
	造船・ 船用工業	13,000人	造船・船用工 業分野 特定技能 1号評価試験 (仮) 等	国際交流 基金日本語 基礎テ スト	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て [6試験区分]	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること
	自動車 整備	7,000人	自動車整備 特定技能評 価試験(仮) 等	国際交流 基金日本語 基礎テ スト	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備 [1試験区分]	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・道路運送車両法に基づく認証を受けた事業場であること
	航空	2,200人	航空分野技 能評価試験 (空港グランド ハンドリング 又は航空機 整備)(仮)	国際交流 基金日本語 基礎テ スト	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2試験区分]	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・空港管理規則に基づき構内営業承認等を受けた事業者又は航空法に基づき航空機整備等に係る認定事業場等であること
	宿泊	22,000人	宿泊業 技能測定 試験	国際交流 基金日本語 基礎テ スト	・フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1試験区分]	直接	・国交省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・国交省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、上記条件を満たす登録支援機関に委託すること ・「旅館・ホテル営業」の許可を受けた者であること ・風俗営業関連の施設に該当しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと

分野別方針について(14分野)

分野	人手不足状況 受入れ見込数 (5年間の最大 値)(注)	人材基準		従事する業務	その他重要事項		
		技能 試験	日本語 試験		雇用 形態	受入れ機関に対して特に課す条件	
農 水 省	農業	36,500人	農業技能 測定試験(耕 種農業全般 又は畜産農 業全般)(仮)	国際交流 基金日本語 基礎テ スト	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2試験区分]	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、協議会に対し必要な協力を行う登録支援機関に委託すること ・労働者を一定期間以上雇用した経験がある農業経営体であること
	漁業	9,000人	漁業技能 測定試験(漁 業又は養殖 業)(仮)	国際交流 基金日本語 基礎テ スト	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理・収穫(獲)・処理、安全衛生の確保等) [2試験区分]	直接 派遣	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・農水省が組織する協議会において協議が調った措置を講ずること ・登録支援機関に支援計画の実施を委託するに当たっては、分野固有の基準に適合している登録支援機関に限ること
	飲食品 製造業	34,000人	飲食品 製造業 技能測定 試験(仮)	国際交流 基金日本語 基礎テ スト	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生) [1試験区分]	直接	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
	外食業	53,000人	外食業 技能測定 試験	国際交流 基金日本語 基礎テ スト	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1試験区分]	直接	・農水省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・農水省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・風俗営業関連の営業所に就労しないこと ・風俗営業関連の接待を行わないこと

(注)14分野の受入れ見込数(5年間の最大値)の合計:345,150人

(参考) 特定技能 分野別受入れ上限、充足状況、上限設定根拠(1/3)

「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」より

制度の意義に関する事項

- 中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

特定技能外国人を受け入れる分野

- 生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業分野)

人材が不足している地域の状況に配慮

- 大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

受入れ見込み数

- 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

人手不足状況の変化等への対応

- 分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
- 向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づき外国人受入れの上限として運用

36

(出所)「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について(平成30年12月25日閣議決定)」をもとに作成

(参考) 特定技能 分野別受入れ上限、充足状況、上限設定根拠(2/3)

- 特定技能制度では、特定産業分野ごとに制度開始から5年間の受入れ上限が設定されている。各分野の上限の合計は345,150人となっている。
- 令和3年6月末時点の特定技能外国人の受入れは、全14分野で29,144人(5年間の受入れ上限に対する充足率8.4%)となっている。
- 分野によって、充足状況が異なり、産業機械製造業では46.3%と最も高い充足状況となっている。

特定産業分野	a 特定技能1号 受入れ上限 (2019-23年度)	b 充足状況(2021年6月末時点)			
		全体	技能実習 から移行	試験合格 他	充足率 (b/a)
1 介護	60,000	2,703	0	2,703	4.5%
2 ビルクリーニング	37,000	362	238	124	1.0%
3 素材産業	21,500	1,975	1,974	1	9.2%
4 産業機械製造業	5,250	2,432	2,429	3	46.3%
5 電子・電気情報関連産業	4,700	1,322	1,319	3	28.1%
6 建設	40,000	2,781	2,740	41	7.0%
7 造船・船用工業	13,000	760	756	4	5.8%
8 自動車整備	7,000	348	328	20	5.0%
9 航空	2,200	22	0	22	1.0%
10 宿泊業	22,000	110	-	110	0.5%
11 農業	36,500	4,008	3,855	153	11.0%
12 漁業	9,000	354	352	2	3.9%
13 飲食品製造業	34,000	10,450	9,683	767	30.7%
14 外食業	53,000	1,517	0	1,517	2.9%
合計	345,150	29,144	23,674	5,470	8.4%

(出所)出入国在留管理庁「各四半期末の特定技能在留外国人数」(令和3年6月末)、「分野別運用方針」をもとに作成

37

(参考) 特定技能 分野別受入れ上限、充足状況、上限設定根拠 (3/3)

- 特定技能制度の分野別運用方針等に基づき、現在の各分野の受入れ上限算出根拠としている統計等は以下の通り。
- 各分野によって、参照する統計や参照時点が異なっている状況がある。

根拠	算出のため依拠している内容		参照時点
1 政府統計を参照していると確認できるもの	2 ビルクリーニング	厚生労働省「一般職業紹介状況」	2017年
	3 素材材産業	厚生労働省「一般職業紹介状況」	2017年
	7 造船・船用工業	厚生労働省「一般職業紹介状況」	2017年
	8 自動車整備業	厚生労働省「一般職業紹介状況」	2017年
	9 航空	厚生労働省「雇用動向調査」	2016年
	10 宿泊	厚生労働省「雇用動向調査」	2017年
	12 漁業	総務省「労働力調査」	2018年
	13 飲食料品製造業	経済産業省「経済センサス」、「工業統計調査」、厚生労働省「雇用動向調査」	2016年
	14 外食	総務省「労働力調査」、厚生労働省「雇用動向調査」	2017年
	2 各省庁が所管する事業計画・審議会答申・報告書等に依拠しているもの	1 介護	「第7期介護保険事業計画」における人材不足見込み数
7 造船・船用工業		「交通政策審議会答申」での目標達成のための必要労働者数	2016年4月
11 農業		「新たな外国人材の受入れ制度に関する基本的考え方」(農業労働力支援協議会)における人材不足見込み数	2018年9月
3 その他・不明 (政府統計に基づき算出していると思われるが、具体的な記載がないもの)	4 産業機械製造業	(未充足数を用いているため、雇用動向調査を参照していると推察)	
	5 電気・電子情報関連産業	(未充足数を用いているため、雇用動向調査を参照していると推察)	
	6 建設	—	

(出所) 分野別運用方針、第196回国会提出資料、加藤真(2021)「特定技能外国人5年で34.5万人」まどう算出されているか」サーテナウレポート をもとに作成

外国人の雇用・労働に係る
統計整備に関する研究会報告書

令和4年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社